

## 政策評価審査表（規制の事前評価関係）

政策の名称	青少年自立支援地域協議会の事務に従事する者又は事務に従事していた者の秘密保持義務の新設	評価の対象とした法令の名称	青少年総合対策推進法	府省名	内閣府
-------	---	---------------	------------	-----	-----

## 規制の目的、内容及び必要性等

## (1) 規制の目的及び必要性

本法案においては、ニート、ひきこもりなど自立した社会生活を営む上での支援を必要とする青少年に対する支援を総合的に行うためのネットワークである地域協議会（青少年自立支援地域協議会）を置くこととしている。

地域協議会を構成する関係機関等の職員等は、その事務を行うにあたり、支援対象者の個人情報に触れることが予想されることから、事務に関して知り得た秘密を保持する義務が必要である。

また、当該義務を整備することにより、支援対象者が安心して地域協議会への情報提供を行うことができると考えられ、地域協議会における積極的な情報交換、連携の促進等が期待される。

## (2) 規制の内容

青少年自立支援地域協議会を構成する関係機関等の職員等に対し、事務に関して知り得た秘密を保持する義務を課す。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p>【遵守費用】 特に遵守費用は想定されない。</p> <p>【行政費用】 特に行政費用は想定されない。</p> <p>【その他の社会的費用】 その他社会的費用として増加する費用は想定されない。</p>	<p>青少年自立支援地域協議会の支援対象者の個人情報保護することにより、これらの情報が悪用されることを防ぐとともに、青少年自立支援地域協議会に対する国民の信頼性を確保し、その諸活動の成果を上げることができる。</p>	<p>本法案では、支援対象者の個人情報保護することにより、これらの情報が悪用されることを防ぐとともに、青少年自立支援地域協議会関係者による事務に対する国民の信頼性を確保し、その諸活動の成果を上げることができる。また、本法案では秘密保持義務を課すことによる新たな費用が想定されない。</p>	<p>青少年自立支援地域協議会の事務に従事する者又は事務に従事していた者の秘密保持義務を課さない。 (注3)</p>	<p>本法案では、法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>

- (注) 1 内閣府の規制の事前評価書(平成21年3月2日付け府評広第32号による送付分)を基に当省が作成した。  
2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(規制の事前評価関係)の記載事項」を参照  
3 「代替案との比較」欄について、本審査においては、評価書に代替案として記載されているものは内容的にベースラインに該当すると判断し、「審査結果整理表(規制の事前評価関係)」において「代替案の記述なし」とした。

政策の名称	会社の株式取得についての事前届出制度の導入、株式取得会社の届出基準算定範囲の変更等、共同の株式移転についての実体規定及び届出規定の導入等	評価の対象とした法令の名称	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	府省名	公正取引委員会
-------	--	---------------	------------------------	-----	---------

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### (1) 規制の現状

##### ア 株式取得の事後報告制度について

現行の独占禁止法第4章における企業結合規制では、合併等については事前届出制を、株式取得については事後報告制を採っている。

##### イ 株式取得会社の届出基準算定範囲について

現行の株式取得会社の届出基準算定範囲については、単体総資産額が20億円を超える会社であって、かつ、当該会社並びに当該会社の国内の子会社（当該会社が議決権50%超を保有する会社）及び国内の親会社（当該会社の議決権の50%超を保有する会社）の総資産合計額が100億円を超える会社が、単体総資産額が10億円を超える会社の議決権を、10%、25%又は50%を超えて取得した場合に報告義務がある。

#### (2) 規制の目的、内容及び必要性

##### ア 株式取得の事前届出制度の導入

現行法においては、合併等については事前届出制であるのに対し、株式取得については事後報告制を採っている。

しかし、企業結合という点で競争上の効果は同様であるにもかかわらず、その形態によって届出等を行う時点が異なるということでは、企業結合規制の在り方として整合性に欠ける。また、海外の主要国では、株式取得を含めたすべての企業結合について事前届出制を採用しているところ、我が国だけでなく海外の競争当局にも届出を行うような事案については、仮に競争上の問題があればそれについて競争当局間で調整を行うことが競争当局及び当事会社の双方にとって望ましいにもかかわらず、そのような協力が行いにくい状況にある。

さらに、海外の競争当局が審査を終えた事案について、株式取得後に再度公正取引委員会に報告が行われ、公正取引委員会の審査の結果、独占禁止法上問題があると判断された場合には、株式の売却等何らかの排除措置を命じられるといった事態も生じかねない。

こうした点を勘案して、株式取得についても事前届出制を導入する必要がある。

##### イ 株式取得会社の届出基準算定範囲の変更等

持株会社の解禁や連結決算制度の導入をはじめとしたグループ法制の整備が行われた結果、グループ経営の考え方が主流になってきているところ、届出算定範囲を会社並びに当該会社の直接の国内の子会社及び親会社に限定していることから、国内の会社及び外国会社の株式取得について、国内市場に与える影響が大きな事案であっても届出がなされない場合があった。

また、企業結合規制の目的は、価格等のある程度自由に支配できる市場支配力の形成・維持・強化を未然に防止する点にあることにかんがみれば、企業結合審査実務において市場シェアの算出にも用いられている売上高の方が、総資産よりも届出基準として望ましいと考えられる。

こうした点を勘案して、株式取得会社の届出基準算定範囲について、当該会社並びに当該会社の国内の子会社及び親会社の総資産合計額を用いた基準から、株式取得会社の属する企業結合集団の最終親会社及びそのすべての子会社の国内売上高合計額を用いた基準へ変更を行う必要がある。

また、届出基準算定範囲を企業結合集団の国内売上額に変更することに伴い、届出基準額についても、株式取得会社については、200億円を下回らない範囲において政令で定める額に、被取得会社である株式発行会社については、50億円を下回らない範囲において政令で定める額に、それぞれ届出基準額を設定する。

加えて、届出閾値については、当事会社の議決権保有割合が現行の10%を下回らない範囲において政令で定める数値から、企業グループの議決権保有割合が20%を下回らない範囲において政令で定める数値に引き上げる。

なお、合併等についても、同様に国内売上高を用いた届出基準とする等とする。

##### ウ 共同の株式移転について

共同の株式移転については、持株会社の設立と同時に株式移転が行われるところ、移転前には株式を所有することとなる持株会社が設立されていないため、株式取得に事前届出制を導入した場合、独占禁止法上問題となる場合に措置を命ずるべき会社が存在しないという事態が生じる。

そのため、上記アの株式取得の事前届出制度の導入に併せて、共同の株式移転についての実体規定及び届出規定を導入する必要がある。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 届出基準を満たす事業者においては、届出に係る待機期間（原則30日）を意識しつつ、株式取得の実務を行うことから、株式取得の実行前に届出書の提出手続に係る費用（書類作成、関連する商品又は役務の市場の状況を把握するための調査等）が発生する。</p> <p>しかしながら、届出基準算定範囲の変更、閾値の引上げ等により、届出件数自体は現行よりも減少することが見込まれることから、全体として事業者側の負担すべき費用は減少すると見込まれる。</p> <p><b>【行政費用】</b> 株式取得の事前届出制度の導入、株式取得会社の届出基準算定範囲の変更等並びに共同の株式移転についての実体規定及び届出規定の導入によって生じる行政費用は職員の事務費用のみであり、それ以外に追加的な行政費用は発生しない。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 株式取得の事前届出制の導入、株式取得会社の届出基準算定範囲の変更等並びに共同の株式移転についての実体規定及び届出規定の導入により、独占禁止法上問題となる蓋然性の高い企業結合についてより適時かつ適切に端緒を得ることが可能となることから、これらは公正かつ自由な競争環境のより一層の確保に資すると考えられる。</p>	<p>届出基準算定範囲を企業結合集団にすることにより当事会社のグループ事業遂行能力をより適切に把握することができると考えられる。</p> <p>また、企業結合審査実務において市場シェアの算出にも用いられている売上高を用いることで、市場の状況をより適切に反映した基準により届出がなされることとなると考えられる。</p> <p>さらに、届出基準算定範囲の変更、届出閾値の引上げ等により、企業側の負担を現在よりも減らしつつ、独占禁止法上問題となる蓋然性の高い企業結合についてより適切に端緒を得ることができるようになると考えられる。</p> <p>加えて、現行法では、株式取得については事後報告制が採用されているところ、株式取得により、いったん企業結合関係が形成された後に競争上の問題を指摘する場合、事後的な株式取得会社による株式発行会社の株式の売却等は必ずしも容易ではないことから、合併等と同様の事前届出制を導入することは、法的安定性の確保に資すると考えられる。また、共同の株式移転については、根拠規定が明確になることにより、規制の実効性確保に資する。</p>	<p>規制の費用については、改正後においては届出・報告件数が減少し、全体として事業者側の負担すべき費用は減少することが見込まれる。</p> <p>他方、規制の便益については、株式取得の事前届出制の導入並びに共同の株式移転についての実体規定及び届出規定の導入により関係当事会社にとって法的安定性が確保されること、また、届出基準算定範囲の変更等により独占禁止法上問題となる蓋然性の高い企業結合についてより適切に端緒を得ることが可能となることから、便益は向上するものと考えられる。</p> <p>以上の点を踏まえると、便益は費用を上回り、公正かつ自由な競争環境のより一層の確保に資すると考えられることから、今回の改正内容は、適切なものであると考えられる。</p>	<p>現行制度を維持する。 (注3)</p>	<p>改正独占禁止法の施行から5年後に、改正規定の施行の状況を勘案し、必要があれば、当該規定に係る検討・見直しを行う。</p>

(注) 1 公正取引委員会の規制の事前評価書（平成21年2月26日付け公官総第93号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

3 「代替案との比較」欄について、本審査においては、評価書に代替案として記載されているものは内容的にベースラインに該当すると判断し、「審査結果整理表（規制の事前評価関係）」において「代替案の記述なし」とした。

<b>政策の名称</b>	高齢運転者標識の表示義務の見直し	<b>評価の対象とした 法令の名称</b>	道路交通法	<b>府省名</b>	国家公安委 員会・警察庁
--------------	------------------	---------------------------	-------	------------	-----------------

**規制の目的、内容及び必要性等**

- (1) 目的  
高齢運転者の理解と支持の下に、高齢運転者標識制度の適切な運用を図る。
- (2) 内容  
平成19年の道路交通法改正によって導入された、75歳以上の運転者に対する高齢運転者標識の表示の一律義務付けに関する規定は、当分の間、適用しないこととし、70歳以上75歳未満の者と同様に努力義務にとどめることとする。
- (3) 必要性  
平成19年の道路交通法改正によって75歳以上の高齢運転者に表示が義務付けられた高齢運転者標識の制度は、平成20年6月1日から施行されたが、警察としては、施行日から1年間に制度周知のための期間として、高齢運転者標識の表示義務違反の取締りを行わないとしたところである。その後、施行から半年余りが経過したが、警察その他関係機関・団体による積極的な広報啓発活動等の結果、平成20年9月現在の75歳以上の運転者の高齢運転者標識の表示率は75.4%にまで上昇するなど、高齢運転者の交通安全に関する意識が高まっている。  
これらの状況等を踏まえると、今後も、広報啓発活動等に引き続き積極的に取り組むことにより、本制度を普及定着させることが可能であると考えられることから、道路交通法を改正し、本制度の規定を当分の間、適用しないこととするとともに、70歳以上75歳未満の者と同様、努力義務にとどめることとする必要がある。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 改正案及び代替案について新たな遵守費用は発生しない。</p> <p><b>【行政費用】</b> 改正案では、これまでと同様、高齢運転者標識の普及定着を図るための広報啓発活動等に係る負担が発生する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 改正案では、加齢に伴う身体機能の低下が運転に影響を及ぼしているにもかかわらず、高齢運転者標識を表示しない高齢運転者がいる場合には、これらの者の安全確保を十分に図ることができなくなる。</p>	<p>改正案では、高齢運転者標識の表示義務が努力義務にとどまることにより、75歳以上の高齢運転者に対する罰則の適用がなくなる。</p>	<p>改正案では、これまで同様、広報啓発活動等に係る費用は生じるものの、身体機能の低下が顕著でない高齢運転者の負担を軽減した上で、身体機能の低下が運転に影響を及ぼしている高齢運転者に対して必要な保護を与え、これらの者の安全確保を図ることができる。</p>	<p>《代替案》 70歳以上の高齢運転者に対する高齢運転者標識の表示義務を廃止する。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> 改正案及び代替案について新たな遵守費用は発生しない。</p> <p><b>【行政費用】</b> 代替案では、高齢運転者標識制度の普及定着を図るための負担はなくなる一方、廃止に伴う広報啓発活動等に係る負担が一時的に発生する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 代替案では、平成9年の制度導入以降、一定程度普及定着してきた高齢運転者標識制度の廃止により、社会的な混乱を招くおそれがあるほか、表示の効果として周囲の運転者に課されていた、幅寄せや割り込みを禁止するという保護義務も廃止されることとなり、高齢運転者の安全確保を十分に図ることができなくなる。</p> <p>《便益の分析》 代替案では、努力義務も含む表示義務が廃止されることにより、70歳以上の高齢運転者は、高齢運転者標識の表示を義務付けられる負担が生じなくなる。</p> <p>《政策評価の結果》 代替案では、高齢運転者の負担はなくなるものの、制度の廃止に伴う広報啓発活動に係る費用にとどまらず、一定程度普及定着してきた制度の廃止による社会的な混乱や交通安全の確保の低下等の多大な社会的費用が生じる。したがって、改正案を選択することが妥当であると評価できる。</p>	<p>将来における高齢運転者標識の普及状況等に応じて必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。</p>

(注) 1 国家公安委員会・警察庁の規制の事前評価書(平成21年2月27日付け国公安交発第8号警察庁甲交発第1号による送付分)を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(規制の事前評価関係)の記載事項」を参照

政策の名称	高齢運転者等専用駐車区間制度の導入	評価の対象とした法令の名称	道路交通法	府省名	国家公安委員会・警察庁
-------	-------------------	---------------	-------	-----	-------------

**規制の目的、内容及び必要性等**

- (1) 目的  
 高齢社会の進展に伴い、高齢運転者の割合が高まる一方で（平成19年の70歳以上の免許保有者数・構成比は616万人・7.7%で、平成9年と比較してそれぞれ2.2倍、3.8%の増加）、高齢者にとって自動車は日常生活における不可欠な移動手段であることにかんがみ、高齢運転者等に対して安全で快適な駐車環境を提供する。
- (2) 内容  
 駐車が禁止されている道路の部分（※）又は時間制限駐車区間の一部について都道府県公安委員会が指定した区間（以下「高齢運転者等専用駐車区間」という。）においては高齢運転者等が運転する普通自動車に限り駐車することができることとする。また、都道府県公安委員会は、高齢運転者等の申請に基づき、当該高齢運転者等が届出に係る普通自動車の運転者であることを示す標章をあらかじめ交付し、高齢運転者等は、高齢運転者等専用駐車区間に駐車している間、標章を当該普通自動車の前面の見やすい箇所に掲示するものとする。  
 （※）従来すべての車両の駐車が禁止されていた道路の部分が高齢運転者等が運転する普通自動車に限り駐車できるようにする場合や従来すべての車両が駐車できた道路の部分の駐車禁止とした上で高齢運転者等が運転する普通自動車に限り駐車できるようにする場合がある。
- (3) 必要性  
 高齢運転者等専用駐車区間制度を実効あるものとするため、高齢運転者等以外の者が運転する車両の区間内における駐車を禁止する必要がある。また、高齢運転者等専用駐車区間に駐車している普通自動車の運転者が高齢者等であることを外形上識別可能とするため、高齢運転者等専用駐車区間に駐車する普通自動車を高齢運転者等にあらかじめ届出をさせ、駐車している間、届出に係る普通自動車の車両登録番号等が記載された標章を当該普通自動車の前面の見やすい位置に掲示させる必要がある。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 改正案では、高齢運転者等については、標章交付の申請に係る負担が発生する。高齢運転者等以外の者が運転する車両については、駐車ができないという負担が発生する。</p> <p><b>【行政費用】</b> 改正案では、高齢運転者等に対する標章交付に係る負担が発生する。また、高齢運転者等以外の者が運転する車両が高齢運転者等専用駐車区間に駐車した場合の取締りに係る負担が発生する。高齢運転者等専用の区間であることの趣旨を徹底するため、広報啓発活動等に係る負担が発生する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 改正案及び代替案について、その他の社会的費用は発生しない。</p>	<p>改正案では、高齢運転者等専用駐車区間に駐車している普通自動車が高齢運転者等が運転する普通自動車であることの外形的識別及び違反して駐車している車両の排除が可能になる。その結果、制度を実効あるものとすることができる。</p>	<p>改正案では、必要最小限の費用により制度を実効あるものとすることができる。</p>	<p>《代替案》 高齢運転者等が運転する普通自動車であることを識別する手段として、高齢運転者標識等を利用する。 高齢運転者等以外の者が運転する車両は、高齢運転者等専用駐車区間に駐車しないように努めなければならないこととする。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> 代替案では、高齢運転者等以外の者が運転する車両については、高齢運転者等専用駐車区間に駐車しないように努めなければならない負担が発生する。</p> <p><b>【行政費用】</b> 高齢運転者等専用の区間であることの趣旨を徹底するため、広報啓発活動等に係る負担が発生する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 改正案及び代替案について、その他の社会的費用は発生しない。</p> <p>《便益の分析》 <b>【便益】</b> 代替案では、高齢運転者等専用駐車区間に駐車している普通自動車が高齢運転者等が運転する普通自動車であることの外形的識別ができない。また、違反して駐車している車両を排除することができない。その結果、制度を実効あるものとすることができない。</p> <p>《政策評価の結果》 代替案では、広報啓発活動等に係る行政の負担が生じるにもかかわらず、違反して駐車している車両を実効的に排除できず、制度が機能しない。したがって、改正案を選択する必要がある。</p>	<p>新設規制は、制度の実効性を確保するための必要最低限の措置であることから、見直しの必要性は想定され難いが、社会情勢に応じて必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。</p>

(注) 1 国家公安委員会・警察庁の規制の事前評価書（平成 21 年 2 月 27 日付け国公安交発第 8 号警察庁甲交発第 1 号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

政策の名称	信用格付業者に対する公的規制の導入	評価の対象とした 法令の名称	金融商品取引法	府省名	金融庁
-------	-------------------	-------------------	---------	-----	-----

### 規制の目的、内容及び必要性等

(現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性)

① 現状と問題点

信用格付は、投資者が投資判断を行う際の信用リスク評価の参考として、金融・資本市場において広範に利用されており、投資者の投資判断に大きな影響を与えているが、信用格付を付与し、投資者に対して幅広く提供している格付会社は、これまで規制対象とはされてこなかった。

しかしながら、近年の米国の企業会計不正事件やサブプライム・ローン問題を巡り、格付会社について、利益相反の可能性、格付プロセスの品質管理の欠如、情報開示の不足等の問題や、投資者による格付への過度の依存について、様々な問題点が指摘されており、これらに対して適切な措置を講じていくことが求められている。

国際的には、格付会社が遵守すべきルールとして、証券監督者国際機構（IOSCO）による基本行動規範が策定されており、上記サブプライム・ローン問題を受けて、平成20年5月に改訂されている。また、「金融・世界経済に関する首脳会合（平成20年11月15日）」において、「合意され強化された国際的行動規範に整合的に、信用格付会社に対する強力な監督を実施していく」こと等についての合意がなされ、欧米においても規制の導入・強化の議論が進展している。

② 規制の新設の目的及び必要性

金融・資本市場における情報インフラとしての役割の重要性、指摘されている様々な問題への対応、国際的な規制の導入・強化の動向を踏まえ、我が国においても、資本市場の機能の十全な発揮や投資者保護の観点から、格付会社に対する国際的に整合的な公的規制の枠組みを導入することが必要である。

(規制の新設又は改廃の内容)

① 信用格付業者に対する登録制の導入

(i) 信用格付業を行う法人等は、登録を受けることができることとする。

(ii) 登録拒否事由として、信用格付業を公正かつ的確に遂行するための体制が整備されていると認められない法人等を規定し、登録手続等について所要の規定を整備する。

② 信用格付業者の業務に関する規定の整備

(i) 信用格付業者並びにその役員及び使用人は、独立した立場において公正かつ誠実にその業務を遂行しなければならないこととし、信用格付業者について、信用格付業を公正かつ的確に遂行するため、利益相反防止等の業務の執行の適正を確保するための措置を含む業務管理体制の整備を義務付けることとする。

(ii) 信用格付業者は、自己の名義をもって、他人に信用格付業を行わせてはならないこととする。

(iii) 信用格付業者又はその役員若しくは使用人について、信用格付の対象となる事項に関し一定の利害を有する者と一定の密接な関係を有する場合には、当該信用格付を提供し、又は閲覧に供する行為を禁止する等の禁止行為の規定を整備する。

(iv) 信用格付業者は、信用格付を付与し、かつ、提供し又は閲覧に供するための方針及び方法（「格付方針等」）を定めて公表し、格付方針等に従って信用格付業を行わなければならないこととする。

③ 信用格付業者に関する監督規定等の整備

(i) 信用格付業者は、信用格付業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならないこととする。

(ii) 信用格付業者は、事業年度ごとに、事業報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならないこととする。

(iii) 信用格付業者は、事業年度ごとに、投資者保護のため必要と認められるものを記載した説明書類を作成し、事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととする。

(iv) 信用格付業者に対する報告徴取・立入検査、業務改善命令、業務停止命令、登録の取消し等の監督に関する所要の規定を整備することとする。

④ 無登録業者による格付を利用した勧誘の制限等

金融商品取引業者等は、顧客に対し、登録を受けた信用格付業者以外の信用格付業を行う者の付与した信用格付について、登録を受けていない旨等を告げることなく提供して、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為をしてはならないこととする。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 登録を受ける信用格付業者において、登録に係る書類の作成費用、体制整備・情報開示などの義務履行費用等が発生する。ただし、例えば現行の指定格付機関は、すでに改訂されたIOSCOの基本行動規範の遵守に努めていることから、このような格付会社においては、同規範と整合的な公的規制の導入に伴う追加的な費用は限定的であると考えられる。</p> <p>金融商品取引業者等に対し、無登録業者による格付を利用して勧誘を行う場合には説明義務が課されるため、該当する金融商品取引業者等において、追加的な対応費用が発生すると考えられる。</p> <p><b>【行政費用】</b> 国において、登録を受けようとする信用格付業者に係る登録拒否事由の該当の有無に関する審査、登録を受けた信用格付業者に対する検査・監督の実施に伴う追加的な費用が発生する。さらに、格付会社の国際的な監視、各国制度の整合性確保の観点から、今後継続的にIOSCO等の国際会議に参加する必要があるため、国において人件費を中心とした追加的な費用が発生する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 公的規制の枠組みとしては、個々の格付の実質的内容そのものを規制対象とするのではなく、投資者による信用リスク分析をサポートする、という格付の本来の機能・役割が適切に発揮されることを基本に据えること、また信用格付業への新規参入への大きな障壁とならない</p>	<p>信用格付業者に対する登録制を導入し、登録を受けた信用格付業者に対する規制・監督を通じて、信用格付業者の独立性確保・利益相反防止、格付プロセスの品質と公正性の確保、投資者等の市場参加者に対する透明性の確保を図ることが可能となる。</p> <p>具体的には、第一に、信用格付業者の独立性確保・利益相反防止のための規制（誠実義務、体制整備義務、禁止行為）を導入することにより、信用格付業者による誠実性等に対する信頼性回復のための取組みが推進され、投資者の金融・資本市場への参加を促進できるものと考えられる。第二に、信用格付業者の格付プロセスの品質と公正性を確保するための規制（誠実義務、体制整備義務等）を導入することにより、信用格付業者において、投資者に対する情報提供機能という本来果たすべき役割を適切に発揮するための取組みが推進されることを通じ、金融・資本市場において投資者が利用する格付の有用性が高まるものと考えられる。第三に、信用格付業者の市場参加者に対する透明性を確保するための規制（格付方針等の公表、説明書類の縦覧等）を導入することにより、投資者に対する情報提供機能を高めることが可能となるとともに、格付の利用者による信用格付業者の比較・検証が可能となるため、市場の規律の下において信用格付業者の自律的な取組みを促進することも可能となると考えられる。</p> <p>以上のように、信用格付業者に対する公的規制を導入し、信用格</p>	<p>信用格付業者に対する公的規制を導入することで、登録を受ける信用格付業者において、義務履行費用等が発生し、無登録業者による格付を利用して勧誘を行う金融商品取引業者等においては、追加的な対応費用が発生する。さらに、国においても、登録審査、検査・監督等の追加的な行政費用が発生する。</p> <p>しかしながら、信用格付業者の適正な機能の発揮を図るための措置を講じることにより、資本市場の機能の十全な発揮や、投資者保護が図られ、その結果、投資者の金融・資本市場への参加が促進され、市場の活性化にも資するものと考えられる。さらに、格付会社について指摘される様々な問題に対応していくため、国際的に整合的な公的規制を導入し、国際的な協調を図りながら監督を行っていくことは不可欠であることが首脳会合においても合意されている。こうした中、EUや米国においてはすでに公的規制の導入が決定され、信用格付業者の機能の適正化に向けた取組みが実施されている。このため、国際的な枠組みを利用することによって、行政及び信用格付業者は最小限のコストで規制を導入・対応することが可能である。他方、国際的に整合的な規制を導入して国際協調の枠組みの下で監督しなければ、グローバルに事業を行う格付会社について我が国が適切な措置を講じることが出来ないおそれがあり、資本市場の機能の十全な発揮や投資者保護の観点から問題が生じかねない。</p>	<p>《代替案》 格付会社による自主規制機関を設立し、自主規制機関が、各社におけるIOSCOの基本行動規範の遵守状況のモニタリングを行い、必要に応じ各社に自主的な改善策を講じるよう働きかける。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> 現在、自主規制機関となり得る組織が存在しないことから、自主規制機関を新設し、運営していくための追加的な費用が発生すると考えられる。</p> <p><b>【行政費用】</b> 特になし。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 業界の自主的な取組みだけでは、信用格付業者の独立性確保・利益相反の防止、格付プロセスの品質と公正性の確保、投資者等の市場参加者に対する透明性の確保が適切に図られるかどうかは不確実である。指摘されている様々な問題への取り組みがなされず、信用格付業者が本来果たすべき情報提供機能の適切な発揮がなされないと、投資者が投資判断をするためのコスト、金融商品取引業者等が金融商品の勧誘を行うためのコストが増大し、投資者等が金融・資本市場に参加することを抑制させるような社会的費用が発生するおそれがある。</p> <p>また、欧米において公的規制の導入・強化が進展する中、我が国のみ公的規制を導入することなく、業界の自主的な取組みに委ねることとすると、我が国における信用格付業者の誠実性・公正性・独立性等に対する投資者の信頼が相対的に低下するという社会的費用が発生するおそれがある。</p> <p>《便益の分析》 自主規制機関によるモニタリングとその結果を公表することを通じて、格付会社による情報開示など、市場参加者の透明性の確保については、一定の強制力を働かせることを期待することはできる。</p> <p>しかしながら、法令に基づかない業界の自主的な取組だけでは、信用格付業者の体制整備義務や禁止行為の遵守状況の実態について、必要かつ十分なモニタリングを実施し、その結果を踏まえた実効性のある適切な措置を講じていくことが困難なケースも想定されるため、信用格付業者の独立性確保・利益相反</p>	<p>金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う 時期又は条件
<p>ようにする観点から、登録制度を採用するため、社会的費用が発生する見込みは少ないと考えられる。</p>	<p>付業者の適正な機能の発揮を図るための措置を講じることにより、資本市場の機能の十全な発揮や、投資者保護が図られ、その結果、投資者の金融・資本市場への参加が促進され、市場の活性化にも資するものと考えられる。</p>	<p>したがって、信用格付業者に対する公的規制の導入に伴う便益の増加というプラスの効果は、規制の遵守費用及び行政費用の増加というマイナスの効果を上回るものと考えられる。</p>	<p>の防止、格付プロセスの品質と公正性の確保、投資者等の市場参加者に対する透明性の確保が適切に図られるかは不確実であり、格付会社について指摘されているような様々な問題への対応が、引き続き行われたいおそれがある。</p> <p>《政策評価の結果》</p> <p>本案と代替案を比較すると、両案とも、国際的に共有されているIOSCOの基本行動規範の遵守を確保していくという点においては共通しているが、代替案においては、法令に基づかない業界の自主的な取組に委ねることから、信用格付業者の体制整備義務や禁止行為等の遵守が実効性のある形で確保されず、資本市場の機能の十全な発揮や投資者保護が適切に図られるかは不確実であり、格付会社について指摘されているような様々な問題への対応が、引き続き行われたいおそれがある。</p>	

(注) 1 金融庁の規制の事前評価書(平成21年3月16日付け金総第640号による送付分)を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(規制の事前評価関係)の記載事項」を参照

<b>政策の名称</b>	金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）の創設	<b>評価の対象とした 法令の名称</b>	金融商品取引法等	<b>府省名</b>	金融庁
--------------	-------------------------------	---------------------------	----------	------------	-----

### 規制の目的、内容及び必要性等

（現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性）

- ① 現状  
金融分野における苦情・紛争解決については、業界団体・自主規制機関により自主的な取組みが進められている。また、平成19年4月には、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR促進法）が施行され、一般的なADRの枠組みが導入されるとともに、平成19年9月には、金融商品取引法において認定投資者保護団体の制度が導入されるなど、制度面での整備も進められてきている。
- ② 問題点  
金融分野における苦情・紛争解決の自主的な取組みについては、その実施主体の中立性・公正性及び実効性の観点から必ずしも万全ではなく、苦情・紛争解決に関する利用者の信頼感、納得感が十分に得られていないとの指摘がある。
- ③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性  
利用者保護の充実・利用者利便の向上等の観点から、金融ADRを改善・充実させるとともに、金融商品・サービスに対する利用者の信頼性の向上により、信頼と活力のある金融・資本市場を構築する必要がある。

（規制の新設又は改廃の内容）

- ① 金融ADRの実施主体の中立性・公正性及び実効性の確保を図るため、金融商品・サービスに係る苦情処理・紛争解決手続を実施する法人等について主務大臣による指定制度を設けることとする。
- ② 銀行等の金融機関（以下、銀行等）は、指定紛争解決機関が存在する場合には苦情処理・紛争解決に係る手続実施基本契約を締結し、指定紛争解決機関を通じて苦情処理・紛争解決を行うこととし、指定紛争解決機関が存在しない場合には、苦情処理・紛争解決措置を講じなければならないこととする。  
なお、当該手続実施基本契約により、銀行等は指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決手続を、正当な理由なく拒んではならないこと等の対応が求められるものとする。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 指定紛争解決機関が存在する場合、銀行等においては、当該指定紛争解決機関と銀行業務等に係る手続実施基本契約を締結しなければならず、指定紛争解決機関を通じた苦情処理・紛争解決手続に対応するための費用が発生する。</p> <p>指定紛争解決機関が存在しない場合、銀行等においては、苦情処理・紛争解決措置を講ずるための態勢整備等の費用が発生する。</p> <p><b>【行政費用】</b> 指定紛争解決機関が存在する場合、当該指定紛争解決機関に対する検査・監督に伴う費用が発生する。</p> <p>指定紛争解決機関が存在しない場合、銀行等において苦情処理・紛争解決措置を講じているかについての検査・監督に伴う費用が発生する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> その他の社会的費用は発生しない。</p>	<p>指定紛争解決機関を通じた中立・公正かつ実効性のある苦情処理・紛争解決等や銀行等による苦情処理・紛争解決等を通じて利用者保護の充実・利用者利便が向上することが期待される。</p>	<p>本案については、今般の改正により遵守費用及び行政費用が新たに発生することとなる。</p> <p>一方、利用者保護の充実・利用者利便の向上が期待される。これらの便益の増加というプラス効果は、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられる。</p>	<p>《代替案》 指定紛争解決機関が存在する場合においても、銀行等に銀行業務等に係る手続実施基本契約の締結を義務付けることはせず、指定紛争解決機関との間で手続実施基本契約を締結しない場合には、銀行等において苦情処理・紛争解決措置を講じなければならないこととする。</p> <p>なお、その他の事項は本案と同様とする。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> 指定紛争解決機関が存在する場合で、銀行等において当該指定紛争解決機関と手続実施基本契約を締結する場合には、指定紛争解決機関を通じた苦情処理・紛争解決に対応するための費用が発生する。</p> <p>それ以外の場合には、銀行等においては、苦情処理・紛争解決措置を講ずるための態勢整備等の費用が発生する。</p> <p><b>【行政費用】</b> 指定紛争解決機関が存在する場合、当該指定紛争解決機関に対する検査・監督に伴う費用が発生する。</p> <p>また、指定紛争解決機関と手続実施基本契約を締結していない銀行等において苦情処理・紛争解決措置を講じているかについての検査・監督に伴う費用が発生する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> その他の社会的費用は発生しない。</p> <p>《便益の分析》 本案と同様に、利用者保護の充実・利用者利便が向上することが期待される。ただし、代替案においては、指定紛争解決機関との手続実施基本契約の締結について、銀行等の自主的な判断に委ねられるため、苦情処理・紛争解決の中立性・公正性及び実効性の観点から、本案と比較して、その効果は限定的となる。</p> <p>《政策評価の結果》 遵守費用や行政費用については、本案と代替案の間に大きな違いはない。</p> <p>他方、代替案においては、指定紛争解決機関が存在する場合であっても、銀行等に当該指定紛争解決機関と手続実施基本契約の締結を義務付けないことから、指定紛争解決機関を通じた中立・公正かつ実効性のある苦情処理・紛争解決ではなく、銀行等による苦情処理・紛争解決措置を実施することとなるため、本案と比較して、便益の増加が小さくなる。</p>	<p>金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>

(注) 1 金融庁の規制の事前評価書(平成21年3月16日付け金総第640号による送付分)を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(規制の事前評価関係)の記載事項」を参照

政策の名称	特定投資家（プロ）と一般投資家（アマ）の移行手続きの見直し	評価の対象とした 法令の名称	金融商品取引法	府省名	金融庁
-------	-------------------------------	-------------------	---------	-----	-----

### 規制の目的、内容及び必要性等

（現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性）

- ① 現状
 

特定投資家（プロ）から一般投資家（アマ）へ移行した顧客が、アマ扱いの継続を希望したとしても、期限日（移行から原則1年）経過後に、再び申出を行わなかった場合には、自動的にプロに戻る事となる。

また、プロからアマ、アマからプロへの変更をいったん選択した場合、期限日までの原則1年間、元の属性への変更はできない。
- ② 問題点
 

プロに戻った後の最初の取引の際に、金融商品取引業者が顧客にプロとして扱う旨を告知することとされており、その際、顧客が金融商品取引業者に対してアマへ移行する意思を表明すればアマへの移行が認められるが、取引の際にこうした手続きをとることは、顧客への意思の確認の徹底や迅速な取引の妨げになりかねないとの指摘がある。

また、期限日の経過を待つことなく、元の属性への変更を望む顧客も増加することが想定されるが、期限日までは、元の属性への変更はできない。
- ③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性
 

投資家保護の充実の観点から、上記の問題点を解決するため、

  - ・ プロからアマに移行した場合には、顧客からの申出があるまで、アマへの移行の効果が持続することとする。
  - ・ アマからプロに移行した顧客は、期限日前であっても、随時、アマに戻れることとする。

などの措置を講じる必要がある。

（規制の新設又は改廃の内容）

- ① プロからアマに移行した場合には、顧客からの申出があるまで、アマへの移行の効果が持続することとする。
- また、プロからアマへの移行の承諾を金融商品取引業者等から得た顧客は、再度、自己をプロとして取り扱うよう申し出ることができることとするとともに、金融商品取引業者等は、当該申出に対する承諾に先立って、顧客から書面等による同意を得なければならないこととする。
- ② アマからプロに移行した場合には、現状と同様、期限日経過後までに顧客から再び申出を行わなかった場合には、アマに戻ることとするが、金融商品取引業者等が、アマからプロに移行した顧客から、期限日以前にプロへの移行の効果の持続の申出を受け、当該申出に対する承諾をした場合には、期限日の翌日に承諾をしたものとみなすこととする。
- また、アマからプロに移行した顧客は、期限日前であっても、随時、アマに戻れることとする。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b>            現行の特定投資家移行制度と比較し、プロからアマへ移行した顧客に関して、金融商品取引業者等が毎年、顧客に対して承諾する旨の書面を交付するための費用が減少する。また、プロに戻った後の最初の取引の際に、金融商品取引業者等が当該顧客に対しプロとして扱う旨の告知が不要となるため、当該告知を行うための費用が減少する。</p> <p><b>【行政費用】</b>            現行の特定投資家移行制度とほぼ同様の費用であると考えられる。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b>            投資家保護の充実の観点から、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プロからアマに移行した場合には、顧客からの申出があるまで、アマへの移行の効果が持続することとする。</li> <li>アマからプロに移行した顧客は、期限日前であっても、随時、アマに戻れることとする。</li> </ul> <p>などの措置を講じるものであり、投資家の保護が損なわれるといった社会的費用が発生するおそれはない。</p>	<p>期限日の経過を待つことなく、元の属性への変更が可能となることに加え、プロからアマへの移行の効果が持続することにより、顧客の意思確認の徹底や迅速な取引が行われることから、投資家の利便性向上が図られると考えられる。</p>	<p>本案については、今般の改正により、プロからアマになった者がアマを継続する場合の費用が減少する。</p> <p>さらに、特定投資家移行制度の見直しにより、顧客の意思の確認の徹底や迅速な取引を通じ、投資家保護の徹底や利用者利便の向上、我が国金融・資本市場における円滑な取引の促進に資するものと考えられる。</p> <p>したがって、本案の改正は適当と考える。</p>	<p>《代替案》            アマからプロに移行した場合に、プロがアマに移行した場合と同様、顧客からの申出があるまで、プロへの移行の効果が持続することとし、他の内容は本案と同じとする。</p> <p>《費用の分析》  <b>【遵守費用】</b>            本案と比較し、金融商品取引業者等が毎年、プロを継続する顧客から同意書を得るための費用が減少する。</p> <p><b>【行政費用】</b>            現行の特定投資家移行制度とほぼ同様の費用であると考えられる。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b>            顧客からの申出があるまでプロへの移行の効果が持続するため、金融商品取引業者等は、顧客の意思確認が不十分なままプロとして取引を行うおそれがあり、投資家の保護が損なわれるおそれがある。</p> <p>《便益の分析》            本案と比較して、1年を超えてプロの継続を希望する顧客があらためて申出をする必要がなくなる。</p> <p>《政策評価の結果》            代替案については、本案と比較し、申出をすることなくプロの継続ができる顧客がいる一方、顧客の意思確認が不十分なままプロとして取引を行うため、投資家保護が損なわれるおそれがあり、その社会的費用は上記の便益を上回るものと考えられる。</p>	<p>金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>

(注) 1 金融庁の規制の事前評価書(平成21年3月16日付け金総第640号による送付分)を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(規制の事前評価関係)の記載事項」を参照

政策の名称	有価証券店頭デリバティブ取引への分別管理義務の導入	評価の対象とした 法令の名称	金融商品取引法	府省名	金融庁
-------	---------------------------	-------------------	---------	-----	-----

**規制の目的、内容及び必要性等**

(現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性)

- ① 現状  
現物の有価証券取引について、顧客から預託を受けた金銭等の分別管理が義務付けられているが、有価証券店頭デリバティブ取引については、分別管理が義務付けられていない。
- ② 問題点  
近年、個人の顧客を相手とした有価証券店頭デリバティブ取引もみられるようになってきているところ、有価証券店頭デリバティブを扱う業者の経営破綻時等において顧客が金融商品取引業者に預託した金銭等について分別管理がなされない結果、顧客資産の適切かつ円滑な返還が確保されない可能性がある。
- ③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性  
上記の問題に対応するため、有価証券店頭デリバティブ取引に関して、金融機関間の取引など投資家保護に支障がないと認められるものを除き、顧客から預託を受けた金銭等について分別管理を義務付けることが必要である。

(規制の新設又は改廃の内容)

有価証券店頭デリバティブ取引について、金融機関間の取引など投資家保護に支障がないと認められるものを除き、分別管理義務の対象とする。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 有価証券店頭デリバティブ取引を扱う業者にとっては、顧客から預託を受けた金銭等の分別管理をするための費用が発生する。</p> <p><b>【行政費用】</b> 有価証券店頭デリバティブ取引について、分別管理義務を適切に履行しているかについての検査・監督業務に伴う費用が発生する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 分別管理義務を通じて、有価証券店頭デリバティブ取引を扱う業者の経営破綻時において、顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還が確保され、投資家保護が損なわれるといった社会的費用が発生するおそれはない。</p>	<p>法令上の分別管理義務を通じて、業者の経営破綻時等において、有価証券店頭デリバティブ取引に関して顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還が確保され、投資家保護の充実が図られる。</p>	<p>本案については、今般の改正により、遵守費用及び行政費用が新たに発生することとなる。</p> <p>一方、法令より、その扱う有価証券店頭デリバティブ取引について分別管理を義務付けることにより、有価証券店頭デリバティブ取引を扱う業者の経営破綻時等において、顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還が確保される。これにより、投資家保護の充実、ひいては、信頼と活力ある金融・資本市場の構築に資するものである。</p> <p>これら便益の増加というプラスの効果は、新たな費用の発生等マイナスの効果を上回るものと考えられる。</p> <p>したがって、本案による改正は適当と考えられる。</p>	<p>《代替案》 有価証券店頭デリバティブ取引への分別管理義務の導入について、法律ではなく、自主的な取組みに委ねる。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> 自主的な取組みが行われている限度においてのみ、有価証券店頭デリバティブ取引を扱う業者は、顧客から預託を受けた金銭等の分別管理をするための費用が発生する。</p> <p><b>【行政費用】</b> 有価証券店頭デリバティブ取引について、顧客からの預託を受けた金銭等の管理方法等についての検査・監督業務に伴う費用が発生する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 有価証券店頭デリバティブ取引に関して、自主的な取組みが行われない場合、業者の経営破綻時等において顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還が確保されず、投資家保護に支障が生じる等の社会的費用が生じるおそれがある。</p> <p>《便益の分析》 自主的な取組みが行われている限度において、有価証券店頭デリバティブ取引を扱う業者の経営破綻時等において、顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還が一定程度確保され、この限度において投資家保護の充実が図られる。</p> <p>《政策評価の結果》 代替案については、法令上、顧客資産の分別管理が義務付けられないため、自主的な取組みが行われない場合に、業者の経営破綻時等において顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還が確保されず、投資家保護に支障が生じる等の社会的費用が生じるおそれがある。一方で、本案については、かかる社会的費用が発生するおそれは少ない。</p>	<p>金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>

(注) 1 金融庁の規制の事前評価書(平成21年3月16日付け金総第640号による送付分)を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(規制の事前評価関係)の記載事項」を参照

政策の名称	金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ	評価の対象とした法令の名称	金融商品取引法	府省名	金融庁
-------	---------------------	---------------	---------	-----	-----

**規制の目的、内容及び必要性等**

(現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性)

- ① 現状  
金融商品取引所においては有価証券及び証券・金融先物等が取り扱われ、商品取引所においては商品先物等が取り扱われており、同一の取引所又は取引所グループにおいて、株式、債券や金融デリバティブからコモディティ・デリバティブまでの総合的で幅広い品揃えを行うことはできない。
- ② 問題点  
海外取引所においては、取引所の連携等により、取引所グループとして、株式、債券や金融デリバティブからコモディティ・デリバティブまで、幅広い商品を提供している状況にある。国際的な市場間競争が進展する中で、我が国取引所の国際的な魅力を高めるためには、多様な種類の商品が取引所で取り扱われることが必要との指摘等がある。
- ③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性  
我が国取引所の経営基盤を強化し、国際競争力の強化を図るとともに、利用者の利便性を向上させるためには、我が国の取引所についても、取引所間の資本提携を通じたグループ化等によって、株式、債券や金融デリバティブからコモディティ・デリバティブまでのフルラインの品揃えを可能とする制度整備を行う必要がある。

(規制の新設又は改廃の内容)

- ① 株式会社金融商品取引所は、内閣総理大臣の認可を受けた上で、商品市場開設等業務（商品先物取引をするために必要な市場を開設する業務その他これに附帯する業務）を行うことができることを明確化する。
- ② 金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社は、内閣総理大臣の認可を受けた上で、商品取引所等を子会社とすることができることを明確化する。
- ③ 商品取引所又は商品取引所持株会社は、株式会社金融商品取引所等を子会社とすることができることとする。
- ④ 株式会社金融商品取引所等を子会社とする商品取引所及び商品取引所持株会社に対する報告聴取、立入検査等の検査・監督に係る規定を設けることとする。
- ⑤ 金融商品取引所の子会社等である商品取引所又は商品取引所持株会社が上場する場合は、内閣総理大臣の承認を要することとする。
- ⑥ 商品市場開設金融商品取引所は、内閣総理大臣の承認を受けた上で、商品債務引受業等及びこれに附帯する業務を行うことができることとする。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 同一取引所による相互乗入れの場合、商品市場の開設を行おうとする金融商品取引所において、内閣総理大臣の認可の申請に伴う費用が発生する。 グループ化による相互乗入れの場合、商品取引所を子会社としようとする金融商品取引所等において、内閣総理大臣の認可の申請に伴う費用が発生する。</p> <p><b>【行政費用】</b> 同一取引所による相互乗入れの場合、金融商品取引所が商品市場の開設を行うことにより、取引所金融商品市場の健全かつ適正な運営に支障が生じるおそれがないかについて検査・監督する費用が発生すると考えられる。 また、グループ化による相互乗入れの場合、子会社等である商品取引所の経営状況によって、金融商品取引所の健全かつ適切な運営に支障が生じるおそれがないかについて検査・監督するための費用が発生すると考えられる。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 取引所グループ等による商品市場の開設について、認可制の下で事前チェックを行うとともに、取引所金融商品市場の健全かつ適切な運営に支障が生じないか厳格に検査・監督していくことで、特段の社会的費用は発生しないものと考えられる。</p>	<p>同一取引所又は取引所グループのいずれの形態による相互乗入れも可能であるため、取引所は、効率的・効果的な参入形態を柔軟に選択することが可能になると考えられる。これは、我が国取引所の競争力強化につながるるとともに、利用者利便の向上にも資することとなる。</p>	<p>取引所の相互乗入れによって、取引所金融商品市場の健全かつ適切な運営に支障が生じていないかについて、検査・監督するための費用が発生することとなる。 しかしながら、取引所の相互乗入れが可能となることは、我が国取引所の競争力強化につながるるとともに、投資者にとっても多様な品揃えが実現することによって、幅広い分散投資やリスクヘッジを効率的に行うことができるなど、その利便性向上が期待できる。よって、これら便益の増加というプラスの効果は、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられる。 したがって、本案の改正は適当と考える。</p>	<p>《代替案》 金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れに係る参入形態について、資本提携等を通じたグループ化（親子会社形態や持株会社を通じた兄弟会社形態によるもの）を可能とするが、同一取引所による金融商品市場と商品市場の両市場の開設は認めないこととする。（金融商品取引所による商品市場の開設及び商品取引所による金融商品市場の開設は行えない。）</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> 同一取引所による相互乗入れは行えないことから、商品市場の開設を行おうとする金融商品取引所は、別会社を設立等する必要がある。この場合、別会社の設立等に伴う費用が発生するとともに、商品取引所を子会社としようとする金融商品取引所等において、内閣総理大臣の認可の申請に伴う費用が発生する。</p> <p><b>【行政費用】</b> 相互乗入れはグループ化による形態により行うこととなり、この場合には、本案と同様の費用が発生すると考えられる。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 本案と同様の費用が発生すると考えられる。</p> <p>《便益の分析》 相互乗入れの参入形態に制約があるため、相互乗入れを可能とすることによる効果は限定的なものとなると考えられる。</p> <p>《政策評価の結果》 代替案は、相互乗入れを行う場合には、必ず別会社を設立等する必要がある、このためのコストが増加するとともに、取引所は、相互乗入れの形態をグループ化に限定されることで、効率的・効果的な参入形態を柔軟に選択することに制約が課されることとなる。このため、本案と比較して、新たに遵守費用が発生するとともに利用者利便が減殺されるおそれがあると考えられる。</p>	<p>金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>

(注) 1 金融庁の規制の事前評価書（平成 21 年 3 月 16 日付け金総第 640 号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

政策の名称	「有価証券の売出し」定義の見直し	評価の対象とした 法令の名称	金融商品取引法	府省名	金融庁
-------	------------------	-------------------	---------	-----	-----

### 規制の目的、内容及び必要性等

(現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性)

- ① 現状
 

「有価証券の売出し」の定義は、「均一の条件」で「多数の者（50名以上）」に売付け勧誘等を行う場合と規定している。この「均一の条件」とは、売出価格、売渡期日等の条件が同一のものでされている。
- ② 問題点
 

「有価証券の売出し」に係る法定開示規制は、「多数の者（50名以上）」と「均一の条件」の2つの要件に依拠していることから、金融商品取引業者等が既発行の外国有価証券を本邦で販売する場合において「均一の条件」の内容を僅かに変更することにより、大量の有価証券がほぼ同じ条件で、本来必要と思われる法定開示が行われず販売されている場合があるとの指摘がある。
- ③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性
 

投資家が投資判断に当たり必要とする情報を適正に開示とする法定開示制度の趣旨に照らし、本来開示が必要と思われる取引については、法定開示義務を課す一方で、有価証券のクロスボーダー取引や複雑な取引が日常的に行われている有価証券取引の実務の現状を踏まえた「有価証券の売出し」定義及びこれに伴う規制の見直しを行う必要がある。

(規制の新設又は改廃の内容)

- ① 「有価証券の売出し」の要件から「均一の条件」を削除するとともに、既に発行された有価証券の売付け勧誘等のうち、
  - (i) 適格機関投資家のみを相手方とする場合であって当該有価証券が適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないもの
  - (ii) 少人数の者を相手方として行う場合であって多数の者に所有されるおそれが少ないもの
 については、「有価証券の売出し」に該当しないこと（以下「私売出し」という。）とする。
 

また、これらの場合には、その相手方に対し当該売付け勧誘等について届出が行われていない旨等を告知することを義務付けることとする。
- ② 金融商品取引業者等が行う既発行の外国有価証券又はこれに準ずる有価証券の売出しのうち、本邦における当該有価証券に係る売買価格に関する情報を容易に取得することができること、その他の要件を満たすもの（以下「外国証券売出し」という。）については、当該有価証券の売出しに関し届出をしているものでなくても行うことができることとする。
- ③ 金融商品取引業者等が、外国証券売出しを行う場合には、当該有価証券及び発行者に関する情報（以下「外国証券情報」という。）を当該外国証券売出しを行う時まで、その相手方に提供し、又は公表しなければならないこととする。
- ④ 外国証券売出しにおいて外国証券情報を提供し、又は公表しないで有価証券を売り付けた場合、重要な事項について虚偽のある外国証券情報を使用して有価証券を売り付けた場合等において、金融商品取引業者等はこれを買付けた者に対し損害賠償の責めに任ずることとする。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 「有価証券の売出し」の定義から「均一の条件」を削除することにより、これまで「有価証券の売出し」に該当しなかった有価証券の売付け勧誘等が、新たに「有価証券の売出し」に該当することとなる場合には、法定開示書類の作成、提出及び当該書類の監査費用とともに目論見書の作成、交付に関する費用等が発生するものと考えられる。</p> <p>また、金融商品取引業者等が外国証券売出しを行う場合には、有価証券届出書の提出等の法定開示に代えて、法定開示よりも簡易な外国証券情報の提供又は公表が義務付けられ、当該外国証券情報の作成及び公表等に関する費用が発生するものと考えられる。但し、外国証券情報については、法令上、財務諸表についての監査が義務付けられないことから監査費用は発生しない。また、いわゆる「私売出し」は、「有価証券の売出し」に該当しないことから、有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、提出及び目論見書の作成、交付等の費用は発生しない。</p> <p><b>【行政費用】</b> 有価証券の売出しに係る有価証券届出書、その後継続的に提出される有価証券報告書等の法定開示書類に虚偽記載等がある場合については、行政処分や刑事罰の、外国証券売出しに係る外国証券情報に虚偽記載等がある場合については刑事罰の対象とされており、国において、これらの法定開示書類等の虚偽記載等に係る調査等の費用が発生するものと考えられる。</p>	<p>投資家が投資判断に当たり必要な情報を適正に開示とする法定開示制度の趣旨に照らし、本来法定開示の必要があると思われる取引については法定開示義務を課すとともに、有価証券取引の実務を踏まえた規制の柔構造化を行うことにより、法定開示が必要ないと思われる取引については法定開示義務を課さないこととする。ことから、適切に投資家保護が図られるとともに、有価証券取引の活発化につながると考える。</p>	<p>本案は、投資家が投資判断に当たり必要な情報を適正に開示とする法定開示制度の趣旨に照らし、有価証券取引の実務を踏まえ、本来法定開示が必要であると考えられる取引について法定開示義務が課されるよう「有価証券の売出し」の定義を見直すものである。よって、これまで「有価証券の売出し」に該当しなかった有価証券の売付け勧誘等が、新たに「有価証券の売出し」に該当する場合には、法定開示書類の作成、提出及び当該書類の監査費用とともに目論見書の作成、交付に関する費用等が発生することから、規制の遵守費用及び行政費用が増加すると考えられる。</p> <p>一方で、本来法定開示が必要であると考えられる取引について法定開示義務を課すとともに、有価証券取引の実務を踏まえた規制の柔構造化を行うことにより、法定開示が必要ないと思われる取引は法定開示義務を課さないこととし、投資家保護及び有価証券取引の活発化が図られるという大きな便益をもたらすものである。このような便益の増加というプラスの効果は、規制の遵守費用及び行政費用の増加というマイナスの効果を上回るものと考えられる。</p>	<p>《代替案》 「有価証券の売出し」の要件から「均一の条件」を削除することとする。</p> <p>その際、本案と異なり、適格機関投資家のみを相手方とし又は少数の者を相手方とする売付け勧誘等を「有価証券の売出し」に該当しないこととする、及び「外国証券売出し」について有価証券届出書の提出を不要とする一方で金融商品取引業者等に外国証券情報の提供又は公表を義務付けること等（以下「規制の柔構造化」という。）を規定しない。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> 「有価証券の売出し」の定義から「均一の条件」を削除することにより、これまで「有価証券の売出し」に該当しなかった有価証券の売付け勧誘等が、新たに「有価証券の売出し」に該当することとなる場合には、法定開示書類の作成、提出に関する費用（当該法定開示書類に記載する財務諸表についての監査費用等を含む。）とともに目論見書の作成、交付に関する費用が発生すると考えられる。</p> <p>代替案では、有価証券取引の実務を踏まえた規制の柔構造化を行わないことから、外国証券売出しについても法定開示が義務付けられることにより、当該法定開示書類の作成、提出に関する費用が発生する。当該費用は、外国証券情報の作成及び公表等の費用と比較し、増加すると考えられる。また、本案では「有価証券の売出し」に該当しない「私売出し」についても、法定開示が義務付けられることにより、当該法定開示書類の作成、提出に関する費用が発生すると考えられる。</p> <p><b>【行政費用】</b> 代替案では、有価証券の売出しに係る有価証券届出書、その後継続的に提出される有価証券報告書等の法定開示書類に虚偽記載等がある場合については、行政処分や刑事罰の対象とされており、国において当該法定開示書類の虚偽記載等に係る調査等の費用が発生すると考えられる。また、有価証券取引の実務を踏まえた規制の柔構造化を行わないことから、本案と比較し、より多くの法定開示書類が提出されることとなるため、その調査対象は多くなり費用が増加すると考えられる。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 本案と同様に、本来、法定開示が必要と思われる取引について法定開示義務を課すこととする。</p>	<p>金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p>【その他の社会的費用】 有価証券の売付け勧誘等のうち、本来、法定開示が必要と思われる取引について法定開示義務を課すとともに、有価証券取引の実務を踏まえた規制の柔構造化を行うことにより、法定開示が必要ないと思われる取引については法定開示義務を課さないこととするものであるから、特段社会的費用は発生しない。</p>			<p>しかし、代替案では、有価証券取引の実務を踏まえた規制の柔構造化を行わないことから、海外企業や国内の新興企業にとって法定開示等のコストが負担となるなど、法定開示に過大なコストがかかることにより、投資家が取得すべき配当、収益等が減少することとなる。さらに、法定開示のための過大なコスト負担により、外国で既に発行された有価証券の我が国への流入が制約を受けることから、我が国市場の発展を阻害するとともに、我が国の投資家にとって投資商品の選択肢が減少するといった社会的費用が発生することが考えられる。</p> <p>《便益の分析》 本案に比べ、幅広い有価証券の売付け勧誘等について、法定開示義務を課すことにより、より多くの投資家に投資情報が提供されることになり投資家保護が図られると考える。</p> <p>《政策評価の結果》 本案、代替案ともに、本来法定開示が必要であると考えられる取引について法定開示義務を課すよう「有価証券の売出し」の定義を見直すものである。よって、これまで「有価証券の売出し」に該当しなかった有価証券の売付け勧誘等が、新たに「有価証券の売出し」に該当する場合には、法定開示書類の作成、提出及び当該書類の監査費用とともに目論見書の作成、交付に関する費用等が発生することにより、規制の遵守費用及び行政費用が増加すると考えられる。但し、代替案における遵守費用、行政費用及び社会的費用は、外国証券売出しについても法定開示が義務付けられ当該法定開示書類の監査費用が発生すること、本案においては「私売出し」として「有価証券の売出し」から除外されている取引が「有価証券の売出し」に該当し、法定開示が義務付けられることから、本案と比較し増加すると考えられる。</p> <p>一方、代替案の便益については、規制の柔構造化を行わないことから本案に比べ、幅広い取引について法定開示義務を課すことになり、有価証券取引の活発化が阻害され、その便益の効果は本案と比べ、減少すると考える。</p> <p>したがって、代替案は、本案に比べ、便益が減少するとともに、遵守費用、行政費用及び社会的費用の増加というマイナスの効果が大きくなると考える。</p>	

(注) 1 金融庁の規制の事前評価書（平成 21 年 3 月 16 日付け金総第 640 号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

政策の名称	前払式支払手段に係る制度整備	評価の対象とした法令の名称	資金決済に関する法律	府省名	金融庁
-------	----------------	---------------	------------	-----	-----

### 規制の目的、内容及び必要性等

(現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性)

- ① 現状
- 現行の前払式証券の規制等に関する法律（前払式証券規制法）においては、財・役務の提供を受けるための支払手段として対価を得て発行される前払式証券について、発行者に未使用発行残高の2分の1以上の額の発行保証金の供託等を義務付け資産保全を図っているほか、前払式証券への一定事項の表示等、利用者保護のための規制を課している。
- 未使用発行残高が一定額以上の自家型前払式証券（発行者自身の提供する財・役務のみに利用できる前払式証券）については、行政機関が発行者を把握して適切な監督を行うために、発行者に行政機関への届出を義務付けている。また、第三者型前払式証券（自家型前払式証券以外の前払式証券）については、発行者が前払された対価を原資として利用者・加盟店間の取引に係る資金決済に用いられるなど、決済手段としての確実性・信用の維持が強く要請されるため、自家型前払式証券の発行者に比べて、発行業務を適正に遂行するに十分な資格を求めることが必要であることから、発行者に事前の行政機関への登録を義務付けている。
- 現行の前払式証券規制法においては、紙・ICチップ等の有体物にその価値が記録されるもの（紙型・IC型前払式支払手段）のみが「前払式証券」として対象とされるが、同様の機能を有するにもかかわらず、利用者が保有する支払手段には価値が記録されておらず、例えばサーバに価値が記録され、通信回線を介してサーバにアクセスし、利用するもの（サーバ型前払式支払手段）については、「前払式証券」に該当せず、同法の適用が及ばない。
- ② 問題点
- 同様の機能を有するにもかかわらず、金額の記録（価値の保存）の仕方の違いにより規制が異なることは、利用者保護の観点から問題があるとともに、事業者間のイコール・フットイングが図られず、経済活動にバイアスが生じるおそれがある。
- このほか、自家型前払式証券の発行者（自家型発行者）については、第三者型前払式証券の発行者（第三者型発行者）に比べて、業務改善命令を行うことができないなど監督規定が十分に整備されておらず、発行者の破たん時の還付率が低い事例がある等の問題がある。
- ③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性
- 上記の問題点を改善するために、現行の前払式証券規制法の適用対象である紙型・IC型の前払式支払手段に加え、サーバ型前払式支払手段を法の適用対象とし、紙型・IC型前払式支払手段と同様の規制を課すこととする。前払式支払手段について自家型の届出制、第三者型の登録制という現行の枠組みを維持しつつ、自家型発行者に対する監督規定の整備等、所要の制度整備を行うことが必要である。
- (規制の新設又は改廃の内容)
- 以下のような規制の新設又は改廃を行う。
- ・サーバ型前払式支払手段への適用対象の拡大：  
現行の前払式証券規制法の適用対象である紙型・IC型の前払式支払手段に加え、サーバ型前払式支払手段を法の適用対象とする。  
(注) 自家型発行者は届出制、第三者型発行者は登録制という現行の枠組みは維持。
  - ・自家型発行者に係る監督規定の整備：  
自家型発行者に対する業務改善命令等の規定を設ける。
  - ・前払式支払手段発行者の発行業務廃止時等における前払式支払手段の保有者への払戻し義務等：  
前払式支払手段発行者に対し、前払式支払手段の発行業務を廃止等した場合に前払式支払手段の保有者への払戻しを義務付けるとともに、そのほか、例外的な場合を除き、払戻しを禁止する。
  - ・資産保全措置として信託会社等への信託を追加：  
前払式支払手段発行者の資産保全措置について、発行保証金の供託を代替できるものとして、現行の金融機関等の保証に加え、信託会社等への信託を認める。
  - ・前払式支払手段発行者の情報安全管理措置義務：  
前払式支払手段発行者に対し、その発行業務に係る情報漏えい防止等の情報の安全管理のための適切な措置を義務付ける。
  - ・前払式支払手段発行者からの発行業務受託者等に対する発行保証金還付のための協力の努力義務：  
前払式支払手段発行者から発行業務の委託を受けた者等に対し、発行保証金の還付のために内閣総理大臣から必要な協力を求められた場合に応じるよう努力することを義務付ける。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p>【遵守費用】  &lt;現行の前払式証券規制法の前払式証券発行者&gt;  原則として新たな費用は発生しない。ただし、自家型発行者に対して立入検査、業務改善命令等が行われた場合、その対応費用が発生する。</p> <p>&lt;サーバ型前払式支払手段の発行者&gt;  登録申請・届出に係る事務費用、表示義務に係る費用、発行保証金の供託等に係る費用（資金調達に要する費用や資金使途が制限されることによる機会費用を含む）、行政機関への報告に係る費用等の費用が発生する。</p> <p>【行政費用】  新たに規制対象となるサーバ型前払式支払手段の発行者の登録・届出に係る事務費用、検査・監督費用が発生する。</p> <p>【その他の社会的費用】  新たな費用は発生しない。</p>	<p>現行の前払式証券規制法の適用を受けないサーバ型前払式支払手段を適用対象とすることにより、サーバ型前払式支払手段に係る発行保証金の供託等による利用者の資産保全など、利用者保護が図られる。</p> <p>また、現行の前払式証券規制法では立入検査や業務改善命令等の対象とならない自家型発行者について、行政機関がこれらの権限を行使して発行保証金の供託等が適切に行われているかを確認することができることとなり、発行者破綻時に供託不足による利用者への還付がなされない可能性が減じられる。</p>	<p>本案の場合、サーバ型前払式支払手段の発行者における登録申請等の遵守費用及び検査・監督等の行政費用が発生する一方で、サーバ型前払式支払手段に係る発行保証金の供託等による利用者の資産保全など利用者保護等が図られる。この便益の増加というプラスの効果は、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられることから、本案は適当と考えられる。</p>	<p>《代替案》  サーバ型前払式支払手段の発行者を含め、第三者型発行者について届出制とする。なお、その他の事項は原則として本案と同様とする。</p> <p>《費用の分析》  【遵守費用】  &lt;現行の前払式証券規制法の前払式証券発行者&gt;  本案と同様に、原則として新たな費用は発生しない。ただし、自家型発行者に対して立入検査、業務改善命令等が行われた場合、その対応費用が発生する。</p> <p>&lt;サーバ型前払式支払手段の発行者&gt;  届出に係る事務費用、表示義務に係る費用、発行保証金の供託等に係る費用（資金調達に要する費用や資金使途が制限されることによる機会費用を含む）、行政機関への報告に係る費用等の費用が発生する。</p> <p>【行政費用】  新たに規制対象となるサーバ型前払式支払手段の発行者の届出に係る事務費用、検査・監督費用が発生する。</p> <p>【その他の社会的費用】  第三者型前払式支払手段は多数者間の資金決済に係るものであり、決済手段としての確実性・信用の維持が強く要請されるものであるため、自家型前払式支払手段に比して不適格な事業者を排除できない場合に発生する社会的費用がより大きくなると考えられるが、登録制に比して届出制とした場合、行政機関が事前に審査を行うことができず、業務を適切に行うための要件を満たさない不適格な発行者を排除できない可能性が高まる。</p> <p>《便益の分析》  原則として本案と同様に、現行の前払式証券規制法の適用を受けないサーバ型前払式支払手段を適用対象とすることにより、サーバ型前払式支払手段に係る発行保証金の供託等による利用者の資産保全など、利用者保護が図られる。ただし、届出制とした場合、発行者は直ちに発行業務を開始できる一方、行政機関が事前に審査を行うことができず、不適格な発行者を排除できないため、その効果が減殺される可能性がある。</p> <p>また、本案と同様に、現行の前払式証券規制法では立入検査や業務改善命令等の対象とならない自家型発行者について、行政機関がこれらの権限を行使して発行保証金の供託等が適切に行われているか確認可能となることにより、発行者破綻時に供託不足による利用者への払戻しがなされない可能性が減じられる。</p> <p>《政策評価の結果》  第三者型発行者にとっては、届出制の場合、届出を行えば直ちに発行業務を開始することができる点が、登録制と比べて増加する便益である。</p> <p>一方、利用者にとっては、情報の非対称性により、発行者が適格であるかどうか判断することは困難であると考えられるところ、届出制の場合、行政機関が事前に審査を行うことが</p>	<p>資金決済に関する法律案の施行後5年を経過した場合において、この法律案の施行状況等を勘案し、資金決済に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う 時期又は条件
			<p>できず、業務を適切に行うための要件を満たさない不適格な発行者を排除できないため、破綻時等に予想されざる被害が及ぶ可能性が高まることとなる。第三者型前払式支払手段については、利用者以外にも加盟店など関係者も多く、不適格な発行者による社会的影響は自家型前払式支払手段よりもはるかに大きいと考えられる。</p>	

(注) 1 金融庁の規制の事前評価書（平成 21 年 3 月 16 日付け金総第 640 号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

政策の名称	資金移動（為替取引）に係る制度整備	評価の対象とした法令の名称	資金決済に関する法律	府省名	金融庁
-------	-------------------	---------------	------------	-----	-----

### 規制の目的、内容及び必要性等

（現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性）

- ① 現状  
 現在、わが国では、銀行法等により為替取引は銀行（預金取扱金融機関）以外の者は行うことができないとされている。為替取引は、経済活動の基礎をなす社会インフラであり、資金の送り手・受け手双方の利用者の保護が必要であるとともに、確実性が欠ける場合や事業者が破綻した場合の社会的・経済的影響が大きい。  
 銀行は為替取引に加え、預金を受け入れて融資等に運用することによって、金融仲介や信用創造の役割を果たしている。また、その破綻はシステミック・リスクの問題が生じることから、厳格な規制が必要とされている。
- ② 問題点  
 銀行による為替取引は安全で確実である一方、営業時間、送金手数料など利便性について利用者の不満が指摘される。また、外国人にとっては英語表記の案内が不十分である等の理由から、外国送金において不正の意図はなくとも、不正規な送金手段の利用につながっている面があるとの指摘もある。  
 為替取引には安全性、信頼性が求められるが、情報通信技術の発達により銀行以外の者が為替取引を適切に提供できる環境が生じているとも考えられる。また、インターネット取引の普及等により、主として個人が利用する少額の決済について、より安価で、利便な為替取引の提供を求めるニーズが高まっているとも考えられる。
- ③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性  
 インターネット取引の普及等により、主として個人が利用する少額の決済について、より安価で、利便な為替取引の提供を求めるニーズが高まっている。為替取引には安全性、信頼性が求められるが、情報通信技術の発達により銀行以外の者が為替取引を適切に提供できる環境が生じているとも考えられる。  
 預金の受入れや預金を原資とする融資等の運用を行わない為替取引については、銀行以外の者が行うこと（為替取引に関する制度整備）を認めることとし、このための制度整備を行うことが適当と考えられる。  
 米国では州によって制度が異なるものの概ね送金業として、EUでは決済サービス業として、銀行を含めた事業者が、それぞれ免許制（license）・許可制（authorisation）の下で、送金などの資金の移動に関するサービスを行うことが認められている。  
 利用者の利便性の向上や決済サービスに係る国際競争力の強化の観点から踏まえれば、為替取引に関する制度整備を行い、イノベーションと競争を促進し、多様な担い手による資金移動サービスの提供を可能とすることが適当であると考えられるが、為替取引に関する制度整備が決済の安全を害してはならないと考えられる。  
 為替取引に関する制度整備に際しては、利用者保護、社会的・経済的影響と、事業者の負担など規制コストとのバランスを考慮し、新規事業者が参入しやすいよう配慮することが必要と考えられる。  
 このため、為替取引を行う銀行は免許制の下で厳格な規制を課されている点を踏まえつつ、資金移動途上にある資金と同額以上の資産保全を義務付けることで、システミック・リスクの発生を抑制するとともに、資金移動業を適正かつ確実に遂行するために必要となる財産的基礎や体制の整備を求めることとしている。また、犯罪収益移転防止法や外為法上の本人確認義務など銀行と同様に課すこととしている。これらの措置をとることにより、登録制の下で為替取引を行うことができることとする必要と考えられる。
- （規制の新設又は改廃の内容）  
 以下のような規制の新設又は改廃を行う。
- ・資金移動業の創設：  
 現在、銀行にのみ認められている為替取引について、銀行以外の者（資金移動業者）も行えることとする。  
 資金移動業者の資格は登録制とし、報告徴取・立入検査、業務改善命令等の所要の検査・監督規定を設ける。  
 資金移動業者には銀行に課されている兼業禁止規制や主要株主規制等を設けず、登録制の下で資金移動業が行えることとする。
  - ・資金移動業者の資産保全義務：  
 資金移動業者に対し、資金移動途上にある資金と同額以上の資産保全を義務付ける。具体的な資産保全措置としては、履行保証金の供託を求め、それに代わる手段として金融機関等の保証又は信託会社等への信託を認める。
  - ・資金移動業者の行為規制：  
 名義貸しの禁止、情報の安全管理措置、業務委託先に対する指導、銀行が行う為替取引との誤認防止等、資金移動業者に係る行為規制を設ける。
  - ・その他の所要の整備：  
 犯罪収益移転防止法における特定事業者に資金移動業者を加えるなど、資金移動業の創設に伴う所要の整備を行う。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p>【遵守費用】 登録申請に係る事務費用、履行保証金の供託等に要する費用（資金調達に要する費用や資金使途が制限されることによる機会費用を含む）、各行為規制に係る費用、行政機関への報告に係る費用等の費用が発生する。</p> <p>【行政費用】 登録に係る事務費用、検査・監督費用が発生する。</p> <p>【その他の社会的費用】 新たな費用は発生しない。</p>	<p>現在、銀行のみに認められている為替取引について、資金移動途上にある資金と同額以上の資産保全を義務付けるとともに、資金移動業を適正かつ確実に遂行するために必要となる財産的基礎や体制の整備を求めることにより、登録制の下、銀行以外の事業者が行うことができることとする。ことにより、イノベーションと競争を促進し、多様な担い手による資金移動サービスの提供が可能となり、利用者の利便性の向上等に資することとなる。</p> <p>また、資金移動途上にある資金の全額保全を義務付けることにより、利用者は資金移動業者の信用リスクを考慮せずに資金移動を行うことができる。</p>	<p>本案の場合、資金移動業者における登録申請等の遵守費用及び検査・監督等の行政費用が発生する一方で、為替取引について制度整備を行うことにより、イノベーションと競争を促進し、多様な担い手による資金移動サービスの提供が可能となり、利用者の利便性の向上等に資することとなる。この便益の増加というプラスの効果は、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられることから、本案は適当と考える。</p>	<p>《代替案》 資金移動業者について届出制とする。なお、その他の事項は原則として本案と同様とする。</p> <p>《費用の分析》 【遵守費用】 届出に係る事務費用、履行保証金の供託等に要する費用（資金調達に要する費用や資金使途が制限されることによる機会費用を含む）、各行為規制に係る費用、行政機関への報告に係る費用等の費用が発生する。</p> <p>【行政費用】 届出に係る事務費用、検査・監督費用が発生する。</p> <p>【その他の社会的費用】 新たな費用は発生しない。ただし、登録制に比して届出制とした場合、行政機関が事前に審査を行うことができず、業務を適切に行うための要件を満たさない不適格な事業者を排除できない可能性が高まる。</p> <p>《便益の分析》 本案と同様に、現在、銀行のみに認められている為替取引について、資金移動途上にある資金と同額以上の資産保全を義務付けるとともに、資金移動業を適正かつ確実に遂行するために必要となる財産的基礎や体制の整備を求めることにより、届出制の下、銀行以外の事業者が行うことができることとする。ことにより、イノベーションと競争を促進し、多様な担い手による資金移動サービスの提供が可能となる。ただし、届出制とした場合、左記のとおり、行政機関が事前に審査を行うことができず、不適格な事業者を排除できないため、その効果が減殺される可能性がある。</p> <p>また、本案と同様に、資金移動途上にある資金の全額保全を義務付けることにより、利用者は資金移動業者の信用リスクを考慮せずに資金移動を行うことができる。</p> <p>《政策評価の結果》 資金移動業を行おうとする者にとっては、届出制の場合、届出を行えば直ちに資金移動業を開始することができる点が、登録制と比べて増加する便益である。</p> <p>一方、為替取引は、経済活動の基礎をなす社会インフラであり、資金の送り手・受け手双方の利用者の保護が必要であるとともに、資産保全を適切に行うことができない事業者が破綻した場合の社会的・経済的影響が大きいと考えられるが、資金の送り手・受け手双方の利用者にとっては、情報の非対称性により、資金移動業者が適格であるかどうか判断することが困難である場合も多く、届出制の場合、行政機関が事前に審査を行うことができず、業務を適切に行うための要件を満たさない不適格な事業者を排除できないため、資金移動業者が破綻した場合や為替取引が適切に履行されない場合に利用者保護に欠ける事態や資金決済システムの安全性等が損なわれる事態が生じる可能性が高まることとなる。</p>	<p>資金決済に関する法律案の施行後5年を経過した場合において、この法律案の施行状況等を勘案し、資金決済に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>

(注) 1 金融庁の規制の事前評価書（平成21年3月16日付け金総第640号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

政策の名称	銀行間の資金決済（資金清算）に係る制度整備	評価の対象とした法令の名称	資金決済に関する法律	府省名	金融庁
-------	-----------------------	---------------	------------	-----	-----

### 規制の目的、内容及び必要性等

（現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性）

- ① 現状
 

リテールの資金決済に伴う銀行間の資金決済については、全国銀行内国為替制度（内国為替制度）がその中核を担っている。昭和48年の全国銀行データ通信システム（全銀システム）の稼働開始によりオンライン化を実現して以来、利用規模の拡大を続けており、我が国の経済社会において極めて重要な役割を果たしている。
- ② 問題点
 

内国為替制度は、現在、公益法人（銀行を構成員とする特例民法法人である東京銀行協会）により運営されている。その実質的な運営は、主要行による輪番制により行われているが、こうした運営では継続的・戦略的な意思決定を行いつらい、利用者ニーズに応じた迅速な対応を行いつらい等の指摘がある。このため、安全性・効率性を維持しつつ、利用者ニーズに対応した利便性の高いシステムを実現すべく、より公正性・透明性の高いガバナンス体制を構築することが望まれている。

また、内国為替制度の運営主体は、リテールの資金決済に係る債権債務の清算のため、複数の銀行間の為替取引に係る債務の引受けを行う清算機関としての役割を果たしている。清算機関は、各清算参加者（銀行）に分散している決済リスクを集中的に引き受ける存在であるため、その規則や手続が法的有効性を有し、その効果が予見可能であることが重要である。内国為替制度において行われる清算の効果を一段と確実なものとするため、法的安定性の更なる向上を図ることが求められている。

さらに、米国サブプライム・ローン問題に端を発した国際金融・資本市場の動揺が続いている状況の下、国内外の決済システムに関しても相互依存関係が一段と強まっている。国際的にも、決済システムに関する制度整備の検討が行われており、我が国でも、銀行間の資金決済の清算機関について、適切な監督等を行うため、諸外国や証券決済における制度を参考に所要の制度整備を図ることが適当である。
- ③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性
 

上記の問題点を改善するため、複数の銀行間の為替取引に係る債務の引受けを行う清算機関について、免許制を導入するとともに、会計監査人等の必置、適切な遂行を確保するための措置、検査・監督規定の整備等、所要の制度整備を図ることが必要である。

#### 【規制の新設又は改廃の内容】

以下のような規制の新設又は改廃を行う。

- ・資金清算業の創設：
 

銀行間の資金決済において債務引受等により資金清算を行う主体（資金清算機関）の資格を免許制とし、報告徴取・立入検査、業務改善命令等の所要の検査・監督規定を設ける。
- ・資金清算機関の業務範囲の制限：
 

資金清算機関は、資金清算業及びその関連業務以外の業務については、承認を要することとする。
- ・資金清算機関の業務委託に係る制限：
 

資金清算機関は、資金清算業の一部を委託するに際して、内閣総理大臣の承認を要することとする。
- ・資金清算業の適切な遂行を確保するための措置：
 

資金清算機関に対し、資金清算業により損失が生じた場合に清算参加者がその損失の全部を負担する旨業務方法書に定める等、資金清算業の適切な遂行を確保するための措置を講じるものとする。
- ・資金清算機関の役職員等に対する秘密保持義務等：
 

資金清算機関の役職員等に対し、資金清算業及びこれに関連する業務に関して知り得た秘密の漏洩等を禁止する。
- ・資金清算機関の不当な差別的取扱いの禁止：
 

資金清算機関が特定の者に対して不当な差別的取扱いを行うことを禁止する。
- ・定款又は業務方法書の変更の認可：
 

資金清算機関に対し、定款又は業務方法書変更の際に認可を受けることを義務付ける。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p>【遵守費用】 免許申請に係る事務費用、業方法書作成等の費用、行政機関への報告に係る費用等の費用が発生する。</p> <p>【行政費用】 免許に係る事務費用、検査・監督費用が発生する。</p> <p>【その他の社会的費用】 新たな費用は発生しない。</p>	<p>資金清算機関について、公正性・透明性の高いガバナンス体制が確保されるとともに、資金清算の法的効果をより明確化する措置を講じることにより、銀行間の資金決済システムの安定性が向上する。</p>	<p>本案の場合、資金清算機関における免許申請等の遵守費用及び検査・監督等の行政費用が発生する一方で、資金清算機関について公正性・透明性の高いガバナンス体制が確保されるとともに、資金清算の法的効果をより明確化する措置を講じることにより、銀行間の資金決済システムの安定性が向上する。これら資金決済システムの安定性の向上等という便益の効果は広く国民経済全般に及ぶものであり、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられることから、本案は適当と考える。</p>	<p>《代替案》 資金清算機関について登録制とする。なお、その他の事項は原則として本案と同様とする。</p> <p>《費用の分析》 【遵守費用】 登録申請に係る事務費用、業方法書作成等の費用、行政機関への報告に係る費用等の費用が発生する。</p> <p>【行政費用】 登録に係る事務費用、検査・監督費用が発生する。</p> <p>【その他の社会的費用】 新たな費用は発生しない。ただし、資金清算機関は銀行間の資金決済という極めて公共性の高い業務を担う社会インフラであるところ、一定要件を満たせば参入可能な登録制では、資金清算業の適正かつ確実な遂行を確保することができず、資金決済の円滑を損なうおそれがある。</p> <p>《便益の分析》 本案と同様に、資金清算機関について、公正性・透明性の高いガバナンス体制等が確保される。ただし、登録制とした場合、上記のとおり、資金決済の円滑を損なうこととなり、その効果が減殺されるおそれがある。</p> <p>《政策評価の結果》 資金清算機関について免許制とした場合も登録制とした場合も、行政機関が事前に法令で定められた基準に基づいて審査を行い、適格性が認められた者に免許付与又は登録が行われることとなるという点では同様である。しかし、登録制は原則として具体的な一定要件を満たせば登録を受けられる性質のものであるのに対し、免許制は人的構成など具体的な一定要件を定めるのが困難な基準に基づいて審査する必要がある、そういった基準を満たして初めて免許が付与されるべき性質のものである点が異なる。例えば銀行については、銀行法において免許制を採用しており、銀行経営の基礎的条件とともに、銀行経営が公共性に反しないように人的構成についても審査する必要があるとされている。</p> <p>資金清算機関は、銀行間の資金決済という極めて公共性の高い業務を担う社会インフラである。銀行間の資金決済に係るリスクを集中的に負担することとなるため、その業務が適正に遂行されない事態が生じた場合には、資金決済に多大な支障を及ぼし、ひいてはシステムック・リスクの顕在化に発展するおそれがある。こうした金融システムにおける資金清算業の役割の重要性にかんがみれば、銀行と同様に免許制とすることが適当であり、一定要件を満たせば直ちに参入可能な登録制では資格として不十分である。また、登録制とした場合に発生が想定される社会的費用は看過できないと考えられる。</p>	<p>資金決済に関する法律案の施行後5年を経過した場合において、この法律案の施行状況等を勘案し、資金決済に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>

(注) 1 金融庁の規制の事前評価書(平成21年3月16日付け金総第640号による送付分)を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(規制の事前評価関係)の記載事項」を参照

政策の名称	事業者団体（認定資金決済事業者協会）に係る制度整備	評価の対象とした法令の名称	資金決済に関する法律	府省名	金融庁
-------	---------------------------	---------------	------------	-----	-----

### 規制の目的、内容及び必要性等

（現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性）

現行の前払式証票の規制等に関する法律（前払式証票規制法）においては、前払式証票の発行者を会員とする事業者団体として、「前払式証票発行協会」に関する定めを設けており、前払式証票の利用者等の保護や業務の健全な発展に向けた自主的な取組みを推進している。

今般、前払式証票規制法を廃止し、新たに資金決済に関する法律案を提出することが予定されているところ、同法案が成立するとして、前払式証票（前払式支払手段）の発行者に加え、資金移動業が創設されることに伴い、前払式証票発行協会の枠組みと同様に、事業者による自主的な取組みを推進するための枠組みを設け、事業者団体の適正な業務運営の確保を通じた資金決済サービスの適切な実施及び利用者保護の実現を図ることが必要である。

（規制の新設又は改廃の内容）

以下のような規制の新設又は改廃を行う。

- ・前払式支払手段発行者又は資金移動業者の設立する事業者団体に係る認定：  
事業者による自主的な対応を促進するため、前払式支払手段発行者又は資金移動業者の設立する事業者団体（一般社団法人）のうち、一定要件に該当すると認められる者を認定する制度を設ける。  
認定を受けた事業者団体（認定資金決済事業者協会）について、報告徴取・立入検査、業務改善命令等の所要の検査・監督規定を設ける。
- ・認定資金決済事業者協会の会員名簿の縦覧等：  
認定資金決済事業者協会に会員名簿の公衆縦覧、会員の情報の周知等を義務付ける。
- ・利用者からの苦情に関する認定資金決済事業者協会の対応等：  
認定資金決済事業者協会に対し、前払式支払手段や資金移動業に関する利用者からの苦情について相談に応じ、会員に迅速な処理を求めるなどの対応を義務付ける。
- ・認定資金決済事業者協会への会員の報告等：  
認定資金決済事業者協会の会員に対し、利用者の利益を保護するために必要な情報の認定資金決済事業者協会への報告を義務付けるとともに、認定資金決済事業者協会に対し、当該情報について会員からの求めに応じて提供することを義務付ける。
- ・認定資金決済事業者協会の役職員等に対する秘密保持義務：  
認定資金決済事業者協会の役職員等に対し、その職務に関して知り得た秘密の漏洩等を禁止する。
- ・認定資金決済事業者協会の会員に対する処分の定め：  
この法律等に違反した会員に対する権利の停止・制限命令又は除名に関する旨を定款で定めることを義務付ける。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 認定業務や体制整備の費用のほか、認定申請に係る事務費用、行政機関への報告に係る費用等の費用が発生する。</p> <p><b>【行政費用】</b> 認定に係る事務費用、検査・監督費用が発生する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 新たな費用は発生しない。</p>	<p>一定要件を満たす団体を認定する枠組みを法律に設けることにより、前払式支払手段又は資金移動業者が業界として行う利用者保護等に関する事業者の自主的な取組みが推進される。</p> <p>また、前払式支払手段又は資金移動業者の利用者が苦情の申出や相談を行うべき窓口が明らかとなり、事業者団体を通じてトラブルの解決が促される。</p>	<p>本案の場合、認定を受ける事業者団体における認定申請等の遵守費用及び検査・監督等の行政費用が発生する一方で、事業者団体に対する認定制度を設けることにより、利用者保護等に関する事業者の自主的な取組みの推進や、苦情・相談の窓口が明らかになることによる事業者を通じたトラブル解決の促進が図られる。この便益の増加というプラスの効果は、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられることから、本案は適当と考える。</p>	<p>《代替案》 事業者団体に関する認定制度を設けないこととする。ただし、認定を受けない事業者団体が、認定制度のもとに行われる業務と同等の業務を行うものとして分析を行うものとする。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> 認定業務と同等の業務や体制整備の費用が発生する。</p> <p><b>【行政費用】</b> 新たな費用は発生しない。ただし、適格な事業者団体が存在しない場合、利用者からの苦情の申出や相談が行政機関に寄せられ、その対応費用が発生する可能性がある。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 前払式支払手段又は資金移動業者の利用者にとって、認定を受けた事業者団体であれば、法令で定められた要件を満たす適格な事業者団体であることが直ちに確認できるが、行政機関による認定という基準がなければ、情報の非対称性から、適格な事業者団体なのか判断が困難となる可能性がある。結果、利用者にとって、苦情の申出や相談を行うべき窓口を探し、確認するための費用が増大することとなる。</p> <p>《便益の分析》 事業者団体としての活動の自由が制限されない。</p> <p>《政策評価の結果》 費用面については、事業者団体における認定申請等の遵守費用や検査・監督等の行政費用が発生する点で、代替案が本案より優れているものの、認定の申請自体は自由であり、認定を受ける便益が費用を下回ると判断した事業者は、認定を申請しなければよいと考えられる。</p> <p>一方、便益面については、利用者保護等に関する事業者の自主的な取組みの推進や、苦情・相談の窓口が明らかになることによる事業者を通じたトラブル解決の促進といった点で、本案が代替案より優れていると考えられる。</p>	<p>資金決済に関する法律案の施行後5年を経過した場合において、この法律案の施行状況等を勘案し、資金決済に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>

(注) 1 金融庁の規制の事前評価書(平成21年3月16日付け金総第640号による送付分)を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(規制の事前評価関係)の記載事項」を参照

政策の名称	企業結合、セグメント情報等及び賃貸等不動産に関する注記規定の新設、改正等	評価の対象とした法令の名称	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等	府省名	金融庁
-------	--------------------------------------	---------------	--------------------------	-----	-----

### 規制の目的、内容及び必要性等

(目的及び必要性)

国際的な会計基準における動向等を受けて、企業会計基準委員会（ASBJ）より「企業結合に関する会計基準」、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」等（以下「会計基準等」という。）が公表されたことを踏まえ、財務諸表等規則等の一部改正を行う必要がある。

(内容)

1. 「企業結合に関する会計基準」等の公表を踏まえた改正

持分プーリング法の廃止、株式を取得の対価とする場合の当該対価の時価の測定日の変更、負ののれんの会計処理の変更、連結子会社の資産及び負債の評価方法の変更、段階取得における会計処理の変更に伴い、関連する注記規定の整理等を行うほか、連結損益計算書に少数株主損益調整前当期純損益の表示科目を追加するための改正を行う。

2. 「セグメント情報等の開示に関する会計基準」等の公表を踏まえた改正

連結ベースのセグメント情報の注記規定及び様式の全面的な改正を行う。また、連結財務諸表を作成していない場合でもセグメント情報の注記を求めることとし、この場合の単体ベースのセグメント情報の注記規定及び様式を新設する。

3. 「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」等の公表を踏まえた改正

賃貸等不動産に関する注記規定を新設する。

4. その他

上記改正に伴い、企業内容等の開示に関する内閣府令等の所要の改正を行う。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う 時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 公表された会計基準等を踏まえて改正される財務諸表等規則等に基づいて財務諸表等を作成（注記を含む。）するために必要な事務コストが発生することが見込まれる。</p> <p><b>【行政費用】</b> （金融庁の評価書で「－」と記載されている。）</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> （金融庁の評価書で「－」と記載されている。）</p>	<p>国際的な会計基準との整合性等を図るための会計基準等を反映することとなり、国際社会からの我が国資本市場への信頼性の向上、企業の国際的競争力の強化、国際的な会計基準による財務書類との比較可能性の向上等に資すると考えられる。</p> <p>会計基準等との整合性のとれた規定となるため、（代替案を採用した場合のような）無用の社会的混乱を招くおそれがないと考えられる。</p>	<p>本案では、公表された会計基準等を踏まえて改正される財務諸表等規則等に基づいて財務諸表等を作成（注記を含む。）するために必要な事務コストの発生が見込まれるものの、国際的な会計基準との整合性等を図るための会計基準等を反映することとなり、国際社会からの我が国資本市場への信頼性の向上、企業の国際的競争力の強化、国際的な会計基準による財務書類との比較可能性の向上等に資することとなるため、便益が費用を上回ると見込まれる。</p>	<p>《代替案》 上記の各項目について、公表された会計基準等とは別の会計基準を新たに設定し、当該会計基準を踏まえて財務諸表等規則等の一部改正を行う。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> 金融商品取引法上の開示規制対象会社等では、既に公表済の会計基準等とは別の会計基準に対応するための体制整備に係る費用が発生すると考えられる。</p> <p><b>【行政費用】</b> 公表された会計基準等とは別の会計基準を設定するために必要な調査・検討費用その他の行政コストが発生する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 公表された会計基準等とは別の会計基準を設定した結果、無用の社会的混乱を招くおそれがある。</p> <p>《便益の分析》 —</p> <p>《政策評価の結果》 代替案によると、追加的な遵守費用及び行政費用の発生や無用の社会的混乱を招くおそれがあることから、本案の方が優ると考えられる。</p>	<p>引き続き国際的な会計基準の動向等を注視し、必要に応じて措置を構ずるものとする。</p>

(注) 1 金融庁の規制の事前評価書（平成 21 年 3 月 16 日付け金総第 640 号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

政策の名称	継続企業の前提に関する注記規定の改正	評価の対象とした 法令の名称	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等	府省名	金融庁
-------	--------------------	-------------------	--------------------------	-----	-----

### 規制の目的、内容及び必要性等

(目的及び必要性)

国際会計基準（国際監査基準）における開示との整合性を高めるため、財務諸表等規則等の一部改正を行う必要がある。

(内容)

1. 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（財務諸表等規則）の改正

従来は、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、財務諸表において「継続企業の前提に関する注記」を行うことを求めていたが、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事業又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に重要な不確実性が認められるときに、財務諸表において「継続企業の前提に関する注記」を行うことを求めることとするための改正を行う。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令（企業内容等開示府令）の改正

有価証券届出書及び有価証券報告書（開示書類）の「事業等のリスク」及び「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において、重要事象等（将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象）が存在する場合には、その旨、その内容、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策に係る記載を求めることとするための改正を行う。（従来「継続企業の前提に関する注記」がなされてきたケースの一部について、経営者による対応策等を考慮し、「継続企業の前提に関する注記」に至らないケースが生じるようなときにも、これらの記載が求められることになる。）

3. その他内閣府令等の改正

上記改正を踏まえ、銀行法施行規則その他の内閣府令等について、所要の改正を行う。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 制度導入当初、提出会社が改正後の財務諸表等規則及び企業内容等開示府令に基づいて開示書類を作成する際に事務コストが発生するおそれがある。</p> <p><b>【行政費用】</b> (金融庁の評価書で「－」と記載されている。)</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> (金融庁の評価書で「－」と記載されている。)</p>	<p>国際会計基準（国際監査基準）における開示との整合性が高まり、国際会計基準により作成された財務書類等との比較可能性が向上することから、投資家の利便性に資すると考えられる。</p> <p>「事業等のリスク」及び「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」における開示が充実することとなり、「継続企業の前提に関する注記」における開示と併せてメリハリのある情報開示が行われることとなるため、投資家の利便性に資すると考えられる。</p> <p>企業にとっても、「事業等のリスク」等として、重要事象等がある場合にその内容や対応策等を開示することは、アカウントビリティーの観点から望ましいと考えられる。</p>	<p>本案では、制度導入当初、改正後の財務諸表等規則等に基づいて開示書類を作成するために必要な事務コストが発生するおそれがあるものの、国際会計基準（国際監査基準）における開示との整合性が高まることにより、財務書類等の比較可能性が向上し、かつ、「事業等のリスク」等における開示が充実することとなり、「継続企業の前提に関する注記」における開示と併せてメリハリのある情報開示が行われることとなるため、投資家の利便性に資すると考えられることなどから、便益が費用を上回ると見込まれる。</p>	<p>《代替案》 金融商品取引法における開示について、従来「継続企業の前提に関する注記」がなされてきたケースについて、経営者による対応策等を考慮し、「継続企業の前提に関する注記」に至らないケースも含め、開示書類の「事業等のリスク」等において特に重要事象等に係る記載を求めない（継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であっても、継続企業の前提に重要な不確実性が認められないときは、開示は行われない）。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> 制度導入当初、提出会社が改正後の財務諸表等規則に基づいて開示書類を作成する際に事務コストが発生するおそれがある。</p> <p><b>【行政費用】</b> —</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 従来「継続企業の前提に関する注記」がなされてきたケースの一部について、経営者による対応策等を考慮し、「継続企業の前提に関する注記」に至らないケースが生じ</p>	<p>国際会計基準の動向等を注視し、必要に応じて措置を構ずるものとする。</p>

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う 時期又は条件
			<p>ることが考えられるため、投資家にとって有用な情報が開示書類において開示されないこととなるおそれがある。</p> <p>《便益の分析》 「継続企業の前提に関する注記」については、国際会計基準（国際監査基準）との整合性が高まると考えられる。</p> <p>《政策評価の結果》 代替案によると、従来「継続企業の前提に関する注記」がなされてきたケースの一部について、経営者による対応策等を考慮し、「継続企業の前提に関する注記」に至らないケースが生じることが考えられるため、投資家にとって有用な情報が開示書類において開示されないこととなるおそれがあることから、本案の方が優ると考えられる。</p>	

(注) 1 金融庁の規制の事前評価書（平成 21 年 4 月 6 日付け金総第 965 号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

<b>政策の名称</b>	金融商品に関する注記及び貸貸等不動産に関する注記規定の新設等	<b>評価の対象とした 法令の名称</b>	投資法人の計算に関する規則等	<b>府省名</b>	金融庁
--------------	--------------------------------	---------------------------	----------------	------------	-----

**規制の目的、内容及び必要性等**

(目的及び必要性)

企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）より金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号）の改正及び貸貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準（企業会計基準第20号）が公表されたこと並びに「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令（平成21年法務省令第7号）」が公布・施行されたこと等を踏まえ、投資法人の計算に関する規則等の一部改正を行う必要がある。

(内容)

1. 「金融商品に関する会計基準」の改正を踏まえた改正  
金融商品に関する注記規定を新設する。
2. 「貸貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」等の公表を踏まえた改正  
貸貸等不動産に関する注記規定を新設する。
3. その他  
上記改正に伴い、投資法人の計算に関する規則等の所要の改正を行う。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 業者において、ASBJより公表された会計基準を踏まえて改正される投資法人の計算に関する規則等に基づいて計算関係書類を作成（注記を含む。）するために必要な事務コストが発生することが見込まれる。</p> <p><b>【行政費用】</b> （金融庁の評価書で「－」と記載されている。）</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> （金融庁の評価書で「－」と記載されている。）</p>	<p>国際的な会計基準との整合性等を図るための会計基準を反映することとなり、国際社会からの我が国資本市場への信頼性の向上、国際的な会計基準による財務書類との比較可能性の向上等に資すると考えられる。</p> <p>ASBJが公表した会計基準との整合性のとれた規定となるため、（代替案を採用した場合のような）無用の社会的混乱を招くおそれがないと考えられる。</p>	<p>本案では、ASBJより公表された会計基準を踏まえて改正される投資法人の計算に関する規則等に基づいて計算関係書類を作成（注記を含む。）するために必要な事務コストの発生が見込まれるものの、国際的な会計基準との整合性等を図るための会計基準等を反映することとなり、国際社会からの我が国資本市場への信頼性の向上、国際的な会計基準による財務書類との比較可能性の向上等に資することとなるため、便益が費用を上回ると見込まれる。</p>	<p>《代替案》 ASBJより公表された会計基準とは別の会計基準を新たに設定し、当該別の会計基準を踏まえて投資法人の計算に関する規則等の一部改正を行う。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> 業者において、株式会社等に広く適用されるASBJの会計基準とは異なる独自の投資法人等の会計基準に対応するための体制整備に係る費用が発生すると考えられる。</p> <p><b>【行政費用】</b> 国において、ASBJより公表された会計基準とは別の会計基準を設定するために必要な調査・検討費用その他の行政コストが発生する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> ASBJより公表された会計基準とは別の会計基準を設定した結果、無用の社会的混乱を招くおそれがある。</p> <p>《便益の分析》 —</p> <p>《政策評価の結果》 代替案によると、追加的な遵守費用及び行政費用の発生や無用の社会的混乱を招くおそれがあることから、本案の方が優ると考えられる。</p>	<p>引き続き国際的な会計基準の動向等を注視し、必要に応じて措置を構ずるものとする。</p>

(注) 1 金融庁の規制の事前評価書（平成 21 年 5 月 15 日付け金総第 1414 号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

<b>政策の名称</b>	外国為替証拠金取引規制の見直し	<b>評価の対象とした 法令の名称</b>	金融商品取引業等に関する内閣府令	<b>府省名</b>	金融庁
--------------	-----------------	---------------------------	------------------	------------	-----

**規制の目的、内容及び必要性等**

(内容)

- ① 外国為替証拠金取引に係る区分管理の方法について、現行
- ・ 銀行又は協同組織金融機関への預貯金
  - ・ 信託会社等への金銭信託
  - ・ カバー取引相手方等への預託
  - ・ 媒介等相手方への預託
- が認められているところ、信託会社等への金銭信託によるもののみとする。
- ② 外国為替証拠金取引を取扱う業者に対し、ロスカット取引を適切に行うためのルールの整備・遵守を義務付けることとする。

(目的及び必要性)

近年、外国為替証拠金取引業者の経営破綻時において、顧客から預託を受けた証拠金が適切に区分管理されていなかったことにより、顧客被害が発生する事例がみられる。これに関して、カバー取引相手先への預託等による方法について、業者による資金の流用が容易であり、業者の倒産からの隔離方法として不十分であるとの指摘がある。

また、外国為替証拠金取引において、ロスカット取引が適切な時期に行われず顧客の損失を拡大させた事例が見られるなど、顧客に不測の損害が生じるおそれ、またそのことにより業者が債権回収リスクを負うことになり、業者の財務の健全性に影響が出るおそれがある。

これらに対応するために、外国為替証拠金取引業者への区分管理義務等を見直す必要がある。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b>  カバー取引相手方等への預託の方法で外国為替証拠金取引の区分管理義務を履行していた業者について、実務上、カバー先へ預託する資金を自己資金で調達する必要がある等、金銭信託の方法により区分管理をするための費用が発生する。</p> <p>外国為替証拠金取引を取扱う業者について、適切にロスカット取引を行うため、及び、その社内管理体制を構築するための費用が発生する。</p> <p><b>【行政費用】</b>  国において、外国為替証拠金取引を取扱う業者について、ロスカット取引を適切に行うこと、その社内管理態勢を構築することについての検査・監督に伴う費用が発生する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b>  新たな費用は発生しない。</p>	<p>業者の経営破綻時等において、外国為替証拠金取引に関して顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還の確保が図られる。</p> <p>また、適切にロスカット取引が行われるためのルール整備・遵守が義務付けられることにより、顧客に不測の損害が生じるおそれ、業者の財務の健全性に影響が出るおそれが減少し、投資家保護、業者の財務基盤の健全性確保の充実が図られる。</p>	<p>本案については、今般の改正により、遵守費用・行政費用が新たに発生することとなる。</p> <p>一方、外国為替証拠金取引に係る区分管理の方法について、信託会社等への金銭信託に限定されることにより、業者の経営破綻時等において、外国為替証拠金取引に関して顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還の確保が図られる。また、適切にロスカット取引が行われるためのルール整備・遵守が義務付けられることにより、ロスカット取引が適切な時期に行われず顧客に不測の損害が生じるおそれが減少することとなり、さらに、業者が債権回収リスクを負うこととなり、業者の財務の健全性に影響が出るおそれが減少することとなる。</p> <p>これら便益の増加というプラスの効果は、投資家保護、業者の財務基盤の健全性確保の充実に資するとともに、外国為替証拠金取引の信頼性が確保されることにより、信頼と活力ある金融・資本市場の構築に資することが期待されることから、新たな費用の発生等マイナスの効果を上回るものと考えられる。</p> <p>したがって、本案による改正は適当と考えられる。</p>	<p>《代替案》  外国為替証拠金取引の区分管理義務の履行の方法について、信託会社等への金銭信託に加え、銀行又は協同組織金融機関への預貯金によるものを認めることとする。</p> <p>その他については、本案と同じとする。</p> <p>《費用の分析》  <b>【遵守費用】</b>  本案と同様の費用が発生する。</p> <p><b>【行政費用】</b>  本案と同様の費用が発生する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b>  新たな費用は発生しない。</p> <p>《便益の分析》  外国為替証拠金取引に係る区分管理の方法について、信託会社等への金銭信託以外も認められることから、業者の倒産からの隔離が不十分となり、顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還が図られないおそれがあるが、ロスカット取引の観点からは、本案と同様の便益が発生する。</p> <p>《政策評価の結果》  代替案は、本案と比べて、外国為替証拠金取引に係る区分管理義務の方法について、信託会社等への金銭信託以外も認められることから、業者の倒産からの隔離が不十分となり、顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還が図られないおそれがある。</p>	<p>改正後の規定の実施状況について、必要があると認めるときは検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>

(注) 1 金融庁の規制の事前評価書(平成21年5月15日付け金総第1414号による送付分)を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(規制の事前評価関係)の記載事項」を参照

政策の名称	継続企業の前提に関する注記規定の改正（四半期・中間）	評価の対象とした 法令の名称	四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する 規則等	府省名	金融庁
-------	----------------------------	-------------------	---------------------------------	-----	-----

### 規制の目的、内容及び必要性等

**（目的及び必要性）**

国際会計基準（国際監査基準）における開示との整合性を高めるため、平成21年4月20日に財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第27号）（年度の財務諸表の「継続企業の前提に関する注記」に係る規定を改正するもの）が公布、施行されたこと等を踏まえ、四半期財務諸表等規則等についても一部改正を行う必要がある。

**（内容）**

1. 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（四半期財務諸表等規則）等の改正

従来は、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、四半期財務諸表等において「継続企業の前提に関する注記」を行うことを求めていたが、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事業又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に重要な不確実性が認められるときに、四半期財務諸表等において「継続企業の前提に関する注記」を行うことを求めることとするための改正を行う。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令（企業内容等開示府令）の改正

四半期報告書及び半期報告書（開示書類）の「事業等のリスク」及び「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において、重要事象等（将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象）が存在する場合には、その旨、その内容、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策に係る記載を求めることとするための改正を行う。（従来「継続企業の前提に関する注記」がなされてきたケースの一部について、経営者による対応策等を考慮し、「継続企業の前提に関する注記」に至らないケースが生じるようなときにも、これらの記載が求められることになる。）

3. その他内閣府令の改正

上記改正を踏まえ、銀行法施行規則その他の内閣府令について、所要の改正を行う。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 制度導入当初、提出会社が改正後の四半期財務諸表等規則等及び企業内容等開示府令に基づいて開示書類を作成する際に事務コストが発生するおそれがある。</p> <p><b>【行政費用】</b> (金融庁の評価書で「一」と記載されている。)</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> (金融庁の評価書で「一」と記載されている。)</p>	<p>国際会計基準（国際監査基準）における開示との整合性が高まり、国際会計基準により作成された財務書類等との比較可能性が向上することから、投資家の利便性に資すると考えられる。</p> <p>「事業等のリスク」及び「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」における開示が充実することとなり、「継続企業の前提に関する注記」における開示と併せてメリハリのある情報開示が行われることとなるため、投資家の利便性に資すると考えられる。</p> <p>企業にとっても、「事業等のリスク」等として、重要事象等がある場合にその内容や対応策等を開示することは、アカウントビリティの観点から望ましいと考えられる。</p>	<p>本案では、制度導入当初、改正後の四半期財務諸表等規則等に基づいて開示書類を作成するために必要な事務コストが発生するおそれがあるものの、国際会計基準（国際監査基準）における開示との整合性が高まることにより、財務書類等の比較可能性が向上し、かつ、「事業等のリスク」等における開示が充実することとなり、「継続企業の前提に関する注記」における開示と併せてメリハリのある情報開示が行われることとなるため、投資家の利便性に資すると考えられることなどから、便益が費用を上回ると見込まれる。</p>	<p>《代替案》 金融商品取引法における開示について、従来「継続企業の前提に関する注記」がなされてきたケースについて、経営者による対応策等を考慮し、「継続企業の前提に関する注記」に至らないケースも含め、開示書類の「事業等のリスク」等において特に重要事象等に係る記載を求めない（継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であっても、継続企業の前提に重要な不確実性が認められないときは、開示は行われない）。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> 制度導入当初、提出会社が改正後の四半期財務諸表等規則等に基づいて開示書類を作成する際に事務コストが発生するおそれがある。</p> <p><b>【行政費用】</b> —</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 従来「継続企業の前提に関する注記」がなされてきたケースの一部について、経営者による対応策等を考慮し、「継続企業の前提に関する注記」に至らないケースが生じることが考えられるため、投資家にとって有用な情報が開示書類において開示されないこととなるおそれがある。</p> <p>《便益の分析》 「継続企業の前提に関する注記」については、国際会計基準（国際監査基準）との整合性が高まると考えられる。</p> <p>《政策評価の結果》 代替案によると、従来「継続企業の前提に関する注記」がなされてきたケースの一部について、経営者による対応策等を考慮し、「継続企業の前提に関する注記」に至らないケースが生じることが考えられるため、投資家にとって有用な情報が開示書類において開示されないこととなるおそれがあることから、本案の方が優ると考えられる。</p>	<p>国際会計基準の動向を注視し、必要に応じて措置を講ずるものとする。</p>

(注) 1 金融庁の規制の事前評価書（平成 21 年 5 月 22 日付け金総第 1522 号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

<b>政策の名称</b>	外国為替証拠金取引規制の見直し	<b>評価の対象とした法令の名称</b>	金融商品取引業等に関する内閣府令、金融商品取引業等に関する内閣府令第百十七条第一項第二十六号の二に規定する額を指定する件	<b>府省名</b>	金融庁
--------------	-----------------	----------------------	--	------------	-----

#### 規制の目的、内容及び必要性等

(内容)  
 外国為替証拠金取引等について、業者に対し、ロスカットを適切に行うためのルールの整備・遵守を義務付けることに加え、店頭取引・取引所取引共通の規制として、想定元本の4%以上の証拠金の預託を受けずに取引を行うことを禁止。

(目的及び必要性)  
 最近、内外の金利差が縮小してきていること等から、店頭取引・取引所取引ともに、高レバレッジ化が進展。高レバレッジでの取引については、

- ・ 顧客保護（ロスカットが十分に機能せず、顧客が不測の損害を被るおそれ）
- ・ 業者のリスク管理（顧客の損失が証拠金を上回ることにより、業者の財務の健全性に影響が出るおそれ）
- ・ 過当投機

の観点からの問題があり、規制が必要。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 業者において、適切にロスカットを行うための社内管理体制を構築する費用に加え、必要な証拠金の預託を受けるためのシステム整備等の費用が発生する。</p> <p><b>【行政費用】</b> 国において、業者がロスカットを適切に行うためのルールを整備・遵守を行っているか、必要な証拠金の預託を受けているかについての検査・監督に伴う費用が発生する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 高レバレッジでの取引が禁止されることとなり、利用者や業者の取引の機会が制限される。</p>	<p>適切にロスカットが行われるためのルールを整備・遵守が義務付けられることにより、一定程度、顧客に不測の損害が生じるおそれや業者の財務の健全性に影響が出るおそれが減少する。</p> <p>これに加え、証拠金規制を導入することにより、高レバレッジでの取引が禁止されることとなり、相場急変時等ロスカットが必ずしも適切に機能しないおそれがあるところ、こうした場合においても、証拠金のバッファが厚いことから、顧客が不測の損害を被るおそれが減少し、これに伴い、業者の財務の健全性への影響も減少する。さらに、過当投機が抑制されることとなる。</p>	<p>本案については、今般の改正により、遵守費用・行政費用・その他の社会的費用が新たに発生することとなる。</p> <p>しかし、相場急変時等ロスカットが必ずしも適切に機能しないおそれがあるところ、こうした場合においても、証拠金のバッファが厚いことから、顧客が不測の損害を被るおそれが減少し、これに伴い、業者の財務の健全性への影響が減少する。さらに、過当投機が抑制されることになる。</p> <p>これら便益の増加というプラスの効果は、投資家保護、業者の財務基盤の健全性確保の充実に資するとともに、外国為替証拠金取引等の信頼性が確保されることから、新たな費用の発生等マイナスの効果を上回るものと考えられる。</p> <p>したがって、本案による改正は適当と考えられる。</p>	<p>《代替案》 業者に対し、ロスカットを適切に行うためのルールを整備・遵守を義務付けることとするが、証拠金規制は導入しない。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> 業者において、適切にロスカットを行うための社内管理体制を構築する費用が発生する。</p> <p><b>【行政費用】</b> 国において、業者がロスカットを適切に行うためのルールを整備・遵守を行っているかについての検査・監督に伴う費用が発生する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 新たな費用は発生しない。</p> <p>《便益の分析》 適切にロスカットが行われるためのルールを整備・遵守が義務付けられることにより、一定程度、顧客に不測の損害が生じるおそれや業者の財務の健全性に影響が出るおそれが減少する。</p> <p>《政策評価の結果》 代替案は、本案に比べて、遵守費用・行政費用・その他の社会的費用について、減少することとなる。</p> <p>しかし、代替案は、本案と比べて、相場急変時等にロスカットが必ずしも適切に機能せず、結果として、顧客に証拠金を上回る不測の損害が生じるおそれがあり、また、業者のリスク管理上の問題が生じるおそれがある。これに加え、高レバレッジ取引が過当投機につながることも問題と考えられる。</p> <p>これらを考慮すれば、代替案に比べ、本案の改正は適当と考えられる。</p>	<p>改正後の規定の実施状況について、必要があると認めるときは検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>

(注) 1 金融庁の規制の事前評価書(平成21年6月24日付け金総第1939号による送付分)を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(規制の事前評価関係)の記載事項」を参照

政策の名称	登録金融機関における総合口座貸越による証券取引を一定の要件の下で可能とすること	評価の対象とした法令の名称	金融商品取引法、金融商品取引業等に関する内閣府令	府省名	金融庁
-------	---	---------------	--------------------------	-----	-----

**規制の目的、内容及び必要性等**

(目的及び必要性)

現在、金融商品取引法において、金融商品取引業者等は金銭の貸し付けその他信用の供与をすることを条件として有価証券の売買の受託等をする行為を禁止されており、例外として、クレジットカード決済によるもの（累積投資契約に係る取引・1回払い・10万円未満）について、適用を除外しているところ。

他方、登録金融機関による有価証券の売買の受託等において、口座残高のわずかな不足によって取引が不成立になる事態を回避し、もって顧客の利便性の向上を図ることが適当であると考えられるため、今般、当座貸越による信用供与を、投資者保護等のための一定の条件下で可能とすることとする。

(内容)

以下の要件を満たす総合口座貸越（定期預金を担保として、その額の範囲内で貸し付けるもの）による証券取引を可能とする。

- ① 1か月以内に完済するものであること
- ② 累積投資契約に係る取引であること
- ③ 信用供与の上限額を10万円とすること

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 業者において、総合口座貸越を行う場合には、①から③までの要件に合致するシステムを整備する等の費用が発生する。</p> <p><b>【行政費用】</b> 国において、業者が総合口座貸越を上記①から③の要件を遵守しているかについての検査・監督に伴う費用が発生する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 信用供与が限定的であるため、新たな費用は発生しない。</p>	<p>登録金融機関による有価証券の売買の受託等において、口座残高のわずかな不足によって取引が不成立になる事態を回避することができる。顧客の利便性の向上を図ることができる。</p>	<p>本案については、今般の改正により、遵守費用、行政費用が新たに発生することとなる。</p> <p>しかし、登録金融機関による有価証券の売買の受託等において、口座残高のわずかな不足によって取引が不成立になる事態を回避することができ、顧客の利便性を図ることができる。</p> <p>これら便益の増加というプラスの効果は、顧客の利便性の向上に資するものあり、新たな費用の発生等マイナスの効果を上回るものと考えられる。</p> <p>したがって、本案による改正は適当と考えられる。</p>	<p>《代替案》 左記①から③までの要件にかかわらず、総合口座貸越（定期預金を担保として、その額の範囲内で貸し付けるもの）による証券取引を可能とする。</p> <p>《規制の費用》 <b>【遵守費用】</b> 新たな遵守費用は発生しない。</p> <p><b>【行政費用】</b> 新たな行政費用は発生しない。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 代替案の場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長期間の信用供与が可能となり、借入れ利息が大きくなること、</li> <li>・ 累積投資契約に限定されず、あらゆる取引が可能となること、</li> <li>・ 信用供与の上限額が制限されておらず、総合口座貸越による顧客への大きな与信供与が可能となること、</li> </ul> <p>から、過剰与信につながりかねず、利用者保護の観点から問題が生じるおそれがある。なお、業者が信用の供与を条件として顧客と有価証券の取引を行うことについては、過当投機の抑制等の観点から、信用取引制度の下でのみ行うことが可能となっているところ、こうした規制の形骸化につながることもなりかねない。</p> <p>《便益の分析》 登録金融機関による有価証券の売買の受託等において、口座残高のわずかな不足に関わらず、総合口座貸越により貸付けが可能となり、顧客の利便性の向上を図ることができる。</p> <p>《政策評価の結果》 代替案は、本案と比べて、より広範な総合口座貸越による貸付けが可能であり、顧客の利便性を図ることができる。</p> <p>しかし、代替案は本案と比べ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長期間の信用供与が可能となり、借入れ利息が大</li> </ul>	<p>改正後の規定の実施状況について、必要があると認めるときは検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う 時期又は条件
			<p>きくなること、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 累積投資契約に限定されず、あらゆる取引が可能となること、</li> <li>・ 信用供与の上限額が制限されておらず、総合口座貸越による顧客への大きな与信供与が可能となること、</li> </ul> <p>から、過剰与信につながりかねず、利用者保護の観点から問題が生じるおそれがある。なお、業者が信用の供与を条件として顧客と有価証券の取引を行うことについては、過当投機の抑制等の観点から、信用取引制度の下でのみ行うことが可能となっているところ、こうした規制の形骸化につながることもなりかねない。</p> <p>これらを考慮すれば、代替案に比べ、本案による改正が適当と考えられる。</p>	

(注) 1 金融庁の規制の事前評価書（平成 21 年 6 月 24 日付け金総第 1939 号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

政策の名称	国際会計基準による連結財務諸表等の作成等	評価の対象とした 法令の名称	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則 等	府省名	金融庁
-------	----------------------	-------------------	-------------------------------	-----	-----

### 規制の目的、内容及び必要性等

(目的及び必要性)

国際的な会計基準における動向等を受け、企業会計審議会において「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」が取りまとめられ、一定の要件を満たす企業に対して平成22年3月期の年度の連結財務諸表から国際会計基準による作成を容認する方針が示されたことを踏まえ、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「連結財務諸表規則」という。）等の一部改正を行う必要がある。

(内容)

#### 1. 連結財務諸表規則等の改正

国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として一定の要件を満たすもの（特定会社）が提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、国際会計基準（公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、国際的に公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるもの（指定国際会計基準）に限る。）に従うことができることとする規定を新設するほか、所要の改正を行う。

#### 2. 企業内容等の開示に関する内閣府令の改正

上記規定により連結財務諸表を作成した場合には、その旨、提出会社が連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容の記載を有価証券報告書に求めるほか、所要の改正を行う。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 指定国際会計基準に基づいて連結財務諸表を作成するために必要な諸費用が発生することが見込まれるが、本案は、一定の要件を満たす企業に対して、その財務諸表作成能力や準備状況等に応じて指定国際会計基準による連結財務諸表の作成を容認するものであり、新たな遵守費用は生じない。</p> <p><b>【行政費用】</b> 国において、指定国際会計基準に基づく連結財務諸表が掲載される有価証券報告書等の開示書類の審査・検査等のための諸費用（人件費、研修費その他の費用）が発生することが見込まれる。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 我が国資本市場において、指定国際会計基準により作成される連結財務諸表と我が国会計基準により作成される連結財務諸表とが並存することになり、連結財務諸表の比較可能性が低下する可能性がある。（ただし、会計基準の国際的収れん（コンバージェンス）の進展により国際会計基準と我が国会計基準とは同等であると認められていることに加え、指定国際会計基準により作成した連結財務諸表には我が国会計基準によって連結財務諸表を作成した場合との相違点に係る注記を求める等の所要の措置を講じることとしており、連結財務諸表の比較可能性は相当程度確保されると考えられる。）</p>	<p>海外の投資者にとって我が国企業の作成する連結財務諸表の理解・分析がしやすくなることにより、企業にとっても資金調達関連コストの低減や国際的な資金調達の容易化が期待できるとともに、限定的ながらも、連結財務諸表の国際的な比較可能性が高まることにより、我が国金融資本市場の競争力の強化に資すると考えられる。</p> <p>また、海外展開をしている企業にとって、海外拠点の財務経理面での経営管理の効率性等の向上や、ひいては我が国企業の国際競争力の強化に資すると考えられる。</p> <p>国際会計基準委員会財団（IASCF）のガバナンス改革の状況や米国の動向をはじめとする我が国の会計を取り巻く国際的な諸情勢には流動的な部分も多いが、本案によれば、今後の状況変化に応じ柔軟に対応していくことが可能となる。</p>	<p>本案では、指定国際会計基準による連結財務諸表と我が国会計基準による連結財務諸表が並存することになるため連結財務諸表の比較可能性の確保に留意することが求められるが（注記等の措置を講じることにより対応）、企業の国際競争力の強化等に資するものと考えられる。また、我が国の会計を取り巻く国際的な諸情勢等における今後の状況変化等に柔軟に対応していくことができると考えられるため、便益が費用を上回ると見込まれる。</p>	<p>《代替案》 将来の一定時点（例えば3年後）において、すべての上場企業に対して一斉に指定国際会計基準による連結財務諸表の作成を義務付ける案。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> 指定国際会計基準に基づいて連結財務諸表を作成するために必要な諸費用が発生することが見込まれ、特に、本案のような任意適用のステップを踏まずにすべての上場企業に対して一斉に指定国際会計基準による連結財務諸表等の作成を義務付けることになると、企業に過大な負担をかけることとなるおそれがある。</p> <p><b>【行政費用】</b> 本案とほぼ同様の費用が発生する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 必ずしも我が国の財務諸表作成者、監査人等の関係者すべてに指定国際会計基準についての十分な知識、経験が蓄積されないうちに、すべての上場企業に対して一斉に指定国際会計基準による連結財務諸表の作成を義務付けることになれば、実務上の様々な混乱を引き起こすこととなる可能性があり、我が国の投資者の投資判断に有用な情報が提供されないこととなるおそれがある。</p> <p>《便益の分析》 即効性はないものの、将来の一定時点（例えば3年後）になれば、海外の投資者にとって我が国企業の作成する連結財務諸表の理解・分析がしやすくなることにより、企業にとっても資金調達関連コストの低減や国際的な資金調達の容易化が期待できるとともに、連結財務諸表の国際的な比較可能性が高まることにより、我が国金融資本市場の競争力の強化に資すると考えられる。</p> <p>また、海外展開をしている企業にとって、海外拠点の財務経理面での経営管理の効率性等の向上や、ひいては我が国企業の国際競争力の強化に資すると考えられる。</p>	<p>引き続き国際的な会計基準の動向等を注視し、必要に応じて措置を構ずるものとする。</p>

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う 時期又は条件
			<p>《政策評価の結果》</p> <p>本案、代替案ともに、国内外の企業の連結財務諸表の比較可能性が高まるなどの便益が期待できる。しかしながら、代替案では、すべての上場企業に対して、一斉に指定国際会計基準による連結財務諸表の作成を義務付けるため、企業に過大な負担をかけることとなるおそれがある。また、必ずしも我が国の財務諸表作成者、監査人等の関係者すべてに国際会計基準についての十分な知識、経験が蓄積されないうちに、一斉に指定国際会計基準による連結財務諸表の作成を義務付けることになれば、実務上の様々な混乱を引き起こすこととなる可能性があり、我が国の投資者の投資判断に有用な情報が提供されないこととなるおそれがある。こうした状況に鑑みれば、本案の方が優ると考えられる。</p>	

(注) 1 金融庁の規制の事前評価書（平成 21 年 7 月 6 日付け金総第 2118 号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

政策の名称	金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）の創設	評価の対象とした法令の名称	金融商品取引法施行令、金融商品取引業等に関する内閣府令等	府省名	金融庁
-------	-------------------------------	---------------	------------------------------	-----	-----

### 規制の目的、内容及び必要性等

（現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性）

- ① 現状
 

金融分野における苦情・紛争解決については、業界団体・自主規制機関により自主的な取組みが進められている。また、平成19年4月には、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR促進法）が施行され、一般的なADRの枠組みが導入されるとともに、平成19年9月には、金融商品取引法において認定投資者保護団体の制度が導入されるなど、制度面での整備も進められてきている。
- ② 問題点
 

金融分野における苦情・紛争解決の自主的な取組みについては、その実施主体の中立性・公正性及び実効性の観点から必ずしも万全ではなく、苦情・紛争解決に関する利用者の信頼感、納得感が十分に得られていないとの指摘がある。
- ③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性
 

利用者保護の充実・利用者利便の向上等の観点から、金融ADRを改善・充実させるとともに、金融商品・サービスに対する利用者の信頼性の向上により、信頼と活力のある金融・資本市場を構築する必要がある。

（規制の新設又は改廃の内容）

- ① 契約締結前交付書面について、指定紛争解決機関が存在する場合の当該機関の名称等及び指定紛争解決機関が存在しない場合の各金融機関が講じている苦情処理措置・紛争解決措置の内容を記載事項として追加することとする。
- ② 紛争解決機関の指定申請をしようとする者は、あらかじめ、金融機関に対し、業務規程の内容に関する異議の有無について、説明会の開催により意見聴取しなければならないこととする。
- ③ 紛争解決機関の指定の要件として、上記②の意見聴取の結果、業務規程の内容に関する異議を述べた金融機関の割合が一定割合以下であることとされているところ、当該割合を1／3とする。
- ④ 指定紛争解決機関が存在しない場合の金融機関が講じなければならない苦情処理措置・紛争解決措置の内容を以下のとおり規定することとする。
  - 以下のいずれかの苦情処理措置
    - ・ 苦情処理業務を公正・的確に遂行することができる業務運営体制・社内規則の整備等
    - ・ 各法律上に規定されている認定協会等、認定投資者保護団体、他の業態・法律上の指定紛争解決機関、国民生活センター、消費生活センター又はその他の適格性を有すると認められる法人への委託
  - 以下のいずれかの紛争解決措置
    - ・ 弁護士会の仲裁センターへの委託
    - ・ 各法律上に規定されている認定協会等、認定投資者保護団体、他の業態・法律上の指定紛争解決機関、国民生活センター、消費生活センター又はその他の適格性を有すると認められる法人への委託
- ⑤ 手続実施基本契約の内容として、法律上の規定に加え、指定紛争解決機関は、顧客からの申出があるときは、和解で定められた義務の履行状況の調査及び金融機関に対する当該義務の履行の勧告を行うことができることとする。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 金融機関において、弁護士会の仲裁センター等への委託（以下、「外部委託」という。）費用が発生する。</p> <p><b>【行政費用】</b> 金融機関において講じている紛争解決措置の内容については、外部委託となっており、基本的には、検査・監督に伴う費用は発生しない。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> その他の社会的費用は発生しない。</p>	<p>弁護士会の仲裁センターなど中立・公正な第三者機関への委託を内容とする紛争解決措置が講じられることにより、利用者保護の充実・利用者利便の向上が図られることが期待される。</p>	<p>本案については、今般の改正により、遵守費用及び行政費用が新たに発生することとなる一方、利用者保護の充実・利用者利便の向上が期待される。利用者にとっては、苦情処理・紛争解決が簡易・迅速・安価に図られることとなり、こうした便益の増加というプラスの効果は、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられる。</p>	<p>《代替案》 指定紛争解決機関が存在しない場合に金融機関が講じなければならない紛争解決措置の内容について、紛争解決業務を公正・的確に遂行することができる業務運営体制・社内規則の整備等により対応することとする。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> 金融機関において、紛争解決措置について、紛争解決業務を公正・的確に遂行することができる業務運営体制・社内規則の整備等のための費用が発生するが、外部委託費用は発生しない。</p> <p><b>【行政費用】</b> 代替案においては、紛争解決措置として金融機関における業務運営体制・社内規則の整備等により対応することとしているため、各金融機関の多種多様な業務運営体制・社内規則等に対応した検査・監督に伴う費用が発生する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 金融機関において、紛争解決措置について、紛争解決業務を公正・的確に遂行することができる業務運営体制・社内規則の整備等により対応することとしているため、紛争解決に係る公正性・中立性の水準が、外部委託による対応と比べ、劣後するおそれがあり、利用者保護が十分確保できないという社会的費用が発生するおそれがある。</p> <p>《便益の分析》 金融機関において、紛争解決措置について、業務運営体制・社内規則の整備等により対応することとしており、公正・中立かつ実効性のある紛争解決を通じた利用者保護は一定程度確保されるものの、その程度は本案に比べ減少するおそれがある。</p> <p>《政策評価の結果》 遵守費用については、代替案は、外部委託費用の減少等により、本案よりも低く抑えることができると考えられる。 一方、行政費用については、代替案は、各金融機関の多種多様な業務運営体制・社内規則等に対応した検査・監督に伴う費用が必要となるため、本案よりも高くなる。 また、社会的費用についても、代替案は、利用者保護が十分確保できないことにより、本案よりも高くなるおそれがある。 これらを総合的に勘案すると、本案による改正が適当と考えられる。</p>	<p>金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>

(注) 1 金融庁の規制の事前評価書（平成21年10月19日付け金総第3430号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

<b>政策の名称</b>	外国市場デリバティブ取引への分別管理義務の導入	<b>評価の対象とした 法令の名称</b>	金融商品取引法施行令	<b>府省名</b>	金融庁
--------------	-------------------------	---------------------------	------------	------------	-----

**規制の目的、内容及び必要性等**

(現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性)

- ① 現状  
金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成21年6月17日成立）において、有価証券関連店頭デリバティブ取引への分別管理義務が導入されたが、外国市場デリバティブ取引については分別管理が義務付けられていない。
- ② 問題点  
近年、個人の顧客を相手とした外国市場デリバティブ取引もみられるようになってきているところ、外国市場デリバティブを扱う業者の経営破綻時等において、顧客が金融商品取引業者に預託した金銭等について分別管理がなされない結果、顧客資産の適切かつ円滑な返還が確保されない可能性がある。また、有価証券店頭デリバティブ取引について、法令で分別管理義務が課されていることとの均衡を図る必要がある。
- ③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性  
上記の問題に対応するため、外国市場デリバティブ取引に関して、顧客から預託を受けた金銭等について分別管理を義務付けることが必要である。

(規制の新設又は改廃の内容)

外国市場デリバティブ取引について、分別管理義務の対象とする。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 外国市場デリバティブ取引を扱う業者にとっては、顧客から預託を受けた金銭等の分別管理をするための費用が発生する。</p> <p><b>【行政費用】</b> 外国市場デリバティブ取引を行う業者が、分別管理義務を適切に履行しているかについての検査・監督に伴う費用が発生する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 新たな費用は発生しない。</p>	<p>法令上の分別管理義務を通じて、業者の経営破綻時等において、外国市場デリバティブ取引に関して顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還が確保され、投資家保護の充実が図られる。</p>	<p>本案については、今般の改正により、遵守費用及び行政費用が新たに発生することとなる。</p> <p>一方、法令により、その扱う外国市場デリバティブ取引について分別管理を義務付けることにより、外国市場デリバティブ取引を扱う業者の経営破綻時等において、顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還が確保される。これら便益の増加によるプラスの効果は、投資家保護の充実、ひいては、信頼と活力ある金融・資本市場の構築に資するものであり、新たな費用の発生等マイナスの効果を上回るものと考えられる。</p> <p>したがって、本案による改正は適当である。</p>	<p>《代替案》 外国市場デリバティブ取引への分別管理義務の導入について、法令ではなく、自主的な取組みに委ねる。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> 金融商品取引業協会等において、外国市場デリバティブ取引を行う業者が分別管理を適切に行うための自主ルール整備や、実施状況の監視等に関する費用が発生する。また、自主的な取組みが行われている範囲で、外国市場デリバティブ取引を扱う業者は、顧客から預託を受けた金銭等の分別管理をするための費用が発生する。</p> <p><b>【行政費用】</b> 外国市場デリバティブ取引を行う業者の経営状況の悪化等により、顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還が確保されないおそれがある場合において、その是正のため検査・監督を行う費用が発生する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 自主的な取組みが行われない場合、外国市場デリバティブ取引を行う業者の経営状況の悪化等により、顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還が確保されないおそれがある場合において、投資家保護に支障が生じるおそれがある。</p> <p>《便益の分析》 自主的な取組みが行われている限り、外国市場デリバティブ取引を扱う業者の経営破綻時等において顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還が一定程度確保され、この限度において投資家保護の充実が図られる。</p> <p>《政策評価の結果》 代替案では、遵守費用については、①金融商品取引業協会等の自主ルール整備や実施状況の監視等に関する費用に加え、自主ルールに従った業者の分別管理を行う費用を見込んだ場合、本案を上回る遵守費用が発生するおそれがある。また、行政費用及び社会的費用については、②法令上の義務付けではないため、自主ルールの遵守は必ずしも担保されず、投資家保護に支障が生じるなど、社会的費用が発生するおそれがあるほか、③実際に問題が顕在化した場合には、是正のための検査や監督を行う必要があるため、本案における検査・監督に伴う費用を上回る行政費用が発生するおそれがある。</p> <p>一方、④代替案による便益の効果は、本案と比較して限定的なものになると考えられる。</p> <p>したがって、これらを総合的に勘案すると、代替案は不適當である。</p>	<p>改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>

(注) 1 金融庁の規制の事前評価書（平成 21 年 10 月 19 日付け金総第 3430 号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

<b>政策の名称</b>	有価証券店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制の導入	<b>評価の対象とした 法令の名称</b>	金融商品取引業等に関する内閣府令	<b>府省名</b>	金融庁
--------------	---------------------------	---------------------------	------------------	------------	-----

**規制の目的、内容及び必要性等**

(内容)  
有価証券店頭デリバティブ取引について、個人向けを対象として証拠金規制を導入する。取引開始時及び1日に1度必要な証拠金を算定し、業者が顧客から証拠金の預託を受けずに取引を行うことを禁止する。

(目的及び必要性)  
有価証券店頭デリバティブの高レバレッジ取引については、

- ・ 顧客保護（不測の損害を被るおそれ）
- ・ 業者のリスク管理（顧客の損失が証拠金を上回ることにより、業者の財務の健全性に影響が出るおそれ）
- ・ 過当投機

の観点からの問題があり、証拠金規制が必要。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 有価証券店頭デリバティブ取引を扱う業者において、取引開始時及び1日に1度必要な証拠金を算定し、預託を受けるためのシステム整備等の費用が発生する。</p> <p><b>【行政費用】</b> 有価証券店頭デリバティブ取引を扱う業者が必要な証拠金の預託を受けているかについての検査・監督に伴う費用が発生する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 新たな費用は発生しない。</p>	<p>高レバレッジでの取引が禁止されることとなり、顧客が不測の損害を被るおそれが減少するとともに、業者の財務の健全性への影響も減少するほか、過当投機が抑制されることとなる。</p>	<p>本案においては、今般の改正により、遵守費用・行政費用が新たに発生することとなる。</p> <p>しかし、証拠金規制の導入により、顧客が不測の損害を被るおそれが減少するとともに、業者の財務の健全性への影響も減少するほか、過当投機が抑制されることとなる。これら便益の増加というプラスの効果は、投資家保護の充実、ひいては、信頼と活力ある金融・資本市場の構築に資するものであり、新たな費用の発生等マイナスの効果を上回るものと考えられる。</p> <p>したがって、本案による改正は適当である。</p>	<p>《代替案》 業者が証拠金の預託を受ける義務を取引開始時に限定し、1日に1度、必要な証拠金を算定し、その預託を受けることは義務付けない。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> 有価証券店頭デリバティブ取引を扱う業者において、取引開始時に必要な証拠金の預託を受け入れるためのシステム整備等の費用が発生する。</p> <p><b>【行政費用】</b> 有価証券店頭デリバティブ取引を扱う業者が必要な証拠金の預託を受けているかについての検査・監督に伴う費用が発生する。 また、顧客が不測の損害を被る等の問題が起こった場合は、その是正のため検査・監督を行う費用が発生する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 証拠金の水準について1日の価格変動をカバーする水準を勘案して設定しているところ、1日に1度、必要な証拠金を算定し、その預託を受けることを義務付けないため、日々における証拠金について1日の価格変動をカバーできる水準が必ずしも確保されないこととなり、ひいては、顧客が不測の損害を被ること、業者の財務の健全性への影響等の問題が起こるおそれがある。</p> <p>《便益の分析》 高レバレッジでの取引が禁止されることとなり、顧客が不測の損害を被るおそれ・業者の財務の健全性への影響等が一定程度抑制されることになる。</p> <p>《政策評価の結果》 代替案では、①1日に1度、必要な証拠金を算定し、預託を受けるためのシステム整備等による遵守費用が発生しないことから、この点で本案と比べ遵守費用は軽減される。また、行政費用及び社会的費用については、1日に1度、必要な証拠金を算定し、その預託を受けることを義務付けないため、②日々における証拠金について1日の価格変動をカバーできる水準が必ずしも確保されないこととなり、ひいては、顧客が不測の損害を被ること、業者の財務の健全性への影響等の問題が起こるおそれがあるという社会的費用が発生するほか、③実際に問題が顕在化した場合には、是正のための検査や監督を行う必要があるため、代替案における遵守費用の軽減分を上回る行政費用及び社会的費用が発生する可能性がある。 一方、④代替案による便益の範囲は、本案と比較して限定的なものになると考えられる。 したがって、これらを総合的に勘案すると、代替案は不適当である。</p>	<p>改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>

(注) 1 金融庁の規制の事前評価書(平成21年10月19日付け金総第3430号による送付分)を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(規制の事前評価関係)の記載事項」を参照

<b>政策の名称</b>	金融商品取引所等（金融商品取引所及び金融商品取引所持株会社）の議決権の保有制限に係る規定の整備	<b>評価の対象とした法令の名称</b>	金融商品取引法施行令	<b>府省名</b>	金融庁
--------------	---	----------------------	------------	------------	-----

**規制の目的、内容及び必要性等**

（現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性）

- ① 現状
 

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成21年6月17日成立）において、金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れに関する規定が整備されたが、外国商品取引所及び外国商品取引所持株会社（以下「外国商品取引所等」）については、外国金融商品取引所及び外国金融商品取引所持株会社（以下「外国金融商品取引所等」）と異なり、金融商品取引所及び金融商品取引所持株会社（以下「金融商品取引所等」）の議決権について保有基準割合（20%）を超えて取得・保有することが認められていない。
- ② 問題点
 

国際的に取引所の合従連衡により経営基盤の強化、国際競争力の強化が図られている中、現状のままであれば、我が国取引所の経営基盤、国際競争力が相対的に低下するおそれがある。
- ③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性
 

上記問題に対応するため、今般の金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れに関する制度整備に伴い、外国商品取引所等に関して、現行の外国金融商品取引所等と並びで、金融商品取引所等の議決権の20～50%を取得・保有することを可能とすることが必要である。

（規制の新設又は改廃の内容）

外国商品取引所等について、現行の外国金融商品取引所等と並びで、金融商品取引所等の議決権の20～50%を取得・保有することを可能とする。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 金融商品取引所等の議決権の20～50%を取得・保有しようとする外国商品取引所等の認可申請に要する費用が発生する。</p> <p><b>【行政費用】</b> 金融商品取引所等の議決権の20～50%を取得・保有しようとする外国商品取引所等の認可審査及び金融商品取引所等の健全かつ適切な運営に支障が生じるおそれがないかについての検査・監督に伴う費用が発生する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 金融商品取引所等の議決権の20～50%の取得・保有については、認可制の下での事前チェックを行なうとともに、金融商品取引所等の健全かつ適切な運営に支障が生じるおそれがないかについて厳格に検査・監督していくことで、特段の社会的費用は発生しないものと考えられる。</p>	<p>外国商品取引所等との合従連衡によって、我が国取引所の経営基盤の強化、国際競争力の強化が図られるものと考えられる。</p>	<p>本案については、遵守費用及び行政費用が新たに発生する一方、我が国取引所の経営基盤の強化、国際競争力の強化により金融・資本市場の活性化に資するものであり、当該便益の効果は、当該費用を上回るものと考えられる。</p> <p>したがって、本案による改正は適当と考えられる。</p>	<p>《代替案》 外国商品取引所に限り、現行の外国金融商品取引所と並びで、金融商品取引所等の議決権の20～50%を取得・保有することを可能とする。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> 金融商品取引所等の議決権の20～50%を取得・保有しようとする外国商品取引所の認可申請に要する費用が発生する。 <b>【行政費用】</b> 金融商品取引所等の議決権の20～50%を取得・保有しようとする外国商品取引所の認可審査及び金融商品取引所等の健全かつ適切な運営に支障が生じるおそれがないかについての検査・監督に伴う費用が発生する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 本案と同様であると考えられる。</p> <p>《便益の分析》 外国商品取引所との合従連衡によって、我が国取引所の経営基盤の強化、国際競争力の強化が見込まれるものの、諸外国においては、主要取引所の合従連衡が主に持株会社形態により図られていることから、持株会社形態を参入させない代替案では、措置の効果は限定的なものになると考えられる。</p> <p>《政策評価の結果》 代替案においては、本案と比較して新たに発生する遵守費用及び行政費用が少ないが、諸外国における主要取引所の合従連衡が主に持株会社形態により図られている現状においては、代替案による便益の効果は、本案と比較して限定的なものになると考えられ、これらを総合的に勘案すると、本案による改正が適当と考えられる。</p>	<p>金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>

(注) 1 金融庁の規制の事前評価書(平成21年10月19日付け金総第3430号による送付分)を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(規制の事前評価関係)の記載事項」を参照

政策の名称	「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直し	評価の対象とした法令の名称	金融商品取引法施行令、投資信託及び投資法人に関する法律施行令	府省名	金融庁
-------	-----------------------	---------------	--------------------------------	-----	-----

### 規制の目的、内容及び必要性等

(現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性)

- ① 現状  
「有価証券の売出し」の定義は、売付け勧誘等のうち「均一の条件」で「多数の者（50名以上）」を相手方として行う場合と規定している。この「均一の条件」とは、売出しに係る有価証券の売出価格、売渡期日等の条件が同一であることとされている。
- ② 問題点  
「有価証券の売出し」に係る金融商品取引法上の開示規制は、「多数の者（50名以上）」と「均一の条件」の2つの要件に依拠していることから、金融商品取引業者等が既発行の外国有価証券を本邦で販売する場合において、「均一の条件」の内容を僅かに変更することにより、「有価証券の売出し」に該当しないものとして、大量の有価証券を本来必要となる情報開示が行われずに販売することが可能となっている。
- ③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性  
投資者が投資判断に当たり必要とする情報を適正に開示することを義務づける法定開示制度の趣旨に照らし、本来開示が必要と思われる取引については法定開示義務を課す一方で、有価証券のクロスボーダー取引や複雑な取引が日常的に行われている有価証券取引の実務の現状を踏まえ、「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直しを行う必要がある。

(規制の新設又は改廃の内容)

- 「有価証券の売出し」の定義から「均一の条件」が削除されることにより、多数の者を相手方として既に発行された有価証券の売買の申込みの勧誘等を行う場合が売出しに該当することとなる。これに伴い、以下のとおり「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直しを行う。
- ① 現行どおり、50名以上の者を多数の者と規定する。
  - ② 「有価証券の売出し」から除外される取引として、投資者が十分な投資情報を入手できる取引については、開示規制の対象とする必要性が低いと見られるため、現行の取引所金融商品市場における取引等に加え、店頭売買有価証券市場における有価証券の売買等を規定する。
  - ③ 「有価証券の売出し」に該当しない私売出しが創設されること等に伴い、売付け勧誘等における適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合又は売付け勧誘等における少人数向け勧誘に該当する場合等として、転売制限を規定する。
  - ④ 金融商品取引業者等が行う既発行の外国有価証券又はこれに準ずる有価証券の売出しのうち、本邦における当該有価証券に係る売買価格に関する情報を容易に取得することができることその他の要件を満たすもの（以下「外国証券売出し」という。）については、当該売出しに関し有価証券届出書の提出が不要となる。なお、外国証券売出しにより有価証券を売り付ける場合には、簡易な情報提供として、有価証券及び発行者に関する情報（以下「外国証券情報」という。）を、有価証券を売り付ける時まで、相手方に提供し、又は公表する必要がある。
- 外国証券売出しにより有価証券届出書の提出が不要となる要件として、(i) 対象有価証券について発行国において流通市場があること又は対象有価証券が外国金融商品取引所に上場されていること、(ii) インターネット等により容易に有価証券の価格情報及び発行者情報が取得できること、を規定する。
- ⑤ その他、特定組織再編成交付手続において、「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直しに則った規定を整備する。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 「有価証券の売出し」定義の見直しにより、その範囲が拡大するため、法定開示書類の作成費用及び監査費用等の遵守費用が発生する。 しかしながら、外国証券売出しは「有価証券の売出し」に該当するものの、法定開示書類の提出義務はなく、これに代わって、外国証券情報の提供又は公表のみが義務付けられるが、外国証券情報については、法定開示書類と異なり、情報内容は簡易なものであり既に公表されている情報を利用することが可能であることから、法定開示書類の作成費用及び監査費用等の遵守費用は減少する。</p> <p><b>【行政費用】</b> 「有価証券の売出し」に該当するものに係る法定開示書類の受理業務に係る行政費用が発生する。しかしながら、外国証券売出しの対象となる取引については、外国証券情報の提供又は公表でよいことから、その分、行政費用は減少する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 有価証券取引の実態を踏まえ、有価証券の売付け勧誘等のうち、本来、法定開示が必要と思われる取引について法定開示義務を課すとともに、有価証券取引の実務を踏まえた規制の柔構造化を行うことにより、法定開示が必要ないと思われる取引については法定開示義務を課さないこととするもの</p>	<p>有価証券取引の実態を踏まえた規制の柔構造化を行うことにより、投資者が投資判断に当たり必要な情報を適正に開示するとする法定開示制度の趣旨に照らし、本来法定開示の必要があると思われる取引については法定開示義務を課すとともに、法定開示が必要ないと思われる取引については法定開示義務を課さないこととするため、適切に投資者保護が図られるとともに、有価証券市場の信頼の向上及び有価証券取引の活発化につながると考える。</p>	<p>「有価証券の売出し」の定義から「均一の条件」が削除され、新たに「有価証券の売出し」に該当する取引については、法定開示書類の作成、提出及び当該書類の監査費用等が発生することから、規制の遵守費用及び行政費用が増加する。しかしながら、法定開示書類の提出に代えて、外国証券情報の提供又は公表のみとなる外国証券売出しについては、上記の規制の遵守費用及び行政費用が減少する。</p> <p>一方で、法定開示制度の趣旨に照らし、法定開示が必要ないと思われる取引には法定開示義務を課さないため、投資者保護、有価証券市場の信頼の向上及び有価証券取引の活発化が図られるといった大きな便益をもたらすものとなる。このような便益の増加というプラスの効果は、規制の遵守費用及び行政費用の増加というマイナスの効果を上回るものと考えられる。</p>	<p>《代替案》 外国証券売出しにより有価証券届出書の提出が不要となる要件として、対象有価証券について外国国債及び外国金融商品取引所に上場されていることを規定する。 上記以外については本案と同様とする。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> 代替案においては、外国国債又は外国上場有価証券であれば外国証券売出しの対象となるため、本案に比べ、より外国証券情報の対象範囲が拡大し、法定開示書類の作成費用及び監査費用等の遵守費用は減少する。</p> <p><b>【行政費用】</b> 「有価証券の売出し」に該当するものに係る法定開示書類の受理業務に係る行政費用が発生する。しかしながら、外国証券売出しの対象となる取引については、外国証券情報の提供又は公表でよく、さらに、本案に比べ外国証券売出しの対象も拡大していることから上記の行政費用はより減少する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 外国国債及び外国上場有価証券であれば外国証券売出しが可能となるため、①国外において十分な流通市場が存在せず、②価格情報及び発行者情報の取得が容易でない外国有価証券について、本来であれば法定開示が必要であるにもかかわらず、投資者が投資判断に必要な情報を入手する機会のないまま当該有価証券に投資を行うことにより損失を被るといった社会的費用が発生するおそれがある。このことは、開示制度の目的に照らし投資者保護上問題となることから、我が国資本市場の信頼性が損なわれることになる。 一方、投資家が適切な投資判断を行うための情報を入手するためには、調査費用が増大するといった社会的費用も発生する。なお、この場合においても、投資家が外国国債及び外国上場有価証券のすべてについて、投資判断に必要な情報を入手することには限界がある。</p> <p>《便益の分析》 有価証券取引の実態を踏まえた規制の柔構造化を行うことにより、有価証券取引の活発化に資する部分はあると考えられる。 ただし、本来法定開示の必要があると思われる取引について法定開示書類の提出義務を課さないこととしているため、適切な投資者保護が図られず、我が国資本市場の信頼性が低下するおそれがある。</p>	<p>金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う 時期又は条件
<p>であるから、特段の社会的費用は発生しない。</p>			<p>《政策評価の結果》</p> <p>代替案は、外国証券売出しの対象となる取引の範囲が拡大するため、本案に比べて、法定開示書類の作成、提出及び当該書類の監査費用等に係る規制の遵守費用及び行政費用が減少する。</p> <p>しかしながら、投資者が投資判断に必要な情報を入手する機会のないまま当該有価証券に投資を行うことにより損失を被るおそれがある。このことは、開示制度の目的に照らし投資者保護上問題となり、我が国資本市場の信頼性が損なわれる。一方、投資家が適切な投資判断を行うための情報を入手するためには、多くの調査費用が発生する。</p> <p>上記の社会的費用の発生によるマイナスの効果の影響は看過できないものであるため、本案による改正が適切と考える。</p>	

(注) 1 金融庁の規制の事前評価書(平成21年10月19日付け金総第3430号による送付分)を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(規制の事前評価関係)の記載事項」を参照

政策の名称	組織再編成対象会社の範囲の見直し	評価の対象とした 法令の名称	金融商品取引法施行令	府省名	金融庁
-------	------------------	-------------------	------------	-----	-----

### 規制の目的、内容及び必要性等

(現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性)

- ① 現状
 

組織再編成における「会社分割」のうち、吸収分割会社又は新設分割会社（以下「分割会社等」という。）が、事業部門を譲り受ける会社（以下「承継会社」という。）からその対価である有価証券（承継会社が新たに発行する有価証券又は交付する既発行有価証券）をすべて取得する場合（以下「物的分割」という。）であって、①承継会社が非開示会社、②分割会社等が開示会社、③分割会社等の株主が50名以上である場合には、当該有価証券の発行手続又は交付手続は、金融商品取引法上の特定組織再編成発行手続又は組織再編成交付手続に該当し、当該承継会社は有価証券届出書等の法定開示書類を提出しなければならない。
- ② 問題点
 

会社分割のうち、物的分割のように承継会社が会社分割の対価として発行又は交付される有価証券が分割会社等のみに対して割り当てられる場合は、会社分割の一方の当事者である分割会社等に対し、もう一方の当事者である承継会社に関する情報を開示する必要性はないと考えられる。しかしながら、現行は当該承継会社に法定開示義務が課され、法定開示書類の作成及び当該書類の監査等のコストが発生し、円滑な企業再編の妨げとなっているとの指摘がある。
- ③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性
 

投資者が投資判断に当たり必要とする情報の適正な開示を求める金融商品取引法上の法定開示制度の趣旨に照らし、組織再編成のうち会社分割における法定開示規制について適切に見直しを行う必要がある。

(規制の新設又は改廃の内容)

組織再編成のうち会社分割が物的分割により行われる場合は、分割会社等を組織再編成対象会社の範囲から除くこととする。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 会社分割が物的分割により行われる場合、承継会社には法定開示義務が課せられないことから有価証券届出書等の法定開示書類の作成及び監査等の費用は不要となる。</p> <p><b>【行政費用】</b> 会社分割が物的分割により行われる場合、承継会社には法定開示義務が課せられないことから有価証券届出書等の法定開示書類の受理業務に係る行政費用が不要となる。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 特段の社会的費用は発生しない。</p>	<p>会社分割が物的分割により行われる場合は、承継会社に対して法定開示義務が課せられないことから、当該承継会社は有価証券届出書等の法定開示書類の作成、監査費用等といった費用が発生せず、また組織再編成において法定開示書類の作成に係る日数を考慮する必要もなく、円滑な企業再編が行われると考えられる。</p> <p>また、会社分割が物的分割により行われ、承継会社の発行又は交付される有価証券が分割会社のみに割り当てられ、その後当該有価証券が転々流通しないことが明らかな場合は投資家保護上も問題がないものと考えられる。</p>	<p>本案については、投資者が投資判断に当たり必要とする情報を適正に開示するとする法定開示制度の趣旨に照らし、会社分割が物的分割により行われる場合は分割会社等を組織再編成対象会社の範囲から除くことで、より円滑な企業再編が可能となり、我が国において行われる組織再編成について大きな便益をもたらすものと考えられる。</p>	<p>《代替案》 会社分割が物的分割により行われる場合であって、非開示会社である承継会社が分割会社等の連結対象会社の範囲に含まれているものについてのみ当該分割会社等を組織再編成対象会社の範囲から除くこととする。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> 代替案では、承継会社が分割会社等の連結対象会社の範囲に含まれているものについては、本案と同様に有価証券届出書等の法定開示書類の作成及び監査等の費用は不要となるものの、承継会社が分割会社等の連結対象会社の範囲に含まれていないものについては、引き続き当該承継会社は法定開示義務が課せられることから有価証券届出書等の法定開示書類の作成及び監査等の費用が生じ、費用の減少が限定される。</p> <p><b>【行政費用】</b> 代替案では、承継会社が分割会社等の連結対象会社の範囲に含まれているものについては、本案と同様に有価証券届出書等の法定開示書類の受理業務に係る行政費用は不要となるものの、承継会社が分割会社等の連結対象会社の範囲に含まれていないものについては、引き続き当該承継会社は法定開示義務が課せられることから有価証券届出書等の法定開示書類の受理業務に係る費用が生じ、費用の減少が限定される。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 本案と同様に特段の社会的費用は発生しない。</p> <p>《便益の分析》 会社分割が物的分割により行われ、承継会社が分割会社の連結の範囲に含まれるものは法定開示義務を課せられないことから、本案と同様の便益が生じるものと考えられる。</p> <p>しかし、承継会社が分割会社の連結対象会社の範囲に含まれていない場合は承継会社が発行又は交付する有価証券が分割会社に対してのみ割り当てられる場合であっても、承継会社に法定開示義務が課せられ、有価証券届出書等の法定開示書類の作成及び監査費用等が発生することが考えられる。また、当該法定開示書類の作成には相当の日数を要することから、円滑な企業再編の妨げとなることが考えられる。</p> <p>《政策評価の結果》 本案、代替案ともに、我が国において行われる組織再編成について円滑な企業再編が可能となり、大きな便益が期待できる。しかしながら、代替案は、本案と比べ規制の遵守費用、行政費用の減少が限定されることから、本案による改正が適当である。</p>	<p>改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>

(注) 1 金融庁の規制の事前評価書(平成21年10月19日付け金総第3430号による送付分)を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(規制の事前評価関係)の記載事項」を参照

<b>政策の名称</b>	中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置の創設	<b>評価の対象とした法令の名称</b>	中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律	<b>府省名</b>	金融庁
--------------	-------------------------------	----------------------	----------------------------------	------------	-----

### 規制の目的、内容及び必要性等

(現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性)

- ① 現状
 

昨年9月の米リーマン・ブラザーズの破たん以降に発生した世界的な経済・金融危機を受け、政府は、これまでも、累次の経済政策に取り組むとともに、中小企業金融の円滑化に向け、金融機能強化法の制定や中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置など、様々な対応を図ってきたところである。こうした取組みもあって、我が国経済については、景気は、持ち直してきているが、自律性に乏しく、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にある。
- ② 問題点
 

こうした中、今般の景気低迷により、一時的に業況が悪化している中小企業や、景気悪化に伴う家計の収入減で住宅ローンの支払いが困難になっている個人が存在しており、これを放置すれば、更なる金融・雇用環境の悪化につながるおそれもあると考えられる。
- ③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性
 

金融機関に、一時的に返済が困難となっている中小企業者等に対する貸付条件の変更等を懲憑することにより、中小企業者等の金融の円滑化を通じ、中小企業者の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに住宅ローンの借り手の生活の安定を図ることが重要と考えられる。

このため、新設する規制は、中小企業者や住宅ローンの借り手からの申込みに対して金融機関が自主的に貸付条件の変更等の措置をとることを定めた努力義務規定に関して、それらの措置が円滑かつ確実に実施されるために必要である。

(規制の新設又は改廃の内容)

- ① 金融機関は、中小企業者又は住宅ローンの借り手から申込みがあった場合には、当該中小企業者等の再生可能性等を考慮して、できる限り、貸付条件の変更等を行うよう努めることとする。
- ② 貸付条件の変更等の措置が円滑かつ確実に実施されるよう、金融機関は、必要な方針策定や体制整備を行うとともに、貸付条件の変更等の実施状況及び整備した体制等を開示しなければならないこととする。
- ③ 金融機関は、貸付条件の変更等の実施状況等を当局へ報告しなければならないこととする。

※上記①～③の措置は、平成23年3月31日までの時限措置とする。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 金融機関において、貸付条件の変更等の措置を円滑に行うことができるよう必要な方針策定や体制整備を行うための費用、貸付条件の変更等の実施状況及び本法律に基づき整備した体制等を開示するための費用、貸付条件の変更等の実施状況を当局に報告するための費用が発生する。</p> <p><b>【行政費用】</b> 金融機関からの報告の受理に伴う費用や、金融機関が体制整備等を適切に行っているかを検証するための検査・監督に伴う費用が発生する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 新たな費用は発生しない。</p>	<p>金融機関が中小企業者の経営実態や住宅ローンの借り手の実態に応じたきめ細かな金融支援を行うことにより、貸付条件の変更等が行われた中小企業者の円滑な業務の遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに住宅ローンの借り手の生活の安定が期待される。</p>	<p>本案においては、金融機関における体制整備等のための遵守費用や、検査・監督に伴う行政費用が発生する。</p> <p>他方、金融機関による柔軟な条件変更等が行われることにより、中小企業者の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに住宅ローンの借り手の生活の安定が期待される。また、条件変更等は、金融機関の顧客基盤の維持を通じて、金融機関の将来の収益獲得に貢献することが期待される。</p> <p>これらの便益の増加というプラスの効果は、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられることから、本案は適当と考える。</p>	<p>《代替案》</p> <p>① 金融機関に対して、中小企業者又は住宅ローンの借り手から申込みがあった場合には、一律に、強制的に貸付債権の元利返済を猶予することを義務付ける。</p> <p>② 金融機関は、返済猶予を原因として生じた損失の確定額等の計数を、当局へ報告しなければならないこととする。</p> <p>③ 返済猶予を原因として金融機関に生じた損失は、政府が補填することとする。</p> <p>※上記①の措置は、平成23年3月31日までの措置とする。</p> <p>《費用の分析》</p> <p><b>【遵守費用】</b> 金融機関において、返済猶予を原因として生じた損失の金額を当局に報告するための費用が発生する。</p> <p><b>【行政費用】</b> 返済猶予を原因として金融機関に生じた損失を補填するための費用や、金融機関からの報告の受理に伴う費用が発生する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 金融機関は強制的に返済猶予に応じなければならないことから、金融機関の経営の自主性が奪われるとともに、このような措置をとれば、我が国金融システムに対する国際的信用が失われることとなる。</p> <p>また、そもそも再生可能性等がない返済不可能な借り手だけでなく、手許資金に余裕があって返済可能な借り手からの申込みについても、一律に債務の返済が猶予されることから、借り手のモラルハザードが生じるという社会的費用が発生する。</p> <p>一方、金融機関が返済猶予により失う利息収入等が政府により補填されるため、金融機関が借り手の再生可能性等を考慮せずに安易な貸付けを行うおそれがあり、金融機関の審査能力が低下するとともに、貸し手である金融機関のモラルハザードが生じるという社会的費用が発生する。</p> <p>《便益の分析》 中小企業者や住宅ローンの借り手の実態にかかわらず、借り手からの申込みがあった場合に債務の返済を強制的に猶予する施策であり、一時的な資金繰りの好転等にはつながることが期待される。</p> <p>《政策評価の結果》 代替案においては、遵守費用は本案を下回るものの、金融機関の損失補填のため、本案を大きく上回る行政費用が発生する。また、金融機関の自主性が奪われるとともに、我が国金融システムに対する国際的信用が失われる。さらに、借り手及び貸し手の双方においてモラルハザードが生じるなど、本案を大きく上回る社会的費用が発生するものと考えられる。</p> <p>これらを総合的に勘案すると、本案が適当と考えられる。</p>	<p>なし。</p>

(注) 1 金融庁の規制の事前評価書(平成21年11月2日付け金総第3641号による送付分)を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(規制の事前評価関係)の記載事項」を参照

<b>政策の名称</b>	「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直し	<b>評価の対象とした法令の名称</b>	金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令、企業内容等の開示に関する内閣府令、証券情報の提供又は公表に関する内閣府令	<b>府省名</b>	金融庁
--------------	-----------------------	----------------------	--	------------	-----

**規制の目的、内容及び必要性等**

(内容)

「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直しに伴い以下を規定する。

①「売付け勧誘等」に該当しない勧誘等としての「取得勧誘類似行為（新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘に類するもの）」として、自己株式の処分を規定する。

②「有価証券の売出し」に該当しない私売出しが創設されること等に伴い、売付け勧誘等における適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合又は売付け勧誘等における少数向け勧誘に該当する場合等として、転売制限が付されている場合を規定する。

③私売出しの勧誘を行う際に必要となる相手方への告知（届出が行われていないことや転売制限が付されている旨）については、既開示有価証券である場合及び譲渡価額等の総額が1億円未満の勧誘である場合には、不要であるとされているが、同一の所有者が同一の有価証券を1億円未満に分割して複数回の売付け勧誘を行い、告知義務を潜脱することを防止するため、有価証券の価額に関する通算規定を設ける。

④外国証券売出しにより有価証券を売り付ける場合に必要となる「外国証券情報」の内容として、有価証券の種類ごとに当該有価証券及び発行者に関する情報を規定するほか、売付け後に外国証券情報を提供又は公表しなければならない場合として、一定の合併や倒産等の投資判断に重要な影響を及ぼす決定又は事実の発生があった場合等を規定する。

(目的及び必要性)

投資家が投資判断に当たり必要とする情報を適正に開示することを義務づける法定開示制度の趣旨に照らし、本来開示が必要と思われる取引については法定開示義務を課す一方で、有価証券のクロスボーダー取引や複雑な取引が日常的に行われている有価証券取引の実務の現状を踏まえ、「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直しを行う必要がある。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 金融商品取引業者等が外国証券売出しを行う場合には、(法定開示よりも簡易な)外国証券情報の提供又は公表が義務付けられる。このため、金融商品取引業者等において、当該外国証券情報の作成及び提供又は公表に関する費用が発生する。</p> <p><b>【行政費用】</b> 外国証券売出しに係る外国証券情報の内容に虚偽記載等がある場合については刑事罰の対象とされていることから、当該情報の虚偽記載等に係る調査費用等が発生する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 特段の社会的費用は発生しない。</p>	<p>投資家が投資判断に当たり必要な情報を適正に開示するとする法定開示制度の趣旨及び有価証券取引の実務を踏まえ、投資家が投資判断に必要な情報を入手することが可能な場合には法令開示を免除し(外国証券売出し)、外国証券情報の提供又は公表を義務付けていることから、適切に投資家保護が図られるとともに、多くの外国証券が国内において流通することが可能となり、有価証券取引の活発化につながる。</p>	<p>金融商品取引業者等が外国証券売出しを行う場合には、当該外国証券情報の作成及び提供又は公表に関する費用が発生する。</p> <p>また、外国証券売出しに係る外国証券情報の内容に虚偽記載等がある場合については刑事罰の対象とされていることから、当該情報の虚偽記載等に係る調査費用等が発生する。</p> <p>一方、投資家が投資判断に当たり必要な情報を適正に開示するとする法定開示制度の趣旨及び有価証券取引の実務を踏まえ、投資家が投資判断に必要な情報を入手することが可能な場合には法定開示を免除し(外国証券売出し)、外国証券情報の提供又は公表を義務付けていることから、適切に投資家保護が図られるとともに、有価証券取引の活発化が図られるといった大きな便益をもたらすものとなる。このような便益の増加というプラスの効果は、規制の遵守費用及び行政費用の発生というマイナスの効果を上回るものと考えられる。</p>	<p>《代替案》 「外国証券情報」の内容について、投資家保護を徹底するため、有価証券届出書と同様の詳細なものとするほか、売付け後に当該情報を提供又は公表しなければならない場合として、臨時報告書の提出事由(一定の合併や倒産等のほか、海外における有価証券の募集又は売出し、私募の有価証券の発行、親会社又は子会社の異動、重要な災害の発生、訴訟の提起又は解決、代表取締役の異動、株式公開情報の発生又は変更等)が発生した場合と同様とする。その他については、本案と同様とする。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> 外国証券情報について、有価証券届出書と同様の詳細な情報の記載を求めることから、金融商品取引業者等において作成費用が増加するほか、当該情報を提供又は公表しなければならない場合も多いため、当該情報の提供又は公表に伴う費用が増加する。</p> <p><b>【行政費用】</b> 外国証券売出しに係る外国証券情報の内容に虚偽記載等がある場合については刑事罰の対象とされており、当該情報の虚偽記載等に係る調査費用等が発生する。ただし、本案より詳細かつ多くの外国証券情報の提供又は公表がなされるため、上記費用がより多く発生する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 特段の社会的費用は発生しない。</p> <p>《便益の分析》 金融商品取引業者等が提供又は公表する外国証券情報の内容が詳細かつ充実したものとなり、また、当該情報の提供又は公表の頻度も多くなることから、投資家に多くの投資情報が提供され、より投資家保護が図られるとともに、有価証券取引の活発化につながる。ただし、金融商品取引業者等にとって、外国証券情報の提供又は公表による負担が大きいため、国内において流通する外国証券が限定されることが考えられ、有価証券取引の活発化の効果限定されるおそれがある。</p> <p>《政策評価の結果》 外国証券情報は、外国有価証券の売出しに当たり、投資家が容易に当該有価証券及びその発行者に関する情報並びに当該有価証券の売買価格情報を容易に取得することができ、法定開示と同様の情報の内容及び提供・公表頻度としなくても十分に投資者保護が図られると考えられるものについて、外国有価証券の流通促進等の観点から、簡素な情報提供制度として設けるものである。一方、一般的には、金融商品取引業者等が提供する外国証券情報の内容が充実し、その提供・公表の頻度が増加することは、本案に比して投資家保護の充実が図られると考えられる。</p> <p>しかしながら、代替案のように、外国証券情報の記載内容について有価証券届出書と同程度の詳細な情報を必要とするとともに、外国証券情報の提出・公表事由を臨時報告書の提出事由と同様とする場合には、本案に比べて遵守費用、行政費用ともに相当程度増加することになる</p>	<p>金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う 時期又は条件
			<p>ため、金融商品取引業者等による外国有価証券の国内における流通が限定されるおそれがある。</p> <p>以上のことから、代替案は規制の目的に比して多くの費用が発生し、便益の効果が限定されるおそれがあるといったマイナスの効果が大きいいため本案によることが適当である。</p>	

(注) 1 金融庁の「規制の事前評価書」(平成 21 年 11 月 10 日付け金総第 3749 号による送付分)を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(規制の事前評価関係)の記載事項」を参照

<b>政策の名称</b>	目論見書制度の見直し	<b>評価の対象とした 法令の名称</b>	企業内容等の開示に関する内閣府令、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令	<b>府省名</b>	金融庁
--------------	------------	---------------------------	--	------------	-----

**規制の目的、内容及び必要性等**

(内容)  
投資信託受益証券の目論見書は、交付目論見書の記載内容を投資者の投資判断に極めて重要な事項のみとし、分かりやすく、読みやすいものとするとともに、請求目論見書の記載内容を有価証券届出書と同様とし、記載内容の充実を図る。  
また、目論見書の電子交付については電子交付の利便性・利用促進を図るため、その要件である投資者の承諾の方法について、現行の「書面及び電磁的方法」に「電話その他の方法」を追加する。

(目的及び必要性)  
目論見書は、投資者の投資判断に必要な情報を適正に、正確に、かつ、分かりやすく提供する開示制度上の手段であり、投資者にとって読みやすく、利用しやすいものである必要がある。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 投資信託受益証券に係る交付目論見書の記載内容を投資者の投資判断に極めて重要な事項のみとする等の簡素化を図ることから、当該交付目論見書の分量が大幅に減少し、当該交付目論見書の作成に係る費用が大幅に減少する。</p> <p>また、目論見書の電子交付についても、「電話その他の方法」による承諾を追加することにより、電子交付が促進され、目論見書の書面交付による紙面代等の費用が減少する。</p> <p><b>【行政費用】</b> 特段の行政費用は発生しない。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 特段の社会的費用は発生しない。</p>	<p>投資信託受益証券に係る目論見書について、交付目論見書の記載内容を投資者の投資判断に極めて重要な情報が投資者に理解できるよう、簡潔に記載されたものとする。また、請求目論見書の記載内容を有価証券届出書と同様とし、開示内容の充実が図られることにより、投資者の承諾の方法として電話その他の方法による承諾を追加することにより、投資者の意思を確実に確認することを確保しつつ、より機動的に、かつ顧客の利便性を高め、併せて、販売会社に紙面代等の負担の軽減を通じて投資者の利益拡大が図られると考えられる。</p>	<p>本案については、投資信託受益証券に係る交付目論見書の記載内容を投資者の投資判断に極めて重要な情報が投資者に理解できるよう、簡潔に記載されたものとする。また、請求目論見書の記載内容を有価証券届出書と同様とし、開示内容の充実を図ることにより、投資信託受益証券に係る目論見書が投資者にとって分かりやすく、読みやすいものとなる。また、交付目論見書の記載内容が簡素化され分量が少なくなることから、紙面代等の費用が大幅に減少される。</p> <p>目論見書の電子交付についても、投資者の承諾の方法として電話その他の方法による承諾を追加することにより、投資者の意思を確実に確認することを確保しつつ、より機動的に、かつ顧客の利便性を高め、併せて、販売会社の紙面代等の負担の軽減を通じて投資者の利益拡大が図られると考えられる。</p>	<p>《代替案》 目論見書の電子交付について、投資者の承諾を要件としないこととする。その他については、本案と同様とする。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> 本案と同様に、投資信託受益証券に係る交付目論見書の記載内容を投資者の投資判断に極めて重要な事項のみとする等の簡素化を図ることから、当該交付目論見書の分量が大幅に減少し、当該交付目論見書の作成に係る費用が大幅に減少する。</p> <p>また、目論見書の電子交付については、投資者の承諾を要件としないことから電子交付が促進され、目論見書の書面交付による紙面代等の費用が大幅に減少する。</p> <p><b>【行政費用】</b> 本案と同様に、特段の行政費用は発生しない。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 代替案では、目論見書の電子交付について、販売会社等は定められた方法により電子交付を行えば目論見書の交付義務を果たしたことになる。しかし、電子交付を受けることについて投資者の承諾を要件としないことから、販売会社等は投資者の意思を確認せずに電子交付するため、投資者が目論見書の交付が電子交付により行われていることを認識せず、例えば、目論見書がホームページに掲載されていることに気づかない、又はメールで送付された目論見書を目論見書であると気づかず誤って削除してしまう等のおそれがある。この結果、投資者は目論見書の情報を入手しないまま投資判断を行うことにより投資者保護が損なわれるおそれがあると考えられる。</p> <p>《便益の分析》 本案と同様の便益が生じると考えられる。</p> <p>《政策評価の結果》 本案、代替案ともに、投資信託受益証券に係る交付目論見書については、投資判断に極めて重要な情報のみを記載することにより簡素化されることから、今まで以上に投資者にとって分かりやすく、読みやすいものになるとともに、紙面代等の費用が大幅に減少する。目論見書の電子交付については、代替案は投資者の承諾を要件としないことから、本案と比べ電子交付が促進される結果、紙面代等の遵守費用が減少すると考えられる。しかしながら、代替案は、投資者が目論見書の情報を入手しないまま、投資判断を行うおそれがあり投資者保護が損なわれるといった大きな社会的費用が発生するおそれがある。これらを総合的に勘案すると、本案による改正が適当である。</p>	<p>改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>

(注) 1 金融庁の規制の事前評価書（平成 21 年 11 月 10 日付け金総第 3749 号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

<b>政策の名称</b>	金融商品取引法上の開示規制の適用除外とされるみなし有価証券の追加	<b>評価の対象とした 法令の名称</b>	特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令	<b>府省名</b>	金融庁
--------------	----------------------------------	---------------------------	-----------------------	------------	-----

**規制の目的、内容及び必要性等**

(内容)

法定開示の適用除外とされるみなし有価証券に、金融商品取引業者等の通貨関連デリバティブ取引等に係る金銭信託の受益権（金融商品取引業等に関する内閣府令第143条第1項第1号に定める金銭信託に係る信託の受益権）を追加する。

(目的及び必要性)

法律上、金融商品取引業者等が通貨関連デリバティブ取引等について、顧客から預託を受けた金銭を、自己の固有財産と区分して管理する場合の金銭信託の元本の受益者は、当該通貨関連デリバティブ取引等に係る顧客とされており（金融商品取引業等に関する内閣府令第143条の2第1項第1号）、当該金銭信託の受益権が一般的に流通することが想定し難いにも関わらず、法定開示の適用対象とされ、法定開示規制が過度な負担となっているため、開示規制の適用範囲を見直す必要がある。

また、金融商品取引業者等の有価証券関連デリバティブ取引について、顧客から預託を受けた金銭を自己の固有財産と区分して管理する場合の金銭信託の受益権が、法定開示の適用除外とされていることとの規制の整合性を図る必要がある。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b>  金融商品取引業者等の通貨関連デリバティブ取引等に係る金銭信託の受益権が法定開示の適用除外となることから、法定開示の規制を遵守するための費用が減少する。</p> <p><b>【行政費用】</b>  法定開示の適用除外となる金融商品取引業者等の通貨関連デリバティブ取引等に係る金銭信託の受益権が法定開示の適用除外となることから、開示書類の受理業務に係る行政費用が減少する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b>  金融商品取引業者等の通貨関連デリバティブ取引等に係る金銭信託の受益権については、元本の受益者が顧客であり、一般的に流通性がなく、開示規制の適用除外としても、一般投資家の保護が損なわれるといった社会的費用が発生するおそれはない。</p>	<p>法定開示に係る負担がなく  なるため、金融商品取引業者等の通貨関連デリバティブ取引等に係る金銭信託に係る信託財産が増加されることとなる。</p>	<p>金融商品取引業者等の通貨関連デリバティブ取引等に係る金銭信託の受益権については、法定開示の適用除外となることにより、遵守費用及び行政費用の削減につながる。また、当該金銭信託の受益権については、元本の受益者が顧客であることが必要とされ流通性がないと考えられるため、当該規制緩和により一般投資家の保護が損なわれるといった社会的費用が発生するおそれもない。</p> <p>規制の便益については、金融商品取引業者等の通貨関連デリバティブ取引等に係る金銭信託に係る信託財産が増加することにより増大すると考えられる。</p>	<p>《代替案》  法定開示の適用除外とされるみなし有価証券に、金融商品取引業者等の通貨関連デリバティブ取引等に係る金銭信託の受益権に加え、当該取引等以外のデリバティブ取引等に係る金銭信託の受益権を追加する。</p> <p>《費用の分析》  <b>【遵守費用】</b>  金融商品取引業者等の通貨関連デリバティブ取引等に係る金銭信託及び当該取引等以外のデリバティブ取引等に係る金銭信託の受益権が法定開示の適用除外となることから、法定開示の規制を遵守するための費用が減少する。</p> <p><b>【行政費用】</b>  法定開示の適用除外となる金融商品取引業者等の通貨関連デリバティブ取引等に係る金銭信託の受益権及び当該取引等以外のデリバティブ取引等に係る金銭信託の受益権が法定開示の適用除外となることから、開示書類の受理業務に係る行政費用が減少する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b>  通貨関連デリバティブ取引等以外のデリバティブ取引等に係る金銭信託の受益権を一律に法定開示の適用除外とした場合には、当該受益権に含まれる流通性の高い受益権についても法定開示の適用除外となり、情報が投資家に提供されなくなってしまうため、一般投資家の保護が損なわれるといった社会的費用が発生するおそれが生じる。</p> <p>《便益の分析》  法定開示に係る負担がなくなるため、金融商品取引業者等の通貨関連デリバティブ取引等に係る金銭信託及び当該取引等以外のデリバティブ取引等に係る金銭信託における信託財産が増加されることとなる。</p> <p>《政策評価の結果》  遵守費用と行政費用は、本案に比べ減少するものと考えられる。また、規制の便益についても、本案に比べ増加するものと考えられる。</p> <p>しかしながら、代替案においては、通貨関連デリバティブ取引等以外のデリバティブ取引等に係る金銭信託の受益権について、流通性の高いものが含まれていた場合でも、法定開示の適用除外となるため、投資家の投資判断に必要な情報が、正確かつ公平に開示されなくなるといった弊害が生じ、法定開示規制の主たる目的である投資者の保護を実現できなくなるという社会的費用が発生するおそれがある。</p>	<p>改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>

(注) 1 金融庁の規制の事前評価書(平成21年11月10日付け金総第3749号による送付分)を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(規制の事前評価関係)の記載事項」を参照

政策の名称	前払式支払手段に係る制度整備	評価の対象とした法令の名称	資金決済に関する法律施行令、前払式支払手段に関する内閣府令	府省名	金融庁
-------	----------------	---------------	-------------------------------	-----	-----

### 規制の目的、内容及び必要性等

(現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性)

- ① 現状  
前払式証券の規制等に関する法律（以下「前払式証券規制法」という。）については、前払式証券の発行者（以下「発行者」という。）全てに対し、発行する前払式証券の未使用残高の2分の1以上の額の資産保全を図り、資産保全の種類として供託及び銀行等との保全契約の2種類を定めている。  
また、前払式証券規制法においては、払戻手続に関する手続がないほか、発行者に対する情報の安全管理措置等についての定めはない。なお、前払式証券規制法は、資産保全させた供託金を前払式証券の利用者に対して還付する手続（以下「権利実行手続」）を規定しているところ、権利実行手続を行う主体は財務局のみである。
- ② 問題点  
発行者の資産保全の方法が2種類のみであることは、事業者の状況に対応せず、柔軟性を欠くおそれがあるほか、保全契約の相手方である銀行等の要件を定めていないことは、十分な資産保全が図られない可能性がある。また、情報の安全管理について何ら規定していないことや、払戻手続に関する規定がないことは、利用者の安全かつ適正な前払式証券の利用を担保する上で十分であるかどうかの問題がある。  
さらに、権利実行手続の主体が財務局のみであり、効率的な還付手続の担保や、利用者に対する適正・迅速な還付及び行政費用抑制の観点から検討の余地がある。
- ③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性  
上記の問題点をふまえ、前払式支払手段の安全かつ適正な利用という目的を達成するため、資産保全方法及び内容をより充実させ、発行者に対する情報の安全管理義務及び発行者の払戻手続を規定し、さらには、権利実行手続を行う主体である財務局が、権利実行手続の全部又は一部を銀行、信託会社、破産管財人等の民間の者（以下「権利実行事務代行者」という。）に委託できることとする必要がある。

(規制の新設又は改廃の内容)

以下のような規制の新設又は改廃を行う。

- ・発行保証金保全契約を締結できる銀行等が満たすべき要件等：発行保証金保全契約の相手方として、健全性に係る基準を満たす銀行等のほか、信用力等の面で発行保証金保全契約の相手方として相応しい者を規定。
- ・資産保全措置として信託銀行等への信託契約の内容：資産保全方法の一つである信託契約について、内容、信託財産の種類及び評価額を規定。
- ・前払式支払手段保有者に対する払戻義務：前払式支払手段発行者の業務の全部又は一部の廃止及び第三者型発行者の登録が取り消された場合などの払戻金額等について規定
- ・例外として前払式支払手段の払戻しが認められる場合：当該基準日の直前の基準期間において発行した前払式支払手段の発行額の百分の二十を超えない額等を規定。
- ・前払式支払手段発行者の情報安全管理措置義務：前払式支払手段発行者に対し、発行の業務に係る情報及び個人利用者情報の安全管理措置、特別の非公開情報の取扱いについて規定。
- ・発行保証金の還付に係る権利実行事務代行者の新設：権利実行手続について、権利実行事務の全部又は一部を委託できる者を規定。
- ・発行保証金供託における銀行等に関する特例：発行保証金の供託義務を免除する銀行等について、健全性に係る基準を満たすことを要件として規定。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 資産保全の方法として信託契約を選択した場合に発行者が信託会社に対して支払う手数料や、情報安全管理措置にかかる費用が発生する。</p> <p><b>【行政費用】</b> 権利実行事務代行者に対して支払う費用（手数料）が発生する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 新たな費用は発生しない。</p>	<p>権利実行事務代行者として銀行、破産管財人等を規定することにより、利用者に対する配当のノウハウを有している者による効率的な権利実行手続が可能となる。</p> <p>また、資産保全において満たすべき要件や払戻手続、情報安全管理措置等を規定することにより、前払式支払手段の利用者保護が図られる。</p>	<p>本案の場合、権利実行事務代行者において、その行う権利実行手続に関し費用が発生し、また、行政機関が権利実行事務代行者に対して支払う費用が発生するが、他方、利用者への効率的な権利実行手続が確保され、利用者保護に資することとなる。このような便益の増加は、新たな遵守費用や行政費用の発生というマイナスの効果を上回るものである。</p>	<p>《代替案》 権利実行手続について、権利実行事務代行者に限らず、誰（以下「一般人」という。）に対しても委託できることとする。なお、その他の事項は本案と同様とする。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> 本案の場合と同様の費用が発生する。</p> <p><b>【行政費用】</b> 一般人に対して支払う費用（手数料）が発生する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 一般人は、権利実行手続に係る前払式支払手段発行者の資産状況について適切に把握できるか不明であることから、発行保証金の還付を適切に行えず、利用者保護が図られないという社会的費用が発生する可能性が高い。</p> <p>《便益の分析》 資産保全において満たすべき要件や払戻手続、情報安全管理措置等を規定することにより、前払式支払手段の利用者保護が一定程度図られる。</p> <p>《政策評価の結果》 遵守費用について、本案と代替案は同様の費用が発生する。 本案においては新たな社会的費用は発生しない一方、代替案においては、一般人は、権利実行手続に係る前払式支払手段発行者の資産状況について適切に把握できるか不明であることから、発行保証金の還付を適切に行えず、利用者保護が図られないという社会的費用が発生する可能性が高い。 他方、本案においては、権利実行事務代行者として銀行、破産管財人等を規定することにより、利用者に対する配当のノウハウを有している者による効率的な権利実行手続が可能となるという便益が発生し、その効果は代替案を上回る。 以上より、代替案より本案が優ると考えられる。</p>	<p>資金決済に関する法律施行令案及び前払式支払手段に関する内閣府令案の施行後5年を経過した場合において、この法令案の施行状況等を勘案し、資金決済に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>

(注) 1 金融庁の規制の事前評価書（平成21年12月8日付け金総第4104号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

政策の名称	資金移動に係る制度整備	評価の対象とした 法令の名称	資金決済に関する法律施行令、資金移動業者に関する 内閣府令	府省名	金融庁
-------	-------------	-------------------	----------------------------------	-----	-----

### 規制の目的、内容及び必要性等

(現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性)

- ① 現状
 

現在、我が国では、銀行（預金取扱金融機関）以外の者は為替取引を行うことができない。為替取引は、経済活動の基礎をなす重要な社会インフラであり、為替取引を行う者が破綻した場合や為替取引の確実性が欠ける場合の社会的・経済的影響は大きく、資金の送り手・受け手双方の利用者の保護が必要である。

現在、我が国では情報通信技術の発達等により、銀行以外の者による為替取引を提供しうる環境が構築されていると考えられる。
- ② 問題点
 

銀行による為替取引は安全で確実である一方、利用者の利便性は必ずしも高くないと指摘されている。インターネット取引の普及等の情報通信技術の発達を受け、主として個人が行う少額の為替取引について、銀行以外の者による、より安価で便利なサービスの提供を求める需要が高まっている。資金決済法では、このような需要を受け、少額の為替取引を行う者として新たに資金移動業を創設したものであるが、資金移動業が、上記のとおり重要な社会インフラである為替取引を行うものであることから、為替取引の確実な遂行を確保し、もって利用者保護に資するべく、所要の規制を行う必要がある。
- ③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性
 

安価で便利な資金移動サービスを整備しつつ、為替取引の確実な遂行を確保するという目的のためには、資金移動業者が行うことができる為替取引の額を定めるほか、資産保全すべき金額（履行保証金）の算定方法、資産保全の方法、情報の安全管理措置、資金移動業を委託する際の措置、報告義務、業者の破綻時などの際の利用者に対する還付手続である権利実行手続等必要な制度整備を行う必要がある。

(規制の新設又は改廃の内容)

以下のような規制の新設又は改廃を行う。

- ・少額の取引：資金移動業者が行う少額の取引の額は100万円以下とする。
- ・供託すべき要履行保証額の算出等：履行保証金に関して、①最低要履行保証額、②履行保証金の供託期間、③未達債務の額の算出方法、④権利実行の手続に関する費用について規定。
- ・履行保証金保全契約を締結できる銀行等が満たすべき要件等：履行保証金保全契約の相手方として、健全性に係る基準を満たす銀行等のほか、信用力等の面で履行保証金保全契約の相手方として相応しい者を規定。
- ・資産保全の手段として信託銀行等への信託契約の内容：履行保証金信託契約の内容について規定。
- ・資金移動業者の情報の安全管理措置義務：資金移動業に係る情報及び個人利用者情報の安全管理措置、特別の非公開情報の取扱いについて規定。
- ・委託先に対する指導：資金移動業の委託先の業務を適正かつ確実に遂行するための措置を規定。
- ・利用者の保護等に関する措置：資金移動業者が行う為替取引に関し、①銀行等が行う為替取引との誤認防止説明、②手数料その他利用者に対する情報の提供、③受取証書の交付、④その他利用者保護を図るための措置、⑤社内規則等の整備、を行わなければならない旨規定。
- ・報告徴収：資金移動業に関する報告書、未達債務の額等に関する報告書の徴収について規定。
- ・監督処分等の公告：資金移動業者に対し、登録の取消し処分をした際の公告の方法は官報とすることを規定。
- ・履行保証金の還付に係る権利実行事務代行者の新設：権利実行手続について、権利実行事務手続を委託できる者を規定。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 資産保全の際に資金移動業者が要する費用、情報安全管理措置にかかる費用、資金移動業に係る委託先に対する指導を適切に行うための費用が発生する。</p> <p><b>【行政費用】</b> 権利実行事務代行者に対して支払う費用（手数料）が発生する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 新たな費用は発生しない。</p>	<p>権利実行事務代行者として銀行、信託会社、破産管財人等を規定することにより、債権者に対する配当のノウハウを有している者による効率的な権利実行手続が可能となる。</p> <p>また、資産保全において満たすべき要件や情報安全管理措置、利用者の保護等に関する措置を規定することにより、適正な資金移動業の遂行や利用者保護が期待される。</p>	<p>本案の場合、権利実行事務代行者において、その行う権利実行手続に関し費用が発生し、また、行政機関が権利実行事務代行者に対して支払う費用が発生するが、他方、利用者への効率的な権利実行手続が確保され、利用者保護に資することとなる。このような便益の増加は、新たな遵守費用や行政費用の発生というマイナスの効果を上回るものである。</p>	<p>《代替案》 権利実行手続について、権利実行事務代行者に限らず、誰（以下「一般人」という。）に対しても委託できることとする。なお、その他の事項は本案と同様とする。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> 本案の場合と同様の費用が発生する。</p> <p><b>【行政費用】</b> 一般人に対して支払う費用（手数料）が発生する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 一般人は、権利実行手続に係る資金移動業者の資産状況について適切に把握できるか不明であることから、履行保証金の還付を適切に行えず、利用者保護が図られないという社会的費用が発生する可能性が高い。</p> <p>《便益の分析》 資産保全において満たすべき要件や情報安全管理措置、利用者の保護等に関する措置を規定することにより、適正な資金移動業の遂行や一定程度の利用者保護が期待される。</p> <p>《政策評価の結果》 遵守費用について、本案と代替案は同様の費用が発生する。 本案においては新たな社会的費用は発生しない一方、代替案においては、一般人は、権利実行手続に係る資金移動業者の資産状況について適切に把握できるか不明であることから、履行保証金の還付を適切に行えず、利用者保護が図られないという社会的費用が発生する可能性が高い。 他方、本案においては、権利実行事務代行者として銀行、信託会社、破産管財人等を規定することにより、債権者に対する配当のノウハウを有している者による効率的な権利実行手続が可能となるという便益が発生し、その効果は代替案を上回る。 以上より、代替案より本案が優ると考えられる。</p>	<p>資金決済に関する法律施行令案及び資金移動業者に関する内閣府令案の施行後5年を経過した場合において、この法令案の施行状況等を勘案し、資金決済に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>

(注) 1 金融庁の規制の事前評価書（平成21年12月8日付け金総第4104号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

政策の名称	移動受信用地上放送の早期実現のための制度整備	評価の対象とした 法令の名称	電波法、放送法	府省名	総務省
-------	------------------------	-------------------	---------	-----	-----

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### (規制の目的及び内容)

平成19年6月に受けたVHF/UHF帯における電波の有効利用のための技術的条件に係る情報通信審議会からの一部答申を踏まえ、地上デジタル放送への完全移行によって空くこととなる周波数帯を利用した新たな放送（移動受信用地上放送）の早期実現を図るため、所要の改正を行うものである。

#### ① 開設計画の認定制度の拡充（移動受信用地上放送をする無線局の追加）

現在、携帯電話等の基地局（電気通信業務用の無線局）について導入されている開設計画の認定制度について、移動受信用地上放送をする無線局を対象として追加する。

#### ② 受託放送・委託放送制度の拡充（移動受信用地上放送の追加）

現在、衛星放送分野について導入されている受託放送・委託放送制度について、移動受信用地上放送を対象として追加する。

#### (規制の必要性)

#### ① 開設計画の認定制度の拡充について

現在、放送をする無線局については、無線局の設置場所等について国が置局計画（放送用周波数使用計画）を定め、これに基づき免許を与えることとなっている。

これは、従来の地上放送（テレビジョン放送等）は固定受信が前提であり、電波の到来方向を一定にして視聴者の利便に資するよう国が地域ごとに最適な置局計画を定める必要があったことによる。

移動受信用地上放送については、移動受信を前提としているため固定受信の放送のような要請がなく、むしろ民間の創意工夫を活用して最適な放送ネットワークを構築することが適当である。また、そのためには、事業者が一定期間柔軟に置局できるような措置が必要となる。このため、現在、携帯電話等の基地局など電気通信分野についてのみ導入されている開設計画の認定制度の対象を移動受信用地上放送にも拡大するものである。

#### ② 受託放送・委託放送制度の拡充について

現在、地上放送分野においては、無線局の管理運用主体（ハード）と放送番組の編集主体（ソフト）が一致する制度が採られており、無線局の免許人以外の者が放送番組の編集主体とはなりえないこととなっている。

移動受信用地上放送については、柔軟な参入形態を可能とし、多くの者の参入機会を確保するため、既に衛星放送分野で導入されているハード・ソフトを分離した制度（受託放送・委託放送制度）を導入する。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b>  移動受信用地上放送をする特定基地局を開設しようとする者は、開設計画を作成し、総務大臣の認定を受けるために、電波法関係手数料令（昭和33年政令第307号）に基づく所要の認定申請手数料（137,100円）の申請費用が発生する。</p> <p>また、委託放送事業者の認定に際しては、登録免許税法に基づき、認定件数1件につき、90,000円の登録免許税が課される。</p> <p><b>【行政費用】</b>  総務大臣に対して開設計画の認定申請又は委託放送事業者の認定申請があった場合には、当該認定の審査を行うための行政費用が発生する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b>  特段想定されるものはない。</p>	<p>① 移動受信用地上放送をする無線局の円滑な開設等  移動受信用地上放送に開設計画の認定制度を導入することにより、放送系全体に対する比較審査を通じて民間事業者のノウハウを活用した能率的なネットワークの構築が図れるとともに、認定の有効期間中は、認定開設者の事業リスクが軽減され、円滑に無線局を開設することが可能となる。</p> <p>② 無線局免許手続の簡素化  現行電波法の免許手続においては、放送をする無線局については個々の無線局単位で比較審査を行うこととされているが、開設計画の認定制度を導入することにより、放送系全体を対象とする開設計画について一括して比較審査を行うことが可能となる。これにより、個々の無線局の免許の際に比較審査を行う必要がなくなること、また、財政的基礎といった審査項目や申請書類記載事項の一部について省略することが可能となることから、手続の簡素化を図ることができる。</p> <p>③ より多くの事業者の参入機会の確保  受託放送・委託放送制度というハード・ソフト分離制度を活用することにより、現在の地上放送に適用されているハード・ソフト一致による参入のみならず、ハードのみでの参入又はソフトのみでの参入が可能となる。</p> <p>④ その他  国民・視聴者にとっては、携帯電話やカーナビ等の受信設備によって、いつでもどこでも、画像・音声・データなどの情報を組み合わせた多様な放送サービスを楽しむことが可能となる。</p> <p>また、受信設備の製造者にとっては、製品開発分野における新たな市場が創出されることとなるといった効果なども期待できる。</p>	<p>今回の制度改正を行わない場合、国が主導的に置局計画を定めることとなり、民間事業者のノウハウを活用した能率的なネットワークの構築や事業者による柔軟な置局が困難となるほか、従来のハード・ソフト一致のみの制度では参入事業者数が限定されることとなり、多様なソフト事業者の参入が不可能となる。</p> <p>① 開設計画の認定制度を導入することにより、開設計画の認定申請に係る申請費用、行政費用といった新たな金銭的負担及び事務的負担は発生するものの、能率的なネットワークの構築や特定基地局の円滑な開設が期待されるとともに、無線局免許手続の簡素化による申請者及び行政の事務的負担の軽減が図られるため、今回の制度の対象拡充は適切であると考えられる。</p> <p>② また、受託放送・委託放送制度を導入することにより、より多くの事業者の参入機会を確保することといった便益が見込まれる等、様々な便益が期待される一方、費用については事務的負担を中心に限定的なものにとどまるため、今回の制度の対象拡充は適切であると考えられる。</p>	<p>—</p>	<p>法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の電波法及び放送法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、移動受信用地上放送に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>

(注) 1 総務省の規制の事前評価書（平成21年1月28日付け総官政第11号による送付分）を基に本省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

<b>政策の名称</b>	加圧防排煙設備に係る技術上の基準	<b>評価の対象とした法令の名称</b>	排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令、加圧防排煙設備の設置及び維持に関する技術上の基準	<b>府省名</b>	総務省
--------------	------------------	----------------------	---	------------	-----

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### (1) 規制の改正の必要性（現状及び問題点）

##### ① 現行制度

排煙設備は、火災発生の際、建築物内部に充満する煙を屋外に排出させることにより、消火活動を容易にすることを目的とするものである。このため、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第7条において、排煙設備は「消火活動上必要な施設」として位置付けられており、具体的には、下記のような建築物に排煙設備の設置が義務付けられている。

○ 設置対象となる防火対象物（令第28条）

① 地下街で、延べ面積1,000㎡以上

② 劇場、映画館等で、延べ面積1,000㎡以上

③ キャバレー、遊技場等、百貨店等、自動車庫等の地階又は無窓階で、床面積1,000㎡以上のもの

排煙方式については、いわゆる「機械排煙」（排煙機を用いて強制的に排煙を行う方式）と「自然排煙」（直接外気に接する開口部から自然に排煙を行う方式）の2種類が主に想定されている。また、煙の拡散を防止して、効果的に排煙を行うため、一定面積以下ごとに防煙区画を行うとともに、防煙区画ごとに排煙口を設けることとされている。

##### ② 制度改正の必要性

規制改革推進のための3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）においては「加圧防排煙システムを採用する際に、避難階段附室と非常用エレベーターロビーを兼用できるよう、消防法の性能規定化の中で検討する」とされており、性能規定化が要請されていた。

また、一定面積ごとに防煙区画を設けることとされている現行の排煙設備の設置基準は、一部の建築物においては、設計上の制約ともなっていたほか、設備等設置維持計画について総務大臣の認定を受け消防法（昭和23年法律第186号）第17条第3項に規定する特殊消防用設備等として、近年加圧防排煙設備を設置する例がみられており、一定の知見の蓄積がみられていた。こうした状況を踏まえ新たに性能規定として加圧防排煙設備に係る設置維持に関する技術上の基準を定める必要がある。

#### (2) 規制の改正の目的及び内容

従前の排煙設備に代えて加圧防排煙設備の設置を可能とするため、消防隊の安全性を十分確保しつつ、加圧防排煙設備に係る求められる性能・構造を下記のとおり新たに定める。なお、上記の性能・構造を定めても現行の排煙設備については、従来どおり設置が可能である。

・排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令

→ 排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防用設備等として、加圧防排煙設備を定め、当該設備を設置することができる防火対象物の要件、設置及び維持に関する技術上の基準等を定める。

・加圧防排煙設備の設置及び維持に関する技術上の基準

→ 加圧防排煙設備の設置及び維持に関する基準として、排煙口、排煙用の風道、加圧式消火活動拠点等についての構造要件及び排煙機や給気機に係る排煙性能、給気性能等について定める。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b>  本件の規制改正は、従来の排煙設備に加えて、加圧防排煙設備を認めるものである。したがって、設置者は従来の排煙設備と加圧防排煙設備を設置する場合を、対象となる建築物の構造、経済的負担等を考慮の上、比較検討し、従来の排煙設備よりもメリットがあるならば加圧防排煙設備を採用することができるのであって、当該規制の改正によって、排煙設備の設置者に新たに費用が発生することはない。</p> <p><b>【行政費用】</b>  行政機関に係るコストについては、今回の制定によっても、特段増加しない。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b>  —</p>	<p>① 遵守便益  排煙設備の設置者は、従来の排煙設備においては、一定面積ごとにたれ壁等によって区画された防煙区画を設けることとされていたが、加圧防排煙設備を設ける場合には防煙区画の面積の制限がないため、たれ壁等の設置が不要となることから、自由なレイアウトが可能となる。  なお、今回の省令改正により規定される技術上の基準は、「消防活動支援性能のあり方検討会」において、十分な検討を行った上で定められており、従来の排煙設備と比較して同等の消火活動支援性能を確保できるものであるから、加圧防排煙設備の設置された建築物等の利用者にとっても、不利益を受けるものではない。  具体的には、同検討会の報告書に基づき、加圧式消火活動拠点における壁や床等の材質の性能、排煙機及び給気機の性能等が規定されている。</p> <p>② 行政便益  本規制の改正に伴う、行政便益の増加は特にない。</p>	<p>今回の規制改正により、排煙設備の設置者に新たにコスト負担はなく、特段の行政費用の増加もみられない。一方で、設置者にとっては、たれ壁等による防煙区画を設ける必要がなく、自由なレイアウトを行うことができるという点で、メリットがあると考えられること、従来の排煙設備と消火活動支援性能も同等であることより、防火対象物の利用者にとってもデメリットがないことから、本改正の内容は費用と便益の比較という観点で考えた場合、妥当であると考えられる。</p>	<p>—</p>	<p>今後、加圧防排煙設備の運用状況をみながら、必要があると認められる場合には、レビューを行うものとする。</p>

(注) 1 総務省の規制の事前評価書（平成 21 年 5 月 15 日付け総官政第 61 号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

政策の名称	個室ビデオ店等に係る消防用設備等の基準改正	評価の対象とした法令の名称	消防法施行規則	府省名	総務省
-------	-----------------------	---------------	---------	-----	-----

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### (1) 規制の改正の必要性（現状及び問題点）

##### ① 現行制度

##### （自動火災報知設備の感知器の種別について）

自動火災報知設備は、火災の発生を防火対象物の関係者に自動的に報知する設備であって、感知器、中継器、受信機、発信機、地区音響装置で構成されたものをいう。感知器は、火災による熱・煙・炎を利用して、自動的に火災の発生を感知し、火災発生信号・情報等を受信機、中継器、消火設備等に発信するものであり、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第23条第5項において、防火対象物の部分ごとに設置すべき感知器の種類が定められているが、個室ビデオ店やインターネットカフェ、カラオケボックス（以下「個室ビデオ店等」という。）の防火対象物の個室その他これに類する施設については、設置する感知器の種別は、特段規定されていない。

##### （自動火災報知設備の地区音響装置等の基準について）

地区音響装置は、感知器又は発信機等の作動と連動して、ベル・ブザー・スピーカー等の音響又は音声により、防火対象物又はその部分の全域に火災の発生を知らせるものである。規則第24条第5号においては、地区音響装置を、カラオケボックスその他これらに類するもので、室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所に設ける場合にあっては、当該場所において他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるよう措置することとされているが、個室ビデオ店等に係る規定はない。また、非常警報設備の音響装置及び放送設備についても同様である（規則第25条の2第2項第1号及び第3号）。

##### （自動火災報知設備の受信機の再鳴動機能について）

受信機は、火災発生信号、情報、ガス漏れ信号又は設備作動信号を受信し、火災の発生若しくはガス漏れの発生又は消火設備等の作動を関係者又は消防機関に報知するものをいう。現在のところ個室ビデオ店等に設置する受信機においては、再鳴動機能（地区音響停止スイッチが停止状態にある間に、受信機が火災信号を受信したとき、地区音響停止スイッチが一定時間内に自動的に（地区音響装置が鳴動している間に停止状態にされた場合においては自動的に）鳴動状態になる機能）付きのものは、義務付けられていない。なお、平成9年4月以降に型式承認を受けた受信機にあっては、すべて再鳴動機能付きのものとなっている。

##### （誘導灯・誘導標識の設置高さに係る基準について）

誘導灯とは、避難口誘導灯、通路誘導灯及び客席誘導灯をいい、火災時に、防火対象物内の人々を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示するほか、避難上有効な照度を与えるものである。一方で、誘導標識は、火災時に、防火対象物内の人々を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示した標識である。誘導灯・誘導標識の設置基準は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第26条及び規則第28条から第28条の3において、設置箇所については避難上有効なものとなるように設置することと定められているものの、設置する高さについての規定はない。

##### ② 制度改正の必要性

平成20年10月1日未明、大阪市浪速区の個室ビデオ店「キャッツ」において、死者15人、負傷者10人（うち1人が10月14日に死亡）という重大な人的被害を伴う火災が発生した。この火災における被害拡大の要因として、

- 個室が狭い空間に密集しているととも、屋外への開口部が極めて少ない施設形態であり、建築基準法令上必要な排煙設備も設置されておらず、火元の個室から流出した煙・熱が短い時間のうちに通路に充満して、避難経路が絶たれたこと。
- 密室構造の個室において、利用客は仮眠、ヘッドホン使用によるビデオ鑑賞等をしており、火災の発生に気付きにくい状況であったこと。また、自動火災報知設備が設置されていたが、作動中に警報が停止されたおそれがあること。
- 通路は狭く複雑で、行き止まりの構造であることに加えて、個室入口の扉は外開きで、避難の際に通路側に開放されたままの状態となるものであり、個室にいた利用客の避難に支障を生じやすい状況であったこと。
- 防火管理上の教育・訓練が十分実施されておらず、従業者による初期消火、避難誘導等の応急活動が適切に行われなかったこと。

## 規制の目的、内容及び必要性等

等により、多数の利用客が逃げ遅れたことが考えられる。上記の火災を踏まえ、「予防行政のあり方に関する検討会」における「予防行政のあり方について（中間報告）」では、下記の対策が必要と指摘されている。

- ① 個室ビデオ店等においては、規模、構造、利用客における仮眠等の実態から、避難の際に煙等により危険な状態に至るまでの余裕時間が少ないため、個室においても、設置する感知器の種別は煙感知器とすることが必要である。
- ② 個室ビデオやインターネットカフェ等においても、個室等の構造・材質、ヘッドホンの利用状況やその種類等に応じ、警報の聞き取りに支障を生ずる場合には、例えばヘッドホンの音響停止、警報用のベル等の増設等の措置を講ずることとすることが必要である。
- ③ 個室ビデオ店等においては、感知器が作動している間は、人為的に警報を停止しても自動的に鳴動状態に移行するよう、受信機は再鳴動機能を有するものとする必要がある。
- ④ 個室ビデオ店等の通路において、煙で直ちに避難の方向が識別できなくなることを防止するため、誘導灯及び誘導標識に関する基準の見直しを行い、誘導灯又は蓄光式誘導標識（燐光等により暗所で光る標識）を床又はその近辺に設けることとすることが必要である。

### (2) 規制の改正の目的及び内容

#### 【規制改正の目的】

平成20年10月に発生した大阪市浪速区個室ビデオ店火災を踏まえ、消防庁では、所轄消防機関と連携して火災原因調査を行うとともに、全国の消防機関を通じて個室ビデオ店等に係る緊急調査等を行った。また、個室ビデオ店を想定した火災実験やシミュレーションを行い、火災の性状や消防用設備等の作動状況に関するデータの収集等を行ってきたところである。

これらの調査等を踏まえつつ、「予防行政のあり方に関する検討会」において、個室ビデオ店等の防火安全対策について報告書が取りまとめられ、その構造や利用形態等から、火災による煙・熱が内部で急激に滞留しやすく、利用客が周囲の状況に気付きにくいこと、また、潜在的に逃げ遅れによる人命危険性が大きいこと、自動火災報知設備の機能を一部強化するとともに、避難経路における煙の滞留を想定した対策を進めることが必要であるとされたため、同様の被害を防止する観点から、個室ビデオ店等に係る消防用設備等の基準を改正する。

#### 【改正内容】

- ① 個室ビデオ店等に掲げる防火対象物の個室その他これに類する施設に煙感知器の設置を義務付ける（規則第23条第5項）。
- ② 個室ビデオ店等のうち、ヘッドホン等を用いたサービスを提供する店舗について、当該サービスの提供中であっても、自動火災報知設備の地区音響装置及び非常警報設備の警報音が聞き取れるように措置することを義務付ける（規則第24条第5号イ(ロ)、同条第5号の2のイ(ロ)、第25条の2第2項第1号イ(ロ)並びに同項第3号イ(ロ)及びハ(ニ)）。
- ③ 個室ビデオ店等に設置する受信機に再鳴動機能を義務付ける（規則第24条第2号ハ）。
- ④ 個室ビデオ店等に設ける通路誘導灯にあっては、廊下及び通路の床面又はその直近の避難上有効な場所に設けること。ただし、消防庁長官が定めるところにより蓄光式誘導標識が設けられている場合にあっては、この限りではない（規則第28条の3）。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b>            今回新たに煙感知器等が義務付けられる個室ビデオ店等に係る煙感知器及び誘導灯等の設置費用及び維持費用の概算は以下のとおりである。            (条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個室ビデオ店等の床面積は、全国の店舗の平均値をとり個室ビデオ・インターネットカフェ・テレホンクラブが400㎡程度、カラオケボックスが500㎡程度と仮定して試算（個室ビデオ店等に係る緊急調査のフォローアップ調査結果（第2回）より）。</li> <li>・設置に必要な感知器の個数は、上記の床面積から試算し、個室ビデオ・インターネットカフェ・テレホンクラブが40個程度、カラオケボックスが20個程度とする。</li> <li>・受信機については、1台を再鳴動機能を有するものに交換すると想定する。</li> <li>・ヘッドホン等に対応した火災警報システムについては火災警報ベルの増設で対応するものとする。なお、カラオケボックスについては、既に別途義務付け規定が置かれているため、費用は発生しない。</li> <li>・蓄光式誘導標識は、1店舗当たり5枚設置するものと想定する。</li> <li>・無窓階（開口部の大きさが一定以下の階）については、既に煙感知器が義務化されているため除く。</li> <li>・既存の防火対象物に取り付ける場合を想定する。</li> </ul>	<p>① 遵守便益            平成10年度～平成19年度までの個室ビデオ店等における火災事例を分析すると、全国で336件の火災が発生しており、10名の死者及び89名の負傷者並びに少なくとも10億2,754万円以上の物的損害が生じている。今回、煙感知器の設置、ヘッドホン等を利用するサービスに対応した火災警報システムの導入等を義務付けることにより、これらの火災による被害の拡大を防止、特に何ものにも代え難い利用者の生命及び身体への損害を軽減することができる。</p> <p>また、煙感知器による早期覚知により、初期消火の成功確率が高まれば、焼損面積の減少による財産的な被害の軽減も見込まれるほか、火災発生時の消防機関の活動の負担が軽減されるということが考えられる。</p> <p>② 行政便益            個室ビデオ店等において、利用者の避難が速やかに行われることが期待できるため、火災発生時の消防機関の活動の負担が相当程度軽減されることとなる。</p>	<p>総務省消防庁が行った火災実験によれば、火災発生からおおむね3～4分後には盛期火災（いわゆるフラッシュオーバー）に至っており、実験において感知に2分程度を要していた熱感知器では、盛期火災に至る前に避難を完了することは困難であった。したがって、1分程度で火災を感知することができる煙感知器を設置し、火災警報システムにより早期に火災発生を利用者に伝えて避難時間を確保した上で、煙の影響を受けにくい下方に誘導灯・誘導標識等を設置することによって避難を支援することが火災時に利用者の生命及び身体を保護するために不可欠であると考えられ、また、国民の生命、身体及び財産を保護すること等をもって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することが消防法の目的であること（消防法第1条）にかんがみれば、当該目的の達成のために防火対象物の関係者が消防用設備等を設置することは、社会上の責務ととらえられる。</p> <p>また、今回の規制改正に伴う防火対象物の関係者の負担は、設備の導入時に限られており、恒常的に新たな負担が生ずるものではないことや、過去10年間において断続的に個室ビデオ店等における火災が発生し、多数の負傷者・物的損害が発生しており、中には平成20年10月の大阪市個室ビデオ火災のように極めて限られた焼損面積で多数の死者を出す例もみられ、これらの施設における防火対策が早急に対応すべきものであると考えられることも、妥当性を検討する際に考慮することができると考えられる。</p> <p>以上のことを総合的に勘案すると、便益は費用に見合ったものであり、かつ、防火対象物の関係者がその費用を負担することについては、十分な合理性があると考えられるため、今回の煙感知器の設置、ヘッドホン等を利用するサービスに対応した火災警報システムの導入等の義務付けに係る規制の改正は適切なものであると考えられる。</p>	<p>—</p>	<p>今後、個室ビデオ店等における自動火災報知設備や避難誘導システムの運用状況をみながら、必要があると認められる場合には、レビューを行うものとする。</p>

## 費用の分析

### (1) 新規費用

#### ア 1店舗当たりの費用

##### 【個室ビデオ・インターネットカフェ・テレフォンクラブ】

###### ○自動火災報知設備の改修

約2,104,000円程度（内訳：煙感知器設置費用904,000円、受信機交換費用640,000円、火災警報システムの導入費用560,000円）

###### ○蓄光式誘導標識の新規設置

約66,000～100,000円程度

##### 【カラオケボックス】

###### ○自動火災報知設備の改修

約1,093,000円程度（内訳：煙感知器設置費用452,000円、受信機交換費用641,000円）

###### ○蓄光式誘導標識の新規設置

約66,000～100,000円程度

#### イ 全国ベースでの費用

##### 【個室ビデオ・インターネットカフェ・テレフォンクラブ】

・全国の店舗数を2,937店とする（個室ビデオ店等に係る緊急調査のフォローアップ調査結果（第2回）より）。

・東京消防庁によれば、管内にある上記店舗等のうち、約75%の店舗が無窓階であり、既に煙感知器が義務付けられている。これを全国でも同様のものとして、試算した。

###### ○自動火災報知設備の改修費用

2,104,000円×734店=1,544,336,000円≒15億4,430万円

###### ○蓄光式誘導標識の設置費用

約66,000～100,000円×734店=48,444,000～73,400,000円≒4,800万円～7,340万円

##### 【カラオケボックス】

・全国の店舗数を5,177店とする（個室ビデオ店等に係る緊急調査のフォローアップ調査結果（第2回）より）。

・東京消防庁によれば、管内にある上記店舗等のうち、約26%の店舗が無窓階であり、既に煙感知器が義務付けられている。これを全国でも同様のものとして、試算した。

###### ○自動火災報知設備の改修費用

1,093,000円×4,127店=4,510,811,000円≒45億2,070万円

###### ○蓄光式誘導標識の設置費用

約66,000～100,000円×4,127店=272,382,000～412,700,000円≒2億7,240万円～4億1,270万円

### (2) 維持費用

消防用設備等の維持費用としては、設備の稼働に必要な電力に係る費用や消防法で義務付けられた点検の費用が考えられるが、これらの費用は感知器や受信機の種別によっても大きく異なることはなく、今回の改正によっても維持費用は特段増加しない。

#### 【行政費用】

行政機関に係るコストについては、今回の基準改正によっても、特段増加しない。

#### 【その他の社会的費用】

—

(注) 1 総務省の規制の事前評価書（平成21年7月13日付け総官政第85号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

政策の名称	大規模地震に対応した避難誘導システム	評価の対象とした法令の名称	消防法施行規則、非常警報設備の基準、誘導灯及び誘導標識の基準	府省名	総務省
-------	--------------------	---------------	--------------------------------	-----	-----

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### (1) 規制の改正の必要性（現状及び問題点）

##### ① 現行制度

##### ア 緊急地震速報に係る放送設備の基準について

消防法（昭和23年法律第186号）においては、防火対象物内に存する者に火災が発生した旨を知らせるものとして、多数の者が存する防火対象物等に非常警報器具及び非常警報設備の設置が義務付けられている。また、更に収容人員が多くなれば、音響だけで火災を知らせたのでは、混乱を招くおそれがあることから、放送設備の設置が義務付けられている（消防法施行令（昭和36年政令第37号）第24条第3項）。

現行規定では、緊急地震速報については、火災時の「非常警報以外の放送」に該当するため、緊急地震速報の放送中に火災が発生した場合、緊急地震速報の放送については遮断する必要があるため、技術上の問題から導入が進んでいない（消防法施行規則第25条の2第2項第3号リ）。

##### イ 誘導灯・誘導標識に係る基準について

誘導灯とは、避難口誘導灯、通路誘導灯及び客席誘導灯をいい、火災時に、防火対象物内の人々を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示するほか、避難上有効な照度を与えるものである。一方で、誘導標識は、火災時に、防火対象物内の人々を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示した標識である。

誘導灯については、通常の電源が断たれたときに一定の機能維持が図られるよう非常電源（蓄電池設備等）の設置が義務付けられており、その容量は、下記の一定の防火対象物にあっては誘導灯を有効に60分間以上作動できる容量、その他のものにあっては誘導灯を有効に20分間以上作動できる容量とされている（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第28条の3第4項第10号）。

##### ○誘導灯を60分間以上有効に作動できる容量を義務付けられる防火対象物

- ・延べ面積5万㎡以上の防火対象物
- ・地階を除く階数が15以上であり、かつ、延べ面積3万㎡以上の防火対象物
- ・延べ面積1,000㎡以上の地下街

##### ② 制度改正の必要性

##### ア 緊急地震速報に係る放送設備の基準について

緊急地震速報は、平成19年10月1日から一般利用者への提供が開始されており、防火対象物においても地震対策の一環として導入の動きが広がっている。しかし、現行の放送設備に係る基準は火災を想定したものとなっており、緊急地震速報の受信機器等の接続等は想定されていない。

放送設備を用いて緊急地震速報に係る放送を行うことができれば、停電時も非常電源（蓄電池設備）による放送が可能となり、また全館への一斉放送も容易に実施できることから、放送設備において緊急地震速報を導入する場合の要件を明確化することが必要である。

##### イ 誘導灯・誘導標識に係る基準について

大規模地震の際に、安全のため屋外等への避難を行う場合、大規模高層の防火対象物等においては、地上とのアクセスが構造上制限されること、建築物内の移動距離が長くなること、強い揺れに伴い避難障害や要救助者を生ずるおそれがあること等から、避難を完了するまでに相当に時間を要することが想定される。しかし、誘導灯を含めた消防用設備等の基準については、沿革的に火災への対応を図るべく基準が定められてきたこともあり、耐火構造の義務付けや消防用設備等が作動するという前提の下で火災が局限化できると想定し、出火階から上下の階への避難を重視して基準が定められていることから、防火対象物全体の長時間に及ぶ避難への対応は必ずしも想定されていない。

一方で、平成11年自治省令第5号による消防法施行規則の改正により、60分間作動できる容量の非常電源を保持することが必要とされた既存の防火対象物については、経過的に従前どおりとされたが、防火対象物の関係者が独自の対策として、既に新基準に適合する誘導灯を整備している例も多数存在しており、大規模地震の発生の切迫性が指摘され続けていることも踏まえ、経過措置を廃し、新基準の普及を図る状況にある。

以上のようなことから、大規模・高層の防火対象物等においては、停電時の長時間避難に対応した誘導表示に係る規定を整備することが必要である。

## 規制の目的、内容及び必要性等

### (2) 規制の改正の目的及び内容

#### 【目的】

- ・放送設備において緊急地震速報を導入する場合の要件を明確化する。
- ・大規模・高層の防火対象物等においては、停電時の長時間避難に対応した誘導表示に係る規定を整備する。

#### 【内容】

##### ① 緊急地震速報に係る放送設備の基準について

ア 火災の際に遮断しなければならない非常警報以外の放送から、地震動予報等に係るものを除くこととする（規則第25条の2第3号のニ）。

イ 地震動予報等に係る放送を行う機能を有するものにあつては、地震動予報等に係る放送を行っている間に、起動装置若しくは操作部を操作した場合又は自動火災報知設備等から起動のための信号を受信した場合には、地震動予報等に係る放送が終了した後、直ちに、かつ、自動的に非常警報の放送を行うものとする（非常警報設備の基準第四第一号(五)）。

##### ② 誘導灯・誘導標識に係る基準について

ア 一定の大規模な防火対象物及び地下街について60分間作動できる容量とされたのは、平成11年自治省令第5号による消防法施行規則の改正によるものであるが、当該改正の際になお従前の例によることとされた平成11年10月1日に現に存する防火対象物についても、非常電源の容量を60分とする規定を適用する（平成11年自治省令第5号附則第3項）。

イ 非常電源の容量を60分とする防火対象物に、令別表第一(10)項に掲げる防火対象物で、乗降場が地階にあるもの（地下駅舎）のうち、消防長又は消防署長が避難上必要があると認めて指定したものを加える（誘導灯及び誘導標識の基準第4第3号）。

ウ 消防庁長官が定めるところにより蓄光式誘導標識が設けられている場合は、非常電源の容量を誘導灯が20分間作動できる容量でよいこととする（規則第28条の2第3項第10号）。

エ ウの場合の蓄光式誘導標識の設置基準として下記を定める（誘導灯及び誘導標識の基準第四の二）。

(ア) 設置する蓄光式誘導標識は、高輝度蓄光式誘導標識とすること。

(イ) 蓄光式誘導標識は、床面又はその直近の箇所に設置すること。

(ウ) 廊下及び通路の各部分から一の蓄光式誘導標識までの歩行距離が7.5メートル以下となる箇所及び曲がり角等に設けること。ただし、光を発する帯状の標示を設けることその他の方法により同等以上の避難安全性が確保されている場合にあつては、この限りではない。

(エ) 蓄光式誘導標識は、性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されている箇所に設けること。

(オ) 蓄光式誘導標識の周囲には、蓄光式誘導標識と紛らわしい又は蓄光式誘導標識を遮る広告物、掲示物等を設けないこと。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b>  本件改正は、緊急地震速報を導入するかどうかの選択肢を増やすものであり、その判断は防火対象物の関係者にゆだねられている。したがって、防火対象物の管理者が施設の状況等を勘案し、緊急地震速報を導入することが望ましいと判断した場合には、導入することが可能となるものであって、本件改正によって、義務として生じる新たなコスト負担はない。</p> <p>誘導灯の非常電源に係る改正については、以下に防火対象物別に遵守費用を示す。</p> <p>○非常電源の容量について、誘導灯を有効に60分間以上作動できる容量を確保する必要のある新築の防火対象物</p> <p>本件規制改正は、60分間以上作動できる容量の非常電源を確保することの代替措置として、通路誘導灯に蓄光式誘導標識を附置することによることを新たに認めるものである。設置者は従来の60分間以上作動できる容量の非常電源を設置する場合と蓄光式誘導標識を附置する場合を、対象となる建築物の構造、経済的負担等を考慮の上、比較検討し、メリットがあるならば蓄光式誘導標識を採用することができるのであって、当該規制の改正によって、誘導灯の設置者に新たに義務として費用が発生することはない。なお、通常は、従来の誘導灯と比べ、高輝度蓄光式誘導標識を設置する場合には、常時点灯するための光熱費や非常電源用バッテリーの交換費用等のランニングコストを省くことができ、配線工事等も不要となるため、多くの防火対象物では、設置維持コストの削減につながると考えられる。</p>	<p>① 遵守便益</p> <p>今回の規制は、大規模地震の発生時における避難誘導システムという特性上、地震等が実際に発生した場合の的確な誘導による迅速な避難により、地震等による死傷者の減少といった便益が発生するものであり、定量的に便益を分析することは困難であるが、以下の効果が期待される。</p> <p>ア 緊急地震速報に係る放送設備の基準の改正について</p> <p>緊急地震速報を放送設備を用いて全館に直ちに放送することができれば、前もって揺れを身構え、机の下に避難する等の回避行動も容易となり防火対象物の利用者にとってメリットがある。防火対象物の関係者にとっても、利用者の安全性を確保する意味で、停電時において迅速な全館放送が可能である放送設備を利用できるようになることは、防災対策を実施する上で選択肢の幅を大きく広げるものである。</p> <p>イ 誘導灯・誘導標識に係る基準の改正について</p> <p>30階建て事務所ビルにおいて、各階に170人、1階に70人（合計：5,000人）が存在すると仮定した場合、全館で一斉に避難を開始した場合、48分程度の時間が掛かると推計されている（「避難シミュレーションに基づく大規模建築物の全館避難の課題」1995年、翠川三郎東京工業大学教授ら）。これは、階段や廊下が平常時と同じように通行できることを前提とした避難時間であり、地震によって設備の破損や居室の内容物による通路の閉鎖等が発生した場合には、更に時間が掛かるものと考えられる。したがって、避難中に誘導灯の非常電源が枯渇した場合、大量の避難者が集中する階段や通路において、パニックや二次的な事故を誘発し、負傷者等が発生するなど深刻な事態を招く可能性がある。</p> <p>また、東京都による首都直下型地震のシミュレーション（平成18年5月）によれば、都内の主要な地下街において、滞留者が階段に殺到し、</p>	<p>近年、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震や首都直下地震の発生の切迫性が指摘されているほか、「海溝型巨大地震による長周期地震動と土木・建築建造物の耐震性向上に関する共同宣言」（2006年社団法人土木学会・社団法人日本建築学会）においても、「巨大地震の発生に伴い、当該建築物において倒壊の危険性や建物内での同時多発火災の発生、さらに非構造物材の落下・家財什器の転倒散乱等により多くの死傷者が発生又は発生の危険性が懸念される場合、短時間での全館避難が必要となることが想定される」としており、長時間の避難を前提とした避難誘導システムの導入は、社会的な責務ととらえることができる。</p> <p>地下駅舎及び平成11年以前に着工された建築物についても、巨大地震発生時の避難の必要性は変わらないのであり、一定の費用負担を考慮しても、早急に長時間の避難を前提とした避難誘導システムを導入すべきであると考えられる。</p> <p>なお、今回新たな義務付けの対象となる施設においては、防火対象物の関係者が独自の対策として、既に新基準に適合する誘導灯（60分間作動できる容量の非常電源を保持）を整備している例も多数存在することから、関係者の負担も限定的であると考えられる。</p> <p>以上のことを総合的に勘案すると、求められる社会上的責務と被害の軽減という便益は、費用と比較して大きく、かつ、防火対象物の関係者がその費用を負担することについては、十分な合理性があると考えられるため、今回の規制の改正は適切なものであると考えられる。</p>	<p>—</p>	<p>今後、大規模地震に対応した避難誘導システムの運用状況をみながら、必要があると認める場合には、レビューを行うものとする。</p>

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p>○非常電源の容量について、誘導灯を有効に60分間以上作動できる容量を確保する必要のある既存の防火対象物</p> <p>現在、経過措置の適用により、誘導灯を有効に20分間以上作動できる容量だけを確保している防火対象物にあっては、本件規制改正により、新たに誘導灯を有効に60分間以上作動できる容量を確保する必要があり、一定の設備の改修が必要である。なお、当該改修に要する経費については、以下の試算を参照されたい。</p> <p>(試算) 20階建てのオフィスビルで、誘導灯の切替工事を行った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積3,300㎡、延べ面積66,000㎡と仮定</li> <li>・避難口誘導灯部分には、60分間以上作動できる容量の蓄電池設備を付置した誘導灯を設置</li> </ul> <p>①通路誘導灯部分に蓄光式誘導標識を、避難口誘導灯部分に長時間定格型誘導灯を設置した場合 設置費用 6,396,100円 (うち工事費173,500円)</p> <p>②通路誘導灯及び避難口誘導灯部分に、長時間定格型誘導灯を設置した場合 設置費用 9,836,600円 (うち工事費105,000円)</p> <p>○地下駅舎</p> <p>現在、地下駅舎については、誘導灯を有効に60分間以上作動できる容量の非常電源が義務付けられていないため、一定の設備の改修が必要である。なお、当該改修に要する経費については、以下の試算を参照されたい。</p>	<p>すべての地下街において負傷者が発生すると想定している。当該想定では、滞留者は、61,360人に上り、死者2名、負傷者61名が発生するとしている。</p> <p>今回の改正により、地下駅舎及び平成11年以前に建築された大規模ビルや地下街における地震発生時の滞留者による人的被害を一定程度減少することができると考えられる。</p> <p>また、誘導灯を60分間作動できる容量の非常電源を保持するか、又は、誘導標識によって代替するかについて対象となる建築物の構造、経済的負担等を考慮の上、比較検討し、メリットがあるならば誘導標識による代替を選択することができ、選択肢の幅が広がり、特に新築の防火対象物においては、一定の設置コストの削減効果もあると考えられる。</p> <p>② 行政便益</p> <p>本規制の改正に伴う、行政便益の増加は特にない。</p>			

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う 時期又は条件
<p>(試算) 地下2階に乗降場を有する 1線乗り入れの駅に通路誘導灯部分に蓄光式誘導標識を、避難口誘導灯部分に長時間定格型誘導灯を設置する場合 設置枚数 100枚程度 B級誘導灯(片面) 14台 設置費用 3,150,000～3,900,000円程度</p> <p>(試算) 地下2階に乗降場を有する 1線乗り入れの駅の通路誘導灯及び避難口誘導灯部分に長時間定格型誘導灯を設置する場合 設置台数 B級誘導灯(片面) 14台 B級誘導灯(両面) 50台 設置費用 3,710,000円程度</p> <p>【行政費用】 行政機関に係るコストについては、今回の制定によっても、特段増加しない。</p> <p>【その他の社会的費用】 —</p>				

(注) 1 総務省の規制の事前評価書(平成21年7月13日付け総官政第85号による送付分)を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(規制の事前評価関係)の記載事項」を参照

政策の名称	小型小売店舗等に係る誘導灯の技術上の基準	評価の対象とした法令の名称	消防法施行規則	府省名	総務省
-------	----------------------	---------------	---------	-----	-----

**規制の目的、内容及び必要性等**

(1) 規制の改正の必要性（現状及び問題点）

① 現行制度

誘導灯とは、避難口誘導灯、通路誘導灯及び客席誘導灯をいい、火災時に、防火対象物内の人々を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示するほか、避難上有効な照度を与えるものである。

また、誘導標識は、火災時に、防火対象物内の人々を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示した標識である。

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第26条により、別表第一（四）項に掲げる防火対象物（小売店舗等）については、避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口や直接地上に通ずる出入口等に避難口誘導灯の設置が、廊下又は通路の曲がり角や避難口誘導灯の有効範囲以外の場所に通路誘導灯が、誘導灯が設置されない場所については誘導標識が、義務付けられているところである。

一方で、消防法施行令第26条ただし書及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第28条の2により、居室の各部分から主要な避難口を容易に見通し、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が避難階にあっては20メートル以下、避難階以外の階にあっては10メートル以下であるものについては避難口誘導灯が、同歩行距離が避難階にあっては40メートル以下、避難階以外の階にあっては30メートル以下であるものについては通路誘導灯が、同歩行距離が30メートル以下であるものについては誘導標識が、それぞれ免除されるが、階全体ではなく居室単体に着目して、誘導灯の設置の特例を設ける規定はない。

② 制度改正の必要性

平成20年度「特区、規制改革、公共サービス改革集中受付月間」の一環として募集された全国規模の規制改革要望において、（社）日本フランチャイズチェーン協会から「コンビニエンスストアにおける誘導灯及び誘導標識に関する特例適用事業」について要望があったところであり、避難安全性を確保した上で、環境への意識が高まる中で事業者のニーズに合わせた規制を整備する必要がある。

(2) 規制の改正の目的及び内容

【目的】

全国規模の規制改革要望を受けて、コンビニエンスストア等の小売店舗・事業所において、蓄光式誘導標識を設けた場合には、避難口誘導灯・通路誘導灯・誘導標識の設置を免除する。

【内容】

誘導灯及び誘導標識の設置を要しないこととされている令第26条の避難が容易であると認められるもので総務省令で定めるものとして、下記を満たす居室を加える（消防法施行規則第28条の2）。

ア 直接地上に通ずる出入口（主として当該居室に存する者が利用するものに限る。）を有していること。

イ 居室の各部分から、避難口を容易に見通し、かつ、識別することができ、居室の各部分から当該避難口に至る歩行距離が30メートル以下であること。

ウ 燐光等により光を発する誘導標識（蓄光式誘導標識）が、消防庁長官が定めるところにより設けられていること。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件																
<p><b>【遵守費用】</b>            本件の規制改正は、高輝度蓄光式誘導標識を設置することで、誘導灯の設置を免除するものである。したがって、防火対象物の管理者は従来の誘導灯と高輝度蓄光式誘導標識を設置する場合を、対象となる建築物の構造、経済的負担等を考慮の上、比較検討し、従来の誘導灯よりもメリットがあるならば高輝度蓄光式誘導標識の設置を採用することができるのであって、当該規制の改正によって、新たに費用が発生することはない。なお、通常は、従来の誘導灯と比べ、高輝度蓄光式誘導標識を設置する場合には、常時点灯するための光熱費や非常電源用バッテリーの交換費用等のランニングコストを省くことができ、配線工事等も不要となるため、多くの防火対象物では、設置コストの削減につながると考えられる。</p> <p><b>【行政費用】</b>            行政機関に係るコストについては、今回の制定によっても、特段増加しない。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b>            —</p>	<p>① 遵守便益            防火対象物の管理者は、蓄光式誘導標識を設置することで、従来必要であった誘導灯に係るランニングコスト（電気代や非常電源用バッテリーの交換等）が不要となり、経済的なメリットがある。具体的には、一店舗当たり、小型誘導灯（蛍光灯、15W）と比較した場合10年間で4万円程度、高輝度誘導灯C級品（冷陰極管、4.8W）と比較した場合10年間で2万円程度のコスト削減効果が見込まれている。</p> <p>また、地球温暖化防止の観点からもメリットが見込まれ、（社）日本フランチャイズチェーン協会の試算によると、現在国内に存在するコンビニエンスストア42,000店すべてに高輝度蓄光式誘導標識が設置されたと仮定すると年間3,205トンのCO2削減効果があるとされている。</p> <p>○試算条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出入口及びバックヤードの入口に避難口誘導灯が設置されているものと想定</li> <li>・ 小型誘導灯(15W)と高輝度誘導灯C級品(4.8W)が1:1の割合で設置されていると想定</li> <li>・ 年間消費電力計算式(kWh)を消費電力(W)×24時間×365日÷1,000として計算</li> <li>・ 電力のCO2排出係数を0.44kg-CO2/kWhとして計算</li> </ul> <table border="1" data-bbox="568 927 1167 1062"> <thead> <tr> <th colspan="4">誘導灯のCO2排出量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小型誘導灯(蛍光灯)</td> <td>15W</td> <td>42,000台</td> <td>2,428トン/年</td> </tr> <tr> <td>高輝度誘導灯C級品</td> <td>4.8W</td> <td>42,000台</td> <td>777トン/年</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>3,205トン/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>さらには、コンビニエンスストア等の小型小売店舗は一般的に長方形で、道路側がガラス張り、レジ側に出入口があり、来店者は避難経路を認識しやすく、什器の配置も整然としており、実際に避難もしやすい構造であると考えられることや夜間においても一定程度の明るさが確保されていると考えられることから、停電時においても通常の誘導灯ではなく、高輝度蓄光式誘導標識による誘導でも十分な安全性を確保できると考えられるため、当該店舗の利用者の安全性も担保されている。</p> <p>② 行政便益            本規制の改正に伴う、行政便益の増加は特にない。</p>	誘導灯のCO2排出量				小型誘導灯(蛍光灯)	15W	42,000台	2,428トン/年	高輝度誘導灯C級品	4.8W	42,000台	777トン/年	合計			3,205トン/年	<p>今回の規制改正により、小売店舗等の関係者に義務として生じる新たなコスト負担はなく、特段の行政費用の増加もみられない。一方で、小売店舗等の関係者にとっては、誘導灯に代えて高輝度蓄光式誘導標識を設置することで、常時点灯するための光熱費や非常電源用バッテリーの交換費用等のランニングコストを省くことができる点でメリットが大きい。また、電気を使用しない蓄光式誘導標識が設置されれば、電気の使用に伴って排出されるCO2を削減できるため、地球環境の面でもメリットがある。また、直接地上に通ずる出入口を有していることや店舗内の各部分から、避難口を容易に見通すことができ、当該避難口に至る歩行距離が30メートル以下であること等の条件を設けていることから、防火対象物の利用者の避難安全性を損なうこともないと考えられる。</p> <p>したがって、本改正の内容は費用と便益の比較という観点で考えた場合、妥当である。</p>	<p>—</p>	<p>今後、小型小売店舗等における誘導灯・誘導標識の運用状況をみながら、必要があると認められる場合には、レビューを行うものとする。</p>
誘導灯のCO2排出量																				
小型誘導灯(蛍光灯)	15W	42,000台	2,428トン/年																	
高輝度誘導灯C級品	4.8W	42,000台	777トン/年																	
合計			3,205トン/年																	

(注) 1 総務省の規制の事前評価書（平成21年7月13日付け総官政第85号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

政策の名称	休止中の特定屋外タンク貯蔵所等に係る新基準適合期限の延長及び検査・点検義務の緩和等	評価の対象とした法令の名称	危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則	府省名	総務省
-------	---	---------------	---------------------------	-----	-----

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### (1) 規制の改正の必要性（現状及び問題点）

##### ① 特定屋外タンク貯蔵所等に係る新基準適合期限の現状について

一定数量以上の消防法上の危険物（石油等）の貯蔵・取扱いを行う危険物施設のうち、特定屋外タンク貯蔵所（容量1,000k1以上の屋外タンク貯蔵所）及び準特定屋外タンク貯蔵所（容量500k1以上1,000k1未満の屋外タンク貯蔵所）の構造及び設備については、貯蔵・取扱いを行う危険物の数量が大きいため、災害が発生した場合の危険性を重くみて、その適合すべき構造及び設備の技術上の基準や、基準適合の維持に係る義務が、容量が500k1未満の屋外タンク貯蔵所に比べ、厳しいものとなっている（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。）及び危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「危規則」という。））。

特定屋外タンク貯蔵所については、その耐震性を強化する観点から、タンク本体と基礎・地盤の適合すべき技術基準について過去に改正が行われ、強化されてきており、「危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令」（昭和52年政令第10号。以下「昭和52年政令」という。）による危政令改正の時点で既設であったものについては、強化された基準の適用についてなお従前の例によることとされたが、平成6年の政令改正により、これらの特定屋外タンク貯蔵所についても、一定の期限までに、危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令（平成6年政令第214号。以下「平成6年政令」という。）による改正後の昭和52年政令の附則に定める新基準へ適合させることとされている（平成6年政令附則第7項第1号及び第2号）。

- 昭和52年以前に既設の特定屋外タンク貯蔵所の新基準適合期限
  - ・ 1万k1以上のもの → 平成21年12月31日まで
  - ・ 1,000k1以上1万k1未満のもの → 平成25年12月31日まで

準特定屋外タンク貯蔵所についても、その耐震性を強化するため、タンク本体と基礎・地盤が適合すべき技術基準が、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成11年政令第3号。以下「平成11年政令」という。）による危政令改正により強化されており、一定の期限までに、平成11年政令による改正後の危政令に定める新基準へ適合させることとされている（平成11年政令附則第2項第1号）。

- 平成11年以前に既設の準特定屋外タンク貯蔵所の新基準適合期限 → 平成29年3月31日まで

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第3号。以下「17年改正規則」という。）による危規則改正により設けられた、浮き屋根（貯蔵する液体の上に浮かび、液とともに上下する屋根）の新基準に適合しない浮き屋根を有する「旧浮き屋根の特定屋外タンク貯蔵所」についても、平成29年3月31日までに、その浮き屋根を、浮き屋根の新基準に適合させることとされている（17年改正規則附則第3条第1号）。

##### ② 特定屋外タンク貯蔵所等に係る新基準適合期限の延長の必要性について

特定屋外タンク貯蔵所・準特定屋外タンク貯蔵所の中には、石油類の需給調整等の理由から、一時的に危険物の貯蔵及び取扱いを休止しているものがあり、こうしたものについては、現に危険物の貯蔵及び取扱いがされないものであるから、強化された基準に適合していなくても危険物の保安確保の観点からの問題が直ちに生じるものではなく、期限までの設備投資を求めてこれらの基準適合を義務付ける合理性に乏しいと考えられる。

##### ③ 特定屋外タンク貯蔵所等の検査・点検義務の現状について

特定屋外タンク貯蔵所のうち容量1万k1以上のもの及び特定移送取扱所（配管の延長が15km超のもの等）については、その施設規模等にかんがみ、市町村長等が行う保安検査を危政令で定める時期ごとに受検しなければならないものとされている（危政令第8条の4）。

ただし、総務省令で定める一定の事由により、当該時期に保安検査を行うことが適当でないと認められるときには、当該特定屋外タンク貯蔵所及び特定移送取扱所の所有者等の申請に基づき、市町村長等が別に定める時期とすることができることとされており、危規則第62条の2に具体的事由が規定されている。

また、特定屋外タンク貯蔵所のうち容量1千k1以上1万k1未満のものについては、その所有者等が1年に1度以上目視等により行わなければならないとされている定期点検に加えて、一定期間中に1度以上、屋外貯蔵タンクの内部点検を実施し（危規則第62条の5第1項）、点検記録を保存する義務が課されている（危規則第62条の8第1項第1号）。なお、容量が1万k1以上であっても、新基準に適合しなければならないこととされている特定屋外タンク貯蔵所のうち、いまだ新基準に適合していないものについては、同様の義務が課されている。

## 規制の目的、内容及び必要性等

### ④ 特定屋外タンク貯蔵所等の検査・点検義務の緩和等の必要性について

危規則第62条の2に定める保安検査の時期変更に係る事由のうち「使用の状況（計画を含む。）等に変更が生じたこと」には、危険物の貯蔵及び取扱いが休止されたことが含まれると、これまでも解されてきたが、休止中であることがこの事由に当たるかどうかは必ずしも明らかでないという意見もあるため、これを明示する必要があると考えられる。

特定屋外タンク貯蔵所の内部点検期間については、休止中であることを理由とした延長がこれまで認められてこなかったが、現に危険物の貯蔵及び取扱いがされないものであって危険物の保安確保の観点から支障がないものであれば、期間が緩和されても差し支えないと考えられる。

### (2) 規制の改正の目的及び内容

#### 【規制改正の目的】

危険物の貯蔵及び取扱いを休止中の特定屋外タンク貯蔵所等について、休止している旨の確認を市町村長等から受けた場合に新基準への適合期限を延長する等、一部の義務の適用について緩和を認め、規制の合理化を図る。

#### 【規制改正の内容】

#### ① 休止中の特定屋外タンク貯蔵所等に係る新基準適合期限の延長について

休止中の特定屋外タンク貯蔵所・準特定屋外タンク貯蔵所について、(1)①に挙げた現行の新基準適合期限までに危険物の貯蔵及び取扱いを休止し、かつ、その旨の確認を市町村長等から受けた場合で、現行の新基準適合期限の翌日以後において危険物の貯蔵及び取扱いを当該確認を受けた日から引き続き休止しているものについては、新基準への適合期限を、危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日まで延長することとする（危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（案）（以下「改正政令案」という。）による平成6年政令附則第7項第1号及び第2号並びに平成11年政令附則第2項第1号の改正。危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（案）（以下「改正省令案」という。）による17年改正規則附則第3条第1号の改正）。休止されるべき危険物の貯蔵及び取扱いの例外規定を設け、火災予防上の安全保持の担保のため、危険物除去措置が採られていること等を要件とした市町村長等による確認手続等について定める（危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（案））。なお、仮に市町村長等による休止の確認を受けた後、現行の新基準適合期限までに危険物の貯蔵及び取扱いを再開した場合は、現行の適合期限日までに新基準に適合すればよいものである。

#### ② 休止中の特定屋外タンク貯蔵所等の検査・点検義務の緩和等について

保安検査の時期を市町村長等が別に定める時期とすることができる事由に休止中であることが含まれることを明らかにするために、危規則第62条の2に「危険物の貯蔵及び取扱いが休止されていること」という事由を加え、休止されるべき危険物の貯蔵及び取扱いの例外を定める（改正省令案による危規則第62条の2の改正）。

内部点検の対象となる特定屋外タンク貯蔵所について、危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、市町村長等が、保安上支障がないと認めた場合には、当該特定屋外タンク貯蔵所の所有者等の申請に基づき、内部点検の期間を市町村長等が定める期間延長することができること、市町村長等が延長期間を定めた場合には内部点検の記録の保存期間もこれに応じて延長されることを規定する（改正省令案による危規則第62条の5の改正）。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p>今回の規制の改正は、休止中の特定屋外タンク貯蔵所等に係る新基準適合期限の延長及び検査・点検義務の緩和等を内容とするものであり、特段の費用が発生するものではない。</p>	<p>危険物の貯蔵及び取扱いを休止している事実について市町村長等の確認を受けた特定屋外タンク貯蔵所・準特定屋外タンク貯蔵所について、現行の新基準の適合期限経過後も、休止期間中は新基準に適合するための設備投資費用が不要となる。</p> <p>市町村長等が保安上の支障がないと認めた休止中の特定屋外タンク貯蔵所について、休止期間中の内部点検に要するコストが不要となる。</p>	<p>改正政令案及び改正省令案により、危険物の貯蔵及び取扱いを休止している特定屋外タンク貯蔵所・準特定屋外タンク貯蔵所の所有者等で現行の新基準適合期限の延長を希望するものが、市町村長等の確認を受けた上で期限の延長を認められることになり、当該所有者等に課せられる義務の軽減が合理的に図られると見込まれる。例外として認められる危険物の貯蔵及び取扱いを規定し、危険物除去措置が採られていること等を要件とした市町村長等による確認手続等について定めることで、当該特定屋外タンク貯蔵所・準特定屋外タンク貯蔵所において、休止状態が保たれ火災予防上の安全が保持されることの担保が図られる。</p> <p>また、特定屋外タンク貯蔵所等の保安検査の時期変更に係る事由が、事業者・行政双方にとって、より明確になり、危険物の貯蔵及び取扱いを休止している特定屋外タンク貯蔵所の所有者等についても、保安上の支障がないと認められ期限の延長が行われれば、当該所有者等に課せられる義務の軽減が合理的に図られると見込まれる。</p> <p>以上の分析から、改正政令案及び改正省令案による規制の改正は適切なものであると考えられる。</p>	<p>—</p>	<p>改正政令案及び改正省令案による規制の改正後、必要があると認めるときは、レビューを行うものとする。</p>

(注) 1 総務省の規制の事前評価書（平成 21 年 8 月 7 日付け総官政第 90 号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

政策の名称	電気通信主任技術者の配置要件の見直し	評価の対象とした法令の名称	電気通信主任技術者規則	府省名	総務省
-------	--------------------	---------------	-------------	-----	-----

**規制の目的、内容及び必要性等**

(1) 現状及び問題点

電気通信主任技術者は、国家資格を有する者から事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者が選任するものであり、当該設備の工事、維持及び運用に関する事項の監督を行っている。

事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者（登録電気通信事業者及び当該設備を設置する届出電気通信事業者）は、業務区域が複数の都道府県にまたがっているかいないかにかかわらず、原則、当該設備を直接管理する事業場ごとに電気通信主任技術者を選任しなければならない（当該制度は昭和60年に発足。関係規定：電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第45条第1項、電気通信主任技術者規則（昭和60年郵政省令第27号）第3条）。

当該制度発足時は、各都道府県に1カ所は事業用電気通信設備を直接管理する事業場が存在する状況にあり、業務区域が複数の都道府県にまたがるような電気通信事業者の場合には、電気通信主任技術者は少なくとも都道府県の単位ごとに配置されていたところである。

しかし、昨今の技術の進展に伴うネットワークのIP化により、例えば交換機がルーターに置き換わるなど、設備1台当たりの処理能力が格段に向上したこと等により、ネットワークを集中監視することが可能となっており、法令の配置要件上も技術的にも全国を1カ所の集中監視する事業場で管理することが可能となっている。このため、これまで都道府県ごとに選任されていた電気通信主任技術者の選任が、現在では、監督の範囲が拡大し、集中監視を行う主要な事業場への選任に集約化されてきている。

反面、IP化の進展は昨今多発するネットワーク障害の要因となっており、さらに、IP化に伴い設備の処理能力が増加し複雑化したことにより、障害が発生した場合の影響が広範囲かつ長時間化する傾向にある（近年の大規模なIP系サービスの障害事例としては、200万以上の加入者の電話に不通の影響が及んだ事例や、障害の復旧までに延べ30時間以上を要した事例等がある。）。

(2) 規制の改正の目的・内容及び必要性

IP化の進展により電気通信主任技術者の監督範囲が拡大傾向にある一方で、障害の発生件数が増加し、障害が発生した場合の影響が広範囲かつ長時間化していることから、障害を未然に防ぐための管理体制や迅速対応が可能な体制を整備する必要がある。

今般の改正省令案は、かかる事態の改善のため、当該設備の技術的監督を行う電気通信主任技術者の配置要件を見直し、現行の配置要件のほか、業務区域が複数の都道府県にまたがるような登録電気通信事業者（現状、約140社）に対して、原則として当該設備を設置する都道府県ごとに電気通信主任技術者を配置するよう義務付けるものである（ただし、一定の要件を満たしていれば、地方総合通信局の管轄区域内又は当該管轄区域と隣接する都道府県において、複数の都道府県（沖縄県を除く。）の電気通信主任技術者を兼任可能とするなどの措置を講ずることとしている。）。

これにより、これまで設備はあるが事業場のなかったような地域にも電気通信主任技術者が配置されるようになるなど、地理的により細やかに電気通信主任技術者による監督が行われるようになり、また、障害発生時には現場により近いところで、現場との連携を密にして復旧に当たることができるようになるなど、電気通信主任技術者による設備の監督が強化されることで、障害発生の未然防止や障害発生時の復旧の早期化が図られ、ネットワークの安全・信頼性が向上するという効果が期待できる。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 業務区域が複数の都道府県にまたがるような電気通信事業者の場合であって、本改正により新たに設けられる配置要件を現状において満たしていない電気通信事業者にあつては、新たに電気通信主任技術者資格保有者から電気通信主任技術者を選任する必要があることから、次のようなコストが発生すると考えられるものの、アウトソーシング先の資格者を電気通信主任技術者として選任することが従来より可能であり、また、一定の要件を満たしていれば地方総合通信局の管轄区域内又は当該管轄区域と隣接する都府県において、複数の都府県（沖縄県を除く。）の電気通信主任技術者を兼任可能とする措置を講ずることとしており、電気通信事業者にとって必ずしも負担の大きいものではないと考えている。</p> <p>① 自社の社員から電気通信主任技術者を選任する場合 ア 自社に新たに選任する電気通信主任技術者資格保有者がいない場合 資格保有者の確保のために、電気通信主任技術者試験（受験料：18,700円）の受験等による資格取得の費用が発生する。 イ 新たに資格保有者を雇用し選任する場合 資格保有者を必要数雇用するための費用が発生する。1人当たりの雇用にかかるコストは企業の規模等によって大きく異なるため、一律に幾らとは言えないが、1人当たり年間数百万円単位の費用が発生する。</p>	<p>本改正によって、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用の監督が強化され、これまで未然に防ぐことができなかった障害を防ぐことや、発生した障害に対してより迅速に対処できることが可能となるなど、ネットワークの安全・信頼性の向上が図られることが期待され、そのメリットを広く国民が享受できることとなるものと考えられる。</p>	<p>本改正により一部の電気通信事業者にとっては費用負担が発生するものの、障害の未然防止及び障害発生時の迅速な対応が可能な体制を整備するには必要な措置である。また、国民にとって日常生活に欠くことのできないライフラインである通信の障害発生件数の減少及び障害発生時の復旧時間の短縮によって、通信をより安心・信頼して利用できるようになる。以上により、新たに見込まれる便益の方が、上述の費用よりも大きいと考えられる。</p>	<p>—</p>	<p>当該制度を導入後、技術の発展等により、状況の変化があった場合には、適宜見直しの検討を行う。</p>

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p>② アウトソーシング先の資格保有者を選任する場合  事業用電気通信設備の保守業務等をアウトソーシング先に委託している場合で、アウトソーシング先の社員を電気通信主任技術者として選任する場合には、選任にかかる契約の費用が発生すると考えられる。しかしこの場合、既に委託契約を交わしている相手であるため、特に追加の費用が発生しないことも考えられる。</p> <p>なお、電気通信事業者のうち9割以上が保守等の何らかの業務をアウトソーシングしており（平成20年度総務省調べ）、多くの電気通信事業者がよりコスト負担の少ない②の方法を選択することが想定される。</p> <p><b>【行政費用】</b>  本改正に伴って、新たな配置要件が課されることとなる電気通信事業者から、新たな配置要件に係る電気通信主任技術者の選任の届出が出されることとなるため、その処理のための事務的負担は増加するが、新たな金銭的負担は発生しない。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b>  —</p>				

(注) 1 総務省の規制の事前評価書（平成21年9月3日付け総官政第98号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

<b>政策の名称</b>	居住型福祉施設が一部に入居する共同住宅の消防用設備等の設置の基準	<b>評価の対象とした法令の名称</b>	複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令、消防法施行規則、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令	<b>府省名</b>	総務省
--------------	----------------------------------	----------------------	---	------------	-----

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### (1) 規制の改正の必要性（現状及び問題点）

##### ① 現行制度

平成20年6月に神奈川県綾瀬市の障害者ケアホームで死者3名が発生する火災が発生したほか、同年11月には宮城県仙台市の老人福祉施設で、同年12月には福島県いわき市の小規模多機能型居宅介護事業所でも火災が発生するなど、近年比較的小規模な施設で火災が発生している。こうした小規模な施設においては、社会情勢の変化に伴い建物利用の多様化、複合化が進展しており、建物の一部を従来想定していないような形態で使用するケースもみられるようになってきている。例えば高齢者や障害者の生活の場として、近年制度化されたグループホーム・ケアホーム、高齢者向けの共同住宅、通常の住宅を高齢者・障害者が共同で使用する等の形態が増えている。その背景としては、介護保険法、老人保健法、障害者自立支援法等の改正があるものと考えられる。

このような状況の中で、共同住宅（消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第一（5）項ロに掲げる防火対象物をいう。以下同じ。）の一部を利用して小規模なグループホーム等の福祉施設（令別表第一（6）項ロ及びハに掲げる防火対象物のうち、有料老人ホーム、福祉ホーム、認知症高齢者グループホーム及び障害者ケアホーム・グループホームをいう。以下「居住型福祉施設」という。）を開設する例が増加している。この場合に、既存の共同住宅にこれらの施設が入居すると、建築物全体が令別表第一（16）項イ（特定複合用途防火対象物）として判定されるため、新たに共同住宅の部分についても消防用設備等の設置・改修が必要となるケースがある。

##### ② 制度改正の必要性

上記のとおり、共同住宅部分について新たに消防用設備等の設置が義務付けられることについては、共同住宅側に多額の費用負担が生じることで、福祉施設の普及に影響を与えるおそれがあり、より合理的な取扱いができないかとの指摘が出てきた。そこで、小規模施設に対応した防火対策に関する検討会において、建物利用の多様化・複合化の状況を把握し、安全性を確保しつつ、合理的な取扱いの方法の検討が行われ、平成21年2月に報告書が取りまとめられた。当該報告書において小規模なグループホーム等の居住型福祉施設は、「家具・調度等の可燃物、調理器具・暖房器具等の火気使用、入所者数等も他の一般住戸とほぼ同様の形状」であり、「グループホーム等における入所者の避難安全性が確保されれば、他の一般住戸については、グループホーム等の入居により危険性が高まることはない」とされ、対応策を講じるのが適当とされたため、所要の改正を行うものである。

#### (2) 規制の改正の目的及び内容

##### 【制度改正の目的】

共同住宅への居住型福祉施設の入居によって、新たに設置が必要となる消防用設備の設置のうち一部について、一定の区画を要件として、設置を免除する。また、特定共同住宅等の特例を居住型福祉施設が一部に入居する共同住宅にも適用する。

##### 【制度改正の内容】

##### ① スプリンクラー設備、自動火災報知設備及び誘導灯の免除

共同住宅と居住型福祉施設の複合施設（他の用途が入居していないものに限る。以下「複合型居住施設」という。）において、居住型福祉施設の部分について、一定の区画がされている場合には、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の感知器及び誘導灯の設置を免除することとする。

##### 【免除部分】

- ① スプリンクラー設備については、複合型居住施設の10階以下の部分（居住型福祉施設の部分を含む。）
- ② 自動火災報知設備の感知器については、延べ面積500㎡以下の複合型居住施設の共同住宅の部分
- ③ 誘導灯については、11階以上の階及び無窓階を除く複合型居住施設の共同住宅の部分

規制の目的、内容及び必要性等

【一定の区画の要件】

自動火災報知設備・誘導灯	スプリンクラー設備
<p>① 居室を、準耐火構造（3階以上の場合は、耐火構造）の壁及び床で区画されていること。</p> <p>② 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料（地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料）でされていること。</p> <p>③ 区画する壁及び床の開口部は、防火戸（3階以上の場合は、特定防火設備である防火戸。防火シャッターを除く。）で、一定の構造のものを設けていること。</p> <p>④ ③の開口部の面積の合計が8平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が4平方メートル以下であること。</p> <p>⑤ 主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下又は階段に面していること。</p>	<p>① 居室を、準耐火構造（3階以上の場合は、耐火構造）の壁及び床で区画されていること。</p> <p>② 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料（地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料）でされていること。</p> <p>③ 区画する壁及び床の開口部は、防火戸（3階以上の場合は、特定防火設備である防火戸。防火シャッターを除く。）で、一定の構造のものを設けていること。</p> <p>④ ③の開口部の面積の合計が8平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が4平方メートル以下であること。</p> <p>⑤ 区画された部分すべての床の面積が百平方メートル以下であること。</p>

- ② 特定共同住宅等の定義の見直し  
 特定共同住宅等の定義に、複合型居住施設で、居住型福祉施設の部分に一定の区画を有するものを含むこととする。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b>  本件の規制改正は、共同住宅に居住型福祉施設が入居する場合に、共同住宅部分について新たな消防用設備等の設置が必要とならないよう、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の感知器及び誘導灯の設置を免除するもの及び共同住宅のみに適用されていた特例措置を複合型居住施設にも適用するものであり、共同住宅の所有者にとっては、新たな設備の改修等の特段の費用は生じない。</p> <p>また、居住型福祉施設の開設者については、共同住宅に入居した場合についても、単独の建築物として建設した場合と同様の消防用設備等が必要とされるのみであり、設備の改修等の費用の増加といったことはない。</p> <p><b>【行政費用】</b>  行政機関に係るコストについては、今回の制定によっても、特段増加しない。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b>  —</p>	<p>① 遵守便益  今回の省令改正により、居住型福祉施設の開設者は、自らが利用する防火対象物の部分のみに消防用設備等を設置すれば、共同住宅にも入居が可能となるほか、特定共同住宅等に係る特例が引き続き適用されることにより、共同住宅部分について設備の改修が不要となるため、居住型福祉施設の受入れが容易になることと考えられる。</p> <p>また、共同住宅の所有者にとっても居住型福祉施設が入居した場合における消防用設備等の設置費用の負担が大きく軽減される。</p> <p><b>【11階建て耐火構造のマンションに居住型福祉施設が入居する場合】</b>  (試算条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体面積1,100㎡、居住型福祉施設の面積110㎡と仮定する。</li> <li>・スプリンクラー設備の設置費用を、1㎡当たりの工事単価を1万円と仮定。なお、11階以上の部分には従来からスプリンクラー設備が設置されていると考えられるため、改修費用は発生しない。</li> <li>・誘導灯の設置個数を、避難階以外の階については両面型を1台、避難階については、片面型を1台設置するものと仮定。なお、一定の区画を有する場合には、居住型福祉施設が存する階及び避難階に設置するものとする。</li> </ul> <p>○通常の消防用設備を設置した場合  スプリンクラー設備 1,000万円  誘導灯 55万円</p> <p>○一定の区画を有することにより、消防用設備が免除された場合  スプリンクラー設備 110万円  誘導灯 10万円</p>	<p>今回の規制改正により、共同住宅の所有者にとっては、新たな設備の改修等の特段の費用は生じず、従来の共同住宅の入居者にも防火安全上の危険が及ぶことはない。一方で、居住型福祉施設が共同住宅に入居する場合には、入居時の消防用設備の改修費用を始めとして制度上の障壁が大きく軽減されることとなり、居住型福祉施設の関係者にとっては便益が大きいと考えられる。したがって、費用と便益の比較という観点で考えた場合、本改正の内容は妥当であると考えられる。</p>	<p>—</p>	<p>今後、居住型福祉施設の設置状況をみながら、必要があると認められる場合には、レビューを行うものとする。</p>

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
	<p>【5階建て耐火構造のマンションに居住型福祉施設が入居する場合】 (試算条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体面積400㎡、居住型福祉施設の面積100㎡と仮定する。</li> <li>・自動火災報知設備の設置費用を、基本工事費用30万円、1㎡当たりの工事単価を3,000円と仮定</li> <li>・誘導灯の設置個数を、避難階以外の階については両面型を1台、避難階については、片面型を1台設置するものと仮定。なお、一定の区画を有する場合には、居住型福祉施設が存する階及び避難階に設置するものとする。</li> </ul> <p>○通常の消防用設備を設置した場合 自動火災報知設備 150万円 誘導灯 28万円</p> <p>○一定の区画を有することにより、消防用設備が免除された場合 自動火災報知設備 60万円 誘導灯 10万円</p> <p>また、共同住宅の入居者にとっても、共同住宅の部分と居住型福祉施設の部分とを準耐火構造（3階以上の場合は耐火構造）の壁又は床で区画することにより、居住型福祉施設の部分の火災が共同住宅部分に延焼しないよう措置が講じられているため、防火安全上の危険性が高まることはない。</p> <p>② 行政便益 本規制の改正に伴う、行政便益の増加は特にない。</p>			

(注) 1 総務省の規制の事前評価書（平成21年11月20日付け総官政第119号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

政策の名称	原子力事業者が講ずべき損害賠償措置に係る規制の改定	評価の対象とした法令の名称	原子力損害の賠償に関する法律、原子力損害の賠償に関する法律施行令	府省名	文部科学省
-------	---------------------------	---------------	----------------------------------	-----	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### 【規制の概要】

#### 1. 原子力損害賠償制度における損害賠償措置に係る規制の概要

○ 原子力損害賠償制度は、被害者の保護及び原子力産業の健全な発達に資することを目的に次の2法及びその政令等から構成されている。

- ・原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」）（昭和36年法律第147号）
- ・原子力損害賠償補償契約に関する法律（以下「補償契約法」）（昭和36年法律第148号）

これらは原子力損害の賠償責任を無過失責任とし、原子力事業者にその責任を集中させるとともに、万が一原子力損害が生じた場合に備え、あらかじめ賠償措置額（原子炉の運転は600億円）の賠償原資を確保するための損害賠償措置を講じる義務を原子力事業者に課している。

○ 損害賠償措置には次の3つがあり、いずれについても、あらかじめ文部科学大臣の承認を受けなければならない（原賠法第7条第1項）。

- ①原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結
- ②供託
- ③その他これらに相当する措置

原子力事業者は①～③のいずれかの措置を講じれば足りるが、現在、すべての原子力事業者は①の方法により損害賠償措置を講じている。

なお、上記①については、原子力損害賠償責任保険契約は、民間保険会社との契約により、一般の原子力事故による原子力損害を填補し、原子力損害賠償補償契約は、政府との契約により、原子力損害賠償責任保険では填補されない地震や後発性損害等の事由による原子力損害を填補するものである。

○ 上記①のうち原子力損害賠償補償契約について、原子力事業者は、1年当たり賠償措置額に補償料率を乗じて得た額を補償料として政府に納付しなければならない（補償契約法第6条・補償契約法施行令第3条第1項）。

#### 2. 規制の改廃に係る法律及び政令の改正の概要

原賠法は、一部の規定に適用期限があることから、概ね10年ごとに見直しを行っている（現状の適用期限は、平成21年12月末日）。今回の見直しにおいては、平成11年の前回の法改正以降に発生したJCO臨界事故（同年9月茨城県東海村）や、近年の国際動向、民間の保険市場の状況を踏まえた制度改正を検討しており、損害賠償措置に係る規制については、次のような改正を予定している。

#### ①賠償措置額の引上げ（原賠法第7条第1項・原賠法施行令第2条）〔規制強化〕

欧州先進国間で締結されている原子力損害賠償に関する国際条約であるパリ条約が平成16年に改正され、賠償措置額が大幅に引き上げられたことや、我が国の民間における原子力損害賠償責任保険に係る引受能力の向上を踏まえ、賠償措置額を現行の600億円から1200億円に引き上げる。

また、加工・使用等の事業行為の種類に応じた賠償措置額の特例額についても、各事業行為の相対的なリスクに変動がないことを踏まえ、上記の引上げの割合（2倍）に合わせて、現行の120億円又は20億円からそれぞれ240億円又は40億円に引き上げる。

#### ②賠償措置額の合理化による新たな特例額の創設（原賠法施行令第2条）〔規制緩和〕

事業行為が終了した後に事業所内で行われる付随行為（運搬・貯蔵・廃棄）に係る現行の損害賠償措置は、主たる事業行為との一体的な取扱いの下に賠償措置額が設定されているところ、原子炉の運転・使用については廃止段階に入るものが生じていることを踏まえ、以下のとおり、事業行為の廃止状況に応じ、当該付随行為の相対的なリスクに照らして合理的な額の賠償措置額を創設する（下表波線部）。

**規制の目的、内容及び必要性等**

原子炉の運転		使用済燃料を炉心から取り出した場合	使用済燃料を事業所から搬出した場合
事業行為及び付随行為		付随行為のみ	
1万kW超	1200億円 (現行600億円)	240億円 (現行600億円)	40億円 (現行600億円)
100kW超	240億円 (現行120億円)	240億円 (現行120億円)	40億円 (現行120億円)

使用済燃料の貯蔵と同程度  
低レベル放射性廃棄物の管理と同程度

一定量以上の核燃料物質の使用	一定量以上の核燃料物質を事業所から搬出した場合
事業行為及び付随行為	付随行為のみ
240億円 (現行120億円)	40億円 (現行120億円)

③原子力損害賠償補償契約に係る補償料率の引下げ（補償契約法施行令第3条第1項）〔規制緩和〕

原子力損害賠償補償契約に係る補償料率は、補償損失の発生見込み、国の事務取扱費等を勘案して定めることとされているところ（補償契約法第6条）、下記のような制度創設時以降の情勢の変化を適切に反映し、現行の1万分の5から1万分の3へ引き下げる。

- ・ 補償損失の発生見込みについては、制度創設時における民間の保険市場における原子力リスクの評価等が用いられたものであるが、現在はより低い料率水準となっていること。
- ・ 事務取扱費については、現在までの人件費の上昇を勘案しても、上記①の引上げも含めた賠償措置額の高額化に伴う契約金額の増加、サイト数の増加等により、延べ契約金額に占める事務取扱費の割合が低下する見込みであること。

**【規制の必要性】**

（総論）

○ 損害賠償措置の義務付けは、被害者の保護という観点から、万が一原子力損害が発生した場合に、原子力事業者による迅速かつ確実な賠償の履行のために基礎的資金をあらかじめ確保しておくという意義を有しており、国民の理解を得ながら原子力利用を進めるための基盤として不可欠のものとなっている。他方、損害賠償措置は原子力事業者にとっても、偶発的に莫大な賠償債務を負う潜在的な危険性が経常的な費用に置き換えられることにより、原子力関係事業の合理的な経営にも資する。

①賠償措置額の引上げ

今回の見直しに当たっては、前回の改正（平成11年5月）後に発生したJCO臨界事故における損害賠償や、原子力損害賠償制度に関する国際水準、民間保険市場における原子力損害賠償責任保険の引受能力等を勘案した。

我が国初の原子力損害の賠償事例であるJCO臨界事故では、小規模な加工施設での事故ながら、賠償総額は約150億円、賠償対象は約7000件にのぼり、原子力損害賠償責任保険契約の保険金（当時の賠償措置額は10億円。その後120億円に改正済。）をはるかに超え、会社の資産を含めても賠償資力が不足したため、原子力事業者は親会社の支援を受けて賠償を履行することとなった。国際水準としては、欧州原子力先進国間で締結されている原子力損害賠償に関する国際条約であるパリ条約において、平成16年に改正議定書が採択され、賠償措置額が7億ユーロに引き上げられている。我が国の民間保険市場における引受能力は、1200億円の保険を引き受けることができるまでに拡大した旨、報告されている。

こうした点を勘案し、今回、賠償措置額を1200億円に引き上げることとする。

②賠償措置額の合理化による新たな特例額の創設

事業行為が終了した後に事業所内で行われる付随行為に係る現行の損害賠償措置は、主たる事業行為と一体的な取扱いとなっており、事業行為の種類によっては、付随行為のみの相対的リスクに比して賠償措置額が過大となっている。

現段階では、既に廃止措置が行われている原子炉が複数あり、将来的にも運転の終了が本格化することが見込まれているほか、一定量以上の核燃料物質の使用に該当する事業行為が終了しているサイトが複数あるため、これらの付随行為に係る賠償措置額を合理化する必要がある。

③原子力損害賠償補償契約に係る補償料率の引下げ

原子力損害賠償補償契約における補償料率は、これまで改定されたことがないが、原子力発電所の運転実績が積み重ねられ、制度創設時に算出の基礎とした知見及びデータに変化が生じていることから、①の賠償措置額の引上げに伴ってその乖離をさらに拡大することのないよう、より適切な水準への引下げを行う必要がある。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b></p> <p>①-a 賠償措置額の引上げによる原子力事業者の保険料・補償料の支出の増加</p> <p>○保険料：原子力損害賠償責任保険契約は民間における契約であり、海外の再保険市場を含む保険市場において保険料が定まるため、現時点において改定後の保険料を算出することは困難である。なお一般に、保険金額の増額に伴い保険料率は逡減するため、賠償措置額が2倍になっても保険料は2倍になることはないと思込まれる。</p> <p>○補償料：原子力損害賠償補償契約の補償料は以下のとおり増加するが、補償料率の引下げにより、賠償措置額の引上げ比率よりも少ない増加率にとどまる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・600億円×5/10000=3000万円 → 1200億円×3/10000=3600万円</li> <li>・120億円×5/10000=600万円 → 240億円×3/10000=720万円</li> <li>・20億円×5/10000=100万円 → 40億円×3/10000=120万円</li> </ul> <p>①-b 賠償措置額の引上げによる民間保険会社の負担</p> <p>原子力損害賠償責任保険契約の対象となる原子力損害が発生した場合、民間保険会社が支出しうる保険金は最大で1200億円まで増大する。これを確保するため、海外における再保険確保のための事務コストが必要となるが、同時に、原子力事業者の付保額の増額に伴う相当程度の増収もあり、これらを相殺すれば、保険会社に特別な経済的負担が生じるとは考え難い。</p> <p><b>【行政費用】</b></p> <p>①賠償措置額の引上げによる予算上の対応等</p>	<p>(直接便益)</p> <p>①賠償措置額の引上げによる原子力関連事業の円滑な推進</p> <p>あらかじめ適切な金額の損害賠償措置を講じさせることにより、万が一原子力損害が発生した場合に巨額の損害賠償債務を負担することとなりうるという原子力事業者の資金リスクを保険市場に転嫁することにより、原子力関連事業の円滑な推進に資する。</p> <p>②・③特例額の創設・補償料率の引下げによる原子力事業者の保険料・補償料の支出の低減</p> <p>○保険料：原子力損害賠償責任保険契約は民間における契約であるため、現時点において改定後の保険料の算出は困難であるが、付保額の低減に応じた保険料の低減が想定される。</p> <p>○補償料：原子力損害賠償補償契約の補償料は以下のとおり低減する。</p> <p><b>【原子炉の運転（熱出力1万kW超）の場合】</b></p> <p>(現行) 廃止措置完了まで： 600億円×5/10000=3000万円</p> <p>(改定後) 炉心からの燃料取り出し後： 240億円×3/10000=720万円 燃料のサイト外搬出後： 40億円×3/10000=120万円</p> <p><b>【原子炉の運転（熱出力100kW超）の場合】</b></p> <p>(現行) 廃止措置完了まで： 120億円×5/10000=600万円</p> <p>(改定後)</p>	<p>左記の便益分析及び費用分析を踏まえ、今回の原子力損害賠償関連法令の改正による原子力事業者が講じるべき損害賠償措置に係る規制の改定は適切である。</p>	<p>(総論)</p> <p>○ 万が一の原子力事故が放射線、放射能等による被害が生命、身体傷害のみならず、地域の社会経済全般に広範な被害をもたらす得ることからすれば、安全確保の徹底を図ったとしても、原子力の特性に対応して被害救済の確保を図るための充実した特別の賠償制度の必要性がなくなることは考えられない。</p> <p>○ 原子力損害賠償制度の柱である損害賠償措置については、代替する仕組みとして、例えば米国の制度のように、原子力事業者による事業者共済というような形で、賠償額を事業者間の相互扶助により補完することも考えられる。しかし、現時点では、原子力事業者においてその様な制度構築を目指す動きは具体化していないことや、我が国と米国の制度の相違、原子力事業の実態の相違等との関係が明らかでないことを踏まえれば、現時点では現実的な代替手段とみなすことはできず、中長期的な検討課題にとどまる。なお、仮にこうした措置が実現する場合でも、現行制度下においても、損害賠償措置として認められる余地はある。</p> <p>(各論)</p> <p>① 賠償措置額の引上げの代替手段としては、(i) 現行の賠償措置額を変更しないこと、(ii) 今回の改定(2倍)以上に引き上げることが考えられるが、(i)については、国際水準との比較において原子力先進国に劣る額となり、損害賠償措置の充実の要請に反し適切ではなく、(ii)については、現在の民間保険会社の引受能力の限度を超えるため、原子力損害賠償責任保険契約が成立しないため採用し得ない。</p> <p>② 新たな特例額の創設の代替手段としては、(i) 現行の賠償措置額の枠組みを変更せず、新たな特例額を創設しないこと、(ii) 今回創設する特例額とは異なる特例額を創</p>	<p>原賠法の一部規定に適用期限が付されていることからこれまで概ね10年ごとに改正しており、その際に所要の検討を行う。また、原子力損害賠償に関する国内及び海外の情勢に急激な変化が生じた場合には、適切な時期に見直しを行う。</p>

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p>原子力損害賠償補償契約の対象となる原子力損害が発生した場合、政府が支出する補償金は最大で1200億円まで増大する。これを確保するため、一般会計予算総則に定められる原子力損害賠償補償契約の締結限度額に、新規契約の契約金額や契約更新に伴う契約金額の増加分を積算計上する必要が生じる。また、賠償措置額の増額に伴う契約変更等の事務手続が一時的に発生することが見込まれる。</p> <p>②特例額の創設による報告徴収・立入検査 賠償措置額の合理化に伴って創設する新たな特例額については、炉心からの燃料取出し等に係る所要の事実を確認する必要があるため、原子力事業者からの申請に応じ、追加的に報告徴収・立入検査のための行政費用が発生することが見込まれる。</p> <p>【その他の社会的費用】</p> <p>○ 今回の改定においては、損害賠償措置額を現行の2倍に引き上げることになるため、上記遵守費用①-aのとおり、電力会社をはじめとする原子力事業者の費用負担が増加することが見込まれ、それらが最終的に電気料金に転嫁される可能性がある。ただし、今回の改定による費用負担の増額分は、原子力事業者の経常費用全体に比して非常に小さいため、影響はごく軽微であると見込まれる。また、過去における同様の改定において、電力料金の改定がなされたことはない。</p>	<p>燃料のサイト外搬出後： 40億円×3/10000=120万円</p> <p>(社会便益)</p> <p>①賠償措置額の引上げによる被害者の保護の充実</p> <p>万が一原子力損害が発生した場合における原子力事業者の基礎的な賠償原資を確保することにより、原子力損害を被った被害者のより迅速な救済が可能となる。</p>		<p>設することが考えられる。(i)については、過大な賠償措置額に伴う保険料・補償料の支出を原子力事業者が強いるため、適切ではない。また(ii)については、付随行為のみの相対的リスクと同等のリスクの事業行為に係る特例額と異なる額を設けることとなり、事業者間の不公平を生じ適切でない。</p> <p>③ 補償料率の引下げの代替手段としては、現行の補償料率を変更せず、現行料率をそのまま維持することが考えられる。補償損失の発生見込みや事務取扱費等の低下が見込まれるにもかかわらず、これらを反映しなければ、これらを勘案して補償料率を定めるとする補償契約法の趣旨に反することとなり、適切ではない。</p>	

(注) 1 文部科学省の規制の事前評価書(平成21年2月3日付け文科政第56号による送付分)を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(規制の事前評価関係)の記載事項」を参照

政策の名称	新規承認医薬品に関する広告制限対象への追加	評価の対象とした 法令の名称	薬事法施行令	府省名	厚生労働省
-------	-----------------------	-------------------	--------	-----	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### 1. 現状・問題分析とその改善方策（規制の新設・改廃の必要性）

がん等の特殊疾病は、現代の医学では治癒困難であり、決定的効果を期待できる医薬品が極めて少ない。しかも、当該疾病の治療に使用される医薬品は、おおむね副作用が強いものが多く、使用に当たっては、高度の専門的知識が要求される。

したがって、このような医薬品に関し、一般人への広告を無制限に認めると、その医薬品の適正な使用を誤らせるおそれが多く、その弊害は重大である。

そのため、このようながん等に使用される医薬品の広告の制限については、当該医薬品の承認に併せて必要な措置を定める必要がある。この措置は、患者が適切な医療を受ける機会の確保に留意されたものでなくてはならない。

#### 2. 規制の新設・改廃の内容・目的

薬事法第67条第1項において、特殊疾病に使用される医薬品であって、医師又は歯科医師の指導の下に使用されなければ危害を生ずるおそれが特に大きいものについては、政令で、当該医薬品を指定し、医薬関係者以外の一般人を対象とする広告を制限する等、当該医薬品の適正な使用の確保のために必要な措置を定めることができると規定されている。また、薬事法施行令第64条第1項において、特殊疾病は「がん、肉腫及び白血病」であることが規定されている。

今般、薬事法第14条第1項の規定に基づき2つの白血病治療薬の製造販売承認が検討されており、1つ目の「ダサチニブ及びその製剤」については「1. イマチニブ抵抗性又は不耐容の慢性骨髄性白血病、2. 再発又は難治性のフィラデルフィア染色体陽性急性リンパ性白血病」を、2つ目の「ニロチニブ、その塩類及びそれらの製剤」については「イマチニブ抵抗性又は不耐容の慢性期又は移行期の骨髄性白血病」を対象疾病とする医薬品であって、また、国内で行われた臨床試験の結果から、医師の指導の下に使用されなければ危害を生ずるおそれが特に大きいものであることが明らかである。

そこで、重篤な副作用が生じる可能性があるダサチニブ及びニロチニブの適正な使用をはかること、及び適切な医療の機会を確保することを目的として、ダサチニブ及びニロチニブの広告の制限を行うこととする。

（注）「抵抗性」とは、医薬品を投与しても有効でないことをいう。「不耐容」とは、副作用により医薬品の投与を継続できないことをいう。

（備考）

対象となる医薬品は、以下の通り。

ダサチニブ及びその製剤並びにニロチニブ、その塩類及びそれらの製剤

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p>【遵守費用】（費用分類：C） 当該医薬品を広告制限対象に追加することで、一般人に広告により当該医薬品の需要を喚起することができず、販売高が減少する。しかし、医薬関係者への広告はなされるため、当該医薬品を必要とする患者に対しては十分に供給される。</p> <p>【行政費用】（費用分類：C） 当該医薬品を広告制限対象に追加することで、医薬関係者以外の一般人を対象とした広告が行われていないか監視するための費用が新たに発生する。</p> <p>【その他の社会的費用】（費用分類：C） 当該医薬品を広告制限対象に追加することで、一般人が当該医薬品や対象疾病に関する知識、情報を広告を介して得る機会が制限される。しかし、報道や医薬関係者への広告はなされるため、一般人が必要に応じて当該医薬品について情報収集することは十分可能である。</p>	<p>【国民への便益】（便益分類：A） 一般人への広告制限対象に追加することで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の適正使用がはかられ、患者の薬物治療における副作用防止に寄与する。</p> <p>【関連業界への便益】（便益分類：A） 一般人への広告制限対象に追加することで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の適正使用がはかられ、事故や健康被害の可能性を低下させることにつながり、それらが発生した場合の事故対応や治療に要するコストが削減される。</p> <p>【社会への便益】（便益分類：A） 一般人への広告制限対象に追加することで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の適正使用がはかられ、保健衛生の向上に寄与する。</p> <p>（備考） 「関連業界」とは、医療関連業界全般をいう。以下同様。</p>	<p>本規制により、国民、関連業界、社会に対する便益は増加する。一方、想定される費用は、不適正使用された分の当該医薬品の販売高の減少、違法な広告を監視すること、一般人が当該医薬品や対象疾病に関する知識、情報を広告を介して得る機会が制限されることである。これらの費用は、当該医薬品が不適正に使用され健康を大きく損ねる患者が生じたときの費用に比べて、小さいものである。よって、当該医薬品を広告制限対象へ追加することが政策目的を達成するうえで適切な手段であると考えられる。</p>	<p>《代替案》 新規承認医薬品の適正使用をはかるために、当該医薬品の流通を規制対象とし、当該医薬品を販売及び使用する際には、厚生労働大臣に事前に申請をしなければならないこととする。</p> <p>《費用の分析》 【遵守費用】（費用分類：C） 当該医薬品の販売及び使用につき申請を行う作業が発生する。また、その申請手続きにかかる時間のために、当該医薬品の使用が必要にも関わらず、速やかに使用できずに、適切な医療の機会を逸する患者が現れる。</p> <p>【行政費用】（費用分類：C） 当該医薬品の販売及び使用につき申請を管理する事務費用と、当該医薬品を申請せずに販売及び使用する者や虚偽の申請をする者がいないか監視するための費用が新たに発生する。</p> <p>【その他の社会的費用】（費用分類：C） 当該医薬品の使用につき申請制にした場合、医師が医薬品を承認された効能以外に用いる「適応外使用」は不適正使用として申請が却下されることとなるが、適応外使用は新しい治療法の探索等が目的であることがあり、その制限は医学の発展を妨げる。</p> <p>《便益の分析》 【国民への便益】（便益分類：A） 当該医薬品の使用について申請制にすることで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の適正使用がはかられ、患者の薬物治療における副作用防止に寄与する。しかし、申請手続きに要する時間のために患者への使用が遅れ、病状が進行する分だけ便益は減少する。</p> <p>【関連業界への便益】（便益分類：A） 当該医薬品の販売について申請制にすることで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の適正使用がはかられ、事故や健康被害の可能性を低下させることにつながり、それらが発生した場合の事故対応や治療に要するコストが削減される。しかし、申請手続きに要する時間のために使用が遅れ、患者が重篤化または死亡して、当該</p>	<p>当該医薬品について、科学的知見が蓄積され、又は適切な使用方法が開発され、副作用が強く医師の指導のもとに使用されるのでなければ危害を生ずるおそれが特に大きいものでないとの結論が得られた際には、本施策の見直しを行う。</p>

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
			<p>医薬品が使用されなくなる分販売高が減少する。</p> <p>【社会への便益】（便益分類：A）          当該医薬品の販売及び使用について申請制にすることで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の適正使用がはかられ、保健衛生の向上に寄与する。しかし、申請手続に時間がかかるため、申請せずに当該医薬品を使用するための非正規の販路が生まれ、当該医薬品の不適正な使用を招く恐れがある。</p> <p>《政策評価の結果》          まず両規制の便益を比較する。本規制により、当該医薬品の適正な使用をはかることができ、国民、関連業界、社会に対する便益は増加する。一方、代替案においては、当該医薬品の適切な使用が概ね行われるようになるものの、手続にかかる時間により、患者の病状が進行する、当該医薬品の販売高が減少する、違法な流通経路の発生とその経路での不適正使用が生じるなどの事態が生じ、本規制よりも得られる便益は小さい。</p> <p>次に両規制の費用を比較する。本規制により、販売会社は不適正使用により得られる販売高が減少するが、これは望ましいことである。また、違法な広告がされていないか監視するのは、そもそも広告は人の目に付く形で行われるものなので、当該医薬品の個々の流通に違法性がないか監視することよりもはるかに容易である。さらに、一般人への広告制限は、国民が報道機関や医薬関係者から知識、情報を得ることを妨げるものではない。とすると、本規制の費用は大きなものではない。これに対して、代替案においては、販売または使用されるたびに申請が必要なため、患者、医薬関係者、関連業界、行政に大きな負担を求めることになる。また、患者が適切な医療の機会を逸失する事態が生じ、国民の健康が損なわれる。よって、代替案においては本規制よりもかかる費用は大きい。</p> <p>以上から、便益、費用の両方の観点から、本規制は代替案よりも優れていることがわかる。</p>	

(注) 1 厚生労働省の規制の事前評価書（平成21年1月21日付け厚生労働省発政第0121001号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

3 厚生労働省は、費用について、「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」の分類を行っている。また、便益について、「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」の分類を行っている。

<b>政策の名称</b>	毒物及び劇物指定令の改正（①毒物又は劇物の指定）	<b>評価の対象とした法令の名称</b>	毒物及び劇物指定令	<b>府省名</b>	厚生労働省
--------------	--------------------------	----------------------	-----------	------------	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### 1. 現状・問題分析とその改善方策（規制の新設・改廃の必要性）

物質の中には、人や動物が飲んだり、吸い込んだり、あるいは皮膚や粘膜に付着した際に、生理的危害を加える毒性の強いものがあり、適正に管理されなければ、漏えいや盗難等による重大かつ危害防止が不可能な事故や事件につながるおそれがある。

そのため、保健衛生上の観点から、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）においては、特に1回の摂取で生体の機能に急性的な障害を与える急性毒性に着目してこれらの物質を毒物又は劇物（以下「毒物等」という。）に指定し、これらの製造、輸入又は販売について登録を義務づけ、登録基準や毒物等の取扱いの基準を遵守させる等の規制を設けている。

直近の科学的知見（毒物及び劇物取締法に基づく毒物等指定のための調査結果、企業が実施した毒性試験データ、OECDのSIDS文書（※）等）及び薬事・食品衛生審議会の意見を踏まえ、必要に応じて毒物及び劇物指定令（昭和40年政令第2号）を改正し、強い毒性が確認された物質については毒物等に指定するとともに、毒物等のうち安全性が確認されたものについてはその指定を解除する必要がある。

※SIDSとは、Screening Information Data Set（初期リスクの評価のためのスクリーニング用データセット）の略称。

当該データセットは、OECDのSIAM（SIDS Initial Assessment Meeting：化学物質の毒性データに関する情報をSIDSに盛り込むべきか否かについての評価会議）において、世界中で公表されている化学物質の毒性データに関する文書や文献を収集し、それらの情報の信頼性を評価したものであり、近年評価済みの文書が数多く公開されている。

#### 2. 規制の新設・改廃の内容・目的

現在、毒物等に指定されていない物質及び既に毒物等に指定されている物質に関して、新規農薬の登録申請文書やOECDのSIDS文書等から新たに得られた知見について、平成20年12月19日に薬事・食品衛生審議会薬事分科会毒物劇物部会を開催し、意見を聴取したところ、同審議会の基準に基づき、以下のとおり回答を得たため、毒物及び劇物指定令を改正し、それぞれの物質について毒物への指定、劇物への指定を行う。

経口毒性又は吸入毒性試験の結果から毒物に相当するため、以下の物質を毒物に指定

I：亜硝酸ブチル及びこれを含有する製剤

II：亜硝酸イソプロピル及びこれを含有する製剤

III：アバメクチン及びこれを含有する製剤。ただし、アバメクチン1.8%以下を含有するものを除く。

IV：2，2－ジメチルプロパノイルクロライド（別名トリメチルアセチルクロライド）及びこれを含有する製剤

V：S－メチルーN－〔メチルカルバモイル）－オキシ〕－チオアセトイミデート（別名メトミル）及びこれを含有する製剤。ただし、S－メチルーN－〔メチルカルバモイル）－オキシ〕－チオアセトイミデート45%以下を含有するものを除く。

経口毒性又は吸入毒性試験の結果から劇物に相当するため、以下の物質を劇物に指定

VI：亜硝酸3級ブチル及びこれを含有する製剤

VII：アバメクチン1.8%以下を含有する製剤

VIII：2，4，6，8－テトラメチルー1，3，5，7－テトラオキソカン（別名メタアルデヒド）及びこれを含有する製剤。ただし、2，4，6，8－テトラメチルー1，3，5，7－テトラオキソカン10%以下を含有するものを除く。

IX：S－メチルーN－〔メチルカルバモイル）－オキシ〕－チオアセトイミデート（別名メトミル）45%以下を含有する製剤

X：1－（4－メトキシフェニル）ピペラジン（4MP P）及びこれを含有する製剤

XI：1－（4－メトキシフェニル）ピペラジン一塩酸塩（4MP P一塩酸塩）及びこれを含有する製剤

XII：1－（4－メトキシフェニル）ピペラジン二塩酸塩（4MP P二塩酸塩）及びこれを含有する製剤

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p>【遵守費用】（費用分類：C） 毒物等の製造業者、輸入業者又は販売業者（以下「毒物劇物営業業者」という。）は、以下の負担が増加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 登録の申請等に係る事務負担</li> <li>ii 施設の設定整備や毒物劇物取扱責任者の配置に要する費用 ※既に毒物劇物取扱責任者を配置している場合には、新たに配置する必要はない。</li> <li>iii 盗難、流出等を防止する措置</li> <li>iv 毒物等の容器及び貯蔵場所への「毒物」、「劇物」等の表示</li> <li>v 毒物等の販売、授与を行う際の書面（※）の作成、保存及び譲受人に対する当該毒物等に関する情報提供 ※毒物等の名称・数量、販売、授与の年月日、譲受人の氏名・職業・住所を記載</li> <li>vi 廃棄の方法の遵守</li> <li>vii 事故の際の保健所等への届出や保健衛生上の危害を防止するための応急措置</li> <li>viii 行政による立入検査等への対応</li> </ul> <p>また、毒物等を業務上取り扱う者（以下「業務上取扱者」という。）は、上記 iii、iv、vi、vii、viii の負担に加え、以下の負担が増加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ix 毒物劇物営業業者から毒物等を譲受する際の毒物劇物営業業者への書面（上記 v ※）の提出</li> </ul> <p>なお、毒物等や生産過程で毒物等が使用された商品の価格に、上記 i ～ ix に係る費用が転嫁される可能性がある。</p> <p>【行政費用】（費用分類：C） 毒物劇物営業業者及び業務上取扱者へ</p>	<p>【国民への便益】（便益分類：A） 毒物等が適正に管理されることにより、毒物等による事故や健康被害の発生の可能性を最小限にすることができる。</p> <p>また、毒物等による事故が発生した場合でも、毒物劇物営業業者や業務上取扱者により、保健所等への速やかな届出や保健衛生上の危害を防止するための応急措置が講じられ、健康被害の発生の可能性を最小限にすることができる。</p> <p>【毒物劇物営業業者及び業務上取扱者への便益】（便益分類：A） 毒物等が適正に管理されることにより、毒物等による事故や健康被害の発生の可能性を最小限にすることができる。毒物劇物営業業者及び業務上取扱者に対する国民の信頼が高くなる。</p> <p>【社会への便益】（便益分類：A） 毒物等が適正に管理されることにより、毒物等による事故や健康被害の発生の可能性を最小限にすることができる。</p> <p>また、毒物等による事故が発生した場合でも、毒物劇物営業業者や業務上取扱者により、保健所等への速やかな届出や保健衛生上の危害を防止するための応急措置が講じられ、健康被害の発生の可能性を最小限にすることができる。</p> <p>これらにより保健衛生が向上し、安全で安心して暮らせる社会の実現につながることになる。</p>	<p>毒物等に指定することについては、毒物劇物営業業者や業務上取扱者に盗難、流出等を防止する措置や事故の際の措置など費用負担を増加させるとともに、立入検査等を行う行政機関にも費用負担を増加させる。</p> <p>しかしながら、毒物等が適正に管理されることにより、毒物等による事故や健康被害の発生の可能性を最小限にし、社会全体の保健衛生を向上させ、かつ毒物等の事故により生じる経済的損失を最小限にすることができるため、国民、社会にとって大きな便益をもたらす。</p> <p>よって、毒物及び劇物取締法に基づき、毒物等として指定することが、政策目的を達成する上で適切な手段であると考えられる。</p>	<p>《代替案》 「規制の目的、内容及び必要性等」欄のⅠ～ⅩⅡの物質について、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号。以下「家庭用品法」という。）に基づく有害物質に定め、家庭用品における含有量、溶出量等の基準を定める等の規制を行う。</p> <p>※家庭用品法は、一般消費者の生活に使われる製品を家庭用品と定め、家庭用品が保健衛生的観点から見て安全なものとなるよう、その製造業者、輸入業者又は販売業者（以下「家庭用品営業業者」という。）に必要な規制をかけるものである。</p> <p>具体的には、健康被害が生じるおそれのある物質を有害物質として定め、家庭用品における有害物質の含有量、溶出量又は発散量について必要な基準を設け、基準に適合しない家庭用品の販売を禁止するとともに、行政機関が市場に出回っている家庭用品を検査し、必要に応じて家庭用品営業業者への指導や基準に適合しない家庭用品について回収命令等を行うものである。</p> <p>《費用の分析》 【遵守費用】（費用分類：C） 家庭用品営業業者は、以下の負担が増加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 家庭用品における有害物質の含有量、溶出量又は発散量の基準の遵守</li> <li>ii 行政による立入検査等への対応</li> </ul> <p>【行政費用】（費用分類：C） 家庭用品営業業者への家庭用品の回収命令、立入検査等の負担が増加する。</p> <p>【その他の社会的費用】（費用分類：A） 毒性があると判明した物質を含む家庭用品については、家庭用品営業業者による基準遵守や行政の立入検査などにより、事故や健康被害の発生の可能性を減らすことができ、こうした被害が発生した場合の事故対応や被害者の治療により生じる経済的損失を減らすことができる。</p> <p>ただし、前述のとおり、毒物及び劇物取締法に</p>	<p>おおよそ1年後を目処に、現在、毒物等に指定されていない物質及び既に毒物等に指定されている物質に関して、それまでに国において得られた新たな知見に基づき、毒物及び劇物取締法第23条の2の規定により薬事・食品衛生審議会の意見を聴取し、必要に応じて毒物等の指定又は指定の解除を行う。</p>

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p>の劇物等の回収命令、立入検査、登録の取消等の負担が増加する。</p> <p>なお、指定する毒物等が増加しても、これらの業務は現行体制で対応可能と考えられるため、負担が大幅に増加するものではない。</p> <p>【その他の社会的費用】（費用分類：A） 毒物等が適正に管理されることにより、毒物等による事故や健康被害の発生の可能性を最小限にすることができ、こうした被害が発生した場合の事故対応や被害者の治癒により生じる経済的損失を最小限にすることができる。</p>			<p>基づく規制に比べ、経済的損失は大きくなると考えられる。</p> <p>《便益の分析》</p> <p>【国民への便益】（便益分類：A） 毒性があると判明した物質を含む家庭用品については、家庭用品業者による基準遵守や行政の立入検査などにより、事故や健康被害の発生の可能性を減らすことができる。</p> <p>しかしながら、家庭用品法では、毒物及び劇物取締法のように毒物劇物業者が事業開始前に登録する制度となっておらず、行政が全ての家庭用品業者を把握することができないため、当該物質について適正な取扱いをできない者が取り扱うおそれがある。</p> <p>また、当該物質そのものや家庭用品以外で当該物質を含むものについては、何の対策もとることができない。</p> <p>そのため、毒物及び劇物取締法に基づく規制に比べ、当該物質による事故や健康被害の発生の可能性は高くなると考えられる。</p> <p>【家庭用品業者への便益】（便益分類：A） 家庭用品業者による基準遵守や行政の立入検査などにより、有害物質による事故や健康被害の発生の可能性を減らすことができ、家庭用品業者に対する国民の信頼が高くなる。</p> <p>ただし、前述のとおり、毒物及び劇物取締法に基づく規制に比べ、有害物質による事故や健康被害の発生の可能性が高くなると考えられるので、国民の信頼という点では劣る。</p> <p>【社会への便益】（便益分類：A） 毒性があると判明した物質を含む家庭用品については、家庭用品業者による基準遵守や行政の立入検査などにより、事故や健康被害の発生の可能性を減らすことができ、保健衛生が向上し、安全で安心して暮らせる社会の実現につながる。</p> <p>ただし、前述のとおり、毒物及び劇物取締法に基づく規制に比べ、有害物質による事故や健康被害の発生の可能性が高くなると考えられるので、</p>	

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う 時期又は条件
			<p>便益は小さくなると考えられる。</p> <p>《政策評価の結果》</p> <p>代替案において家庭用品法に基づく有害物質に定めることについては、家庭用品業者に家庭用品における有害物質の含有量の基準の遵守など負担を増加させるとともに、立入検査等を行う行政機関にも費用負担を増加させるが、規制案と比較するとその費用負担は小さいと考えられる。</p> <p>しかしながら、代替案では、当該物質そのものや家庭用品以外で当該物質を含むものについては、何の対策をとることもできず、また、毒物及び劇物取締法のように毒物劇物業者が事業開始前に登録する制度となっておらず、行政が全ての家庭用品業者を把握することができないため、当該物質の適正な取扱いをできない者が取り扱うおそれが生じる。</p> <p>そのため、毒物及び劇物取締法に基づく規制に比べ、当該物質による事故や健康被害の発生の可能性は高くなる。</p> <p>国民の健康被害の発生を防止し、社会全体の保健衛生を向上させることにより安全で安心して暮らせる社会を実現させるという国民及び社会全体の便益の差を考慮し、毒物及び劇物取締法に基づき毒物等として指定することが、政策目的を達成する上で最も適切な手段であるとの結論に達した。</p>	

(注) 1 厚生労働省の規制の事前評価書（平成21年1月29日付け厚生労働省発政第0129001号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

3 厚生労働省は、費用について、「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」の分類を行っている。また、便益について、「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」の分類を行っている。

政策の名称	毒物及び劇物指定令の改正（②劇物の指定の除外）	評価の対象とした 法令の名称	毒物及び劇物指定令	府省名	厚生労働省
-------	-------------------------	-------------------	-----------	-----	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### 1. 現状・問題分析とその改善方策（規制の新設・改廃の必要性）

物質の中には、人や動物が飲んだり、吸い込んだり、あるいは皮膚や粘膜に付着した際に、生理的危害を加える毒性の強いものがあり、適正に管理されなければ、漏えいや盗難等による重大かつ危害防止が不可能な事故や事件につながるおそれがある。

そのため、保健衛生上の観点から、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）においては、特に1回の摂取で生体の機能に急性的な障害を与える急性毒性に着目してこれらの物質を毒物又は劇物（以下「毒物等」という。）に指定し、これらの製造、輸入又は販売について登録を義務づけ、登録基準や毒物等の取扱いの基準を遵守させる等の規制を設けている。

直近の科学的知見（毒物及び劇物取締法に基づく毒物等指定のための調査結果、企業が実施した毒性試験データ、OECDのSIDS文書（※）等）及び薬事・食品衛生審議会の意見を踏まえ、必要に応じて毒物及び劇物指定令（昭和40年政令第2号）を改正し、強い毒性が確認された物質については毒物等に指定するとともに、毒物等のうち安全性が確認されたものについてはその指定を解除する必要がある。

※SIDSとは、Screening Information Data Set（初期リスクの評価のためのスクリーニング用データセット）の略称。

当該データセットは、OECDのSIAM（SIDS Initial Assessment Meeting：化学物質の毒性データに関する情報をSIDSに盛り込むべきか否かについての評価会議）において、世界中で公表されている化学物質の毒性データに関する文書や文献を収集し、それらの情報の信頼性を評価したものであり、近年評価済みの文書が数多く公開されている。

#### 2. 規制の新設・改廃の内容・目的

現在、毒物等に指定されていない物質及び既に毒物等に指定されている物質に関して、新規農薬の登録申請文書やOECDのSIDS文書等から新たに得られた知見について、平成20年12月19日に薬事・食品衛生審議会薬事分科会毒物劇物部会を開催し、意見を聴取したところ、同審議会の基準に基づき、以下のとおり回答を得たため、毒物及び劇物指定令を改正し、それぞれの物質について劇物の指定の解除を行う。

経口毒性は現実的な危害の恐れがなく、また経皮毒性及び吸入毒性が特異的に強いものではなく、皮膚及び眼の粘膜に対する刺激性が劇物相当より弱いものであるため、以下の劇物の指定を解除

XⅢ：2-イソプロピルー4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト（別名ダイアジノン）5%（マイクロカプセル製剤にあつては、25%）以下を含有する製剤

XⅣ：シクロポリ（3～4）[ジフェノキシ、フェノキシ（4-シアノフェノキシ）及び[ビス（4-シアノフェノキシ）]ホスファゼン]の混合物及びこれを含有する製剤

XⅤ：3,4-ジクロロ-2'-シアノ-1,2-チアゾール-5-カルボキサニド（別名イソチアニル）及びこれを含有する製剤

XⅥ：4'-メチルー2-シアノピフェニル及びこれを含有する製剤

XⅦ：2-[2-(4-メチルフエニルスルホニルオキシイミノ)チオフエン-3-(2H)-イリデン]-2-(2-メチルフエニル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p>【遵守費用】（費用分類：A） 毒物等の製造業者、輸入業者又は販売業者（以下「毒物劇物営業業者」という。）は、以下の負担が今後不要になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 登録の申請等に係る事務負担</li> <li>ii 施設の設定整備や毒物劇物取扱責任者の配置に要する費用 ※既に毒物劇物取扱責任者を配置している場合には、新たに配置する必要はない。</li> <li>iii 盗難、流出等を防止する措置</li> <li>iv 毒物等の容器及び貯蔵場所への「毒物」、「劇物」等の表示</li> <li>v 毒物等の販売、授与を行う際の書面（※）の作成、保存及び譲受人に対する当該毒物等に関する情報提供 ※毒物等の名称・数量、販売、授与の年月日、譲受人の氏名・職業・住所を記載</li> <li>vi 廃棄の方法の遵守</li> <li>vii 事故の際の保健所等への届出や保健衛生上の危害を防止するための応急措置</li> <li>viii 行政による立入検査等への対応</li> </ul> <p>また、毒物等を業務上取り扱う者（以下「業務上取扱者」という。）は、上記 iii、iv、vi、vii、viii の負担に加え、以下の負担が今後不要になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ix 毒物劇物営業業者から毒物等を譲受する際の毒物劇物営業業者への書面（上記 v ※）の提出</li> </ul> <p>なお、上記 i ～ ix に係る費用が、当該劇物や生産過程で当該劇物が使用された商品の価格に転嫁されていた場合は、当該価格転嫁が行われなくなる可能性がある。</p>	<p>【国民への便益】（便益分類：B） 特段の便益は発生しないと考えられる。</p> <p>【毒物劇物営業業者及び業務上取扱者への便益】（便益分類：A） 規制遵守に係る負担が減少するため、当該劇物を取り扱う事業に参入しやすくなる。</p> <p>【社会への便益】（便益分類：B） 特段の便益は発生しないと考えられる。</p>	<p>劇物に指定されている物質のうち、現実的な危害のおそれがなく、安全性が確認されたものについては、その指定を解除することにより、毒物劇物営業業者や業務上取扱者に係る負担が減少するとともに、それにより当該劇物や当該劇物が生産過程で使用された商品の価格は、低下する可能性がある。また、当該劇物を取り扱う事業に参入しやすくなる。</p> <p>こうした便益の増加、費用の減少を踏まえると、劇物の指定を解除することが政策目的を達成する上で適切な手段であると考えられる。</p>	<p>《代替案》 「規制の目的、内容及び必要性等」欄の X III ～ X V II の物質について、劇物の指定を解除するとともに、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号。以下「家庭用品法」という。）に基づく有害物質に定め、家庭用品における含有量、溶出量等の基準を定める等の規制を行う。</p> <p>※家庭用品法は、一般消費者の生活に使われる製品を家庭用品と定め、家庭用品が保健衛生的観点から見て安全なものとなるよう、その製造業者、輸入業者又は販売業者（以下「家庭用品営業業者」という。）に必要な規制をかけるものである。</p> <p>具体的には、健康被害が生じるおそれのある物質を有害物質として定め、家庭用品における有害物質の含有量、溶出量又は発散量について必要な基準を設け、基準に適合しない家庭用品の販売を禁止するとともに、行政機関が市場に出回っている家庭用品を検査し、必要に応じて家庭用品営業業者への指導や基準に適合しない家庭用品について回収命令等を行うものである。</p> <p>《費用の分析》 【遵守費用】（費用分類：A） 「費用の分析」欄中の「遵守費用」として記載した i ～ ix の負担が今後不要になる。 ただし、当該物質が含有される家庭用品の家庭用品営業業者には、 i 家庭用品における有害物質の含有量、溶出量又は発散量の基準の遵守 ii 行政による立入検査等への対応 の負担が増加する。</p> <p>【行政費用】（費用分類：A） 毒物劇物営業業者、業務上取扱者への劇物等の回収命令、立入検査、登録の取消等の負担が今後不要になる。 ただし、当該物質が含有される家庭用品の家庭用品営業業者に対しては、家庭用品の回収命令、立入検査等の負担が増加する。</p>	<p>おおよそ1年後を目処に、現在、毒物等に指定されていない物質及び既に毒物等に指定されている物質に関して、それまでに国において得られた新たな知見に基づき、毒物及び劇物取締法第23条の2の規定により薬事・食品衛生審議会の意見を聴取し、必要に応じて毒物等の指定又は指定の解除を行う。</p>

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う 時期又は条件
<p>【行政費用】（費用分類：A） 毒物劇物営業者及び業務上取扱者への劇物等の回収命令、立入検査、登録の取消等の負担が今後不要になる。</p> <p>【その他の社会的費用】（費用分類：B） 特段の費用は発生しないと考えられる。</p>			<p>【その他の社会的費用】（費用分類：B） 特段の費用は発生しないと考えられる。</p> <p>《便益の分析》 【国民への便益】（便益分類：B） 特段の便益は発生しないと考えられる。</p> <p>【家庭用品営業者への便益】（便益分類：A） 規制遵守に係る負担が減少するため、当該物質を取り扱う事業に参入しやすくなる。</p> <p>【社会への便益】（便益分類：B） 特段の便益は発生しないと考えられる。</p> <p>《政策評価の結果》 代替案において劇物の指定を解除する一方で、家庭用品法に基づく有害物質に定めることについては、劇物の指定の解除のみを行う場合に比べ、便益については大きな差はないと考えられるが、家庭用品営業者及び行政機関に対する費用負担については大きくなる。 この費用負担の差は、家庭用品法に基づく規制によって生じるものであるが、当該物質は、科学的知見等に基づき、現実的な危害のおそれがなく安全であると確認されており、家庭用品法に基づく規制は不必要と考えられる。 よって、劇物の指定の解除のみを行うことが、政策目的を達成する上で最も適切な手段であるとの結論に達した。</p>	

(注) 1 厚生労働省の規制の事前評価書（平成21年1月29日付け厚生労働省発政第0129001号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

3 厚生労働省は、費用について、「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」の分類を行っている。また、便益について、「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」の分類を行っている。

政策の名称	精神保健福祉士の養成に係る制度の見直し	評価の対象とした 法令の名称	精神保健福祉士法施行規則等	府省名	厚生労働省
-------	---------------------	-------------------	---------------	-----	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### 1. 現状・問題分析とその改善方策（規制の新設・改廃の必要性）

精神保健福祉士は、長期入院患者を中心とした精神障害者の社会復帰に関する相談援助を行う者として、その資格制度が精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）により創設された。一方で、精神障害者の地域移行は十分に進んでおらず、社会復帰の支援において精神保健福祉士が担う役割は、一層大きくなっているところである。また、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の成立により、障害者の地域生活の支援の充実、就労への支援等が進展したことに伴い、これらの分野においても精神保健福祉士の職域は拡大し、求められる支援が多様化している。

このように、精神保健福祉士を取り巻く環境や求められる役割について変化が生じている精神障害者の新しいニーズに対応することができるよう、保健福祉系大学におけるカリキュラム等、精神保健福祉士の制度の在り方を見直し、その資質の確保及び向上を図る必要がある。

#### 2. 規制の新設・改廃の内容・目的

保健福祉系大学においては、精神保健福祉士試験の受験要件となる指定科目の受講について、当該指定科目の科目名が規定されているのみで、教育内容、時間数等については、保健福祉系大学等の裁量に委ねられているところである。

今般、精神保健福祉士の資質の確保及び向上を図るため、指定科目のうち実習・演習に関して、厚生労働省令・文部科学省令（以下「省令」という。）において、時間数、教員の要件、実習施設などの基準を設けることとする。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p>【遵守費用】（費用分類：C） 保健福祉系大学の経営者は、省令で定められた内容に基づき、教員や実習施設等の確保に係る費用が発生する可能性がある。</p> <p>【行政費用】（費用分類：C） 国において、省令の内容を定めるために、有識者等の意見を求めたり検討会を行う等の手続に関する費用が発生する。</p> <p>【その他の社会的費用】（費用分類：B） その他の社会的費用は発生しないと考えられる。</p>	<p>【精神障害者への便益】（便益分類：A） 保健福祉系大学においては、省令で規定されている一定の基準を満たした実習・演習に関する教育内容が制度的に担保されるようになるため、精神保健福祉士の資質の確保が図られ、質の高い支援を安定的に受けられるようになる。</p> <p>【保健福祉系大学の学生への便益】（便益分類：A） 実習・演習等について一定の基準を満たした教育を受けることが可能となり、知識・技能の向上が図られる。</p> <p>【保健福祉系大学の経営者への便益】（便益分類：A） 保健福祉系大学の経営者は、省令に基づき現在よりも質の高い精神保健福祉士を養成することになるため、精神保健及び精神障害者の福祉の教育に関する専門的な大学としての価値が高まる。</p>	<p>保健福祉系大学や行政に対して、制度の見直しに伴う費用が発生するが、便益の面では、全ての者にとって有益な効果が見られる。このため、両者を比較考量すると、規制の新設は政策目的を達成する上で適切な手段であると考えられる。</p>	<p>《代替案》 教育内容、実習等の時間数などの基準について、省令上は何らの規定を設けずに、マニュアルにおいて規定することとする。</p> <p>《費用の分析》 【遵守費用】（費用分類：C） 保健福祉系大学の経営者は、マニュアルの規定に基づき教育する場合には、これらに係る費用が生じる可能性がある。</p> <p>【行政費用】（費用分類：C） マニュアルを作成するための費用が生じる。</p> <p>【その他の社会的費用】（費用分類：B） その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。</p> <p>《便益の分析》 【精神障害者への便益】（便益分類：B） 実習・演習に関する法的根拠のない保健福祉系大学の教育を経て精神保健福祉士となった者から受ける支援については、その支援内容に濃淡が生じる可能性がある。</p> <p>【保健福祉系大学の学生への便益】（便益分類：B） 大学がマニュアルを遵守する義務は課せられていないため、大学ごとに知識や技能の修得の程度に差が生じる可能性があり、確実な資質の確保を図ることは困難となる。</p> <p>【保健福祉系大学の経営者への便益】（便益分類：B） 保健福祉系大学が、大学独自の方針で、マニュアルに規定されている基準の設定の可否を判断するため、基準を設定しない場合は、精神保健及び精神障害者の福祉の教育に関する専門的な大学としての価値が十分に高まらない可能性がある。</p>	<p>改正法の附則において、この法律の施行後5年を目途として、当該改正法の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとされている。</p>

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う 時期又は条件
			<p>《政策評価の結果》</p> <p>行政費用の面では、代替案の方が規制の新設よりも有効であるが、便益の面では、規制の新設と比べて、全ての者にとって便益が下がる。したがって、代替案をとるよりも、規制を新設することの方がより適切な手段であると考えられる。</p>	

(注) 1 厚生労働省の規制の事前評価書（平成21年3月18日付け厚生労働省発政第0318001号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

3 厚生労働省は、費用について、「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」の分類を行っている。また、便益について、「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」の分類を行っている。

<b>政策の名称</b>	精神保健指定医の職務の在り方の見直し	<b>評価の対象とした 法令の名称</b>	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	<b>府省名</b>	厚生労働省
--------------	--------------------	---------------------------	---------------------	------------	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

1. 現状・問題分析とその改善方策（規制の新設・改廃の必要性）

精神保健指定医（以下「指定医」という。）は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）において、厚生労働大臣が指定する医師として定められている。指定医の業務としては、精神科病院への入院の要否や一定の行動制限の要否の判断などのほか、公務員の職務として、対象者が精神障害者であり、かつ自傷他害のおそれがあるかどうかを判定するための診察等（以下「措置診察等」という。）が挙げられる。

措置診察等は公権力の行使であり、また、精神障害者の医療の在り方を決定するため、措置診察等を担う指定医の役割は非常に大きい。

一方で、指定医は措置診察等の公務員としての職務を行うことを義務付けられてはおらず、これらの職務に応じない指定医も多いため、措置診察等における指定医不足の問題が深刻化している。

このため、公務員としての職務を行う指定医の確保を図り、措置診察等を行うことにより、精神障害者にとって必要な医療へとつなげる必要がある。

2. 規制の新設・改廃の内容・目的

指定医は、都道府県知事から求めがあった場合には、業務に支障がない限り、公務員としての職務を行うこととする。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p>【遵守費用】（費用分類：B） 遵守費用は発生しないものと考えられる。</p> <p>【行政費用】（費用分類：B） 新たな行政費用が発生することはない。</p> <p>【その他の社会的費用】（費用分類：B） その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。</p>	<p>【精神障害者の便益】（便益分類：A） 指定医が確保されることにより、措置診察等が必要になった際に、確実に医療を受けられるようになる。</p> <p>【指定医の便益】（便益分類：A） 指定医全てに明確に義務が課されることにより、特定の指定医が公務員としての職務を行うというような偏りが解消される。</p> <p>【都道府県の便益】（便益分類：A） 指定医への協力依頼が明示されることにより、協力要請の際の担保となり、措置の実施等を円滑に行うことができるようになる。</p>	<p>便益の面では、全ての者にとって有益な効果がみられる。したがって、規制の新設は政策目的を達成する上で適切な手段であると考えられる。</p>	<p>《代替案》 指定医は、都道府県知事から求めがあった場合には、業務に支障がない限り、公務員としての職務を行うよう努める旨の規定をガイドラインにおいて定めるものとする。</p> <p>《費用の分析》 【遵守費用】（費用分類：B） 遵守費用は発生しないものと考えられる。</p> <p>【行政費用】（費用分類：B） ガイドラインを作成する業務が発生する。</p> <p>【その他の社会的費用】（費用分類：B） その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。</p> <p>《便益の分析》 【精神障害者の便益】（便益分類：A） ガイドライン上で協力要請することにより、公務員としての職務を行う指定医はある程度確保されるが、義務規定ではないため、確実に指定医による医療の提供が担保されるとは言い難い。</p> <p>【指定医の便益】（便益分類：A） ガイドライン上で協力要請することにより、特定の医師が公務員としての職務を行うという偏りは一定程度改善されるが、義務規定ではないため、その効果は確実とは言い難い。</p> <p>【都道府県の便益】（便益分類：A） 指定医への協力要請の根拠がガイドライン上に設けられるが、指定医は必ずしも当該要請に従う必要がないため、協力要請の実行力は一定程度に止まる。</p> <p>《政策評価の結果》 規制の新設と代替案を比較すると、行政費用の面では両者に差がないものの、便益の面では、規制の新設の方が法的に公務員の職務を明確化するため、全ての者にとって便益が上がる。したがって、代替案をとるよりも、規制を新設することの方がより適切な手段であると考えられる。</p>	<p>改正法の附則において、この法律の施行後5年を目途として、当該改正法の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとされている。</p>

- (注) 1 厚生労働省の規制の事前評価書（平成21年3月18日付け厚生労働省発政第0318001号による送付分）を基に当省が作成した。
- 2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照
- 3 厚生労働省は、費用について、「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」の分類を行っている。また、便益について、「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」の分類を行っている。

<b>政策の名称</b>	障害福祉サービスの適切な利用に関する手続の見直し (障害者自立支援法等の一部を改正する法律案関連)	<b>評価の対象とした 法令の名称</b>	障害者自立支援法、児童福祉法	<b>府省名</b>	厚生労働省
--------------	--	---------------------------	----------------	------------	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### 1. 現状・問題分析とその改善方策（規制の新設・改廃の必要性）

##### 【法律改正の背景】

障害者自立支援法は、平成18年に施行され、現在に至るまでこの法律に基づく様々な障害福祉サービスの充実が図られてきたところである。

今般、障害者自立支援法附則第3条の施行後3年を目途とする検討規定を踏まえ、これまでの施行状況を踏まえつつ、必要な障害福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援するため、制度全般について所要の見直しを行うこととしている。

##### 【規制の新設・必要性】

障害者自立支援法では、就労系のサービスなど障害者が地域で自立して生活するための各種サービスの創設を行うとともに、昼夜で様々なサービスを複数組み合わせることで利用することを可能とするなど利用者本位のサービス体系としたところである。

一方で、これまで障害福祉サービスを複数組み合わせる利用している者はわずかに止まるなど、必ずしもサービスを適切かつ効果的に利用できているとは言い難い状況にある。

特に、障害者の個々のケースに応じて適切かつ効果的にサービスを利用できるようにするため、指定相談支援事業者からサービス利用計画を作成する支援を受けた場合に、当該支援に係る費用についてサービス利用計画作成費を支給する仕組みを設けているところであるが、このサービス利用計画を利用した者は、平成20年4月現在で、1,919人に過ぎない。

このような状況を受け、障害者が個々の状況等に応じてより適切かつ効果的なサービスを受けることができるよう、障害者の個々の状況をより適切に市町村等が行う支給決定に反映できるようにするため、市町村等は、支給決定の申請を行っている者に対して、指定特定相談支援事業者等が作成するサービス利用計画案（従前のサービス利用計画と同様に障害者の個々の状況を勘案して、その者にとってより適切かつ効果的なサービスの利用計画を定めた計画）の提出を求めることとする。

#### 2. 規制の新設・改廃の内容・目的

様々な障害福祉サービスを組み合わせる利用することや、障害者等にとって必要な障害福祉サービスが適切に提供されるよう、障害者及び障害児の保護者が支給決定を受ける場合には、指定特定相談支援事業者の作成したサービス利用計画案の提出を求めることとする。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p>【遵守費用】（費用分類：B） 障害者又は障害児の保護者は、原則として、支給決定の申請の際、サービス利用計画案を他の必要書類とあわせて提出することになるが、実際にサービス利用計画案を作成するのは、市町村又は市町村の委託を受けた指定特定相談支援事業者であるため、利用者に対して過度な負担を求めるものではない。</p> <p>【行政費用】（費用分類：C） サービス利用計画案に係る給付費を負担する必要がある一方、事前に事業者による当該障害者の個々の状況に応じた支援計画が示されることから、支給決定に係る行政の負担は減るものと考えられる。</p> <p>【その他の社会的費用】（費用分類：B） その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。</p>	<p>【国民、障害福祉サービス利用者への便益】（便益分類：A） サービス利用の手續として、障害者が抱える課題を分析し、どのようにサービスを組み合わせて支援していくべきかを含むサービス利用計画案を参考として、市町村が支給決定を行うことによりサービスの利用者がより適切かつ効果的な障害福祉サービスを利用することが可能となる。</p> <p>また、適切かつ効果的なサービスの利用により、障害者の地域における自立及び社会参加が促進され、活力ある地域社会の実現につながる。</p> <p>【指定障害福祉サービス事業者等への便益】（便益分類：A） サービス利用計画案の作成が支給決定につながることで、当該支援に係る給付費が支給されることから、指定特定相談支援事業者の安定的な経営に資するとともに、質の高いサービス提供を通じて利用者からの信頼の確保につながる。</p>	<p>障害者等には、支給決定の際に、申請書類の一つとしてサービス利用計画案を提出してもらうことになるが、当該計画案は、障害者等のサービスの利用意向等を踏まえたものであり、自己決定権が尊重されること、また、障害者等が真に必要とするサービスを利用することが可能となる便益を勘案すると、本規制の新設・改廃は、政策目的を達成する上で適切な手段であると考えられる。</p>	<p>《代替案》 サービス利用計画案の作成について、常に障害者等が自身で作成することとし、市町村や指定特定相談支援事業者は作成に関与しないこととする。</p> <p>《費用の分析》 【遵守費用】（費用分類：C） 障害者等は、自身で作成したサービス利用計画案を、支給決定の申請の際に提出するという負担が生じるが、現行においても、支給決定を受ける際には、所得の状況を証明する書類等、様々な書類の提出が義務づけられているため、負担が大幅に増大するものではないと考えられる。</p> <p>ただし、計画を作成するために必要な情報等の収集については、負担となる可能性がある。</p> <p>【行政費用】（費用分類：B） 市町村は、支給決定の際に障害者等の作成した計画案を参考として支給決定を行う手續が必要となるが、現行においても、支給決定を行う際には、所得の状況や障害の程度区分等を勘案することとしており、勘案事項が一つ増えるという観点からは、負担が大幅に増大するものではないと考えられる。</p> <p>【その他の社会的費用】（費用分類：B） その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。</p> <p>《便益の分析》 【国民、障害福祉サービス利用者への便益】（便益分類：C） 地域にどのような資源があり、どのようなサービスが利用できるか等の情報を障害者自身で収集しなければならず、また、障害の程度や状態について、より専門的な判断が必要な方についても障害者等の判断に基づき計画を作成した場合、適切な障害福祉サービスが提供されない恐れがある。</p> <p>【指定障害福祉サービス事業者への便益】（便益分類：C） 事業の安定的な経営が困難となり、事業者の提供するサービスの質が低下することから、利用者の信頼を得られない。</p> <p>《政策評価の結果》 代替案においては、障害者等に新たな負担が生じる可能性があり、障害者等に必要障害福祉サービス事業が適切に提供されない恐れが生じるため、新設する本規制の方がより適切な手段であると考えられる。</p>	<p>改正法の附則において、この法律の施行後5年を目途として、当該改正法の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとされている。</p>

(注) 1 厚生労働省の規制の事前評価書（平成 21 年 3 月 18 日付け厚生労働省発政第 0318001 号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

3 厚生労働省は、費用について、「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」の分類を行っている。また、便益について、「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」の分類を行っている。

政策の名称	障害福祉サービス事業の運営適正化に関する指定障害福祉サービス事業者に対する規制の見直し(障害者自立支援法等の一部を改正する法律案関係)	評価の対象とした法令の名称	障害者自立支援法、児童福祉法	府省名	厚生労働省
-------	---	---------------	----------------	-----	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### 1. 現状・問題分析とその改善方策(規制の新設・改廃の必要性)

##### 【法律改正の背景】

障害者自立支援法は、平成18年4月から施行され、現在に至るまでこの法律に基づく様々な障害福祉サービスの充実が図られてきたところである。

今般、障害者自立支援法附則第3条の施行後3年を目途とし、これまでの施行状況を踏まえつつ、必要な障害福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援するため、制度全般について所要の見直しを行うこととしている。

##### 【規制の新設・必要性】

- ① 現行の障害者自立支援法の指定障害福祉サービス事業者等、児童福祉法の指定知的障害児施設等に対しては、立入検査、勧告・命令、指定の取消し等様々な事業規制が設けられている。今般、既存事業の再編若しくは新規創設に伴い、これらの事業を行う事業者について、既存の事業者に義務付けている規制と同様の規制を設けることにより、障害福祉サービス事業の質の確保及び障害福祉サービス利用者の保護を図る必要がある。
- ② 平成19年4月に大手介護サービス事業者による不正事案が発覚したことにより、8万人弱の利用者、2万人以上の従業員に影響を与え、国民の信頼を著しく低下させる事態が生じた。このような事案に対応するため、平成20年に介護保険法が改正され、介護保険制度においては、介護サービス事業者に対して法令遵守体制の確保を義務付けるとともに、事業者の本部等への立入調査権を創設するなど必要な制度の見直しを行ったところであるが、類似のサービスを提供する指定障害福祉サービス事業者等及び指定知的障害児支援施設等の設置者(以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。)については、同様の体制が整備されていないところである。そのため、障害者自立支援法及び児童福祉法においても、介護保険法と同様の事業者規制を設けることにより、不正事案の発生防止を図り、指定障害福祉サービス事業者等の事業の適正化を図ることにより利用者の保護をより一層図る必要がある。

#### 2. 規制の新設・改廃の内容・目的

- ① 障害者自立支援法の相談支援事業について、障害者の地域移行を進める観点から、地域移行に関する相談とサービス利用のための計画を作成する事業に再編することとしている。また、児童福祉法の障害児支援について、障害者自立支援法の児童デイサービスと施設に通所してサービスを受ける支援を障害児通所支援として再編するとともに、障害児及びその保護者に対する相談等を行う障害児相談支援を創設することとしている。これらの事業を行う者に対して、障害者及び障害児に対するサービスを適切に提供する観点及び現行事業者に対する規制とのバランス等の観点から、現行の障害者自立支援法及び児童福祉法により義務付けられている立入検査、勧告・命令、指定の取消し等の規制について、既存の事業者と同様の規制を設ける。
- ② 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導・監督体制等を充実させるため、以下の内容の規制を整備する。
  - i 業務管理体制の整備の義務付け及び指導・監督権の創設  
公益性の高い指定障害福祉サービス事業者等のより高い水準の法令遵守と事業運営の透明性の確保のため、事業者等に対して、業務管理体制の整備を義務付ける。また、国、都道府県及び市町村に対して、新たに、事業者等の本部等への立入調査権等を創設する。さらに、事業者等の業務管理体制に問題がある場合に、国等が是正勧告・是正命令を行うことができる権限を創設する。
  - ii 不正事業者による処分逃れ対策  
事業廃止届の提出について、事後届出制から事前届出制に改める。また、同一法人グループ内に指定取消を受けた事業者等がある場合及び監査中に正当な理由なく事業廃止届を提出した場合について、指定・更新時の欠格事由に追加する。
  - iii 指定・更新の欠格事由の見直し  
ある事業所の指定取消が行われた場合に、同一事業者等が展開する他の事業所の指定・更新を一律に認めない仕組みを改め、不正行為への組織的関与がない場合等は指定・更新ができる仕組みとする。
  - iv 事業者等に対するサービス確保の義務付け  
事業廃止等の際も指定障害福祉サービス事業者等によるサービスを必要とする障害者及び障害児が適切なサービスを継続して受けることができるよう、事業者に対して、事業廃止時における利用者のサービス確保対策を義務付ける。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b>（費用分類：C）</p> <p>① 既存の指定障害福祉サービス事業者等に対して設けられている規制を、新たに再編、創設する事業者にも課すものであること</p> <p>② 指定障害福祉サービス事業者等に対して、法令遵守担当者を設置する等、法令遵守のための業務管理体制の整備に要する費用を負担するが、従来においても法令遵守を含む業務管理体制の整備は当然のことであり、多数の事業者は行っているものであること</p> <p>などから、この面の負担の増加は小さい。</p> <p>ただし、業務管理体制の整備状況について都道府県等への届出に係る負担は増加する。</p> <p><b>【行政費用】</b>（費用分類：C）</p> <p>① 今般、新たに再編、創設する事業者に対しても立入検査等を行うこととなるが、現在においても、既存の事業者に立入検査等を行っていること</p> <p>② 新たに業務管理体制整備に関する指導監督を行う必要があるが、従来も指導・監査を行っており、従来の監査に業務管理体制が整備されているかという観点に加わるだけであること</p> <p>などから、若干の負担の増加と考えられる。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b>（費用分類：A）</p> <p>指定障害福祉サービス事業者等による不正事案の発生が減少することにより、当該不正事案に対処するために必要な費用等の社会的費用に係る負担も減少する。</p>	<p><b>【国民、サービス利用者への便益】</b>（便益分類：A）</p> <p>指定障害福祉サービス事業者等の事業運営の適正化がなされ、サービスの利用者は、安心して質の高いサービスを安定的かつ継続的に受けることが可能となる。</p> <p><b>【指定障害福祉サービス事業者等への便益】</b>（便益分類：A）</p> <p>新たに再編、創設する事業者に対して、既存の事業者と同様の規制を設けることや、指定障害福祉サービス事業者等に対して、法令を遵守する等の義務付けがなされることにより、法令に違反する事案が減少する等、指定障害福祉サービス事業者等に対する国民の信頼が高まる。</p>	<p>指定障害福祉サービス事業者等に、法令遵守のための業務管理体制の整備に関する届出等の費用が発生するが、本来、指定障害福祉サービス事業者等は公益性の高い障害福祉サービス事業を営む以上、法令遵守や利用者のサービス確保のための責任を負っており、障害福祉サービス利用者、ひいては国民の障害福祉サービスへの安心感・信頼につながるといふ便益を勘案すると、本規制の新設・改廃は、政策目的を達成する上で適切な手段であると考えられる。</p> <p>また、同様の規制が設けられている介護保険法と比較しても、過度な負担を強いる規制とはなっていない。</p>	<p>《代替案》</p> <p>新たに再編、創設する事業者に対する規制や、業務管理体制について、都道府県が立入検査、指導監査等を行い、国は関与しないこととする。</p> <p>《費用の分析》</p> <p><b>【遵守費用】</b>（費用分類：C）</p> <p>① 既存の指定障害福祉サービス事業者等に対して設けられている規制を、新たに再編、創設する事業者にも課すものであること</p> <p>② 指定障害福祉サービス事業者等に対して、法令遵守担当者を設置する等、法令遵守のための業務管理体制の整備に要する費用を負担するが、従来においても法令遵守を含む業務管理体制の整備は当然のことであり、多数の事業者は行っているものであること</p> <p>などから、この面の負担の増加は小さい。</p> <p>ただし、業務管理体制の整備状況について都道府県等への届出に係る負担は増加する。</p> <p>また、二以上の都道府県域に展開する事業者への立入検査等の規制や、業務管理体制の整備に関する指導監督については、当該各都道府県によって実施されるため、最大47都道府県が実施することも考えられ、立入検査を多数回受けるなど事業者の負担が相当程度増加する。</p> <p><b>【行政費用】</b>（費用分類：C）</p> <p>① 今般、新たに再編、創設する事業者に対して立入検査等を行うこととなるが、現在においても、既存の事業者に立入検査等を行っているものであること</p> <p>② 新たに業務管理体制整備に関する指導監督を行う必要があるが、従来も指導・監査を行っており、従来の監査に業務管理体制が整備されているかという観点に加わるだけであること</p> <p>などから、若干の負担の増加と考えられる。</p> <p>ただし、二以上の都道府県域に展開する事業者の立入検査等の規制や、業務管理体制の整備に関する指導監督については、都道府県の指導監督権が重複するため、マクロで見た行政コストが増大する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b>（費用分類：A）</p> <p>指定障害福祉サービス事業者等による不正事案の発生が</p>	<p>改正法の附則において、この法律の施行後5年を目途として、当該改正法の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとされている。</p>

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う 時期又は条件
			<p>減少することにより、当該不正事案に対処するために必要な費用等の社会的費用に係る負担も減少する。</p> <p>《便益の分析》</p> <p>【国民、サービス利用者への便益】（便益分類：A） 指定障害福祉サービス事業者等の事業運営の適正化がなされ、サービスの利用者は、安心して質の高いサービスを安定的かつ継続的に受けることが可能となる。</p> <p>【指定障害福祉サービス事業者等への便益】（便益分類：A） 新たに再編、創設する事業者に対して、既存の事業者と同様の規制を設けることや、指定障害福祉サービス事業者等に対して、法令を遵守する等の義務付けがなされることにより、法令に違反する事案が減少する等、指定障害福祉サービス事業者等に対する国民の信頼が高まる。</p> <p>《政策評価の結果》</p> <p>代替案においては、新たに再編、創設する事業を行う者に対しての立入検査等の規制や、業務管理体制の指導監督の主体が異なるだけであるため、便益については変わらないが、費用については、事業者の給付費に関する調査に係る遵守費用や、業務管理体制の整備に係る遵守費用が、立入検査を多数回受けることとなるため相当程度増大し、また、勧告・命令や、指導監督権の重複という行政コストの無駄が生じることから、新設する本規制の方がより適切な手段であると考えられる。</p>	

- (注) 1 厚生労働省の規制の事前評価書（平成 21 年 3 月 18 日付け厚生労働省発政第 0318001 号による送付分）を基に当省が作成した。
- 2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照
- 3 厚生労働省は、費用について、「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」の分類を行っている。また、便益について、「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」の分類を行っている。

政策の名称	基幹相談支援センターの規定の整備 (障害者自立支援法等の一部を改正する法律案関連)	評価の対象とした 法令の名称	障害者自立支援法	府省名	厚生労働省
-------	--	-------------------	----------	-----	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### 1. 現状・問題分析とその改善方策（規制の新設・改廃の必要性）

障害者が地域で安心して自立生活を送っていくためには、障害者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害福祉サービス等に結びつけていくための相談支援が重要である。

一方で、障害者の相談支援については、

- ① 市町村等によって取組状況に差があり、十分な支援が行われていない、
  - ② 障害種別に分かれて相談支援の委託が行われるなど相談支援を総合的に行う機関が存在せず、また、虐待等の困難事例に対応した相談支援を行う中核的な機関が存在しない、
- といった現状がある。

このような現状を踏まえ、障害者等に対する相談支援の体制の更なる充実・強化を図るために、障害種別を問わない総合的な相談支援を行う機関として、市町村は、基幹相談支援センターを設置できることとする。

この際、現行の相談支援の多くが事業者への委託により行われている状況にかんがみ、市町村は当該センターの業務について、事業者に委託をすることができることとするが、相談支援を利用する障害者等のプライバシーを保護することにより、これらの者が安心して相談支援を受けることができるようにするため、基幹相談支援センターの設置者、職員、その職にあった者に、守秘義務を課すこととする。

#### 2. 規制の新設・改廃の内容・目的

基幹相談支援センターの設置者、職員、その職にあった者に守秘義務を課すこととし、当該義務を違反した場合の刑罰（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）を規定する。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p>【遵守費用】（費用分類：B） 守秘義務を設けることによる負担増は、特段発生しない。</p> <p>【行政費用】（費用分類：B） 守秘義務を設けることによる負担増は、特段発生しない。</p> <p>【その他の社会的費用】（費用分類：B） 守秘義務を設けることによる負担増は、特段発生しない。</p>	<p>【基幹相談支援センターにおいて相談支援を利用する者への便益】（便益分類：A） 利用者が安心して障害福祉サービスの利用等に関する相談をすることができる。また、利用者のプライバシーの保護が十分に図られる。</p> <p>【基幹相談支援センターへの便益】（便益分類：A） 利用者からの信頼が高まる。</p>	<p>障害者等が地域で暮らすためには相談支援の利用が不可欠であり、相談支援を安心して利用できるようにするためには、基幹相談支援センターの設置者、職員、その職にあった者に対して守秘義務を規定する必要がある。また、守秘義務を規定している他の制度と比較しても過度な負担を強いる規制とはなっていない。このため、本規制の新設は政策目的を達成するために妥当なものであると考えられる。</p>	<p>《代替案》 基幹相談支援センターの職員等に対して、職務遂行の過程で知り得た秘密等については、ガイドラインにより、秘密を漏らさないよう努めなければならない旨を規定する。</p> <p>《費用の分析》 【遵守費用】（費用分類：B） 守秘義務を設けることによる負担増は、特段発生しない。</p> <p>【行政費用】（費用分類：C） ガイドラインを作成する業務が発生する。</p> <p>【その他の社会的費用】（費用分類：B） 守秘義務を設けることによる負担増は、特段発生しない。</p> <p>《便益の分析》 【基幹相談支援センターにおいて相談支援を利用する者への便益】（便益分類：A） センターの職員等に守秘義務を課すことによって、利用者が安心して障害福祉サービスの利用等に関する相談をすることができるが、ガイドラインによる守秘義務に止まるため、実効性の確保が困難となるおそれがある。また、利用者のプライバシー保護は一定程度資するに止まると考えられる。</p> <p>【基幹相談支援センターへの便益】（便益分類：A） ガイドラインにより守秘義務規定を設けることにより、利用者からの信頼がある程度高まるものの、法的な位置付けが設けられていないため、実効性の確保が困難となるおそれがある。</p> <p>《政策評価の結果》 代替案は、基幹相談支援センターの負担は増加しないが、守秘義務違反に対する抑止力が存在しないため、その実効性を担保することが困難となる。また、ガイドラインの作成という行政費用が生じることになる。 したがって、代替案をとるよりも、規制を新設することの方が、より適切な手段であると考えられる。</p>	<p>改正法の附則において、この法律の施行後5年を目途として、当該改正法の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとされている。</p>

- (注) 1 厚生労働省の規制の事前評価書（平成21年3月18日付け厚生労働省発政第0318001号による送付分）を基に当省が作成した。
- 2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照
- 3 厚生労働省は、費用について、「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」の分類を行っている。また、便益について、「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」の分類を行っている。

政策の名称	新規承認医薬品に関する広告制限対象への追加	評価の対象とした 法令の名称	薬事法施行令	府省名	厚生労働省
-------	-----------------------	-------------------	--------	-----	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

1. 現状・問題分析とその改善方策（規制の新設・改廃の必要性）

がん等の特殊疾病は、現代の医学では治癒困難であり、決定的効果を期待できる医薬品が極めて少ない。しかも、当該疾病の治療に使用される医薬品は、おおむね副作用が強いものが多く、使用に当たっては、高度の専門的知識が要求される。

したがって、このような医薬品に関し、一般人への広告を無制限に認めると、その医薬品の適正な使用を誤らせるおそれが多く、その弊害は重大である。

そのため、このようながん等に使用される医薬品の広告の制限については、当該医薬品の承認に併せて必要な措置を定める必要がある。この措置は、患者が適切な医療を受ける機会の確保に留意されたものでなくてはならない。

2. 規制の新設・改廃の内容・目的

薬事法第67条第1項において、特殊疾病に使用される医薬品であって、医師又は歯科医師の指導の下に使用されなければ危害を生ずるおそれが特に大きいものについては、政令で、当該医薬品を指定し、医薬関係者以外の一般人を対象とする広告を制限する等、当該医薬品の適正な使用の確保のために必要な措置を定めることができると規定されている。また、薬事法施行令第64条第1項において、特殊疾病は「がん、肉腫及び白血病」であることが規定されている。

今般、薬事法第14条第1項の規定に基づき製造販売承認が検討されている乳癌治療薬である「ラパチニブ」については「HER2 過剰発現が確認された手術不能又は再発乳癌」を対象疾病とする医薬品であって、また、国内で行われた臨床試験の結果から、医師の指導の下に使用されなければ危害を生ずるおそれが特に大きいものであることが明らかである。

そこで、重篤な有害事象が生じる可能性があるラパチニブの適正な使用をはかること、及び適切な医療の機会を確保することを目的として、ラパチニブの広告の制限を行うこととする。

（備考）

対象となる医薬品は、以下の通り。

ラパチニブ、その塩類及びそれらの製剤

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p>【遵守費用】（費用分類：C） 当該医薬品を広告制限対象に追加することで、一般人に広告により当該医薬品の需要を喚起することができず、販売高が減少する。しかし、医薬関係者への広告はなされるため、当該医薬品を必要とする患者に対しては十分に供給されている。</p> <p>【行政費用】（費用分類：C） 当該医薬品を広告制限対象に追加することで、医薬関係者以外の一般人を対象とした広告が行われていないか監視するための費用が新たに発生する。</p> <p>【その他の社会的費用】（費用分類：C） 当該医薬品を広告制限対象に追加することで、一般人が当該医薬品及び対象疾病に関する知識、情報を広告を介して得る機会が制限される。しかしながら、当該医薬品に係る報道や、医薬関係者に対する広告はなお行われるため、一般人が必要に応じて当該医薬品について情報収集することは十分可能である。</p>	<p>【国民への便益】（便益分類：A） 一般人への広告制限対象に追加することで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の適正使用がはかられ、患者の薬物治療における副作用防止に寄与する。</p> <p>【関連業界への便益】（便益分類：A） 一般人への広告制限対象に追加することで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の適正使用がはかられ、事故や健康被害の可能性を低下させることにつながり、それらが発生した場合の事故対応や治療に要するコストが削減される。</p> <p>【社会への便益】（便益分類：A） 一般人への広告制限対象に追加することで、重篤な副作用が報告されている医薬品の適正使用がはかられ、保健衛生の向上に寄与する。</p> <p>（備考） 「関連業界」とは、医療関連業界全般をいう。以下同様。</p>	<p>本規制により、国民、関連業界、社会に対する便益は増加する。一方、想定される費用は、不適正使用された分の当該医薬品の販売高の減少、違法な広告を監視すること、一般人が当該医薬品や対象疾病に関する知識、情報を広告を介して得る機会が制限されることである。これらの費用は、当該医薬品が不適正に使用され健康を大きく損ねる患者が生じたときの費用に比べて、小さいものである。よって、当該医薬品を広告制限対象へ追加することが政策目的を達成するうえで適切な手段であると考えられる。</p>	<p>《代替案》 新規承認医薬品の適正使用をはかるために、当該医薬品の流通を規制対象とし、当該医薬品を販売及び使用する際には、厚生労働大臣に事前に申請をしなければならないこととする。</p> <p>《費用の分析》 【遵守費用】（費用分類：C） 当該医薬品の販売及び使用につき申請を行う作業が発生する。また、その申請手続きにかかる時間のために、当該医薬品の使用が必要にも関わらず、速やかに使用できずに、適切な医療の機会を逸する患者が現れる。</p> <p>【行政費用】（費用分類：C） 当該医薬品の販売及び使用につき申請を管理する事務費用と、当該医薬品を申請せずに販売及び使用する者や虚偽の申請をする者がいないか監視するための費用が新たに発生する。</p> <p>【その他の社会的費用】（費用分類：C） 当該医薬品の使用につき申請制にした場合、医師が医薬品を承認された効能以外に用いる「適応外使用」は不適正使用として申請が却下されることとなるが、適応外使用は新しい治療法の探索等が目的であることがあり、その制限は医学の発展を妨げる。</p> <p>《便益の分析》 【国民への便益】（便益分類：A） 当該医薬品の使用について申請制にすることで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の適正使用がはかられ、患者の薬物治療における副作用防止に寄与する。しかし、申請手続きに要する時間のために患者への使用が遅れ、病状が進行する分だけ便益は減少する。</p> <p>【関連業界への便益】（便益分類：A） 当該医薬品の販売について申請制にすることで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の適正使用がはかられ、事故や健康被害の可能性を低下させることにつながり、それらが発生した場合の事故対応や治療に要するコストが削減される。しかし、申請手続きに要する時間のために使用が遅れ、患者が重篤化または死亡して、当該医薬品が使用されなくなる分販売高が減少する。</p> <p>【社会への便益】（便益分類：A） 当該医薬品の販売及び使用について申請制にすることで、重篤な副作用が報告されている医薬品の適正使用がはかられ、保健衛生の向上</p>	<p>当該医薬品について、科学的知見が蓄積され、又は適切な使用方法が開発され、副作用が強く医師の指導のもとに使用されるのでなければ危害を生ずるおそれが特に大きいものでないとの結論が得られた際には、本施策の見直しを行う。</p>

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う 時期又は条件
			<p>に寄与する。しかし、申請手続きに時間がかかるため、申請せずに当該医薬品を使用するための非正規の販路が生まれ、当該医薬品の不適正な使用を招く恐れがある。</p> <p>《政策評価の結果》</p> <p>まず両規制の便益を比較する。本規制により、当該医薬品の適正な使用がはかることができ、国民、関連業界、社会に対する便益は増加する。一方、代替案においては、当該医薬品の適切な使用は概ね行われるようになるものの、手続きにかかる時間により、患者の病状が進行する、当該医薬品の販売高が減少する、違法な流通経路の発生とその経路での不適正使用が生じるなどの事態が生じ、本規制よりも得られる便益は小さい。</p> <p>次に両規制の費用を比較する。本規制により、販売会社は不適正使用により得られる販売高が減少するが、これは望ましいことである。また、違法な広告がされていないか監視するのは、そもそも広告は人の目に付く形で行われるものなので、当該医薬品の個々の流通に違法性がないか監視することよりもはるかに容易である。さらに、一般人への広告制限は、国民が報道機関や医薬関係者から知識、情報を得ることを妨げるものではない。とすると、本規制の費用は大きなものではない。これに対して、代替案においては、流通または使用されるたびに申請が必要なため、患者、医薬関係者、関連業界、行政に大きな負担を求めることになる。また、患者が適切な医療の機会を逸失する事態が生じ、国民の健康が損なわれる。よって、代替案においては本規制よりもかかる費用は大きい。</p> <p>以上から、便益、費用の両方の観点から、本規制は代替案よりも優れていることがわかる。</p>	

(注) 1 厚生労働省の規制の事前評価書（平成 21 年 4 月 16 日付け厚生労働省発政第 0416001 号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

3 厚生労働省は、費用について、「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」の分類を行っている。また、便益について、「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」の分類を行っている。

<b>政策の名称</b>	3歳未満の子を持つ労働者に対して勤務時間の短縮措置の義務付け等	<b>評価の対象とした法令の名称</b>	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	<b>府省名</b>	厚生労働省
--------------	---------------------------------	----------------------	-----------------------------------	------------	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### 1. 現状・問題分析とその改善方策（規制の新設・改廃の必要性）

育児休業取得率は女性で9割近くに達する一方、第一子出産前後で継続して就業している女性の割合は低い水準にとどまっており、休業後からの復職後に仕事と子育てを両立して続けていくことには、依然として、かなりの困難が伴っている。

また、男性の約3割が育児休業を取りたいと考えているが、実際の取得率は1.23%に過ぎず、男性が子育てや家事に費やす時間も極めて低い水準にとどまっていることが、結果として、女性に子育てや家事の負荷がかかりすぎて、女性の継続就業を困難にするとともに、第二子以降の出産意欲にも影響を及ぼし、少子化の原因となっているとの指摘がある。

その他、介護を要する家族を抱える労働者など、個々の労働者の置かれた状況に応じて、企業の要員管理等の負担にも配慮しつつ、柔軟で使い勝手の良い両立支援制度を整備していくことが必要である。

また、法の実効性を確保する観点から、法違反に対する勧告に従わない場合の企業公表制度などの措置を設けることが必要である。

上記のような状況等を踏まえ、少子化対策の観点から、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境の整備を図るための育児介護休業法について所要の改正を行う。

#### 2. 規制の新設・改廃の内容・目的

（内容）

##### ①子育て中の働き方の見直し

ア) 事業主は、その雇用する労働者のうち3歳に満たない子を養育する労働者に対する短時間勤務の制度を設けなければならない。

イ) 事業主は、3歳に達するまでの子を養育する労働者が請求した場合には、所定外労働をさせてはならない。

ウ) 上記ア)イ)に関する労働者の請求に対する不利益な取扱いの禁止規定を設ける。

##### ②父親も子育てができる働き方の実現

ア) 父母ともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を延長する。

イ) 配偶者の産後休業中に育児休業を取得した場合、再度の休業を可能とする。

ウ) 配偶者が専業主婦（夫）の場合にも育児休業の取得を可能とする。

##### ③子育て・介護の状況に応じた両立支援制度の整備

ア) 子の看護休暇を拡充する。

イ) 介護休暇制度を創設する。

##### ④実効性の確保

ア) 都道府県労働局長による紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設する。

イ) 事業主が勧告に従わない場合に対する公表制度や、虚偽報告等に対する過料制度を創設する。

（目的）

少子化対策の観点から、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境の整備を図ること。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b>（費用分類：C） 事業主は、勤務時間短縮措置又は育児休業を利用した労働者の代替要員を確保する必要が生じるなど、事業所内部における人事労務管理に関する費用が生じる。</p> <p><b>【行政費用】</b>（費用分類：C） 国が、労働者、事業主に対して周知・指導するための費用が発生する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b>（費用分類：B） その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。</p>	<p><b>【労働者への便益】</b>（便益分類：A） 男女ともに子育てをしながら働き続けることができる環境の整備を図ることが可能となり、労働者の希望の実現に資する。</p> <p><b>【事業主への便益】</b>（便益分類：A） 男女ともに子育てをしながら働き続けることができる環境の整備を図ることが可能となり、従業員の定着率の向上等のメリットが生ずる。</p> <p><b>【社会的便益】</b>（便益分類：A） 男女ともに子育てをしながら働き続けることができる環境の整備を図ることが可能となり、少子化対策や女性労働力の確保に資する。</p>	<p>事業主が人事労務管理に要する費用等が生じるが、少子化対策において課題となっている「就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造の解決」のために、男女ともに子育てをしながら、働き続けられることができる環境の整備を一層図ることの便益の方が大きいものと考えられる。</p> <p>具体的には、勤務時間短縮措置を利用する労働者の労働時間管理の費用及び育児休業を利用する労働者の代替要員の確保に関する費用といった事業主の人事労務管理に要する費用よりも、子育てをしながら働き続けられることができる環境を整備することで、女性の労働市場参加の実現による労働力人口減少の防止及び生産年齢人口の急激な縮小の防止により労働力が確保できるという便益の方が、急速に少子化が進行する現在において大きいものと考えられる。</p>	<p>《代替案》 ①及び③について、勤務時間短縮の措置の義務付け、所定外労働を免除する請求権の創設、子の看護休暇の拡充、介護休暇の創設を行うのではなく、育児休業期間を現行の子が1歳に到達する日までから3歳に到達する日までに延長し、併せて介護休業期間を1年間に延長する。 ②について、新設する規制案を行うのではなく、父親も子育てができる働き方をより実現するため、男性の育児休業取得期間として1～3ヶ月未満が最も多い現状を踏まえ、2か月間の育児休業取得を男性に対して義務づけるものとする。 ④について、実効性の確保として法違反に対する罰金を設ける。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b>（費用分類：C） 事業主の人事労務管理に関する費用の増大。 <b>【行政費用】</b>（費用分類：C） 新設する規制案と同様、国が、労働者、事業主に対して周知・指導するための費用が生じる。これに加え、法違反に対する罰金を設けるため捜査機関等、他の行政機関に係る費用が発生する。 <b>【その他の社会的費用】</b>（費用分類：C） 男性の育児休業の義務化について社会的コンセンサスが得られていないなかで、それを強制すると社会的摩擦が生じる可能性があるため、そういった摩擦を生じさせないために労働者及び使用者双方の理解を得るなど社会的費用が発生する。</p> <p>《便益の分析》 <b>【労働者への便益】</b>（便益分類：A） ①～④のいずれも、男女ともに子育てをしながら働き続けることができる環境の整備を図ることが可能となる。 <b>【事業主の便益】</b>（便益分類：A） 男女ともに子育てをしながら働き続けることができる環境の整備を図ることが可能となり、従業員の定着率の向上等のメリットが生ずる。</p>	<p>改正法の附則において、「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされている。</p>

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う 時期又は条件
			<p>【社会的便益】（便益分類：A） 男女ともに子育てをしながら働き続けることができる環境の整備を図ることが可能となり、少子化対策や女性労働力の確保に資する。</p> <p>《政策評価の結果》 新設する規制も代替案も、男女がともに子育て等をしてしながら働き続けることができる環境の整備に資すると考えられるが、代替案では、法違反に対する罰則を設けることにより捜査機関等、他の行政機関に係る費用が発生するほか、男性の育児休業を強制化するための費用が発生する。</p> <p>一方、新設する規制案については、女性が子育て等しやすい勤務形態を選択できるほか、男性の子育てや家事への参加を促し女性の負担を軽減できるものと期待され、代替案に比べ両立支援及び少子化対策への効果がより期待できる。</p> <p>以上の観点から、新設する規制の方が望ましいものと考えられる。</p>	

(注) 1 厚生労働省の規制の事前評価書（平成 21 年 9 月 30 日付け厚生労働省発政 0930 第 1 号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

3 厚生労働省は、費用について、「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」の分類を行っている。また、便益について、「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」の分類を行っている。

政策の名称	新規承認医薬品に関する広告制限対象への追加	評価の対象とした 法令の名称	薬事法施行令	府省名	厚生労働省
-------	-----------------------	-------------------	--------	-----	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### 1. 現状・問題分析とその改善方策（規制の新設・改廃の必要性）

がん等の特殊疾病は、現代の医学では治癒困難であり、決定的効果を期待できる医薬品が極めて少ない。しかも、当該疾病の治療に使用される医薬品は、おおむね副作用が強いものが多く、使用に当たっては、高度の専門的知識が要求される。

したがって、このような医薬品に関し、一般人への広告を無制限に認めると、その医薬品の適正な使用を誤らせるおそれが多く、その弊害は重大である。

そのため、このようながん等に使用される医薬品の広告の制限については、当該医薬品の承認に併せて必要な措置を定める必要がある。この措置は、患者が適切な医療を受ける機会の確保に留意されたものでなくてはならない。

#### 2. 規制の新設・改廃の内容・目的

薬事法第67条第1項において、特殊疾病に使用される医薬品であって、医師又は歯科医師の指導の下に使用されなければ危害を生ずるおそれが特に大きいものについては、政令で、当該医薬品を指定し、医薬関係者以外の一般人を対象とする広告を制限する等、当該医薬品の適正な使用の確保のために必要な措置を定めることができると規定されている。また、薬事法施行令第64条第1項において、特殊疾病は「がん、肉腫及び白血病」であることが規定されている。

今般、薬事法第14条第1項の規定に基づき製造販売承認が検討されている肝細胞癌治療薬である「ミリプラチン」については「肝細胞癌におけるリピオドリゼーション」を効能効果、「肝細胞癌（肝切除術等の他の根治的治療ができない場合）」を対象疾病とする医薬品であって、また、国内で行われた臨床試験の結果から、医師の指導の下に使用されなければ危害を生ずるおそれが特に大きいものであることが明らかである。

そこで、重篤な有害事象が生じる可能性があるミリプラチンの適正な使用を図ること、及び適切な医療の機会を確保することを目的として、ミリプラチンの広告の制限を行うこととする。

（備考）

対象となる医薬品は、以下のとおり。

ミリプラチン及びその製剤

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p>【遵守費用】（費用分類：C） 当該医薬品を広告制限対象に追加することで、一般人に広告により当該医薬品の需要を喚起することができず、販売高が減少する。しかし、医薬関係者への広告はなされるため、当該医薬品を必要とする患者に対しては十分に供給されている。</p> <p>【行政費用】（費用分類：C） 当該医薬品を広告制限対象に追加することで、医薬関係者以外の一般人を対象とした広告が行われていないか監視するための費用が新たに発生する。</p> <p>【その他の社会的費用】（費用分類：C） 当該医薬品を広告制限対象に追加することで、一般人が当該医薬品及び対象疾病に関する知識、情報を広告を介して得る機会が制限される。しかしながら、当該医薬品に係る報道や、医薬関係者に対する広告はなお行われるため、一般人が必要に応じて当該医薬品について情報収集することは十分可能である。</p>	<p>【国民への便益】（便益分類：A） 一般人への広告制限対象に追加することで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の適正使用が図られ、患者の薬物治療における副作用防止に寄与する。</p> <p>【関連業界への便益】（便益分類：A） 一般人への広告制限対象に追加することで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の適正使用が図られ、事故や健康被害の可能性を低下させることにつながり、それらが発生した場合の事故対応や治療に要するコストが削減される。</p> <p>【社会への便益】（便益分類：A） 一般人への広告制限対象に追加することで、重篤な副作用が報告されている医薬品の適正使用が図られ、保健衛生の向上に寄与する。</p> <p>（備考） 「関連業界」とは、医療関連業界全般をいう。以下同様。</p>	<p>本規制により、国民、関連業界、社会に対する便益は増加する。一方、想定される費用は、不適正使用された分の当該医薬品の販売高の減少、違法な広告を監視すること、一般人が当該医薬品や対象疾病に関する知識、情報を広告を介して得る機会が制限されることである。これらの費用は、当該医薬品が不適正に使用され健康を大きく損ねる患者が生じたときの費用に比べて、小さいものである。よって、当該医薬品を広告制限対象へ追加することが政策目的を達成する上で適切な手段であると考えられる。</p>	<p>《代替案》 新規承認医薬品の適正使用を図るために、当該医薬品の流通を規制対象とし、当該医薬品を販売及び使用する際には、厚生労働大臣に事前に申請をしなければならないこととする。</p> <p>《費用の分析》 【遵守費用】（費用分類：C） 当該医薬品の販売及び使用につき申請を行う作業が発生する。また、その申請手続きにかかる時間のために、当該医薬品の使用が必要にもかかわらず、速やかに使用できずに、適切な医療の機会を逸する患者が現れる。</p> <p>【行政費用】（費用分類：C） 当該医薬品の販売及び使用につき申請を管理する事務費用と、当該医薬品を申請せずに販売及び使用する者や虚偽の申請をする者がいないか監視するための費用が新たに発生する。</p> <p>【その他の社会的費用】（費用分類：C） 当該医薬品の使用につき申請制にした場合、医師が医薬品を承認された効能以外に用いる「適応外使用」は不適正使用として申請が却下されることとなるが、適応外使用は新しい治療法の探索等が目的であることがあり、その制限は医学の発展を妨げる。</p> <p>《便益の分析》 【国民への便益】（便益分類：A） 当該医薬品の使用について申請制にすることで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の適正使用が図られ、患者の薬物治療における副作用防止に寄与する。しかし、申請手続きに要する時間のために患者への使用が遅れ、病状が進行する分だけ便益は減少する。</p> <p>【関連業界への便益】（便益分類：A） 当該医薬品の販売について申請制にすることで、重篤な副作用が報告されている当該医薬品の適正使用が図られ、事故や健康被害の可能性を低下させることにつながり、それらが発生した場合の事故対応や治療に要するコストが削減される。しかし、申請手続きに要する時間のために使用が遅れ、患者が重篤化又は死亡して、当該医薬品が使用されなくなる分販売高が減少する。</p> <p>【社会への便益】（便益分類：A） 当該医薬品の販売及び使用について申請制にすることで、重篤な副作用が報告されている医薬品の適正使用が図られ、保健衛生の向上に寄与する。しかし、申請手続きに時間がかかるため、申請せずに当該医薬品を使用する</p>	<p>当該医薬品について、科学的知見が蓄積され、又は適切な使用方法が開発され、副作用が強く医師の指導の下に使用されるのでなければ危害を生ずるおそれが特に大きいものでないとの結論が得られた際には、本施策の見直しを行う。</p>

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う 時期又は条件
			<p>ための非正規の販路が生まれ、当該医薬品の不適正な使用を招くおそれがある。</p> <p>《政策評価の結果》</p> <p>まず両規制の便益を比較する。本規制により、当該医薬品の適正な使用を図ることができて、国民、関連業界、社会に対する便益は増加する。一方、代替案においては、当該医薬品の適切な使用は概ね行われるようになるものの、手続にかかる時間により、患者の病状が進行する、当該医薬品の販売高が減少する、違法な流通経路の発生とその経路での不適正使用が生じるなどの事態が生じ、本規制よりも得られる便益は小さい。</p> <p>次に両規制の費用を比較する。本規制により、販売会社は不適正使用により得られる販売高が減少するが、これは望ましいことである。また、違法な広告がされていないか監視するのは、そもそも広告は人の目に付く形で行われるものなので、当該医薬品の個々の流通に違法性がないか監視することよりもはるかに容易である。さらに、一般人への広告制限は、国民が報道機関や医薬関係者から知識、情報を得ることを妨げるものではない。とすると、本規制の費用は大きなものではない。これに対して、代替案においては、流通又は使用されるたびに申請が必要なため、患者、医薬関係者、関連業界、行政に大きな負担を求めることになる。また、患者が適切な医療の機会を逸失する事態が生じ、国民の健康が損なわれる。よって、代替案においては本規制よりもかかる費用は大きい。</p> <p>以上から、便益、費用の両方の観点から、本規制は代替案よりも優れていることがわかる。</p>	

(注) 1 厚生労働省の規制の事前評価書（平成 21 年 10 月 16 日付け厚生労働省発政 1016 第 7 号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

3 厚生労働省は、費用について、「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」の分類を行っている。また、便益について、「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」の分類を行っている。

<b>政策の名称</b>	特例承認の対象となる医薬品の指定	<b>評価の対象とした法令の名称</b>	薬事法施行令	<b>府省名</b>	厚生労働省
--------------	------------------	----------------------	--------	------------	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### 1. 現状・問題分析とその改善方策（規制の新設・改廃の必要性）

過去に人類の遭遇したことのない新型インフルエンザが発生し、現在、本邦も含め世界的に流行する中で、秋冬には本邦において更なる流行が予想されている。このため、今後、新型インフルエンザに対する免疫を高めることにより、重症化を予防し、死亡数を減少しつつ、疾病のまん延その他の健康被害の拡大を防止することを目的として、早急に新型インフルエンザワクチンの接種を行う必要があり、そのためのワクチンの確保が必須の状況となっている。

秋冬の新型インフルエンザの更なる流行に備えるためには、国内における新型インフルエンザワクチンの製造量だけでは十分な量とは言い難く、外国企業から緊急に輸入する必要があるところ、当該ワクチンを国内に輸入するためには薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）に基づく承認が必要となる。

外国企業の新型インフルエンザワクチンは、外国において一部が承認され始めた段階であり、わが国では承認申請の準備が進められている状況にある。医薬品の承認手続は、法第14条に基づき行われるが、通常、一定の期間を要することから、新型インフルエンザの流行に対応するためには、緊急かつ他に代替手段のない場合の承認手続を規定した法第14条の3の「特例承認」の手続をとる必要がある。

#### 2. 規制の新設・改廃の内容・目的

薬事法第14条の3において、承認の申請者が製造販売をしようとする物が、次の各号のいずれにも該当する医薬品等として政令で定めるものである場合には、厚生労働大臣は、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その品目の製造販売に係る承認を与えることができるとされている。

- ① 国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延その他の健康被害の拡大を防止するため緊急に使用されることが必要な医薬品等であり、かつ、当該医薬品等の使用以外に適当な方法がないこと。
  - ② その用途に関し、外国において、販売し、授与し、並びに販売又は授与の目的で貯蔵し、及び陳列することが認められている医薬品等であること。
- 今般、当該規定に基づき、具体的に、特例承認の対象となる条件を満たした医薬品を政令で規定するものである。

（備考）

対象となる医薬品は、以下の通り。

○新型インフルエンザワクチン（A/H1N1）

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p>【遵守費用】（費用分類：A）            新型インフルエンザワクチンが特例承認の対象として指定されることにより、時宜を得たワクチン供給の機会を確保でき、在庫コスト等が減少すると考えられる。</p> <p>【行政費用】（費用分類：B）            新型インフルエンザワクチンが特例承認の対象として指定されることにより、当該ワクチンについては承認審査手続の迅速化・集中化が図られるが、審査事務量自体は変化しないため、行政コストは変わらない。</p> <p>【その他の社会的費用】（費用分類：C）            外国において承認されている医薬品であるとはいえ、国内での使用経験・実績がないなど未知のリスクがあるが、社会的費用にかかる定量的な評価は困難。            （なお、今後もデータの収集、分析を行うなど、十分に安全性や有効性の確保に努めるとともに、その安全性や有効性について、医療関係者、国民等に幅広く情報提供することとしている。）</p>	<p>【国民への便益】（便益分類：A）            新型インフルエンザワクチンを特例承認の対象とすることで、新型インフルエンザの更なる流行の前に十分な量を確保することができる。その結果、新型インフルエンザに対する免疫を高めることにより、重症化を予防し、死亡数を減少しつつ、疾病のまん延その他の健康被害の拡大を防止することができる。            （また、その結果、医療費の縮減につながると考え得るが、その定量的な評価は困難。）</p> <p>【関連業界への便益】（便益分類：A）            新型インフルエンザワクチンが特例承認の対象として指定されることにより、時宜を得たワクチン供給の機会を確保できる。</p> <p>（備考）            「関連業界」とは、新型インフルエンザワクチンの製造販売等に関する企業全般をいう。以下同様。</p>	<p>新型インフルエンザワクチンを特例承認の対象とすることで、新型インフルエンザの更なる流行の前に十分な量を確保することができる。その結果、新型インフルエンザに対する免疫を高めることにより、重症化を予防し、死亡数を減少しつつ、疾病のまん延その他の健康被害の拡大を防止することができる。</p> <p>一部費用が増えると想定される点があるものの、総体としては便益が大きいと考えられ、本措置は、政策目標を達成するうえで適切な手段であると考えられる。</p>	<p>《代替案》            新型インフルエンザワクチンの更なる流行の前に十分な量を確保するため、優先審査(※)品目として認め、承認手続を行うこと。            ※ 優先審査とは、重篤な疾病等を対象とする医薬品であって、医療の質の向上に明らかに寄与すると認められるものについて、優先的に審査すること。適用の可否は、            ① 適応疾病の重篤性及び            ② 医療上の有用性            を総合的に評価して決定される。            機構の中期計画においては「厚生労働大臣が指定した優先審査の対象製品について、中期目標期間終了時まで、医薬品については、審査事務処理期間6ヶ月を50%について・・・達成する」こととされている。</p> <p>《費用の分析》  <b>【遵守費用】（費用分類：B）</b>            新型インフルエンザワクチンが優先審査品目になることで、通常に比べ審査期間が短くなる。しかしながら、承認手続自体が緩和されるわけではないので、開発コスト等は変わらない。</p> <p><b>【行政費用】（費用分類：B）</b>            新型インフルエンザを優先審査品目とし、優先的に審査することになるが、審査事務量は変化しないため、審査事務等に係る行政コストは変わらない。</p> <p><b>【その他の社会的費用】（費用分類：C）</b>            当該承認審査を優先することにより、他の医薬品の承認審査が遅滞する。</p> <p>《便益の分析》  <b>【国民への便益】（便益分類：A）</b>            当優先審査品目として認めることで、通常審査に比べ審査期間が短くなり、通常より速やかに新型インフルエンザワクチンの接種を行うことができる。しかしながら、この手法では、</p>	<p>特になし。</p>

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う 時期又は条件
			<p>この秋冬に予想される新型インフルエンザの更なる流行の前に十分な量を確保することは困難と想定され、疾病のまん延その他の健康被害の拡大を十分に防止することはできないと考えられる。</p> <p>【関連業界への便益】（便益分類：A）            新型インフルエンザワクチンが優先審査品目になることで、通常に比べ審査期間が短くなる。しかしながら、この秋冬に予想される新型インフルエンザの更なる流行の前に製品を供給することができないと考えられる。</p> <p>《政策評価の結果》            特例承認、優先審査いずれの手法によっても、通常に比べ速やかに新型インフルエンザワクチンの供給を開始することができる。しかしながら、優先審査の手法によっては、新型インフルエンザの更なる流行の前に十分な量を確保することは期待できず、疾病のまん延その他の健康被害の拡大を防止するという最大の目標を十分に達成することはできない。</p> <p>よって、優先審査よりも、特例承認の手法によることが国民への便益において明らかに優位である。費用面については、両案共に定量化が困難な点があり一概に比較できず、どちらか一方が確実に優位にあるとは言えない。</p> <p>以上を踏まえ、特例承認が一番の手法であるという結論に至った。</p>	

- (注) 1 厚生労働省の規制の事前評価書（平成 21 年 10 月 16 日付け厚生労働省発政 1016 第 6 号による送付分）を基に当省が作成した。
- 2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照
- 3 厚生労働省は、費用について、「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」の分類を行っている。また、便益について、「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」の分類を行っている。

<b>政策の名称</b>	石綿に係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化	<b>評価の対象とした 法令の名称</b>	労働安全衛生法施行令	<b>府省名</b>	厚生労働省
--------------	---------------------------	---------------------------	------------	------------	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

1. 現状・問題分析とその改善方策（規制の新設・改廃の必要性）

石綿による健康障害防止のため、平成18年9月1日より、石綿を含有する製品の製造、使用、輸入、譲渡及び提供（製造等）を禁止したところであるが、国民の安全上の観点等から代替化が困難な一部の製品については、当分の間禁止の規定の適用が猶予されている。

石綿による健康障害防止の徹底のためには、これらの禁止の規定の適用が猶予されている製品についても、健康障害防止のための措置を講じていく必要がある。

2. 規制の新設・改廃の内容・目的

石綿を含有する製品のうち一部については、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第257号）附則第3条により、例外として当分の間製造等の禁止の規定の適用が猶予されている。今般、これら製品の一部（※）について、当該条文から削除することにより、製造等の禁止の規定の適用の猶予を撤廃するものである。

また、併せて、所要の経過措置（本規制案の施行日において現に使用されているものについては、同日以降引き続き使用されている間は、当該規制を適用しない等）を設けることとしている。

※ 製造等の禁止の規定の猶予を撤廃する製品

（1）石綿ジョイントシートガスケットから切り出した石綿（アモサイト及びピクロシドライトを除く。（2）において同じ。）を含有するガスケットであって、平成18年改正令の施行の際現に存する国内の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分（200度以上300度未満の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの

（2）石綿を含有する断熱材（国内において製造されるミサイルに使用されるものに限る。）

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p>【遵守費用】（費用分類：C） 代替化に伴い、製品のコストの増大等事業主に費用負担の増加が生じると考えられる。</p> <p>【行政費用】（費用分類：B） 国において、本規制の新設に伴う費用、人員等の増減はない。</p> <p>※ 現規制においても製造等禁止の周知を行っており、本規制に伴う周知についても現行の周知を引き続き実施する中で行うこととしており、周知費用としては、現状維持と同様と見込まれる。</p> <p>【その他の社会的費用】（費用分類：B） 想定されない。</p>	<p>【労働者への便益】（便益分類：A） 石綿含有製品の一部について、製造等が禁止され、石綿粉じんにはばく露する機会が減少することにより、労働者の健康の確保につながる。</p> <p>【事業者への便益】（便益分類：A） 石綿含有製品の取扱い作業が減少することから、有害業務に従事する労働者の管理等に係る事業者の負担が軽減されることが予想される。また、石綿による職業性のがん等の発症が防止されることから、労働者災害補償保険法による保険給付の総量が抑えられ、事業主の保険料負担の軽減につながる。</p> <p>【国民全体への便益】（便益分類：A） 本規制案では、対象を労働者を使用する事業者に限らず、日本国内のあらゆる者による石綿含有製品の製造等が禁止され、労働者以外の国民の健康障害も防止される。</p>	<p>便益と費用を比較するに、便益の方が大きく本規制は妥当である。なお、石綿含有製品については、代替が可能となったものについては既に製造等の禁止を行っており、今回対象としている製品についても、既に禁止しているその他の製品と同様の規制であることから、本規制の実施は適当と判断する。</p>	<p>《代替案》 労働安全衛生法第22条では、事業者がその使用する労働者の健康障害を防止するための必要な措置を講じなければならないとされており、同条に基づく規定として、労働者を使用する事業者による石綿含有製品の製造等の禁止に係る規定を省令に追加する。</p> <p>《費用の分析》 【遵守費用】（費用分類：C） 代替化に伴い、製品のコストの増大等事業主に費用負担の増加が生じると考えられる。</p> <p>【行政費用】 国において、本規制の新設に伴う費用、人員等の増減はない。</p> <p>※ 現規制においても製造等禁止の周知を行っており、本規制に伴う周知についても現行の周知を引き続き実施する中で行うこととしており、周知費用としては、現状維持と同様と見込まれる。</p> <p>【その他の社会的費用】（費用分類：B） 想定されない。</p> <p>《便益の分析》 【労働者への便益】（便益分類：A） 石綿含有製品の製造等が禁止され、石綿粉じんにはばく露する機会が減少することにより、労働者の健康の確保につながる。</p> <p>【事業者への便益】（便益分類：A） 石綿含有製品の取扱い作業が減少することから、有害業務に従事する労働者の管理等に係る事業者の負担が軽減されることが予想される。また、石綿による職業性のがん等の発症が防止されることから、労働者災害補償保険法による保険給付の総量が抑えられ、事業主の保険料負担の軽減につながる。</p> <p>【国民全体への便益】（便益分類：B） 労働者を使用する事業者以外の者については本規定が適用されず、国民が石綿粉じんにはばく露するリスクが残ることとなる。</p> <p>《政策評価の結果》 事業場における製造及び使用が禁止される点では同様であるが、本規制案では、対象を労働者を使用する事業者に限らず、日本国内のあらゆる者による石綿含有製品の製造等を禁止することになるのに対して、代替案では、労働者を使用する事業者以外の者については規定が適用され</p>	<p>引き続き製造等の禁止の規定の適用が猶予される製品についても、代替化が可能となり次第、同様の規制を行うこととしている。</p>

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う 時期又は条件
			<p>ず、石綿含有製品の製造等を完全に制限できるものではないことから、当該製品が処分されるまでの一連の作業において、国民が石綿粉じんにばく露するリスクが残ることから、本規制案の方が望ましい。</p>	

(注) 1 厚生労働省の規制の事前評価書（平成 21 年 10 月 26 日付け厚生労働省発政 1026 第 2 号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

3 厚生労働省は、費用について、「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」の分類を行っている。また、便益について、「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」の分類を行っている。

<b>政策の名称</b>	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達	<b>評価の対象とした法令の名称</b>	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律	<b>府省名</b>	農林水産省
--------------	--------------------------	----------------------	--------------------------------	------------	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### ○規制の目的

米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けることにより、米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進する。

#### ○規制の内容

##### 1 米穀等の譲受け及び譲渡し等に係る情報の記録及び保存

(1) 米穀等（米穀及び米穀を原材料とする飲食料品）の販売、輸入、加工、製造又は提供を行う事業者（以下「米穀事業者」という。）は、米穀等について譲受け又は他の米穀事業者への譲渡しをしたときは、その名称、数量、年月日、相手方の氏名又は名称、搬入又は搬出をした場所等に関する記録を作成しなければならないものとする。

また、米穀等のうち、特に指定するもの（流通及び消費の状況からみて、米穀事業者及び一般消費者が購入等に際してその産地を識別することが重要と認められる米穀等。以下「指定米穀等」という。）については、これらに加えて、米穀の産地を記録しなければならないものとする。

(2) 米穀事業者は、指定米穀等について他の米穀事業者に譲渡しをするときは、その包装、容器又は送り状への表示等の方法により、当該指定米穀等の産地を、当該他の米穀事業者に伝達しなければならないものとする。

(3) 米穀事業者は、米穀等について事業所間の搬出、搬入、廃棄又は亡失をしたときは、その名称、数量、年月日、搬出及び搬入をした場所等に関する記録を作成しなければならないものとする。

(4) 米穀事業者は、米穀等の譲受け及び譲渡し等に係る情報の記録を一定期間保存しなければならないものとする。

##### 2 一般消費者に対する情報の伝達

米穀事業者は、指定米穀等を一般消費者に販売又は提供するときは、別途農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等で義務付けられている場合を除き、その包装又は容器への表示等の方法により、当該指定米穀等の産地を、一般消費者に伝達しなければならないものとする。

#### ○規制の必要性

先般の事故米穀の不正規流通事案の発生により、

- ① 事業者の記録が不十分で、帳簿の突合に時間を要したり、そもそも帳簿が存在しないと主張する一部の事業者もあり、ルート解明が難航
- ② 国産米を使っていると思われていた商品にまで、輸入品の事故米の使用が判明し、消費者の不信・不安を増幅
- ③ 関連事業者で売上高の減少

といった問題点が明らかになった。

このような事態に適切に対処するためには、米穀等について、その流通ルートをたどれるようにしておき、事故等が発生した場合に、問題のある米穀等の所在や流通ルートを迅速かつ的確に特定し、関係法律（JAS法、食糧法など）による措置を講じることにより、被害の拡大を防ぐ仕組み（トレーサビリティ）が必要である。

また、米穀等に対する消費者の信頼を回復するためには、特に消費者の関心事である米穀等の産地情報について、トレーサビリティの仕組みの中でしっかりと記録させることにより米穀流通の透明性を一層高めるとともに、その記録に基づき、一般消費者に対しても米穀等の産地の情報を提供していく必要がある。

以上から、米穀等に関し、食品事故への対応、表示の適正化、適正かつ円滑な流通に資する観点から、米穀等の取引等に係る情報の記録等を義務付けるとともに、一般消費者への産地情報の提供の促進の観点から、産地情報の伝達の仕組みについて定める新法を制定することとする。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b></p> <p>1 譲受け及び譲渡し等に係る情報の記録及び保存に係る費用 すべての米穀事業者について、米穀等の取引等に係る記録の作成及び保存のための事務的負担が発生する。 なお、現状においても、ほとんどの事業者は仕入れ又は販売等の取引に伴って、帳簿や伝票等の記録を作成・保存していること、本法の運用上も個々の事業者ができる限り現行の手法を活かして対応できるように配慮する予定であることなどから、事業者の追加的負担は、最小限に抑えられると見込まれる。</p> <p>2 産地情報の伝達に係る費用 指定米穀等を取り扱う米穀事業者について、指定米穀等の産地を記録し、他の米穀事業者や一般消費者に伝達するための事務的負担が発生する。 なお、情報伝達の具体的な方法等については、対象事業者が仕入れや出荷の際に行っている現行の手法を直ちに大きく見直さなくても対応できるよう、対象事業者の実行可能性と負担の軽減に配慮することとしている。</p> <p><b>【行政費用】</b> 米穀事業者に対する報告徴収及び立入検査に係る事務及び費用が発生するが、既存の行政組織を活用するなど、効率的な行政の執行体制について検討していく考えである。 ただし、新しい制度であること</p>	<p>1 問題製品の迅速な回収による消費者の安全の確保 米穀等に係る食品事故等が発生し、当該米穀等を回収する必要がある場合、迅速に回収すべき米穀等を絞り込み、流通経路を特定して回収することが可能であることから、当該米穀等による消費者の健康被害を最小限にすることが可能となる。</p> <p>2 流通ルートの早期特定による善意の事業者の被害の防止 1により問題のある米穀等を絞り込み、迅速に回収することで、その他の米穀等に対する消費者の不信感を招く事態が避けられ、米穀等に係る食品事故による経済損失（直接関連のない自社の商品、他社の同種の商品や、これらの関連商品に至るまでの返品・売上減少等）の発生が防止できる。</p> <p>3 米穀等に係る食品事故等の原因究明や産地等の偽装の解明の促進 米穀等に係る食品事故等が発生した場合、流通経路を遡及することにより、どの時点で発生したか特定することが可能になるため、原因究明が容易になる。 また、流通の透明性が確保され、米穀等と記録を照合することが可能となることから、産地等の偽装が行われにくくなり、偽装が行われた場合もその発見が容易になる。</p> <p>4 米穀等の産地情報を一般消費者が入手 一般消費者は、米関連商品の原材料である米穀の産地に強い関心を有している。本法案により、指定米穀等の産地情報を一般消費者に伝達す</p>	<p>本法案においては、規制の便益である米穀等の食品としての安全性を欠くものの流通の防止、表示の適正化及び適正かつ円滑な流通の確保の効果は大きく、これに伴う費用は、米穀事業者が通常取引等に伴って行っている記録等を活用しつつ実施するものであることも考慮すれば、当該便益に比して合理的で最小限のものといえる。</p>	<p>《代替案》 ＜代替案1＞ 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達について、法律による義務付けをせず、米穀事業者による自主的な取組を国が推奨する。</p> <p>＜代替案2＞ 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達について、米穀事業者のほか、運送業者及び倉庫業者にも義務付けることとする。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> ＜代替案1＞ 自主的に取り組む米穀事業者について、同様の事務的負担が発生するが、取り組む事項は変わらないので、本法案と比べ遵守費用は変わらない。</p> <p>＜代替案2＞ 米穀等の商材としての内容・品質や取引にほとんど関与しない、単に輸送や貯蔵を行うだけの運送業者や倉庫業者に、取引等に係る情報の記録等をするための事務的負担が発生するので、これらの者については、本法案と比較すれば遵守費用が大幅に増加する。（参考）運送業者及び倉庫業者数 運送業者数58千者（平成20年3月31日現在） 倉庫業者数 4千社（平成19年3月31日現在） 注）1 運送業者数は、貨物自動車運送業者数（霊柩及び特定は除く。）である。 2 倉庫業者数は、1～3類倉庫及び貯蔵槽倉庫の業者数である。 出典：国土交通省資料による。</p> <p><b>【行政費用】</b> ＜代替案1＞ 米穀事業者による自主的な取組を支援する場合、そのための費用が必要になるが、支援方策は未定なので、行政の負担の増減の程度は一概にはいえない。</p> <p>＜代替案2＞ 対象事業者に運送業者や倉庫業者が加わるので、報告徴収及び立入検査に係る事務及び費用並びに関係事業者への周知を図るための事務及び費用が、本法案より増加する。</p>	<p>この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う 時期又は条件
<p>から、関係事業者への周知を図るための事務及び費用が必要である。</p> <p>【その他の社会的費用】 特になし。</p>	<p>れば、産地情報の入手による一般消費者の利益の増進や、米穀等とその流通に対する一般消費者の信頼の確保が図られることとなる。</p>		<p>【その他の社会的費用】</p> <p>&lt;代替案1&gt; 特になし。</p> <p>&lt;代替案2&gt; 特になし。</p> <p>《便益の分析》</p> <p>&lt;代替案1&gt; 食事故や偽装表示などへの対応を確実なものとするためには、生産（川上）から消費（川下）まで、関係する事業者がすべて取り組むことが必要である。 このため、自主的な取組に委ねた場合は、食事故や表示偽装に十分対応できない事態が予想され、十分な便益が発生しない。</p> <p>&lt;代替案2&gt; 対象事業者に運送業者や倉庫業者を加えなくても、流通ルートの特定制の規制の目的を達成することができるので、本法案と比較して便益が大きく向上することはないと考える。</p> <p>《費用と便益の関係の分析》</p> <p>米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を米穀事業者の自主的な取組に委ねる&lt;代替案1&gt;の場合、一部の米穀事業者の取組に止まる可能性があることから、その取組による便益も不十分なものと考えられ、食事故や表示偽装のような問題食品の流通に適切に対応できず、消費者の健康や経済的利益の保護、事業者の損失の回避が図れない。 また、対象事業者に運送業者や倉庫業者を加える&lt;代替案2&gt;の場合、本法案と比較して、遵守費用及び行政費用が増加するものの、費用をかけたほどの便益の向上はしないと考えられる。</p>	

(注) 1 農林水産省の規制の事前評価書（平成21年2月16日付け20総食第920号による送付分）を基に当省が作成した。  
2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

<b>政策の名称</b>	米穀の出荷又は販売事業者の遵守事項の設定及び立入検査等の拒否等に対する罰則の強化	<b>評価の対象とした法令の名称</b>	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律	<b>府省名</b>	農林水産省
--------------	--	----------------------	----------------------	------------	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### ○規制の目的

米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るため、米穀の出荷又は販売の事業を行う者が遵守すべき事項に関する規定を整備する等の措置を講ずる。

#### ○規制の内容

- 1 農林水産大臣は、米穀の適正かつ円滑な流通の確保のため、農林水産省令で、米穀の用途別の管理の方法その他の米穀の出荷・販売事業者が遵守すべき事項を定めることができるものとする。
- 2 農林水産大臣は、出荷・販売事業者が遵守すべき事項を遵守しない場合には、その者に対し、業務の方法を改善すべきことを勧告することができるものとする。
- 3 農林水産大臣は、勧告を受けた出荷・販売事業者が、その勧告に従わないときは、その者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。
- 4 命令違反に対する罰則を新設するとともに、報告徴収・立入検査拒否等に対し、罰則の強化を行う。

#### ○規制の必要性

- 1 今般、事故米穀の不正規流通事案が発生し、一部の米穀加工品については、売上げが激減し、流通そのものにも大きな影響が生じたのみならず、消費者の不信・不安がかつてないほど高まり、米穀の流通に対する国民の信頼が大きく揺らぐ結果となった。
- 2 このような消費者の不信・不安を払拭するためには、米穀の適正かつ円滑な流通を確保する食糧法において、非食用米の適切な管理や食用への横流れの未然防止を含め、米穀の用途別の適切な管理の方法等について事業者の守るべきルールを定めておくことが必要となっている。
- 3 また、今般の事故米穀の不正規流通問題においては、流通ルートの解明に際し、ルート上の業者が取引先の開示を拒否したり、取引内容の報告を拒む事例が相次ぎ、結果、流通ルートの全容の解明に支障を来したことを踏まえれば、報告徴収や立入検査の権限が十分な実効性をもって行使できるよう、十分な罰則による担保が必要となっている。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 米穀の出荷・販売事業者は、遵守すべき事項として定める事項(用途別の適切な管理及び利用、従業員に対する法令遵守のための教育・研修等)を履行するための費用が必要となる。 なお、用途別の適切な管理・利用については、これまでも米穀の売却時の契約等により出荷・販売事業者に対し取組を求めてきた事項であり、また、従業員に対する法令遵守のための教育、研修などは、既に出荷・販売事業者において実施している場合も多いことから追加的な負担は小さいと考えられる。</p> <p><b>【行政費用】</b> 米穀の出荷・販売事業者に対する報告徴収及び立入検査に係る事務及び費用がかかる。また、新しい制度であることから、関係事業者への周知を図るための事務及び費用が必要である。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 特になし。</p>	<p>現行では要綱等に基づき、販売契約において横流れ防止を担保していたが、法律上の規制措置としてこれを定めることにより、「横流れ防止」の実効性を大きく高めることが可能となる。このことにより、</p> <p>① 消費者は、流通している米穀を安心して購入・消費することが可能となる。</p> <p>② 主食以外の用途の米穀が、主食用に横流れされることを防止し、主食用米穀の需給・価格の安定を図ることができる。</p>	<p>改正案においては、規制の便益である事故米穀等の横流れの確実な防止及びそれに伴う米穀流通の適正化等の便益は大きく、これに伴う費用は、当該便益に比して合理的な範囲のものとする。</p>	<p>《代替案》 ＜代替案1＞ 米穀の出荷・販売事業者が遵守すべき事項を法定せず、出荷・販売事業者による自主的な取組を国が推奨する。</p> <p>＜代替案2＞ 遵守事項の法定などの行為規制に代えて、現在の届出制となっている出荷又は販売の業務を平成15年の改正前の食糧法で行われていたような登録制に変更するなど、参入規制、業規制を通じて、必要な体制整備等を行わない事業者に対して、登録の拒否や取消しを行う。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> ＜代替案1＞ 自主的に取り組む米穀の出荷・販売事業者について、そのための費用負担が発生するが、取り組む事項は変わらないことから、改正案と比べ遵守費用は変わらない。</p> <p>＜代替案2＞ 米穀の出荷又は販売事業を行うに際し、登録申請を行うための事務費用（事業計画書の作成など）、登録要件を満たすための費用及び登録手数料・更新手数料が必要になるので、改正案と比較すれば遵守費用は増える。</p> <p><b>【行政費用】</b> ＜代替案1＞ この場合も、米穀の出荷・販売事業者に対する報告徴収及び立入検査に係る事務及び費用は必要になる。 出荷・販売事業者による自主的な取組を支援する場合、そのための費用が必要になるが、支援方策は未定なので、行政の負担の増減の程度は一概にはいえない。</p> <p>＜代替案2＞ 改正案と同様に、米穀の出荷・販売事業者に対する報告徴収及び立入検査に係る事務及び費用がかかる。 出荷・販売事業者のすべてについて、登録に際し、適切な者であるか否かを審査するための費用（倉庫、とう精施設、事業所の有無、米穀の買入れ・販売実績の確認など）が必要になる。 したがって、改正案と比較して行政の負担が膨大になる。 (参考) 登録事業者数(15年度:82千業者)→届出事業者数(16年度:93千業者)→(19年度:84千業者)</p>	<p>この法律の施行後、社会情勢の変化等を踏まえ、随時法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
			<p>【その他の社会的費用】</p> <p>&lt;代替案1&gt; 特になし。</p> <p>&lt;代替案2&gt; 特になし。</p> <p>《便益の分析》</p> <p>&lt;代替案1&gt; 契約上の担保のみでは、「横流れ防止」の実効性を高めることができず、米穀の適正かつ円滑な流通を確保することができない。</p> <p>&lt;代替案2&gt; 登録制の場合も改正案と同様の便益が発生するが、民間の自由な経済活動がより制限され、消費者が全国の生産者や販売業者から、様々な方法で米を購入することが可能となった届出制の効果が減殺される。</p> <p>《費用と便益の関係の分析》</p> <p>米穀の出荷・販売事業者が遵守すべき事項を法定しない&lt;代替案1&gt;は改正案より、遵守費用及び行政費用の負担増加は少ないと想定されるものの、「横流れ防止」の実効性を高めることができないので便益が低い。</p> <p>また、登録制などの参入規制、業規制を導入する&lt;代替案2&gt;は改正案に比べ、遵守費用及び行政費用が膨大になることが想定される一方で、便益においては飛躍的な増加があるとは考えられず、また、民間の自由な経済活動が制限されるなどのデメリットも大きい。</p>	

- (注) 1 農林水産省の規制の事前評価書（平成21年2月16日付け20総食第920号による送付分）を基に当省が作成した。  
2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

政策の名称	農地の権利取得に関する届出制の創設	評価の対象とした法令の名称	農地法	府省名	農林水産省
-------	-------------------	---------------	-----	-----	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### ○規制の目的

世界の食料需給がひっ迫基調で推移すると見込まれる中、食料の多くを海外に依存している我が国においては、国内の食料供給力を強化し、食料自給率の向上を目指していくことが喫緊の課題となっている。このため、国内の農業生産の重要な基盤である農地について、優良な状態で確保し、最大限に利用されるようにしていくことが求められている。

しかしながら、農業従事者の減少・高齢化等が進む中で、我が国の農地については、耕作放棄地の増加に歯止めがかからない現状にある。

農地を良好な状態で引き継ぎ、将来にわたって食料の安定供給を確保していくこととするため農地の適正かつ効率的な利用を図るための必要な措置を講じることとする。

#### ○規制の内容

農地又は採草放牧地（以下「農地」という。）について所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権、その他の使用及び収益を目的とする権利を取得した者は、農地法（以下「法」という。）第3条第1項の許可を受けてこれらの権利を取得した場合等を除き、遅滞なく、その農地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならないものとする。

#### ○規制の必要性

法は、農地の権利移動について、原則として農業委員会（都道府県知事）の許可を要することとし、農地を適正かつ効率的に利用する者にのみ農地の権利取得を認めることとしている（第3条第1項）。さらに、今回の農地法改正では、権利取得後において耕作放棄などの不適正、非効率的な利用に至った場合には、これを解消していくための措置を講じることとしている（改正後第30条～第44条）。

しかしながら、現行では、相続、法人の合併等による農地の権利移動については、法第3条第1項の許可を要しないことから、その農地の権利を取得する者が農地を適正かつ効率的に利用できるかどうかの判断がなされていないまま、権利が取得されている。特に相続による農地の権利移動については、農地の所有者が不在地主となる等、耕作放棄を増加させる大きな要因となっている。また、行政サイドとしてもその農地の権利取得者を把握できず、利用権設定等の農地の利用を確保するための措置を講じることができていない。

このような問題に対しては、まずは権利移動の時をとらえて、農地の権利取得者を把握し、耕作の意思の確認等を行うことが必要である。また、耕作することが困難な場合については、農地を適正かつ効率的に利用できる者への所有権の移転等のあっせんその他必要な措置を講じ、さらに権利移動の後も着実にフォローアップしていくことが必要である。

このため、農業委員会が法第3条第1項の許可等により把握できない農地の権利移動があった場合に、農業委員会がこれを把握することができるよう、農地の権利取得者に対して、農業委員会に対する届出義務を課すことが必要である。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 届出を義務付けられた者については、当該農地の権利の取得に係る農業委員会への届出を行うための費用（書類の作成や提出等に要する費用）が発生する。</p> <p>なお、現段階においては、対象者数を特定できないことから、遵守費用を定量的に把握することはできない。</p> <p><b>【行政費用】</b> 農業委員会は、届出を義務付けられた者からの届出に対して、書類の確認等に要する費用が発生する。また、あっせん等の必要な措置を講じる場合には、当該措置を講じるために必要な費用が発生する。</p> <p>なお、現段階においては、対象者数を特定できないことから、行政費用を定量的に把握することはできない。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 特になし。</p>	<p>農地の権利取得者を的確に把握することにより、全ての農地について網羅的に、権利移動時におけるチェックと権利移動後におけるフォローアップを着実に実行し得ることとなり、当該農地の適正かつ効率的な利用が図られる。さらに、当該農地に対して必要な措置を講じることにより、当該農地が耕作放棄されることによって病害虫が発生し周辺の農作物に影響を与えるなどの地域における営農条件への支障を防止することができる。</p> <p>なお、現段階においては、対象者数を特定できないことから、便益を定量的に把握することはできない。</p>	<p>改正案は、左記のコストが生じるが、農地の権利移動を網羅的に把握するための必要最小限の規制であり、農地の適正かつ効率的な利用を図る上で不可欠な措置であると考えられる。</p>	<p>《代替案》 法第3条第1項の許可を受けた場合等を除き農地の権利を取得した者に対し、法令に基づかない任意の措置として、届出を求めることとする。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> 任意の届出の対象となる者が届出をする場合には、当該届出を行った者については、改正案と同様の費用が発生する。</p> <p>なお、現段階においては、対象者数を特定できないことから、遵守費用を定量的に把握することはできない。</p> <p><b>【行政費用】</b> 農業委員会は、届出の対象となる者から届出があった場合に改正案と同様の書類の確認等に要する費用が発生する。また、あっせん等の必要な措置を講じる場合についても改正案と同様の費用が発生する。</p> <p>届出がなかった場合については、権利取得者を把握できないため、農業委員会が自ら調査する必要があるが、その場合には当該調査に要する費用が必要になる。</p> <p>なお、現段階においては、対象者数を特定できないことから、行政費用を定量的に把握することはできない。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 特になし。</p> <p>《便益の分析》 任意の届出の対象となる者がすべて届出をする場合には、改正案と同等の便益が得られるものの、届出をしない者に対する罰則がないことから、多くの者が届出を行わないことが想定され、農地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがある。</p> <p>また、届出がなかった場合には、農業委員会が自ら調査をすることが考えられるが、当該調査を実施したとしても任意の調査では把握できない場合が多く残るものと考えられる。</p> <p>なお、現段階においては、対象者数を特定できないことから、便益を定量的に把握することはできない。</p> <p>《費用と便益の関係の分析》 代替案は、改正案よりも行政費用が多く発生すると考えられる一方、農地移動についての確実な把握は困難であることから便益は低く、費用及び便益の両面において改正案に劣るものと考えられる。</p>	<p>この法律の施行後五年を目途として、農地法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>

(注) 1 農林水産省の規制の事前評価書（平成21年2月23日付け20経営第6416号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

政策の名称	農地転用規制の厳格化（第1種農地の集団性の基準の引下げ）	評価の対象とした 法令の名称	農地法施行令	府省名	農林水産省
-------	------------------------------	-------------------	--------	-----	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

○規制の目的：

近年、我が国の食料自給率が40%前後で横ばいとなり、かつ、穀物の国際価格の高騰や各国の輸出規制の強化等により世界の食料事情が不安定化している一方で、食料供給の重要な基盤である農地については、新たな農地造成が見込まれない中で、農地転用等により我が国の農地面積は減少の一途をたどっており、限りある優良農地を確保する必要性が一層高まっていることから、限りある農地を確保するために必要な措置を講じることとする。

○規制の内容：

農地法第4条第2項第1号口及び第5条第2項第1号口の「集団的に存在する農地（又は採草放牧地）その他の良好な営農条件を備えている農地（又は採草放牧地）として政令で定めるもの」（以下「第1種農地」という。）の集団性の基準を、現行の「おおむね20ヘクタール以上」から「おおむね10ヘクタール以上」に引き下げる（改正後の農地法施行令第11条第1号及び第19条第1号）。

○規制の必要性：

集団的に存在する第1種農地は、分散した農地に比べ、営農条件に優れており、通作距離や機械の移動等の観点から、効率的な営農が可能であり、農業上の利用を確保する必要性が高いと考えられるため、原則として転用が認められていないところ、上記のとおり、限りある優良農地を確保する必要性がより一層高まっている中で、

① 食料・農業・農村基本計画においては、効率的かつ安定的な農業経営（主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者とそん色ない水準の生涯所得を確保し得る経営）を育成し、このような農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することが必要であるとされており、他産業並みの所得を確保し得る経営規模はおおむね10ヘクタール以上との試算がある

② 農業機械化促進法第2条第3項に規定する高性能農業機械のうち、30馬力級のトラクターを用いて農作業を行う場合には、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であれば、当該トラクターの導入に伴う投下資本を回収しつつ、効率的な農作業を行うことが可能となるとされている

ことを総合的に勘案すると、優良農地として確保すべき集団的に存在する農地の集団性の基準を、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であることとすることが適当であると考えられる。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b>  あらかじめ転用許可の申請者数を特定することはできないことから、遵守費用を定量的に把握を行うことはできないが、現行の転用許可の申請手続に変更はなく、転用許可申請者の遵守費用に大きな変更はないと考えられる。</p> <p><b>【行政費用】</b>  あらかじめ転用許可の申請者数を特定することはできないことから、行政費用を定量的に把握を行うことはできないが、現行の転用許可の申請手続に変更はなく、転用許可申請者の行政費用に大きな変更はないと考えられる。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b>  特になし。</p>	<p>第1種農地の集団性の基準を「おおむね10ヘクタール以上」とすることにより、これまで転用が認められてきたおおむね10ヘクタール以上20ヘクタール未満の規模の農地を確保することができる。</p> <p>なお、現段階においては、おおむね10ヘクタール以上20ヘクタール未満の規模の農地において、どの程度転用需要があるか把握することができないことから、便益を定量的に把握することはできない。</p>	<p>昨今の農地を取り巻く状況等から、優良農地の確保が喫緊の課題となっている中で、本案は、新たな行政費用等を生じることなくこれまで転用されてきた限りある優良農地の確保を可能とするものである。</p> <p>以上のことから、本案が適切であると判断したところである。</p>	<p>左記のとおり、第1種農地としてその確保を図るべき集団性の基準については、10ヘクタール以上とするのが適当であるとの考え方に対し、集団性の基準を仮に10ヘクタール未満とした場合には、優良農地を確保するという規制目的に比べて規制手段が厳しすぎるものとなる。また、集団性の基準を10ヘクタール超20ヘクタール未満のいずれかの数値以上の規模とした場合には、10ヘクタール以上当該数値未満の集団的な農地を確保することができなくなる。したがって、想定される代替案はない。</p>	<p>農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第19条第4項の規定に基づき、同法の施行後5年を目途として、農地法の施行の状況を勘案し、農地の確保のための施策の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

(注) 1 農林水産省の規制の事前評価書（平成21年10月21日付け21農振第1365号による送付分）を基に当省が作成した。  
2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

政策の名称	「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」の対象となる「米穀等」及び「指定米穀等」の指定	評価の対象とした法令の名称	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令	府省名	農林水産省
-------	---	---------------	-----------------------------------	-----	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### ○規制の目的

米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けることにより、米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進するため、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（以下「法」という。）が平成21年4月17日に制定された。

これを受け、①譲受け及び譲渡し等をしたときに情報の記録及び保存の対象となる「米穀等」②米穀事業者及び一般消費者に対する産地情報の伝達の対象となる「指定米穀等」を政令で指定し、法の対象範囲を定める。

#### ○規制の内容

##### 1 「米穀等」の指定

譲受け及び譲渡し等をしたときに情報の記録及び保存の対象となる「米穀等」として、法律で定められている米穀のほか、①米穀粉、米穀のひき割りしたもの及びミールその他米穀を農林水産大臣が定める方法により加工したもの（これらの調製食料品（②～④、⑥⑦に掲げるものを除く。）であって、農林水産大臣が定める基準に該当するものを含む。）②米菓生地③もち④だんご⑤米穀についてあらかじめ加熱による調理その他の調製をしたものであって、粒状のもの（これを含む料理その他の飲食料品を含む。）⑥米菓⑦米こうじ⑧清酒⑨単式蒸留しょうちゅう⑩みりんを指定する。

##### 2 「指定米穀等」の指定

米穀事業者及び一般消費者に対する産地情報の伝達の対象となる「指定米穀等」として、米穀（飼料用のものその他の食用に供しないものを除く。）及び1に掲げるものを指定する。

#### ○規制の必要性

法に基づき、「米穀等」「指定米穀等」を政令で明確に定める必要がある。

その際には、対象品目を拡大することにより、法の目的である

- 1 問題製品の迅速な回収による消費者の安全の確保
- 2 流通ルートの上流特定による善意の事業者の被害の防止
- 3 米穀等に係る食品事故等の原因究明や産地等の偽装の解明の促進
- 4 米穀等の産地情報を一般消費者が入手

といった便益はより大きく得られることとなるが、一方で、情報の記録や保存等の義務を課せられる事業者の負担や監視業務を行う行政負担も大きくなるため、両者のバランスを考慮しつつ、対象品目を政令指定する必要がある。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b>  1 譲受け及び譲渡し等に係る情報の記録及び保存に係る費用  「米穀等」を扱う米穀事業者について、米穀等の取引等に係る記録の作成及び保存のための事務的負担が発生する。  2 産地情報の伝達に係る費用  「指定米穀等」を扱う米穀事業者について、指定米穀等の産地を記録し、他の米穀事業者や一般消費者に伝達するための事務的負担が発生する。</p> <p><b>【行政費用】</b>  米穀事業者に対する報告徴収及び立入検査に係る事務及び費用が発生する。  また、新しい制度であり、法の目的を達成するためには、対象事業者全てがきちんと取り組む必要があることから、対象事業者への周知を図るための事務及び費用が必要である。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b>  特になし。</p>	<p>1 問題製品の迅速な回収による消費者の安全の確保  米穀等に係る食品事故等が発生し、当該米穀等を回収する必要がある場合、迅速に回収すべき米穀等を絞り込み、流通経路を特定して回収することが可能であることから、当該米穀等による消費者の健康被害を最小限にすることが可能となる。</p> <p>2 流通ルートの早期特定による善意の事業者の被害の防止  1により問題のある米穀等を絞り込み、迅速に回収することで、その他の米穀等に対する消費者の不信感を招く事態が避けられ、米穀等に係る食品事故による経済損失（直接関連のない自社の商品、他社の同種の商品や、これらの関連商品に至るまでの返品・売上減少等）の発生が防止できる。</p> <p>3 米穀等に係る食品事故等の原因究明や産地等の偽装の解明の促進  米穀等に係る食品事故等が発生した場合、流通経路を遡及することにより、どの時点で発生したか特定することが可能になるため、原因究明が容易になる。  また、流通の透明性が確保され、米穀等と記録を照合することが可能となることから、産地等の偽装が行われにくくなり、偽装が行われた場合もその発見が容易になる。</p> <p>4 米穀等の産地情報を一般消費者が入手</p>	<p>本政令における「米穀等」「指定米穀等」の指定する範囲は、規制の便益である米穀等の食品としての安全性を欠くものの流通の防止、表示の適正化及び適正かつ円滑な流通の確保の効果は大きく、これに伴う費用は、米穀事業者が通常取引等に伴って行っている記録等を活用しつつ実施するものであることも考慮すれば、当該便益に比して合理的で最小限のものといえる。</p>	<p>《代替案》  &lt;代替案1&gt;  「米穀等」、「指定米穀等」として、米穀のみを指定する  &lt;代替案2&gt;  「米穀等」、「指定米穀等」として、米穀及び米穀をわずかでも使用している飲食料品すべてを指定する</p> <p>《費用の分析》  <b>【遵守費用】</b>  &lt;代替案1&gt;  米穀のみが対象となる結果、本政令案に比べ対象事業者が少なく、遵守費用も抑制される。  ただし、米穀を原料として仕入れる加工業者、飲食店等が対象事業者に該当することには変わりはなく、その際には仕入れについての情報の記録等が必要となる。その結果、遵守費用については、大幅に抑制されるとは限らない。  &lt;代替案2&gt;  本政令案の場合に比べ、対象品目を多くすることとすれば、対象事業者も多くなり、遵守費用が大きくなる。</p> <p><b>【行政費用】</b>  &lt;代替案1&gt;  米穀のみが対象となる結果、本政令案に比べ対象事業者が少なく、報告徴収及び立入検査に要する行政費用も抑制される。  ただし、米穀を原料として仕入れる加工業者、飲食店等が対象事業者に該当することには変わりはなく、その際には仕入れについての情報の記録等が必要となる。そのため、報告徴収及び立入検査に要する行政費用については、大幅に抑制されるとは限らない。  &lt;代替案2&gt;  より多くの品目が対象となる結果、対象事業者も多くなるため、報告徴収及び立入検査に係る事務及び費用並びに対象事業者への周知を図るための事務及び費用が、本政令案より多くなる。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b>  &lt;代替案2&gt;  米穀をほんのわずかでも使用している飲食料品をすべて対象とした場合には、事業者が、本政令案に比べ、より多くの品目について情報の記録等を義務付けられることとなり、負担が大きくなる結果、米穀を原材料として使用することを忌避しかねない。</p>	<p>「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。その際、対象品目についても見直しが行われる可能性がある。</p>

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う 時期又は条件
	<p>一般消費者は、米関連商品の原材料である米穀の産地に強い関心を有している。本政令案により、指定米穀等の産地情報を一般消費者に伝達すれば、産地情報の入手による一般消費者の利益の増進や、米穀等とその流通に対する一般消費者の信頼の確保が図られることとなる。</p>		<p>《便益の分析》          &lt;代替案1&gt;          米穀は、ごはんとして消費されるだけでなく、もち、せんべい等の飲食料品の原材料としても幅広く利用されており、昨年不正規流通事案でも、米穀のみならず、これらの飲食料品にまで一般消費者の不安・不信が広がったことを踏まえれば、米穀のみを指定することとするのでは不十分である。</p> <p>&lt;代替案2&gt;          米穀を使用している飲食料品をすべて対象とした場合には、対象品目が本政令案より大幅に多くなるため、便益は大きくなる。          ただし、米穀をわずかししか使用せず、他の原料が大部分を占める飲食料品を対象に含めた場合において、その品目について必ずしも一般消費者が米穀の産地等に関心を持っているとは限らず、一般消費者の利益の増進や信頼の確保につながるとは必ずしも言えない。そのため、便益が本政令案に比べ大幅に大きくなるとは限らない。</p> <p>《費用と便益の関係の分析》          「米穀等」、「指定米穀等」として、米穀のみを指定する&lt;代替案1&gt;の場合、対象事業者が少なく抑えられ、遵守費用も抑制されるものの、加工業者、飲食店等についても対象事業者となるため、本政令案より大幅に抑制されるとは限らない。一方、米穀がもち、せんべい等の飲食料品の原材料として幅広く流通している実態を踏まえると、規制による便益が不十分なものと考えられ、食品事故や表示偽装のような問題食品の流通に適切に対応できず、消費者の健康や経済的利益の保護、事業者の損失の回避が図れない。          また、「米穀等」、「指定米穀等」として、米穀及び米穀をわずかでも使用している飲食料品すべてを指定する&lt;代替案2&gt;の場合、本政令案と比較して、遵守費用及び行政費用が増加し、事業者が米穀を原材料として使用することを忌避しかねないという社会的費用が新たに生ずる一方で、そのために一般消費者の利益の増進や信頼の確保などの便益が大幅に大きくなることは必ずしも期待できない。</p>	

(注) 1 農林水産省の規制の事前評価書（平成21年11月5日付け21総食第720号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

政策の名称	有害化学物質による環境汚染を通じた人や動植物への悪影響を未然に防止するための化学物質管理の強化に係る政策	評価の対象とした法令の名称	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	府省名	経済産業省
-------	--	---------------	-----------------------	-----	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### (1) 規制の目的

近年、安全・安心についての関心が急速に高まる中、国民の化学物質に対する懸念も広がっている。国際的にも、2002年に開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）」において、「化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で、使用、生産されることを2020年までに達成する」ことが合意されており、その後、欧州ではすべての工業化学物質を対象とした規制（REACH）が2007年に施行された。このように、化学物質管理を巡る状況は大きく変化しつつある。

こうした状況に対応し、我が国でもWSSDの2020年目標を達成し、化学物質による環境汚染を通じた人や動植物への悪影響を未然に防止するためには、化学物質のリスク評価を一層加速するとともに、現行の化学物質に係る規制（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化学物質審査規制法」という。））をより高度化する必要がある。

#### (2) 規制の内容

化学物質審査規制法は、昭和48年の制定以降、新たに流通する化学物質（以下「新規化学物質」という。）については、流通前（上市前）に厳しい事前審査を実施してきている。他方、同法制定以前から市場に存在する化学物質（以下「既存化学物質」という。）については、同法による義務ではないものの同法制定時の附帯決議に従って国が順次安全性点検を行い、必要に応じて同法による規制措置を講じてきたが、すべての物質を点検するには至っていない。

一般の制度改正は、2つの柱からなり、一つ目は、WSSDで合意され2020年目標の達成に向けて、環境汚染防止のための化学物質管理政策を総合的に見直すことにより、すべての既存化学物質を化学物質審査規制法に基づくリスク評価の対象とし、その結果必要な場合にはリスクが高い化学物質又は当該物質が使用された製品について、リスクに応じた規制措置の対象とするものである。

また、もう一つの柱は、規制の設置ではないが、化学物質管理の国際的動向を踏まえて審査・規制体系の合理化のための措置を講じるものである。

#### ① 既存化学物質等対策【新たな規制の設置】

既存化学物質を含むすべての化学物質について、一定数量以上を製造・輸入した者に対して製造・輸入数量及び用途の届出義務を設ける。国は、届出内容及び国が既に有する有害性情報をもとにスクリーニング評価を実施し、優先的に詳細なリスク評価の実施が必要となる対象物質（優先評価化学物質又は監視化学物質）を絞り込む。この優先評価化学物質等について、国は必要に応じて、製造・輸入事業者に対して有害性情報の提出を求めるとともに、取扱・使用事業者に対して取扱状況・用途情報の報告を求めると等により、詳細なリスク評価を実施する。このような段階的な情報収集及びリスク評価の結果、人又は動植物に悪影響を及ぼすリスクが高いと認められる場合には、法で規定する特定化学物質（第一種特定化学物質又は第二種特定化学物質）に指定することにより、リスクに応じて、製造・輸入の制限措置や環境汚染防止のための基準遵守義務等を課すこととする。

#### ② 国際的整合性の確保【審査・規制体系の合理化】

2001年に採択され2002年に我が国が加盟した「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（以下「ストックホルム条約」という。）では、残留性有機化学物質（環境中で分解しにくく生体内で蓄積しやすい、長期毒性を有するなどの性質を有する化学物質）の製造、使用、輸出入の禁止や制限を加盟国に義務付けている。我が国では当時、化学物質審査規制法政令を改正し、同条約を担保してきているところである。しかしながら、本年春に我が国でも使用実態がある化学物質が同条約の規制対象に追加される予定であるのに対し、同条約で当該物質について許容される見込みの例外的使用が、現行の化学物質審査規制法の下では認められないため、第一種特定化学物質に係る使用規制を見直す等、国際的動向を踏まえた規制の合理化を行う。

#### (3) 規制の必要性

##### ① 我が国の化学物質管理規制の現状と課題

##### <現状>

化学物質は、極めて広範な分野で活用される有用な基礎素材として、我々の社会や暮らしに不可欠なものであり、年々新たな化学物質が市場に登場している。他方、適切に化学物質を取り扱わないと、環境への汚染を通じて、人の健康や動植物に悪影響を及ぼしうするため、製造から廃棄されるまでの化学物質の各段階で適切に管理することが重要となる。例えば、我が国においては、昭和40年代初期に発生したポリ塩化ビフェニル（PCB）による環境汚染問題により、環境中で分解しにくく、生体内に蓄積し、継続的に摂取される場合に人の健康を損なうおそれ（長期毒性）を有する化学物質の規制の必要性が認識された。

## 規制の目的、内容及び必要性等

こうした被害の発生及び拡大を防止するためには、①化学物質の有害性情報等の性状及び製造・輸入・取扱い等の状況をもとに、②国が当該化学物質に係るリスクを評価し、③必要な場合には適切な規制措置を講じることが必要であり、それに国が関与することが世界的に標準となっている。

我が国も、上記の経緯により、新規化学物質に対する事前審査制度を主な柱として昭和48年（1973年）に制定した化学物質審査規制法を随時改正することによって、安全性を担保してきたところである。

### <課題>

しかしながら、現行法においては、既存化学物質については、国が性状（分解性、蓄積性、人毒性などの化学物質の性質）をすべて収集するには至っておらず、約2万あるとされる既存化学物質のうち、これまでに分解性・蓄積性等の有害性情報の収集（安全性点検）が国によりなされた実績（平成19年度まで）は約1,600物質程度となっている。したがって、現在のように国が自ら安全性点検を行う制度では、予算や人的制約の観点で2020年までに点検を終了させることは現実的に不可能であると言わざるを得ない。

また、一定の性状が明らかになることで現行法に規定する監視化学物質に指定されない限りは、国が製造・輸入数量等を正確に把握できる制度も存在しない。そのため、リスク評価がなされていない化学物質による人又は動植物への悪影響を防止するため、性状が明らかでない物質についても、製造・輸入数量等の情報を収集できる制度を整備する必要がある。

さらに、2020年に向けてリスク評価の内容を精緻化するとともに、評価の結果、人又は動植物に対する悪影響が懸念される物質については、当該物質及び当該物質が使用された製品について適切なリスク管理措置を講じることができるよう、必要な対応が求められる。

他方、ストックホルム条約規制対象物質の追加によって、日常生活に必要不可欠な物質の供給が我が国においてのみ制限されることがないように、本年春の同条約締約国会合にあわせて、条約上例外的に認められている用途に関する制度を整備する必要性も出てきたところであった。

### ②新たな化学物質管理規制の検討の実施

このような国内外の動向を踏まえ、平成20年1月から、産業構造審議会、厚生科学審議会及び中央環境審議会による合同会合において、化学物質審査規制法の見直しに係る審議が行われた。同会合では、学識経験者、事業者団体代表、消費者団体代表等、様々な分野の委員により、化学物質審査規制法の施行状況を評価するとともに、WS S D 2020年目標達成に向けた化学物質審査規制法のあるべき姿や、官民の役割分担のあり方について議論がなされた。議論における論点は下記のとおり。

#### <論点・改正に向けた視点>

- ・リスク評価の必要性と効率的実施方法（リスク評価の方法、国の役割など）
- ・サプライチェーンにおける情報伝達
- ・リスクが高い化学物質に対するリスク管理措置の在り方
- ・WS S D 2020年目標を踏まえたリスク評価・管理の在り方

審議が重ねられた結果、平成20年12月に合同会合報告書がとりまとめられ、化学物質審査規制法の改正について、上記(2)を内容とする規制の方向性が示されたところである。これを踏まえ、厚生労働省、経済産業省及び環境省において、同法の具体的改正事項等の検討を行った。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b></p> <p>①化学産業側への費用  事業者へのREACH対応に関するヒアリングを実施した際の情報を参考に、リスク評価にあたって対象物質当たりの試験・申請等に要する費用（有害性調査指示に基づく長期毒性試験の実施等は除く）を概ね500万円程度と仮定し、それを産業全体での対応必要物質数〔段階的評価型（リスク懸念があるととして絞り込まれた約1,000程度）と網羅型（すべての化学物質約5,000程度）〕に乗じて計算することで費用を算出した結果、段階的評価型の場合、総額約40億円、網羅型の場合、総額約200億円となった（2009年基準の現在価値換算値。企業は、2009年から2020年まで12年かけて、対象化学物質について毎年均等に試験・申請を行うものと仮定（すなわち、段階的評価型では年間83件、網羅型では416件程度。））また、現在価値換算のための社会的割引率として、我が国の政策評価で使われる一般的な割引率4%を設定。）このように、両案の登録等に係る物質数が大きく異なることから、必要費用も比例して大きく異なることとなる。</p> <p>また、有害性やリスクを評価した結果、第一種特定化学物質として指定された化学物質については、両案とも、他の事業者等に譲渡するにあたって環境汚染防止措置等の表示が必要となる（第二種特定化学物質については、現行化学物質審査規制法の下でも必要。）新規に表示を行うために要する追加的費用は、一部事業者からの聞き取りによれば、数万円から数十万円程度となるが、段階的評価型、網羅型ともにリスクが高いと判断される物質の数は変わらないと想定されるため、両案で差違は発生しない（追加費用＝a）。なお、特定化学物質を製造・輸入するにあたって、環境汚染防止のための技術基準を遵守する義務については、現行化学物質審査規制法においても既に課されているものである。</p> <p>②ユーザー産業（自動車・電気電子等）側への費用  仮に、代替案の網羅型を採用した場合、リスク評価にあたって対象物質当たりの申請・試験等の費用が必要（上記化学物質と同様に1物質当たり500万円前後）となり、それに物質数（既存の調査文献を基に3,800程度と想定。ただし、そのうち半数程度は川上産業からの情報伝達により追加的費用の発現はないと見込んでいる）を乗じて</p>	<p>規制に係る便益の主要因としては、直接的には、使用頻度の高い化学物質の届出が行われ、リスク評価が実施されることを通じて得られる人健康への便益、動植物への便益、国民の信頼感及び安心感とともに、間接的には技術革新・競争力への好影響という点での便益が挙げられるが、以下に述べるとおり、結果的に両案に明確な差はないと考えられる。</p> <p>(1)人健康及び動植物への影響  人健康に対する規制実施に係る便益は、疾病リスク、ひいては死亡リスクの減少が考えられる。欧州において化学品規制に係る同様の試算があるものの、我が国化学物質審査規制法の適用対象外となる労働環境における化学物質ばく露の試算を行ったものであり、当該試算を、サプライチェーンひいては国民全体に受益が及ぶ改正案の試算に利用することは適切ではないと考えられる。また、動植物に対する規制実施に係る便益としては、快適な生活環境の保全、生態系及び生物多様性の維持等が挙げられるが、規制導入による人健康に対する便益と同様に、本規制案導入による効果発現プロセスの全体像とその規模の特定並びにその因果関係の定量的な特定を実施することは極めて難しい。代替的手段として、これまで政府等によって行われた既存化学物質の安全性点検において、リスクが高いと判断されるような化学物質の割合から、改正案の影響度を推計するという手法も考え得るが、過去の安全性点検の結果、第二種特定化学物質に指定された物質はなく、当該推計は不可能である。以上をふまえ、両案における人健康及び動植物への影響の差異について、定性的に分析を行う。</p> <p>まず、現行の化学物質審査規制法でも、化学物質の人健康や動植物への悪影響を未然に防止する役割は一定程度果たしており、現行よりも強い規制である段階的評価型・網羅型のどちらの案でも、同種の便益が見込まれる。また、これに加え、両案とも、前述のWSSDで合意された2020年目標（化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響2020年までに最小化）の達成という結果が追加的便益となる。</p> <p>具体的には、網羅型においては、国が事業者によって提出されたリスク評価を活用し評価を行うため、ある物質についてリスクの懸念があると判断された場合、段階的評価型よりも迅速に規制対象物質の決定に至ると考えられる。しかしながら、リスク懸念の有無にかかわらず事業者が提出するリスク評価のすべてについて、国が詳細なリスク評価・規制対象物質の決定等を行うことから相当の期間を要するということができ、リス</p>	<p><b>【本評価の目的】</b>  本評価書は、今次規制の改正、すなわち、2020年のWSSDの目標を達成しこれまで以上に人健康・環境へのリスクを低減するため、管理対象を現行化学物質審査規制法で必ずしも十分に担保されていない既存化学物質まで広げるとともに、一定数量以上の化学物質の製造・輸入数量と用途情報等の届出を義務化し、その情報からよりリスクの懸念がある物質を迅速に抽出し、国がリスク評価を行い必要に応じて厳格な規制措置の対象とすること等を実現する改正案について内容の妥当性を検証するため、一定数量以上のすべての化学物質について事業者がリスク評価を求め一定の場合には使用者に対しても必要な届出を求める体系とする代替案（網羅型）と、その費用・便益を比較することによって評価分析を行ったものである。</p> <p><b>【費用面】</b>  両案の費用を評価したところ、追加的費用は段階的評価型の方が網羅型よりも少なく、優れている結果となった。</p> <p>具体的には、産業界の費用について、化学産業では、両案で有害性情報の届出の対象となる物質数が大きく異なることから、リスク評価に要する追加費用が比例的に大きく異なる（網羅型ですべての物質について総額約200億円、段階的評</p>	<p>《代替案》  代替案1：「網羅型」（規制の強化）※欧州REACH規制を参考とした案  一定数量以上製造・輸入されるすべての化学物質について、製造・輸入事業者（及び一定の場合には成形品等の使用事業者）に有害性情報の収集及びリスク評価を求めるとともに、国がすべての事業者によるリスク評価の事後評価を行い、リスクに応じた規制措置を講じる。</p> <p>代替案1については、化学物質に関する安全性を担保する観点からは、欧州のREACH規制のように、すべての化学物質について、一定数量以上製造・輸入する事業者に対して、有害性情報の収集及びリスク評価の実施を義務づけるとともに、製造・輸入事業者が想定する用途以外の用途で使用される化学物質についてもリスク評価等を求める。また、国は、そのリスク評価結果について、対象を絞り込むことなく全ての</p>	<p>施行5年後（平成27年頃）を予定。</p>

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p>計算することでコストを算出した。その結果、総額約80億円の追加的費用が発生することが想定される（現在価値化の基準年、費用の発生期間、社会的割引率等の設定値は上記と同様。）。</p> <p>これに対し、段階的評価型の制度においては、段階的なリスク評価の過程で、国は、ユーザー産業に対して用途情報の提出を求めたり、製造輸入者に対して有害性情報の提出を求めたりすることができることとなっており、これにより得られた情報をもとに、国が網羅型と同程度のリスク評価を行うことが可能である。この際、ユーザー産業において固有の試験費用等は基本的に生じないことから、両案で必要となる追加的費用は異なる（製造輸入者における費用は①を参照）。</p> <p>また、リスクが高いとして特定化学物質に指定された化学物質が使用された製品を扱う場合には、両案とも、譲渡するにあたって環境汚染防止措置等の表示が必要となる（第二種特定化学物質については、現行化学物質審査規制法の下でも必要。）。新規に表示を行うために要する追加的費用は、先述のとおり、一部事業者からの聞き取りによれば、数万円から数十万円程度となるが、段階的評価型、網羅型ともにリスクが高いと判断される物質の数は変わらないことが想定されるため、両案で差違は発生しない（追加費用＝b）。また、特定化学物質が使用された製品を扱うにあたっては、今次見直しにより、環境汚染防止のため、製品から環境中への物質の放出可能性等を勘案して個別に定められる一定の基準を遵守する対応コストが生じることとなるが、段階的評価型、網羅型ともにリスクが高いと判断される物質の数は変わらないため、両案で差違は発生しない（追加費用＝c）（特定化学物質の使用については、現行化学物質審査規制法の下でも遵守義務あり。）</p> <p>これらの検討の結果、段階的評価型と網羅型におけるリスク評価にあたっての費用について、産業が負担する追加的費用の合計額は、段階的評価型を採用した場合には総額40億円＋一定値（a＋b＋c）、網羅型を採用した場合には総額280億円＋一定値（a＋b＋c）となることが見込まれ、両案で生じるコストアップ効果には大きな差が生じることが分かる。</p> <p><b>【行政費用】</b></p>	<p>クの懸念がある物質をすべて抽出することについては、迅速性が劣るという論点も存在する。</p> <p>一方、段階的評価型においては、すべての化学物質を対象として段階的なリスク評価を行い、その過程で対象物質を特定した上で必要な情報の届出を求めることとなるため、より迅速にリスクの懸念がある物質をすべて抽出し、それに続いて、リスク評価・規制対象物質の決定等を行うことが可能となる。しかし、ある物質についてリスクの懸念があると判断された場合、更なる情報の収集を待たねば規制対象物質の決定に至ることができないという論点も存在する。</p> <p>したがって、上述のとおり、両案ともに、2020年時点におけるWSSD目標の達成という結果が期待できる中で、リスクの懸念がある物質が判明した場合に対する迅速性を重視した網羅型と、リスクの懸念がある物質を抽出することに対する迅速性を重視した段階的評価型とでアプローチに違いがあるものの、最終的に規制対象物質となるリスクが高い物質を捕捉するという機能の観点では大きな差違は認められない。</p> <p>なお、両案ともに、評価の結果、リスクが高いと判定された化学物質については、今次見直しにおいて環境汚染防止のための技術基準遵守義務や表示義務の対象を一部拡大することにより、人健康及び動植物に対するリスクを低減できると考えられる。</p> <p>(2)国民（消費者）の信頼感及び安心感</p> <p>(1)で述べたとおり、段階的評価型、網羅型のいずれも、その評価過程において、人健康、動植物に対するリスク懸念の高い物質が捕捉され、その結果、多くについては実施されてこなかった化学物質の定量的なリスク評価や必ずしも明確にされてこなかった用途が公になるとともに、リスクが高い化学物質が厳格に管理されていることが明らかになることとなる。これにより、それ自体では人健康への便益や動植物への便益に直接的に結びつくものではないにせよ、リスクや用途が国民（消費者）の目に触れることができる範囲に収まることによって、得られる信頼感、安心感という便益が生まれる。このような便益は、国民全体に広範に波及し、かつ効果発現までのプロセスや因果関係の特定が極めて難しいため、定性的な評価に留まらざるを得ない。</p> <p>網羅型については、一定数量以上のすべての化学物質についての有害性情報等が集まることとなり、情報量の観点からの国民の安心感がより高いと考えられるが、リスクの懸念がある物</p>	<p>価型でリスク懸念のある物質について総額約40億円）と試算された。他方、自動車・電気電子産業などのユーザー産業では、網羅型において、製造輸入者の想定以外の用途で使用される化学物質のリスク評価費用（80億円）が必要となる一方、段階的評価型においては、段階的なリスク評価の過程で、ユーザー産業から国に必要な用途情報が提供される仕組みであるが、その際固有の試験費用等は生じないことから、費用面での差違が存在するとの結果が得られた。</p> <p>行政の費用については、段階的評価型では事業者から届出がされる化学物質の製造・輸入数量等の情報をもとに、あらかじめ詳細なリスク評価が必要な物質を絞り込むことが可能となることから、全ての物質について事業者から提出された有害性情報を基にレビューや評価が必要となる網羅型に比して、行政コストは低くなると想定される。</p> <p><b>【便益面】</b></p> <p>両案の便益を評価したところ、追加的な便益に大きな差は認められないと判断される。規制に係る便益の主要因としては、直接的には、人健康への便益、動植物への便益、国民間の信頼感及び安心感とともに、間接的には技術革新、競争力への好影響という点での便益が挙げられる。</p>	<p>結果についてレビュー（再現試験や詳細なリスク評価等の事後評価）を行い、規制対象物質の決定等を行う内容とする。</p> <p>代替案2：「規制撤廃」（安全性点検等を事業者の取組等にすべて任せ）</p> <p>化学物質審査規制法を廃止し、事業者の自助努力で、化学物質の安全性を担保する。また、事業者の自発的な取組により、有害性に係る情報なども蓄積される。</p> <p>代替案2については、化学物質審査規制法が新規化学物質の事前審査制度や上述の国の既存化学物質の安全性点検等の結果に基づく規制措置により我が国の化学物質による環境への悪影響を未然に防止する大きな役割を果たしてきている中、事業者の自主的取組によりそれらを代替する具体的な仕組みは想定されえない。また、実効性の観点からも、WSSD2020年目標を達成する見込みは高いと言えない。</p> <p>必要性で述べたよ</p>	

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p>行政の規制実施に係る費用については、現行規制の実施体制との追加的費用を定量的に算出することは困難を有するものの、改正案・代替案を実施する際の違いとしては、以下の内容が想定される。</p> <p>両案ともに実施すれば、登録される既存化学物質の対象が増加することから、それらに係るリスク評価等の業務に係る負担は現行体制よりも増大すると想定される。しかしながら、改正案による段階的評価型制度を導入する場合、事業者から届出が行われるすべての化学物質の製造・輸入数量等の情報を基に簡易なリスク評価を行い、その結果を踏まえて、詳細なリスク評価を行うべき物質（リスクの懸念がある約1,000物質をあらかじめ絞り込むことが可能となる。他方、代替案の網羅型による場合は、事業者がそれぞれの関わる物流経路ごとに各物質のリスク評価を行うとは言え、そのリスク評価結果について、対象を絞り込むことなくすべて（すべての化学物質約5,000物質についてレビュー・再現試験やそれに基づく詳細なリスク評価・規制対象物質の決定等を国が行う必要があることから、行政の負担が大幅に増大することが想定される。以上のことから、行政コストについては、段階的評価型では、網羅型に比して、小さくなることが想定される。</p> <p>なお、両案とも、リスクが高いと判定された化学物質（特定化学物質）について、環境汚染を防止するための技術基準を遵守すべき事業者の範囲を当該化学物質が使用された製品を取り扱う事業者にも拡大することに伴い、これらの事業者が遵守すべき基準の策定や、遵守がなされていない場合に必要な命令又は勧告の実施のための追加的費用が発生することは同様である。</p> <p>【その他の社会的費用】 —</p>	<p>質を抽出することに対する迅速性については劣ることとなる。一方で、段階的評価型については、より迅速にリスクの懸念がある物質を抽出することが可能となるものの、情報量の観点からは劣ることとなる。このようにアプローチは異なるものの、網羅型も段階的評価型も、最終的には規制対象物質が特定され、それらについては同様のリスク管理措置が講じられるため、国民の信頼・安心の醸成という観点からすれば、追加的な便益に大きな差を認められない。</p> <p>(3) 技術革新・競争力への影響</p> <p>産業界においては、各企業の規制への対応及び遵守の結果、製品開発、販売、研究開発、そしてマネジメントの場面において革新が生じるといった便益も想定できる。網羅型では、事業者による有害性情報等の獲得のための負担が増大する結果、コスト面での影響から、最終的に研究開発やマネジメント等の便益面での負の効果も存在し得ると考えられる一方、段階的評価型については、そのような負担が網羅型に比べて低減され、便益面での正の効果もあり得ると考えられる。なお、両案ともに、企業がいち早く市場に安全性が明らかな物質を販売することが可能になるメリットもあるとの指摘もあり得る。</p> <p>しかしながら、これらについては、制度変更に係る間接的な要因であり、段階的評価型・網羅型のどちらを導入した場合においても、両案が2020年時点におけるWSSD目標を達成する効果が期待できるため、2020年時におけるの案件にかかる追加的な便益についても、大きな差異は認められない。</p> <p>なお、上述(1)(2)(3)の便益の結果については我が国における視点に基づくものであるが、化学物質管理政策構築に係る歴史的経緯（例えば、国と事業者の役割分担）、もともと国等が保有する有害性情報量、化学物質の使用量やばく露の状況、あるいは、国民が安全・安心の確保に求めるレベル等の観点において、国や地域によって様々な差がある可能性がある。</p>	<p>このうち、人健康及び動植物への便益については、両案ともに、最終的には2020年時点におけるWSSD目標を達成できるという結果が期待され、これを追加的便益と考えることができるが、両案のアプローチは違うものの規制対象物質となるリスクが高い物質を捕捉するという観点では大きな差は認められず、その便益に明確な差があるとは考えにくい。</p> <p>また、国民の信頼感及び安心感についても同様であり、段階的評価型・網羅型のどちらを導入した場合においても、リスクの高い化学物質などについてサプライチェーン全体での管理措置が講じられることから、追加的な便益に大きな差は認められない。</p> <p>【結論】 以上の費用・便益にかかる定性・定量的な分析の結果、今回の化学物質審査規制法の見直しにあたっては、段階的評価型（今回の化学物質審査規制法の改正案）を選択することが妥当と評価される。</p>	<p>うに、化学物質管理については、世界的にも国が関与することが標準とされており、実際、OECD諸国の中でも、規制のない中で適切な化学物質管理を達成できている国・地域はこれまでのところ存在せず、よって、当該代替案の採用は困難と言わざるを得ない。</p> <p>以上の観点から、本評価書においては、改正案である段階的評価型と、代替案1の網羅型について、費用と便益を分析し、評価を行う。</p> <p>《費用の分析》 左記「費用の分析」欄のとおり。</p> <p>《便益の分析》 左記「便益の分析」欄のとおり。</p> <p>《政策評価の結果》 左記「費用と便益の関係の分析」欄のとおり。</p>	

(注) 1 経済産業省の規制の事前評価書（平成21年2月23日付け平成21・02・23広第1号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

3 「代替案との比較」欄において、「左記『費用の分析』欄のとおり。」、「左記『便益の分析』欄のとおり。」、「左記『費用と便益の関係の分析』欄のとおり。」としているのは、それぞれの欄の記載事項に該当する評価書の記述が同一であることから、「代替案との比較」欄における評価書の記述の引用を省略したものである。

政策の名称	安全保障に関連する貨物や技術の国外流出を防止するための貿易管理を強化する（①技術取引規制の見直し）	評価の対象とした法令の名称	外国為替及び外国貿易法	府省名	経済産業省
-------	---	---------------	-------------	-----	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### (1) 規制の目的

国際的な人的交流の拡大及び情報技術の高度化の進展等に伴い安全保障に関連する貨物や技術の海外への流出の懸念が増大していることを踏まえ、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づく技術取引規制を見直すなど、我が国の安全保障貿易管理の強化を図る。

#### (2) 規制の内容

居住者・非居住者の区別にかかわらず、誰から誰に対してでも、国外に特定技術を提供する場合は、事前に許可が必要となることとする。（日本国内、国外において、居住者が非居住者に特定技術を提供する場合を含む。）

また、これを確実に実施するため、特定技術を記録したUSBメモリ等の国境を越えた持出しなどについても許可対象とする。

#### (3) 規制の必要性

##### ①我が国の安全保障貿易管理の現状

我が国では、大量破壊兵器等の拡散及び通常兵器の過剰な蓄積を防止するため、外為法により安全保障貿易管理を実施しており、国際輸出管理レジームにおける合意に基づいて具体的な規制対象品目をその政令・省令にて規定している。

現行法に違反した場合には、刑事罰（5年以下の懲役等）或いは行政制裁（3年以内の貨物の輸出・技術の提供の禁止）が科されることになっている。

これらの措置により、武器や軍事転用可能な貨物・技術が、国際的な平和及び安全の維持を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防止してきた。

##### ②安全保障貿易管理の現行規制の課題とその対策

①のとおり、現行法は、国際的な平和及び安全の維持のための安全保障貿易管理を実施する国内法としての役割を果たしてきているが、最近の国際的な人的交流の拡大及び情報技術の高度化の進展等を踏まえれば、下記の観点で課題が存在しており、対策が求められている。

##### 【技術取引における規制の漏れ、執行の困難性】

現行の技術取引規制に関し、以下に掲げる問題が発生している。

##### (ア) 提供する者が「居住者」、提供を受ける者が「非居住者」に限定されていることによる規制の漏れ

現行規制においては、一時的に国内にいる非居住者が盗取することなどにより入手した特定技術を、国外の第三者に提供する場合には現行規制の対象外となっている。

##### (イ) 技術の国外への持出しが規制されていないことによる漏れ

現行規制においては、技術が国外に持ち出される時点では特段の規制がかかっておらず、「国内で居住者として技術提供取引に着手して出国後、非居住者となってから実際に提供する場合」には規制対象外となっている。

##### (ウ) 技術取引の成立地点が国外である場合の執行困難性

現行規制においては、規制対象取引が成立するのは技術が非居住者に提供された時点であることから、居住者が国内にいるまま技術を非居住者に送付等する場合などは規制対象ではあるが、技術の到達地点が国外であれば取締り等が困難であり規制の実効性が低い。

具体的には、現行の技術取引規制では対応できない事態として、次のような事例が生じている。

・事例1 外国人従業員による国外持出しのケース（退職・帰国後の動向不明）

A社に勤務する外国人従業員が、図面データを貸与パソコンにダウンロードし、繰り返し自宅に持ち帰っていた。軍事関連企業に勤めていた経歴を持つ同社員は、その後、同技術を本国

## 規制の目的、内容及び必要性等

に持ち出していた疑いが強い。当該社員は退職後、帰国。

→当該社員による国外持ち出しは規制対象外であり、社員である期間中（＝居住者）に国外で非居住者に提供しても取締り困難。（（ウ）の問題）

また、退職・帰国後（＝非居住者）に国外で非居住者に提供しても規制対象外。（（イ）の問題）

・事例２ 在日の某国政府機関関係者へ不正に提供したケース

B社の従業員は、先端兵器等にも応用可能なエレクトロニクス部品に係る情報等を、メモリーカード等を介し、在日某国通商代表部員へ不正に提供し、対価を受領した。当該部員は警察の出頭要請に応じず出国。

→通商代表部員が非居住者であれば、当該部員が国外に技術情報を送付する場合は規制対象外。（（ア）の問題）

上述（ア）～（ウ）の現行規制にかかる問題は、国際的な人的交流が活発化し、個人の居住者又は非居住者のステータスが容易に変わり得、これまで規制対象外となっていた者による取引であって規制すべき局面が増加していることに起因する。さらに情報技術の発展により、USBメモリなど小型で大容量の技術情報が記録可能な記録媒体が普及したことにより、従来よりも容易に大量の情報の移動・運搬が可能になっていることが、この問題を助長していると考えられる。

また、国境を越えたこのような技術の提供・持ち出しを規制する体系は、欧米各国でも採用されているところであり、今般の改正内容は、国際的な輸出管理体制のハーモナイゼーションにも貢献するものである。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p>改正案では、現行規制に加え、新たに以下の行為等が規制対象となる。</p> <p>①居住者（国内）から居住者（国外）に特定技術を提供することを目的とする取引  ②非居住者（国内）から居住者（国外）に特定技術を提供することを目的とする取引  ③非居住者（国内）から非居住者（国外）に特定技術を提供することを目的とする取引  ④特定技術を記録したUSBメモリ等の国境を越えた持出し等</p> <p><b>【遵守費用】</b>  上記に該当する場合の許可申請手続きに係る作業コスト（許可申請手続きのための書類作成、許可申請手続き等の作業）が、現行に比較して、新たに発生することになるが、これらのコストは個別の企業等ごとによって異なる。例えば、技術の対外取引を頻繁に行っている企業等であって、新たに規制対象となる取引の割合が大きいところもあれば、全く影響を受けないところもある。</p> <p>しかしながら、上記①に関しては、国内に活動拠点を持つ居住者が国外にいるときに特定技術を提供することを目的とする取引を行うケースは基本的に想定されない（居住者同士で国内取引を行えば許可をとる必要はないため）。また、上記②及び③に関して、特定技術を国内で保有する非居住者は限定的（非居住者たる法人は、定義上、日本国内に活動拠点を持たない）であり、新たに規制対象となるのは、一時的に国内にいる非居住者（個人）が技術を盗取し、外国の第三者に提供するなどの法の潜脱目的の場合などに限られる。</p>	<p>(1)企業等にとっての便益 なし</p> <p>(2)その他の社会的便益 改正案の措置によって、現行規制上の問題点の全て（(3)規制の必要性②(ア)～(ウ)）に対応できることとなるので、より強固な安全貿易管理体制が構築されることになり、我が国及び国際社会にとって、安全保障上のリスクが大きく低減される。</p>	<p>(1)評価の方向性 今回の規制に係る政策を評価するに当たっては、大量破壊兵器等の拡散防止等、安全保障の観点から、現状の課題を解決するため、必要最小限の技術取引に対し規制を課すことはやむを得ないと考えるが、①通常問題のない技術取引についてまで過度な規制及び過大な許可申請コストが必要とならないこと（費用対効果の妥当性）、②実効性のある規制となっていること、等が評価の視点として重要である。以下に、これまでの費用便益の分析した結果を基にその視点で評価を行う。</p> <p>(2)評価の結果 <b>【技術取引規制の見直し】</b>  外為法の規制は、輸出等を行う者が対象となるため、改正案・代替案により影響を受ける主体を厳密に、定量的かつ網羅的に把握することは困難である。例えば、許可申請手続き費用についても、企業の事業内容及び規模により大きく異なると考えられるため、本改正によって各社あたりどれほどの費用が発生するかを算出することは困難である。</p> <p>改正案においては、規制対象について現行から考え方を変えることとし、特定技術を提供することを目的とする取引を行う者の居住者・非居住者のステータスに関わらず、国境を越えて特定技術を提供することを目的とする取引を行うことを新たに規制することとしている。これによって、追加的に規制対象となるのは、実質的には法の潜脱目的のケースであり、また、これまで規制対象外又は規制対象であっても執行が困難であったケースに対応できることとなることを踏まえれば、今回の改正により国際的な平和及び安全の一層の確保に繋がるという便益</p>	<p>《代替案》  現行規制体系の拡張による対処  改正案では、「誰から誰に対してでも、国外に特定技術を提供する場合は、事前に許可が必要となる」との内容としている。これは、特定技術を提供することを目的とする取引を行う者の居住者か非居住者かというステータスに関わらず、国境を越えて特定技術を提供することを目的とする取引を行うことに規制をかけることになり、現行の規制体系を変更することになると言える。</p> <p>一方で、代替案としては、現行規制の体系を維持しつつ、特に課題となっている典型的な事態、すなわち、国内で居住者として技術提供取引に着手して出国後、非居住者となってから実際に提供する場合を捕捉するため（(3)規制の必要性②イに対応）、非居住者となった後も一定期間は許可の対象とする案を想定する。この場合、居住者に加えて一部の非居住者が行う取引が新たに規制対象となり、改正案よりも規制対象範囲は狭いこととなる。</p> <p>代替案では、現行規制の体系を基本的に踏襲し、その規制対象範囲も限定的であることから、企業等にとっては新たな規制に対する理解を得やすい点、また行政機関においては新しい規制の内容の普及啓蒙の活動の点において負担も最小限に抑えられるメリットがある。一方、現行規制体系の制約上、(3)規制の必要性②(ア)(ウ)には対応できない問題は残るが、現行規制では捕捉できない典型的なケース（国内で居住者として技術提供取引に着手して出国後、非居住者となってから実際に提供する場合）を新たに捕捉できることを踏まえ、改正案に比較しうる代替案として検討する。</p> <p>《費用の分析》  代替案では、現行規制からの変化としては、居住者が非居住者との間で行う技術提供取引に加え、新たに以下の行為が規制対象となる。</p> <p>・居住者の身分で出国して非居住者となった者（国外での滞在期間が一定期間を超えていない者に限る。）が、非居住者との間で外国において行う技術提供取引</p> <p><b>【遵守費用】</b>  上記に該当する場合の許可申請手続きに係る作業コストが、現行に比較して、新たに発生することになる。</p> <p>一方、「居住者の身分で出国して非居住者となった者」については、同一の法人がその組織体及び活動拠点を完全に外国に移すケースが考えられるが、実態としてこういったケースは限定的であることから、新たに対象となるのは、法人ではなく、個人の居住者が出国して</p>	<p>改正法の施行後五年経過時点において、本法の施行の状況を勘案し、必要があるとき、本規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる予定である。</p>

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p>また④に関しては、特定技術を国外において提供することを目的とする取引を行おうとする者が、当該取引に関して持出し等を行う場合等に限り規制対象となるため、通常そのような者は当該取引自体の許可は事前に取得していると考えられ、④の許可のみを取得しようとする局面は限定的である。</p> <p>以上の通り、法の潜脱目的等ではない通常の取引を行う限り、今般の改正が行われたとしても追加的な負担を要する遵守費用は、限定的である。</p> <p><b>【行政費用】</b> 行政機関側としては、許可対象となる取引形態が追加されることになるため、安全保障貿易管理を執行する規制当局（経済産業省）に、追加的な審査・検査業務等が発生するが、その増分は、上記<b>【遵守費用】</b>と同様であり、限定的であると想定される。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 特段なし （上記に該当する行為を行う企業等において発生する新規費用が、国内向け製品に価格転嫁される可能性はあり得るが、上述のように、その費用自体が限定的なものであり、社会全体としては僅かといえる。）</p>		<p>が得られると考えられる。ただし、現行の規制体系を変更するものであるため、企業等への周知のための費用が発生する点に留意が必要である。</p> <p>一方、代替案は、出国し非居住者となった者も一定期間は居住者と見なすもので、基本的には現行規制体系を維持しつつ、それを拡張する案であることから、新しい規制に対する理解を得やすい点において企業等・行政機関に係る負担も最小限に抑えられる中、技術取引規制において問題となるケースであって、現行の規制では捕捉できない典型的なケース（国内で居住者として技術提供取引に着手して出国後、非居住者となってから実際に提供する場合）を新たに捕捉でき一定の効果が得られると評価できる。</p> <p>しかしながら、出国した外国人からの許可申請はあまり期待できず、また行政当局にとっても国外における行為を捕捉する執行が困難であることから（外国当局の協力が不可欠であるが、懸念国への技術流出の事例などについて、当該懸念国の当局から協力を得ることは現実的ではない）、規制の実効性向上の点では留意が必要である。このため、代替案について、規制としての分かりやすさや一定の効果が得られる便益はあるものの、規制の実効性等の観点から、改正案が妥当と評価できる。</p>	<p>非居住者となり外国において技術提供取引を行う場合等に限られる。</p> <p><b>【行政費用】</b> 行政機関側としては、許可対象となる取引形態が追加されるため、審査・検査等事務の追加的な業務が発生しうると考えられるが、その増分は上記<b>【遵守費用】</b>と同様に限定的であると想定される。ただし、出国後の外国における行為を対象とするものであるため、規制執行のためには、外国人による申請への対応が必要である。（懸念国への技術流出に係る執行について、懸念国当局の協力を期待することは現実的ではない） 代替案は、現行規制の体系を基本的に踏襲するものであるため、企業等への新しい規制の内容の普及啓蒙の活動の点において負担は最小限に抑えられる。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 特段なし （上記に該当する行為を行う企業等において発生する新規費用が、国内向け製品に価格転嫁される可能性はあり得るが、上述のように、その費用自体が限定的なものであり、社会全体としては僅かといえる）</p> <p>《便益の分析》 (1) 企業等にとっての便益 なし (2) その他の社会的便益 居住者が、出国して非居住者となって第三者に技術を提供する場合など、現行規制上の問題点であった典型的なケース（(3) 規制の必要性②(イ)の視点）には対応できることとなる。我が国及び国際社会にとって安全保障上のリスクを一定程度低減させることが可能である。ただし、改正案に比べれば、カバーする範囲に限界がある。 また、カバーできないケースに関しても、国外の行為に対する規制であることから、執行の困難性が解消されなければ実際にはリスクの低減にはつながらないことに留意が必要である。</p> <p>《政策評価の結果》 左記「費用と便益の関係の分析」欄のとおり。</p>	

(注) 1 経済産業省の規制の事前評価書（平成 21 年 2 月 26 日付け平成 21・02・26 広第 1 号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

3 「代替案との比較」欄において、「左記『費用と便益の関係の分析』欄のとおり。」としているのは、それぞれの欄の記載事項に該当する評価書の記述が同一であることから、「代替案との比較」欄における評価書の記述の引用を省略したものである。

政策の名称	安全保障に関連する貨物や技術の国外流出を防止するための貿易管理を強化する（②適正な輸出管理を促す仕組みの創設）	評価の対象とした法令の名称	外国為替及び外国貿易法	府省名	経済産業省
-------	---	---------------	-------------	-----	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### (1) 規制の目的

国際的な人的交流の拡大及び情報技術の高度化の進展等に伴い安全保障に関連する貨物や技術の海外への流出の懸念が増大していることを踏まえ、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づく技術取引規制を見直すなど、我が国の安全保障貿易管理の強化を図る。

#### (2) 規制の内容

業として特定貨物又は特定技術を輸出又は対外取引（以下「輸出等」という。）する者（以下「輸出者等」という。）が輸出等する際に遵守すべき基準（以下「輸出者等遵守基準」という。）を新たに定め、輸出者等が輸出管理体制を整備することを求める仕組みを導入する。

具体的には、輸出者等遵守基準において、輸出等しようとする貨物等が規制対象のものであるか否かの確認に関する事項等を定め、経済産業大臣は、輸出等が適正に行われることを確保するため必要があると認めるときは所要の措置（指導、助言、勧告、命令）を講ずることを可能とする。

#### (3) 規制の必要性

##### ①我が国の安全保障貿易管理の現状

我が国では、大量破壊兵器等の拡散及び通常兵器の過剰な蓄積を防止するため、外為法により安全保障貿易管理を実施しており、国際輸出管理レジームにおける合意に基づいて具体的な規制対象品目をその政令・省令にて規定している。

現行法に違反した場合には、刑事罰（５年以下の懲役等）或いは行政制裁（３年以内の貨物の輸出・技術の提供の禁止）が科されることになっている。

これらの措置により、武器や軍事転用可能な貨物・技術が、国際的な平和及び安全の維持を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防止してきた。

##### ②安全保障貿易管理の現行規制の課題とその対策

①のとおり、現行法は、国際的な平和及び安全の維持のための安全保障貿易管理を実施する国内法としての役割を果たしてきているが、最近の国際的な人的交流の拡大及び情報技術の高度化の進展等を踏まえれば、下記の観点で課題が存在しており、対策が求められている。

##### 【企業の輸出管理体制整備の強化の必要性】

近年、無許可輸出には該当しないものの、許可申請において不適正な事案が生じている。

##### ・事例３ 輸出許可申請を免れるため、性能データを改ざんしたケース

Ｃ社は、同社が製作する工作機械の位置決め精度に係るデータを改ざん・偽造し数百台を欧米・アジア諸国等に向け輸出していた。同社は不適正な輸出管理体制の下、輸出許可申請を免れるため７年にわたりデータ改ざん・偽造を繰り返していた。

こうした事例は、輸出等を行う者が、当該輸出等する貨物や技術が規制対象に該当するか否かの確認を適正に実施していないことなど、輸出管理体制が不十分であることに起因する。この解決のためには、輸出等が適正に行われるよう、輸出者等に経済産業大臣が定める基準に従って輸出等を実施することを求める等の措置を講ずる必要がある。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p>経済産業大臣が輸出者等遵守基準を定め、輸出者等は、当該基準に従い、輸出等を行わなければならないものとし、経済産業大臣は、輸出等が適正に行われることを確保するため必要があると認めるときは所要の措置を講じることができることとする。</p> <p><b>【遵守費用】</b> 輸出者等遵守基準においては、安全保障貿易管理の対象となる輸出・技術取引を業として行う者に、貨物等が規制対象に該当するかどうかの確認や需要者・用途確認の責任者を明確化すること、輸出管理制度の社内周知に努めることなどを求めることを基本とし、機微度の高い、又は、該非判定に特に注意を要する貨物・技術等の場合には、その他の内容を加えることも検討する予定である。これらの内容は産業界の実態を反映したものとし、かつ企業等の自主的な輸出管理体制の整備を促すよう国は指導・助言・勧告・命令と段階的な措置をとるものであることから、大幅な追加費用が生じるものではない。</p> <p><b>【行政費用】</b> 輸出者等遵守基準に照らして、不適正な企業に対する指導・助言、勧告、命令等の措置に係る費用が発生するものの、現在も国により企業の輸出管理体制につき適宜検査を行っているところであり、本規制により新たな追加費用が大幅に発生することは想定されない。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 特段なし</p>	<p>(1) 企業等にとっての便益 輸出等に係る業務の適正な遂行のために行うべき事項が明確になり、自主的な輸出管理体制の整備に繋がる。</p> <p>(2) その他の社会的便益 企業等による適正な輸出管理が促進されることで、我が国及び国際社会にとって安全保障上のリスク低減に繋がる。</p>	<p>(1) 評価の方向性 今回の規制に係る政策を評価するに当たっては、大量破壊兵器等の拡散防止等、安全保障の観点から、現状の課題を解決するため、必要最小限の技術取引に対し規制を課すことはやむを得ないと考えるが、①通常問題のない技術取引についてまで過度な規制及び過大な許可申請コストが必要とならないこと（費用対効果の妥当性）、②実効性のある規制となっていること、等が評価の視点として重要である。以下に、これまでの費用便益の分析した結果を基にその視点で評価を行う。</p> <p>(2) 評価の結果 輸出者等遵守基準の内容は産業界の実態を反映したものとする予定であり、かつ企業等の自主的な輸出管理体制の整備を促すよう国は指導・助言・勧告・命令と段階的な措置をとるものであることから、企業等に大幅な追加費用が生じるものではない。 また、輸出者等遵守基準に照らして、不適正な企業に対する指導・助言、勧告、命令等の措置に係る費用が行政側に発生するものの、現在も国により企業の輸出管理体制につき適宜検査を行っているところであり、本規制により新たな追加費用が大幅に発生することは想定されない。 このように費用を最小に抑えつつも、輸出者等遵守基準を定め、輸出者等が適正に輸出等を行うための判断基準を設けることにより、我が国企業等が自主的に輸出管理体制を整備していくことが期待できるという大きな便益が得られると考えられる。 一方、代替案では、輸出関連書類の一定期間保存の徹底化等輸出等を行う上で守るべき内容を一律かつ厳密に法上で規定し、違反した者には直接罰を課するものであり、規制体系としては極めて簡明であり、規制内容の確実な実施が期待できるものである。 以上の二案を検討するに、直接罰によらない</p>	<p>《代替案》 輸出者等に対する罰則担保による行為の義務付け 改正案では、輸出者等が従うべき基準を定め、これに従わない企業に対して指導、助言を行い、その上でなお改善がみられない場合には勧告、命令（命令違反には罰則）を行うこととしている。このような規制体系は企業の自主性を活かし、かつ行政としても段階的な措置を執ることのできる内容であるところ、代替案としては、輸出管理体制の確実な整備の徹底を図る観点から、輸出者等に対し、直接的な罰則担保により輸出に係る書類の保存等輸出管理に必要な行為を義務付けることが考えられる。</p> <p>《費用の分析》 輸出に係る書類を保存すること等、輸出等に係る業務を行う上で守るべき行為規範を一律かつ厳密に規定し、当該規範に従うことを輸出者等に義務づける内容（義務違反をした輸出事業者に対して直接罰則を課す。）。</p> <p><b>【遵守費用】</b> 企業等に対しては、例えば、輸出関係書類の一定期間保存の徹底や監査部門の設置などを行う必要があり、輸出等に係る各行為規範を確実に遵守するための各種費用が発生又は増大する。（現状においては、企業が自主的に策定する輸出管理社内規定において輸出関連書類の保存（5年間）に関する事項を盛り込むよう行政として推奨しているのみである。） 企業等毎に、企業等の規模や輸出する貨物等の種類によって輸出管理に求められる対応は様々であるが、画一的、一律的に義務を課すことで企業の実態に合わない過剰な対応を求めることとなり、一部企業に過度の費用負担を求める可能性がある。</p> <p><b>【行政費用】</b> 企業等が輸出等に係る各行為規範を遵守状況についての確認のため、<b>【遵守費用】</b>に比例した分量の検査・監督・捜査費用が必要となる。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 特段なし （企業等にかかる新規費用が、国内向け製品に価格転嫁される可能性は僅かだがあり得る）</p>	<p>改正法の施行後五年経過時点において、本法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、本規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる予定である。</p>

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
		<p>改正案による規制が企業等に大きな負担を求めるものではない一方、代替案による規制は、企業等毎に、企業等の規模や輸出する貨物等の種類によって輸出管理に求められる対応は様々であるところ、画一的、一律的に義務を課すことで企業の実態に合わない過剰な対応を求めることとなり、一部企業、特に中小企業事業者に過度の費用負担を求める可能性がある。</p> <p>こうした点を踏まえると、不適正な輸出者等に限定して改善措置を講ずることのできる本改正案が、費用・便益のバランスから見ても妥当と評価できる。</p>	<p>《便益の分析》</p> <p>(1)企業等にとっての便益 輸出管理のために遵守すべき事項が明確化されることになり、当該基準に適合する企業にとっては便益となる。但し、画一的、一律的な義務を課することとなるため、一部企業、特に中小企業事業者、に対して過度の負担を求める可能性がある。</p> <p>(2)その他の社会的便益 法律において直接的に規定された各行為規範を遵守するべく、企業等は適正な輸出管理体制を整備することになるため、我が国及び国際社会にとって安全保障上のリスク低減に繋がる。（改正案の場合よりもリスク低減の確度は高いものと考えられる。）</p> <p>《政策評価の結果》 左記「費用と便益の関係の分析」欄のとおり。</p>	

(注) 1 経済産業省の規制の事前評価書（平成 21 年 2 月 26 日付け平成 21・02・26 広第 1 号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

3 「代替案との比較」欄において、「左記『費用と便益の関係の分析』欄のとおり。」としているのは、それぞれの欄の記載事項に該当する評価書の記述が同一であることから、「代替案との比較」欄における評価書の記述の引用を省略したものである。

政策の名称	安全保障に関連する貨物や技術の国外流出を防止するための貿易管理を強化する（③仲介貿易取引に対する規制の見直し）	評価の対象とした法令の名称	外国為替及び外国貿易法	府省名	経済産業省
-------	---	---------------	-------------	-----	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### (1) 規制の目的

国際的な人的交流の拡大及び情報技術の高度化の進展等に伴い安全保障に関連する貨物や技術の海外への流出の懸念が増大していることを踏まえ、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づく技術取引規制を見直すなど、我が国の安全保障貿易管理の強化を図る。

#### (2) 規制の内容

大量破壊兵器の拡散を防止するための国連安保理決議第1540号を踏まえ、貨物の売買に基づく仲介貿易取引のみを対象とする現行規制について、貸借又は贈与に基づく仲介貿易取引も新たに規制対象とする。

#### (3) 規制の必要性

##### ①我が国の安全保障貿易管理の現状

我が国では、大量破壊兵器等の拡散及び通常兵器の過剰な蓄積を防止するため、外為法により安全保障貿易管理を実施しており、国際輸出管理レジームにおける合意に基づいて具体的な規制対象品目をその政令・省令にて規定している。現行法に違反した場合には、刑事罰（5年以下の懲役等）或いは行政制裁（3年以内の貨物の輸出・技術の提供の禁止）が科されることになっている。

これらの措置により、武器や軍事転用可能な貨物・技術が、国際的な平和及び安全の維持を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防止してきた。

##### ②安全保障貿易管理の現行規制の課題とその対策

①のとおり、現行法は、国際的な平和及び安全の維持のための安全保障貿易管理を実施する国内法としての役割を果たしてきているが、最近の国際的な人的交流の拡大及び情報技術の高度化の進展等を踏まえれば、下記の観点で課題が存在しており、対策が求められている。

##### 【仲介貿易取引規制の見直し】

大量破壊兵器の拡散を防止するための「国際連合安全保障理事会決議第1540号（大量破壊兵器等の不拡散に関する決議）に関する件」（平成16年4月28日採択）（以下、「国連安保理決議第1540号」という。）において、「(c)自らの国内的権限及び法律に従って、並びに、国際法に合致して、必要なときは国際的な協力を通ずることを含め、そのような品目の不正取引及び不正仲介を探知し、抑止し、防止し及び対処するための適切で効果的な国境管理及び法執行の努力を策定し維持すること。」が定められ、各国が仲介取引を含めて安全保障貿易管理に一層努めることが求められている。

仲介取引については、これまで我が国においては、「売買に基づく仲介取引」を規制対象として、その対象貨物を政令改正により平成19年6月から拡大したところ。しかしながら、貨物の輸出については、売買に基づくものに限らず、貸借や贈与に基づく輸出も想定されることを踏まえ、現行の仲介取引規制についても、新たに、「貸借」「贈与」に基づく仲介取引についても規制対象とする必要がある。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p>現行の外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引に加え、貸借又は贈与に関する仲介貿易取引を規制対象とする。ただし、現行の仲介貿易取引に対する規制と同様に、規制対象は原則途上国間の貨物の移動であり、かつ当該貨物が大量破壊兵器の開発等に利用されることが明らかな場合等に限定することを予定している。</p> <p><b>【遵守費用】</b> 新たな規制対象行為に該当する場合には、許可申請手続に係る作業コストが新たに発生することになる。ただし、規制対象となる仲介貿易取引は、原則途上国間の貨物の移動に関するものであって、かつ当該貨物が大量破壊兵器等の開発等に利用されることが明らかな場合等に限定する予定であるため、そのような取引は限定的である。</p> <p><b>【行政費用】</b> 許可対象となる取引形態が追加されているため、規制当局における審査業務量及び相談業務量が増大するとも考えられるが、その増分は上記【遵守費用】と同様に極めて小さいと想定される。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 特段なし (企業等にかかる新規費用が、国内向け製品に価格転嫁される可能性は僅かだがあり得る)</p>	<p>売買以外の仲介取引（貸借・贈与）についても規制対象となることで、我が国及び国際社会にとって安全保障上のリスクが低減される。また、厳格な安全保障貿易管理の実施を求める国際社会からの要請に対応するものであり、我が国としても国際的な信頼が得られる。</p>	<p>(1) 評価の方向性 今回の規制に係る政策を評価するに当たっては、大量破壊兵器等の拡散防止等、安全保障の観点から、現状の課題を解決するため、必要最小限の技術取引に対し規制を課すことはやむを得ないと考えるが、①通常問題のない技術取引についてまで過度な規制及び過大な許可申請コストが必要とならないこと（費用対効果の妥当性）、②実効性のある規制となっていること、等が評価の視点として重要である。以下に、これまでの費用便益の分析した結果を基にその視点で評価を行う。</p> <p>(2) 評価の結果 本規制は、厳格な安全保障貿易管理の実施を求める国際社会からの要請に対応するものであり、国際的な平和及び安全の維持への貢献に繋がるとともに、我が国としても国際的な信頼が得られる。 一方、新たに規制対象となる行為も懸念度の高いケースに限られ、その費用も最小限に抑えられているため、本改正案が妥当と評価できる。</p>	<p>《代替案》 設定なし 大量破壊兵器の拡散を防止するための国際社会からの要請（国連安保理決議第1540号）に応えるべく必要最低限の規制を課すものであり、代替案を設定することは困難であるため、代替案の検討は行わない。</p>	<p>改正法の施行後五年経過時点において、本法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、本規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる予定である。</p>

(注) 1 経済産業省の規制の事前評価書（平成 21 年 2 月 26 日付け平成 21・02・26 広第 1 号による送付分）を基に当省が作成した。  
2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

政策の名称	「使いやすい」「透明な」「トラブルのない」商品先物市場の実現に係る規制（①「使いやすい」商品先物市場の実現）	評価の対象とした法令の名称	商品取引所法、商品投資に係る事業の規制に関する法律	府省名	経済産業省
-------	--	---------------	---------------------------	-----	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### (1) 規制の目的

世界的な経済構造の急激な変化や資源価格の不安定化を受け、我が国中小企業などの事業者は、資源価格の乱高下の影響を受けている。商品先物取引を扱う商品先物市場は、「公正な価格指標の形成」や「価格変動のリスクヘッジ」などの経済的機能を担い、そういった資源価格の乱高下をもたらす事業活動への悪影響を回避するための産業インフラと認識されている。

しかしながら、現在の我が国の商品取引所は、事業者十分に活用されておらず、産業インフラとしての機能が十分に発揮されていない。このため、国内外及び取引所内外での商品先物取引について、横断的で継ぎ目のない規制体系を再構築することによって、「使いやすい」「透明な」「トラブルのない」商品先物市場の実現を図る。

具体的には、①商品先物市場の使い勝手を向上させ、②取引所における価格指標の形成が、不適切に行われることを防止し、③利用者トラブルを解消するため、国内外・取引所内外の商品先物取引に係る規制を整備する。

#### (2) 規制の内容

##### 《現行制度の概要》

これまで、我が国で行われる商品先物取引としては、国内商品取引所における先物取引に関しては、商品取引所法（以下「商取法」という。）により、そして海外商品取引所における先物取引に関しては、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（以下「海外先物法」という。）により、市場における取引の健全な運営や、取引の受託を行う業務の適正性確保等が図られてきている。

このうち、商取法については、その目的を、「商品取引所の組織、商品市場における取引の管理等について定め、…もつて国民経済の適切な運営及び商品市場における取引等の委託者の保護に資することを目的とする（第一条）」と規定しており、商品取引に関係する組織・関係者として、国内の商品取引所、商品取引員等を規律している。それぞれの概略は以下のとおりである。

##### ①商品取引所

商品取引所は、商品先物取引をするために必要な市場を開設する会員組織又は株式会社組織の法人である（許可制）。商品取引所において取引を行うには、会員又は取引参加者（会員組織か株式会社組織かによる。）としての地位を得なければならず、その資格要件は、当業者や商品取引員などに限られている（その他の者が商品取引所において取引を行おうとする場合は、委託者として商品取引員に取引を委託することとなる。）。

また、商品取引所は、主務大臣に対し、毎日及び毎月の相場及び取引高の報告をすること、また、会員等の建玉数量が一定水準を超えることとなった場合にその旨を主務大臣へ報告することが義務づけられている。

##### ②商品取引員

商品取引員は、委託者からの委託を受けて、商品取引所における取引の仲介を行うことを業として営む（商品取引受託業務）者であり、当該業務を営むには、主務大臣の許可を受ける必要がある。許可の要件としては、商品取引受託業務を適正かつ的確に遂行することができる知識、経験を有していることや、委託者の保護のため必要となる財務基盤（純資産額1億円以上）を満たしていること等が求められる。

さらに、商品取引員には、各種の行為規制（再勧誘の禁止、顧客財産の分離保管義務等）が課せられることとなっており、その行う業務が委託者保護に欠けることのないよう、規律されている。

また、商品取引員の役員又は使用人であって、その商品取引員のために、営業活動を行う者を外務員といい、商品取引員は、外務員について、主務大臣の登録を受けなければならないこととされている（ただし、主務大臣は、外務員の登録事務を商品取引員の自主規制機関である商品先物取引協会に委任できることとされており、現に全ての事務が委任されている。）。

なお、今般の改正により、「商品取引員」の名称は「商品先物取引業者」に改められることが予定されている。

他方、海外先物法については、委託者保護の観点から、海外商品市場における先物取引について、その仲介業務（海外商品先物取引業）に関する行為規制を規定しているが、当該行為規制は、一般に、商取法における商品取引員よりも弱く、また、商品取引員と異なり参入規制も課せられていない。

## 規制の目的、内容及び必要性等

### 《改正内容の概要》

近年、商品取引員の数は減少傾向（(3)② i に詳述）にあり、商品取引所での取引を直接行うことができない多くの者（委託者）にとって商品市場へのアクセスが身近なものではなくなってきている。こうした状況では、本来であれば商品先物取引を活用して経営の安定化を図ることが期待される中小企業者等にとって「使いにくい」（具体的には、商品先物取引をどう活用してよいかかわからない、活用しようと思ってもすぐにアクセスできない）商品先物市場となりかねない。そこで、委託者の商品先物市場へのアクセスチャネルを確保するため、商品先物取引業者と委託者との間をつなぐ業、つまり商品先物取引業者と顧客の媒介を業として行う「商品先物取引仲介業」を創設する。

具体的には、商品先物取引仲介業として、これまで禁止されてきた商品先物取引の委託を仲介（法的には、媒介行為のみ）することを行うことを登録制のもとで認め、商品先物取引へのアクセスチャネルを確保し、「使いやすい」商品先物市場を実現する。この際、小規模事業者等、多様な参入を認める観点から、財務要件は課さないこととするほか、兼業規制を設けることはしない。商品先物取引仲介業者に対する行為規制は、勧誘時の説明義務や、外務員の登録義務等基本的には商品先物取引仲介業者に対する行為規制と同様の規制を課すこととする。さらに、財務基盤が盤石とは言えない商品先物取引仲介業者に対する特有の行為規制として、顧客から金銭や有価証券等を預かることを禁止する。また、商品先物取引仲介業者の活用により便益を受け、かつ商品先物取引仲介業者の使用者的な立場にある商品先物取引業者に対し、商品先物取引仲介業者の監督を促す制度を構築する。具体的には、商品先物取引仲介業者は登録の際に自らと委託関係にある商品先物取引業者（所属商品先物取引業者）を決めておき、顧客に対して所属商品先物取引業者を明示するとともに、顧客との間にトラブルが生じた際には、顧客との関係で所属商品先物取引業者が賠償責任を負うこととする。

### (3) 規制の必要性

#### ① 商品先物市場について（意義、機能）

商品先物市場は、第一に公正な商品価格の形成機能、第二に商品価格のヘッジ機能、第三に資産運用機能、第四にその他現物受渡し・在庫調整機能等を有する産業インフラとしての機能を有している。

例えば、資源・食料等の価格の変動率が拡大する中、商品先物市場のヘッジ機能は、我が国事業者が資源・食料等の価格変動による収益のブレを回避し、経営を安定化するために大きな役割を果たすことができるものと考えられる。

#### ② 我が国の商品先物市場の現状と課題

商品先物市場を巡る内外環境の変化（各論において後述）を受け、今後、我が国の商品先物市場が、産業インフラとして前述の機能を十全に発揮するためには、既述した3項目、すなわち、①「使いやすい」商品先物市場を構築すること、②商品先物市場の「透明性」を向上させること、③商品先物市場の利用者の「トラブルがない」商品先物市場を実現することが課題となっている。

この点、国においては、平成20年3月から、産業構造審議会商品取引所分科会において、商品先物取引全般にかかる課題と今後の対策の方向性の審議が行われた。同分科会では、学識経験者、事業者団体代表、消費者団体代表等、様々な分野の委員によって、商品先物取引の現状・課題が検証され、産業インフラとしてのあるべき姿に関して議論がなされた。この結果は、パブリックコメントを経て、平成21年2月に報告書として公表されており、以下のとおり制度整備を行う方向性が打ち出されている。

一般の改正は、これを受け、新たに規制の設置等を行うものである。

#### i 「使いやすい」商品先物市場の実現～商品先物取引仲介業の新設～

世界の商品先物市場が活況を呈する中、我が国商品取引所の出来高は過去5年間で3分の1に減少している。また、店頭商品先物取引の取引規模は、我が国の経済規模を勘案すると、諸外国よりも相当に小さい。先物取引の利用者の構成をみても、米国等に比べ法人による先物取引の活用は十分でなく、中小事業者による利用は少ない。さらに、商品取引員の数が減少していることで、潜在的にはヘッジニーズを持っている事業者等にとって、商品先物取引へのアクセスが十分に確保されていない実態がある。このような観点から、我が国の商品先物市場が、現状では、ヘッジ機能が利活用されるべき中小事業者の期待に応えるに至っていないと判断される。この結果、我が国企業がリスクに果敢に挑戦することが難しくなり、ひいては、我が国経済全体の停滞にもつながりかねない状況となっている。

このため、今後の対策としては、何よりも、中小企業を始めとする事業者が積極的に利用できる、利便性の高い商品先物市場を実現することが求められている。

具体的な対策として、例えば、ヘッジニーズを持つ事業者等にとって、商品先物取引へのアクセスを容易にするため、商品先物取引の媒介を行う業者（商品先物取引仲介業者）を新設するなどの措置が有効と考えられる。

なお、「使いやすい」商品先物市場を実現し、商品先物市場において公正な価格形成が行われるためには、商品先物取引仲介業の新設によりヘッジニーズを有する中小事業者等（リスクヘッジャー）の利便性を高めることに加え、リスクテイク（リスクの引き受け手となる者）の参入も活発化するとより望ましい。このような観点から、商品取引所における取引に参加することのできる資格についての法的規制を見直すなどし、リスクテイクの商品市場への参入も促進する措置をあわせて講ずる。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 改正案では、新規に導入される商品先物取引仲介業者に、登録手続き等に係る費用（人件費）が発生する。 具体的には、今後5年程度で、150者（金融商品取引業者に対する金融商品仲介業者の割合を基に、商品取引員に対する者数を算定）の登録があると仮定すると、2,760万円（許可申請書類作成及び行政機関の審査への対応等に必要な時間をのべ100時間、時間給を「毎月勤労統計調査平成20年9月分確報」に基づき、1,840円と仮定）の費用が発生することとなる。 また、商品先物取引仲介業者を活用する商品先物取引業者については、新たな責務として、自らが委託する商品先物取引仲介業者について、使用者的な立場で責任を負うことが必要となり、具体的には、商品先物取引仲介業者の勧誘等が適正に行われるよう行う指導や、仮に商品先物取引仲介業者が委託者とトラブルを起した際に負う賠償責任に伴うコストが生じることが想定されるため、商品先物取引業者としては、委託先の商品先物取引業者への指導や監督の体制を構築することが必要となる。 一方、商品先物取引仲介業の導入自体について、悪質業者が参入した場合には、トラブルが増加することとなり、こうした面で顧客に被害に係るコストが生じる可能性も指摘されている。しかしながら、悪質業者に対する厳格な法執行はもちろんのこと、商品先物取引仲介業者の活用による便益を受ける商品先物取引業者が適切に商品先物取引仲介業者を監督することにより、こうしたコストも限定的なものとなるものと想定される。</p> <p><b>【行政費用】</b></p>	<p>現在、商品取引員の数が増加しており、近隣に商品先物取引に精通した業者が存在しないため、潜在的にはヘッジニーズを持っているにもかかわらず商品先物取引を活用していない者が存在すると思われる。 改正案による商品先物取引仲介業者の設計としては、中小事業者等の多様な者の参入が可能となるため、商品先物取引業者が存在しない地域においても、こうした商品先物取引仲介業者の存在により商品先物取引へのアクセスが確保され、商品先物取引を適切に活用することが可能となる（金融商品仲介業者は、平成20年において、46都道府県に分布しており、金融商品市場へのアクセス多様化に貢献している。）。</p>	<p>商品先物取引仲介業を導入するメリットは、商品先物取引業者（現行の商品取引員）が著しく減少している中で、中小企業等潜在的にヘッジニーズを有している者が商品先物取引を十分に活用するためのアクセスを確保し、事業活動の安定化、円滑化を促すことにある。改正案では、商品先物取引仲介業への多様な者の参入により、中小企業の市場へのアクセスが容易になり、商品先物取引利用者の満足度向上が見込まれる。この点、代替案では、商品先物取引業者と同様の財務的基盤を有する限定された者にしか門戸を開いていないため、アクセス多様化の効果は限定的となる。 一方で、これまで禁止されてきた媒介行為を行うことを登録制の下で解禁することにもない委託者トラブルが増加する可能性が否定できない。この点、社会的に大きなコストとなる可能性があり、多様な者の参入を認めることによりこの可能性は大きくなってしまふと考えられる。しかし、行政による厳格な法執行は当然のこと、商品先物取引仲介業者によるトラブルについて、顧客は紛争の相手方である商品先物取引仲介業者だけでなく、その商品先物取引仲介業者の使用者的な立場にある業者にも損害賠償を求めることができることとするなどの一定の制度設計上の工夫を行うことにより、極小化することが可能であるものと考えられる。さらに、この制度設計の結果、いったん起こってしまったトラブルの解決という点においては改正案の方が勝っていると考えられる。 以上より、アクセスの多様化という効果が勝っており、厳格な法執行及び制度設計の工夫によりトラブル増加というマイナス面を小さくできることから、改正案によることが適当であるものと判断される。</p>	<p>《代替案》 代替案として、「使いやすい」商品先物市場の実現のため商品先物取引仲介業を創設することは同様であるが、その導入の在り方（参入規制や行為規制、商品先物取引業者との関係）に相違があるものを設定する。 つまり、「使いやすい」商品先物市場を目指すことは改正案と同様であるが、多様な者の参入を促すための（商品先物取引業者と比較した）参入規制の緩和については、（商品先物取引業が許可制であることに対して）商品先物取引仲介業を登録制とすることにとどめ、商品先物取引業者の行為の一部（具体的には媒介）を切り離して、新たな業として商品先物取引仲介業を創設することにする。 この結果、代替案における商品先物取引仲介業者は、商品先物取引業（許可制）の一部のみを切り離して行うことを登録制の下で行うことができることは改正案と同様であるが、代替案においては商品先物取引仲介業を行おうとする者に求める参入要件として、商品先物取引業者と同様の財務基盤（純資産額1億円以上）を有することを求めることとなる点は改正案との大きな相違点となる。また、代替案では商品先物取引仲介業者は財務基盤を有することから、改正案のように金銭等の預託を受けることを禁止する必要や商品先物取引業者に商品先物取引仲介業者の監督を求める制度の必要がないことも、財務基盤の要件に伴って異なる点である。</p> <p>《費用の分析》 代替案においても、新規に導入される商品先物取引仲介業者には、改正案同様、登録手続き等に係る費用が発生する。 また、商品先物取引仲介業者の登録要件として、十分な財務的基盤を求めているため、改正案のように商品先物取引業者には、商品先物取引仲介業者の業務について責任を負う必要は生じず、商品先物取引業者に対して新たな費用は発生しない。 さらに十分な財務的基盤を有する者は、社内体制の整備により不当な勧誘行為等を行うことも比較的少ないものと考えられるため、そもそも代替案における商品先物取引仲介業の導入に伴うトラブルは比較的小さいものと考えられる。しかし、いったん顧客との間にトラブルが生じた際には、改正案のように商品先物取引業者に顧客から損害賠償の請求を行うことができるわけではないので、その点でトラブル解決のための手だては劣る可能性があり、この点がトラブル解決に係るコストとなる可</p>	<p>平成27年頃（附則において施行後5年後を目途に検討することとする）。</p>

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p>行政としては、新規に導入する商品先物取引仲介業者の登録業務を行うコストや、その使用人等を外務員として登録するコストが発生する。（なお、外務員については、商品先物取引協会の事務として委任することも可能。）</p> <p>【その他の社会的費用】 —</p>			<p>能性がある。</p> <p>一方、新規の業の導入にあたっての行政（又は商品先物取引協会）に発生するコスト（仲介業者の新規登録業務、外務員の登録業務等）は改正案と同様のものであると考えられる。</p> <p>《便益の分析》</p> <p>代替案においては、商品先物取引仲介業者に対し、十分な財務的基盤を有することを要件としているが、その場合、一定のガバナンスが確保された者である蓋然性が高まるため、そもそもトラブルを頻発させるような者は参入しにくくなると思われる。さらに顧客との間でトラブルが生じた際にも、商品先物取引仲介業者が自らその賠償を行う等金銭的な責任を取ることが可能となる。</p> <p>しかしながら、商品先物取引に関するノウハウを十分有しているものの、財務基盤が基準に満たない者の商品先物取引仲介業への参入が見込まれないため、商品先物取引仲介業の参入者数は改正案に比べれば限定的と想定され、商品先物取引がより身近なものとなる効果についても限定的なものとなる。</p> <p>《政策評価の結果》</p> <p>左記「費用と便益の関係の分析」欄のとおり。</p>	

(注) 1 経済産業省の規制の事前評価書（平成 21 年 3 月 2 日付け平成 21・03・02 広第 1 号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

3 「代替案との比較」欄において、「左記『費用と便益の関係の分析』欄のとおり。」としているのは、それぞれの欄の記載事項に該当する評価書の記述が同一であることから、「代替案との比較」欄における評価書の記述の引用を省略したものである。

政策の名称	「使いやすい」「透明な」「トラブルのない」商品先物市場の実現に係る規制（②「透明な」商品先物市場の実現）	評価の対象とした法令の名称	商品取引所法、商品投資に係る事業の規制に関する法律	府省名	経済産業省
-------	--	---------------	---------------------------	-----	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### (1) 規制の目的

世界的な経済構造の急激な変化や資源価格の不安定化を受け、我が国中小企業などの事業者は、資源価格の乱高下の影響を受けている。商品先物取引を扱う商品先物市場は、「公正な価格指標の形成」や「価格変動のリスクヘッジ」などの経済的機能を担い、そういった資源価格の乱高下をもたらす事業活動への悪影響を回避するための産業インフラと認識されている。

しかしながら、現在の我が国の商品取引所は、事業者十分に活用されておらず、産業インフラとしての機能が十分に発揮されていない。このため、国内外及び取引所内外での商品先物取引について、横断的で継ぎ目のない規制体系を再構築することによって、「使いやすい」「透明な」「トラブルのない」商品先物市場の実現を図る。

具体的には、①商品先物市場の使い勝手を向上させ、②取引所における価格指標の形成が、不適切に行われることを防止し、③利用者トラブルを解消するため、国内外・取引所内外の商品先物取引に係る規制を整備する。

#### (2) 規制の内容

##### 《現行制度の概要》

これまで、我が国で行われる商品先物取引としては、国内商品取引所における先物取引に関しては、商品取引所法（以下「商取法」という。）により、そして海外商品取引所における先物取引に関しては、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（以下「海外先物法」という。）により、市場における取引の健全な運営や、取引の受託を行う業務の適正性確保等が図られてきている。

このうち、商取法については、その目的を、「商品取引所の組織、商品市場における取引の管理等について定め、…もつて国民経済の適切な運営及び商品市場における取引等の委託者の保護に資することを目的とする（第一条）」と規定しており、商品取引に関係する組織・関係者として、国内の商品取引所、商品取引員等を規律している。それぞれの概略は以下のとおりである。

##### ①商品取引所

商品取引所は、商品先物取引をするために必要な市場を開設する会員組織又は株式会社組織の法人である（許可制）。商品取引所において取引を行うには、会員又は取引参加者（会員組織か株式会社組織かによる。）としての地位を得なければならず、その資格要件は、当業者や商品取引員などに限られている（その他の者が商品取引所において取引を行おうとする場合は、委託者として商品取引員に取引を委託することとなる。）。

また、商品取引所は、主務大臣に対し、毎日及び毎月の相場及び取引高の報告をすること、また、会員等の建玉数量が一定水準を超えることとなった場合にその旨を主務大臣へ報告することが義務づけられている。

##### ②商品取引員

商品取引員は、委託者からの委託を受けて、商品取引所における取引の仲介を行うことを業として営む（商品取引受託業務）者であり、当該業務を営むには、主務大臣の許可を受ける必要がある。許可の要件としては、商品取引受託業務を適正かつ的確に遂行することができる知識、経験を有していることや、委託者の保護のため必要となる財務基盤（純資産額1億円以上）を満たしていること等が求められる。

さらに、商品取引員には、各種の行為規制（再勧誘の禁止、顧客財産の分離保管義務等）が課せられることとなっており、その行う業務が委託者保護に欠けることのないよう、規律されている。

また、商品取引員の役員又は使用人であって、その商品取引員のために、営業活動を行う者を外務員といい、商品取引員は、外務員について、主務大臣の登録を受けなければならないこととされている（ただし、主務大臣は、外務員の登録事務を商品取引員の自主規制機関である商品先物取引協会に委任できるとされており、現に全ての事務が委任されている。）。

なお、今般の改正により、「商品取引員」の名称は「商品先物取引業者」に改められることが予定されている。

他方、海外先物法については、委託者保護の観点から、海外商品市場における先物取引について、その仲介業務（海外商品先物取引業）に関する行為規制を規定しているが、当該行為規制は、一般に、商取法における商品取引員よりも弱く、また、商品取引員と異なり参入規制も課せられていない。

##### 《改正内容の概要》

当局による市場監視を強化し、また透明性を向上するため、大口取引情報の営業日毎の提出等、商品取引所から政府への報告義務の対象となる事項を拡充する。さらに、実体経済の需給とかけ離れた異常な相場過熱時などの緊急時において、当局による介入を可能とするため、証拠金引上げ命令等を行うための規定を整備する。

## 規制の目的、内容及び必要性等

前者の報告義務については、現行制度においては、商品取引所は主務大臣に対し、毎日及び毎月の相場及び取引高の報告をすること、また、会員等の建玉数量が一定水準を超えることとなった場合にその旨を主務大臣へ報告することが義務づけられているが、今般の法改正により、会員等の建玉数量が一定水準を超えている場合、営業日ごとに、主務大臣へ報告することが義務づけられることとする。

### (3) 規制の必要性

#### ① 商品先物市場について（意義、機能）

商品先物市場は、第一に公正な商品価格の形成機能、第二に商品価格のヘッジ機能、第三に資産運用機能、第四にその他現物受渡し・在庫調整機能等を有する産業インフラとしての機能を有している。

例えば、資源・食料等の価格の変動率が拡大する中、商品先物市場のヘッジ機能は、我が国事業者が資源・食料等の価格変動による収益のブレを回避し、経営を安定化するために大きな役割を果たすことができるものと考えられる。

#### ② 我が国の商品先物市場の現状と課題

商品先物市場を巡る内外環境の変化（各論において後述）を受け、今後、我が国の商品先物市場が、産業インフラとして前述の機能を十全に発揮するためには、既述した3項目、すなわち、①「使いやすい」商品先物市場を構築すること、②商品先物市場の「透明性」を向上させること、③商品先物市場の利用者の「トラブルがない」商品先物市場を実現することが課題となっている。

この点、国においては、平成20年3月から、産業構造審議会商品取引所分科会において、商品先物取引全般にかかる課題と今後の対策の方向性の審議が行われた。同分科会では、学識経験者、事業者団体代表、消費者団体代表等、様々な分野の委員によって、商品先物取引の現状・課題が検証され、産業インフラとしてのあるべき姿に関して議論がなされた。この結果は、パブリックコメントを経て、平成21年2月に報告書として公表されており、以下のとおり制度整備を行う方向性が打ち出されている。

今般の改正は、これを受け、新たに規制の設置等を行うものである。

#### ii 「透明な」商品先物市場の実現～国による市場監視の強化～

商品先物市場において形成される資源・食料等の先物価格は、現物の取引価格に強い影響を与えている。

例えば、商品の需給見通し等に一時的な偏りが生じ、それに伴い商品先物市場における価格が大きく変動した場合には、実体経済における商品の価格にも大きな変動を生じさせ、結果、国民経済に多大な影響を与えるおそれもあり得る。

このような、商品先物市場の、実体経済と強くリンクしている特性に着目し、従来から、取引所による建玉制限や値幅制限等の市場管理が行われ、また、不公正取引に対する監視も行われているところである。

ただし、近年、原油先物市場に投資及び投機資金が流入したことにより先物価格が高騰し、現物の取引価格にも大きな影響を与えたこと等を踏まえ、実体経済の需給とかけ離れた異常な相場過熱などの際には、当局が市場を適切に管理する必要があると世界的に認識されてきている。このような中において、我が国の現行制度は必ずしも十分なものとはなっていない。例えば、相場操縦行為等が行われているおそれのある時であっても、十分に実態を把握するだけの仕組みが整っていないのが現状である。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p>【遵守費用】</p> <p>改正案では、会員等の建玉数量が一定水準を超えることとなった場合ではなく、会員等の建玉数量が一定水準を超えている場合、営業日ごとに、当該会員等の名称及びその建玉数量等を主務大臣へ報告することが義務づけられることとなる。それに伴って、報告頻度が増加し、報告に係る費用が追加的に発生することとなるが、電磁的手法を用いれば、会員等側の追加コストは限定的であると想定される。</p> <p>【行政費用】</p> <p>行政としては、上記の制度整備により市場監視体制を強化することが必要であるため、人件費が発生することとなる。この点、改正案において報告される情報の分析を行うため、6名程度の増員が必要と考えられ、具体的な費用としては、平成19年国家公務員給与等実態調査より職員の平均年給を480万円と仮定すると、年間約29百万円の費用が発生することが見込まれる。</p> <p>【その他の社会的費用】</p> <p>—</p>	<p>改正案による場合、主務大臣は、商品取引所からの報告により、大口取引を行っている会員等の取引情報を随時把握することが可能となる。また、これらの情報に基づき、相場操縦行為等の不公正取引が行われていると判断される場合にあっては、商品取引所に対し、証拠金引き上げ命令を発出する等の措置を現行よりも機動的に行うことが可能となる。これらにより、公正な取引が確保される結果、商品先物市場の公正な価格指標の形成機能の強化が図られることとなる。</p>	<p>「透明な」商品先物市場の実現に向けて、当局が適時適切な処分（商品取引所に対する命令等）を行いやすくするために、各会員等の取引にかかる情報を収集することが必要である。</p> <p>まず便益について、改正案では、商品取引所は、主務大臣に対し会員等にかかる大口取引情報のみを報告するのに対し、代替案では、全会員等の取引情報の報告が義務づけられることとなるが、商品先物市場の経済的機能を歪めるような取引は、基本的に大口取引に限られると考えられることから、緊急時において適切な措置を行うための実効性を担保する観点からは、両者により得られる効果に実質的な差異はない。</p> <p>他方、費用については、主務大臣が全会員等の取引の状況を随時把握し、収集した情報量に応じた分析を行って微細な部分にまで監督を及ぼすためには、行政に多額の費用が発生する。さらに、膨大な情報を処理する必要が生じる結果、機動的な市場監視を行うことが困難になるという弊害が生じるおそれも懸念される。</p> <p>以上の点にかんがみると、費用対効果の観点から、報告の対象を大口取引に限定する改正案を採用することが適当であるものと判断される。</p>	<p>《代替案》</p> <p>代替案として、まず、主務大臣が商品取引所における取引状況をリアルタイムに直接監視することが考えられるが、この案については、以下の3つの理由から、現状に即していない、実現可能性の小さいものとする。第一に、政府における組織体制をリアルタイムに実効的な監視を行うのに相応なものに強化するためには、極めて過大なコストがかかる。第二に、生の取引情報は極めて煩雑であり、政府が分析することは困難であるため、商品取引所に対して、彼らが有する会員情報等を基に一定程度整理を行わせる必要がある。第三に、政府は、時々刻々変化する取引情報に即時的に対応して何らかの措置を講ずるという意味決定を下すことが現状では実態上、困難であり、一方で、緊急時の措置については取引を直接管理する商品取引所に委ねることに妥当性があるため、主務大臣が取引についてリアルタイムに監視することの有効性が薄い。よって、主務大臣は取引状況を直接監視するのではなく、若干のタイムラグがあったとしても、商品取引所に対して報告を求める方が明らかに適切と考える。</p> <p>次の代替案として、改正案のように報告対象を一部の会員等に限定せず、全会員等の建玉数量を商品取引所から主務大臣へ報告させるものが考えられる。この案は、商品取引所における取引状況を網羅的に把握することにつながり、また、一定程度の実現可能性も認められるため、改正案と比較検討するに値する。なお、この代替案においては、实体经济の需給とかけ離れた異常な相場過熱時などの緊急時において、改正案と同様に、証拠金引上げ等を命令できることとする。</p> <p>《費用の分析》</p> <p>代替案では、商品取引所による全会員等の建玉数量の報告が法的に義務づけられ、相場操縦行為などにつながる会員等の取引情報について行政が網羅的に把握できる仕組みとなる。</p> <p>取引所にとっては、平常時から取引を通じて得ている情報をそのまま主務大臣に報告するのみであり、従来よりも詳細に集計を行う必要性はあるものの、これにより大幅な追加費用が発生することは考えにくい。</p> <p>行政にとっては、取引情報が主務大臣へ報告されるようになった場合、報告された情報を精緻に分析し、市場監視を行う必要が生じるため、これにかかる費用が発生する。この場合、主務大臣に報告される情報量は改正案と比較すると多くなるため、分析にかかる費用の額もこれに比例して大きくなることが想定される。</p> <p>例えば下記の事例では、会員建玉について、改正案によれば8社分の情報が報告されることとなる一方で、代替案によると70社分の情報が報告されることとなる。他方、商品取引所から報告される情報の分析を行うのに必要な人員は6名と見込まれる一方で、代替案で報告されることとなる情報量に対応するためには、<math>6 \times (70 / 8) = \text{約}53</math>名の人員が必要となり、平成19年国家公務員給</p>	<p>平成27年頃（附則において施行後5年後を目途に検討することとする）。</p>

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
			<p>与等実態調査より職員の平均年給を480万円と見積もると、年間で約254百万円の費用が発生することとなる。</p> <p>&lt;改正案により報告対象となる会員の数（2008年10月、貴金属市場）&gt;  金：該当会員数1社、市場取引参加者数（全体）18社  銀：該当会員数1社、市場取引参加者数（全体）17社  白金：該当会員数2社、市場取引参加者数（全体）18社  パラジウム：該当会員数4社、市場取引参加者数（全体）17社  延べ：該当会員数8社、市場取引参加者数（全体）70社</p> <p>《便益の分析》  代替案による場合、主務大臣は、大口取引であるか否かに関わらず、全ての会員等の取引にかかる情報を随時把握することとなるため、精緻な市場監視を行うことが理論上は可能となる。しかし、価格に影響を及ぼすほどの相場操縦を行うためには、一定水準以上の建玉を有することが不可欠であり、代替案によって措置したとしても、相場操縦等の防止について、改正案以上の効果を上げるものではない。また、そもそも改正案においては、大口とみなす水準を相当程度低く設定する予定なので、改正案によって報告される情報で十分な効果が得られると考えられる。</p> <p>《政策評価の結果》  左記「費用と便益の関係の分析」欄のとおり。</p>	

(注) 1 経済産業省の規制の事前評価書（平成21年3月2日付け平成21・03・02広第1号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

3 「代替案との比較」欄において、「左記『費用と便益の関係の分析』欄のとおり。」としているのは、それぞれの欄の記載事項に該当する評価書の記述が同一であることから、「代替案との比較」欄における評価書の記述の引用を省略したものである。

政策の名称	「使いやすい」「透明な」「トラブルのない」商品先物市場の実現に係る規制（③「トラブルのない」商品先物市場の実現）	評価の対象とした法令の名称	商品取引所法、商品投資に係る事業の規制に関する法律	府省名	経済産業省
-------	--	---------------	---------------------------	-----	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### (1) 規制の目的

世界的な経済構造の急激な変化や資源価格の不安定化を受け、我が国中小企業などの事業者は、資源価格の乱高下の影響を受けている。商品先物取引を扱う商品先物市場は、「公正な価格指標の形成」や「価格変動のリスクヘッジ」などの経済的機能を担い、そういった資源価格の乱高下をもたらす事業活動への悪影響を回避するための産業インフラと認識されている。

しかしながら、現在の我が国の商品取引所は、事業者に十分に活用されておらず、産業インフラとしての機能が十分に発揮されていない。このため、国内外及び取引所内外での商品先物取引について、横断的で継ぎ目のない規制体系を再構築することによって、「使いやすい」「透明な」「トラブルのない」商品先物市場の実現を図る。

具体的には、①商品先物市場の使い勝手を向上させ、②取引所における価格指標の形成が、不適切に行われることを防止し、③利用者トラブルを解消するため、国内外・取引所内外の商品先物取引に係る規制を整備する。

#### (2) 規制の内容

##### 《現行制度の概要》

これまで、我が国で行われる商品先物取引としては、国内商品取引所における先物取引に関しては、商品取引所法（以下「商取法」という。）により、そして海外商品取引所における先物取引に関しては、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（以下「海外先物法」という。）により、市場における取引の健全な運営や、取引の受託を行う業務の適正性確保等が図られてきている。

このうち、商取法については、その目的を、「商品取引所の組織、商品市場における取引の管理等について定め、…もつて国民経済の適切な運営及び商品市場における取引等の委託者の保護に資することを目的とする（第一条）」と規定しており、商品取引に関係する組織・関係者として、国内の商品取引所、商品取引員等を規律している。それぞれの概略は以下のとおりである。

##### ①商品取引所

商品取引所は、商品先物取引をするために必要な市場を開設する会員組織又は株式会社組織の法人である（許可制）。商品取引所において取引を行うには、会員又は取引参加者（会員組織か株式会社組織かによる。）としての地位を得なければならず、その資格要件は、当業者や商品取引員などに限られている（その他の者が商品取引所において取引を行おうとする場合は、委託者として商品取引員に取引を委託することとなる。）。

また、商品取引所は、主務大臣に対し、毎日及び毎月の相場及び取引高の報告をすること、また、会員等の建玉数量が一定水準を超えることとなった場合にその旨を主務大臣へ報告することが義務づけられている。

##### ②商品取引員

商品取引員は、委託者からの委託を受けて、商品取引所における取引の仲介を行うことを業として営む（商品取引受託業務）者であり、当該業務を営むには、主務大臣の許可を受ける必要がある。許可の要件としては、商品取引受託業務を適正かつ的確に遂行することができる知識、経験を有していることや、委託者の保護のため必要となる財務基盤（純資産額1億円以上）を満たしていること等が求められる。

さらに、商品取引員には、各種の行為規制（再勧誘の禁止、顧客財産の分離保管義務等）が課せられることとなっており、その行う業務が委託者保護に欠けることのないよう、規律されている。

また、商品取引員の役員又は使用人であって、その商品取引員のために、営業活動を行う者を外務員といい、商品取引員は、外務員について、主務大臣の登録を受けなければならないこととされている（ただし、主務大臣は、外務員の登録事務を商品取引員の自主規制機関である商品先物取引協会に委任できることとされており、現に全ての事務が委任されている。）。

なお、今般の改正により、「商品取引員」の名称は「商品先物取引業者」に改められることが予定されている。

他方、海外先物法については、委託者保護の観点から、海外商品市場における先物取引について、その仲介業務（海外商品先物取引業）に関する行為規制を規定しているが、当該行為規制は、一般に、商取法における商品取引員よりも弱く、また、商品取引員と異なり参入規制も課せられていない。

## 規制の目的、内容及び必要性等

### 《改正内容の概要》

海外商品先物取引、店頭商品先物取引に関するトラブルを減らすため、参入規制（許可制）を導入し、行為規制を強化する。具体的には、商取法に規律される国内商品先物取引と同レベルの規制を適用する。また、利用者がプロかアマかで強弱をつける「プロ・アマ規制」を導入し、商品先物取引に関して十分な知識、経験を有するプロについては、商品先物市場をより円滑に利用することを可能とする一方、それ以外のアマについては、十分な保護を及ぼすことを可能とする。

他方、レバレッジの設定が基本的に当事者間で自由に決せられるなど、特にリスク性が高いと考えられる店頭商品先物取引については、原則、自ら勧誘を要請しない者に対する勧誘を禁止する（不招請勧誘の禁止）。

### (3) 規制の必要性

#### ① 商品先物市場について（意義、機能）

商品先物市場は、第一に公正な商品価格の形成機能、第二に商品価格のヘッジ機能、第三に資産運用機能、第四にその他現物受渡し・在庫調整機能等を有する産業インフラとしての機能を有している。

例えば、資源・食料等の価格の変動率が拡大する中、商品先物市場のヘッジ機能は、我が国事業者が資源・食料等の価格変動による収益のブレを回避し、経営を安定化するために大きな役割を果たすことができるものと考えられる。

#### ② 我が国の商品先物市場の現状と課題

商品先物市場を巡る内外環境の変化（各論において後述）を受け、今後、我が国の商品先物市場が、産業インフラとして前述の機能を十全に発揮するためには、既述した3項目、すなわち、①「使いやすい」商品先物市場を構築すること、②商品先物市場の「透明性」を向上させること、③商品先物市場の利用者の「トラブルがない」商品先物市場を実現することが課題となっている。

この点、国においては、平成20年3月から、産業構造審議会商品取引所分科会において、商品先物取引全般にかかる課題と今後の対策の方向性の審議が行われた。同分科会では、学識経験者、事業者団体代表、消費者団体代表等、様々な分野の委員によって、商品先物取引の現状・課題が検証され、産業インフラとしてのあるべき姿に関して議論がなされた。この結果は、パブリックコメントを経て、平成21年2月に報告書として公表されており、以下のとおり制度整備を行う方向性が打ち出されている。

一般の改正は、これを受け、新たに規制の設置等を行うものである。

#### iii 「トラブルのない」商品先物市場の実現～参入規制の導入及び行為規制の強化による利用者保護～

かつて、国内商品取引所における商品先物取引には、個人が、不当な勧誘により非自発的に取引に参加して、多額の損失を被る事例が多く存在した。その後、法律改正による制度整備、法執行の厳格化、関係者の努力により、国民生活センター等に寄せられる個人からの苦情・相談件数は、過去5年で約8割減少しているなど一定の改善が見られている。

一方、店頭商品先物取引（いわゆるロコ・ロンドンまがい取引を含む。）や海外商品先物取引については、規制が国内商品先物取引と比較して弱く、個人からの苦情・相談件数が過去2年で2.5倍となるなど急増している実態がある。特に店頭商品先物取引については、そのトラブル増加が著しい。

他方で、企業によるヘッジ目的の取引等についてはさることながら、商品先物市場を個人が利用することについても、資産運用の観点から、自発的な利用は否定されるべきものでない。近時においては、一般投資家向けの店頭商品先物取引が、資産運用手段として認知されつつある実態があり、このような業務に関して、適正性を確保することが、課題となっている。

これらを踏まえ、個人利用者のトラブル防止のための措置を徹底し、信頼感・イメージの上昇も図る必要がある。

店頭商品先物取引、海外商品先物取引についても、これまで既存の法（特定商取引に関する法律、海外先物取引法）を活用して行政処分等を行ってきたところであるが、今後は特にトラブルが急増している部分について制度面での一層の対応を図られることが求められている。

この点、悪質な業者は、会社の設立、解散を繰り返して当局の規制を逃れる傾向にあることを踏まえると、国内商品先物取引、海外商品先物取引、店頭商品先物取引すべてにかかる参入規制及び行為規制の適用を措置することが、トラブル解消に効果的であるものと考えられる。

その際、横断的な規制を施すこととなると、規制が過度となり、市場の活力を損なうおそれもあるため、商品先物取引に関して十分な知識、経験を有する者を顧客とする場合に、一定程度行為規制を緩和する措置（いわゆるプロ・アマ規制）が必要であると考えられる。

また、店頭商品先物取引については、レバレッジの設定が当事者の自由であるなど取引所取引よりもリスク性が高く、また、現にトラブルも多発している。このような取引の開始については、顧客の希望に全面的に委ねることがトラブル防止の観点から有用であり、十分な知識・経験のない利用者については保護する観点からも、勧誘の要請をしていない顧客に対する勧誘の禁止（不招請勧誘の禁止）について、措置する必要がある。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 改正案では、海外商品先物取引及び店頭商品先物取引について、新たに参入規制（許可制）を導入することとするため、これらの取引を業として行う者について、許可取得に係る費用（人件費）が発生する。これらの業については、現行制度上、届出も要さないため、正確な者数は特定できないが、仮に100者程度（苦情等の分析から、店頭商品先物取引又は海外商品先物取引を業として行う者は、およそ200者程度存在するものと考えられる。このうち、半数が許可申請をするものと仮定。）と類推して算定すると、およそ1,840万円（許可申請書類作成及び行政機関の審査への対応等に必要時間をのべ100時間、時間給を「毎月勤労統計調査平成20年9月分確報」に基づき、1,840円と仮定した場合。）の費用が発生することとなる。</p> <p><b>【行政費用】</b> —</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> —</p>	<p>改正案では、現行制度において、参入規制のない海外商品先物取引や、法律上の位置づけが不明確な店頭商品先物取引を行う者が、新たに商品先物取引業者として厳格に規律されることとなり、特に店頭商品先物取引については、不招請勧誘を禁止する措置を講じることを予定している。</p> <p>これらの措置は、平成17年の金融先物取引法改正による措置と類似するものであるため、この時のデータを参考に、以下のとおり海外商品先物取引及び店頭商品先物取引の苦情件数の推移を算定することが可能である。</p> <p>&lt;海外商品先物取引・店頭商品先物取引の苦情件数推移見込み&gt; 苦情相談件数（年間） 法律施行前：1,738 法律施行後：195 ※法律施行前の苦情相談件数は、国民生活センターによる平成19年度の集計。</p> <p>また、同案によった場合、一般投資家向けに行う店頭商品先物取引が、業として認められることとなる。既述のとおり、このような取引については、近時、資産運用手段の一つとして社会的に認知されつつあり、適正な規制の下で行われることには、一定の意義があると考えられる。</p>	<p>海外商品先物取引及び店頭商品先物取引に関する苦情件数の内訳を見ると、店頭商品先物取引に関するものが急増している。このような実態を踏まえれば、今般の改正によって最も重点を置いてトラブル解消措置を講ずべきは、ロコ・ロンドンまがい取引に代表される店頭商品先物取引であると考えられる。</p> <p>まず便益に着目すると、代替案による場合は、海外商品先物取引については、国内商品先物取引と同じレベルの規制が導入され、店頭商品先物取引については、その取引自体が禁止されることで、トラブル解消に大きな効果を得ることが期待される。しかし、一般投資家向けの店頭商品先物取引を適正な規制の下で認めることは、資産運用の観点から有意義なものであり、この点、過度な規制となる可能性が否定できない。一方、改正案では、海外商品先物取引及び店頭商品先物取引について、国内商品先物取引と同じレベルの規制を導入し、さらに店頭商品先物取引については、そのリスク性の高さ及びトラブルが多発している実態から不招請勧誘を導入することとしている。これらの措置による場合であっても、トラブル減少に大きな効果を得られることが見込まれる。さらに、これまで法的な位置づけが必ずしも明確でなかった店頭商品先物取引が業として認められることとなるため、資産運用手段の多様化に寄与することとなる。なお、金融先物取引業の例に見られるように、改正案で掲げるような措置が、取引を活性化させるきっかけとなることも十分に考えられ、商品先物取引の強化に大きく貢献する可能性がある。</p> <p>次に費用については、改正案によれば店頭商品先物取引を行う者に参入コストが発生するのに対し、代替案によればこのようなコストは発生しないため、一見、代替案に優位性があるようにも考えられる。しかし、代替案では、現に店頭商品先物取引を行っている</p>	<p>《代替案》 改正法においては、会社の設立、解散を繰り返して悪質な営業を続ける業者を排除する観点から、海外商品先物取引及び店頭商品先物取引について参入規制を設けることとしている。</p> <p>しかし、現行制度において、一部の事業者間取引を除き、店頭商品先物取引（例えば、ロコ・ロンドンまがい取引）は、正当な業務行為に当たらない限り賭博に該当するとの指摘がある。さらに、現にトラブルが多発している実態があることも踏まえ、代替案では、そもそもこれらの取引については禁止行為として認めない（刑事罰によって対処する）こととする。具体的には、行政として、このような取引が賭博にあたるものであることを明確化し、消費者へ注意喚起（ウェブページ等を通じて周知）を行うこととする。</p> <p>一方、海外商品先物取引に関しては、国内商品先物取引同様、取引所において取引を行うものであるため、賭博とは異なる。また、一定件数のトラブルが発生しているものの、急増しているわけではない。これらのことを踏まえ、海外商品先物取引については、より適切な業規制を適用ことにより、十分に委託者保護を図ることが可能であるとの認識のもと、改正案同様、国内商品先物取引と同水準の参入規制及び行為規制を適用することとする。</p> <p>なお、このような考え方を採用するとしても、「使いやすい」商品先物市場を実現する観点から、プロ・アマ規制の導入は妥当であると考えられる。また、トラブルのない商品市場を実現する観点からは、プロ・アマ規制はトラブルの増減に大きな影響を持つものではない（プロ・アマ規制は、そもそもトラブルの発生可能性が低い取引について、一定程度の規制緩和を措置するものである。）ため、分析上は固定値として扱うこととし、改正案と同じく措置することとする。</p> <p>《費用の分析》 代替案では、店頭商品先物取引は賭博に当たるものであることを明確化し、一部の例外（商取法によって規律される事業者間取引）を除き、禁止する。したがって、現に店頭商品先物取引を行っている者においては、今後、当該取引を行うことができなくなるため、従来見込んでいた利益が得られないこととなる。他方、行政においては、本措置にかかる周知活動を行うこととするが、これにかかる費用は僅少である。</p> <p>また、海外商品先物取引については、規制を国内商品先物取引並みに引き上げる措置（参入規制の導入及び行為規制の強</p>	<p>平成27年頃（附則において施行後5年後を目途に検討することとする）。</p>

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
		<p>者が見込んでいる利益獲得の機会が完全に失われるため、むしろ改正案による方が損失は大きいと考えられる。</p> <p>以上より、便益、費用両面において、改正案に優位性が認められるため、同案によって措置することが適当であるものと判断される。</p>	<p>化)を施すこととしている。これに関しては、海外商品先物取引業者に、参入にかかる費用およそ920万円（業者数を50者程度と類推。算定方法は改正案と同様）が発生することとなる。</p> <p>《便益の分析》</p> <p>代替案による場合、外国商品先物取引に関しては、参入規制の導入によって、また店頭商品先物取引に関しては、そもそもそのような取引を行うことを禁じることによって、悪質業者の排除を図る。結果、海外商品先物取引及び店頭商品先物取引について、トラブルの減少が見込まれる。特に店頭商品先物取引に関しては、その禁止が明確化されることにより、トラブルが大幅に減少するものと思われる。</p> <p>《政策評価の結果》</p> <p>左記「費用と便益の関係の分析」欄のとおり。</p>	

(注) 1 経済産業省の規制の事前評価書（平成 21 年 3 月 2 日付け平成 21・03・02 広第 1 号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

3 「代替案との比較」欄において、「左記『費用と便益の関係の分析』欄のとおり。」としているのは、それぞれの欄の記載事項に該当する評価書の記述が同一であることから、「代替案との比較」欄における評価書の記述の引用を省略したものである。

政策の名称	我が国のエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を図るため、非化石エネルギー源の利用と化石エネルギー原料の有効な利用を促進する政策	評価の対象とした法令の名称	エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律	府省名	経済産業省
-------	--	---------------	---	-----	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### (1) 規制の目的

化石燃料の供給国における資源ナショナリズムの高まりや、世界のエネルギー需要の急増、また地球温暖化問題への対応が課題となる中、我が国のエネルギーの安定的かつ適切な供給を確保することが求められている。我が国としては、化石燃料の一次エネルギー供給に占める割合の低減を図るため、今後、電気事業者・石油事業者・ガス事業者等の国内のエネルギー供給事業者に対して、原子力・太陽光・風力・水力等の非化石エネルギー源の利用を義務付け、化石燃料以外から生み出されるエネルギーの割合を増加させるとともに、化石燃料を原料とする燃料製品を製造する場合においては、その原料の有効な利用を義務付ける。

#### (2) 規制の内容

新たに「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案」（以下「法」という。）を定め、エネルギー供給事業者に対し、非化石エネルギー源の利用と化石エネルギー原料の有効な利用を義務付ける。

具体的には、国（経済産業大臣）はエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本的な方針を示し、エネルギー供給事業者が計画的に取り組むべき措置等に関する「事業者の判断の基準となるべき事項」（以下「判断基準」という。）を定め、そこで示された利用の目標の達成のための中長期的な計画の作成と、国への提出を義務付ける。判断基準は、法の制定後、事業ごとに別途定められる。

エネルギー供給事業者の取組状況は、法の施行のため必要がある際に行われる報告あるいは立入検査等によって把握されることとなっており、仮に、非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の状況が、判断基準に照らして著しく不十分である場合には、国から必要な措置をとるべき旨の勧告がなされ、なおその措置をとらなかった場合は、命令、罰則が課されることとなる。

#### (3) 規制の必要性

##### ① 石油代替エネルギー関連施策について

エネルギーは、資源小国の我が国にとって、経済成長の要であるとともに、国家安全保障の根幹をなすものであり、さらには環境問題を解決する鍵である。我が国は、「安定供給の確保」、「環境への適合」及びこれらを十分考慮した上での「市場原理の活用」を基本方針として定めること等を内容とするエネルギー政策基本法を基本とし、エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びにこれらの適正な利用の推進を図るための政策を推進している。

我が国では、2度のオイルショックを踏まえ、過度の石油依存構造から転換するため、1980年に代エネ法が制定された。以後、この代エネ法に基づき、我が国では、官民一体となって、石油から石油以外のエネルギーへの転換を目指してきた。

この取組の結果、石油依存度は、第一次オイルショック時（1973年度）の76%から、1990年度には54%、2000年度には5割を下回る水準にまで低減した。特に、電力分野においては、原子力発電所等の新增設により、石油依存度の大幅な低減が可能となった。

しかし、これらの取組にもかかわらず、一次エネルギー供給に占める化石燃料（石油、石炭、天然ガス、LPガス）の割合は、依然8割を超え高水準なままとなっているのが現状である。今後は、単に石油の利用を抑制するだけではなく、様々なエネルギー源の特性を踏まえた上で、エネルギー源の多様化に向けた取組の強化を図る必要がある。また、世界のエネルギー需給構造の中長期的な変化や地球環境問題にも対応していく必要がある。このような観点から、代エネ法を中核としたこれまでの政策を見直すことが喫緊の過大となっている。

##### ② エネルギーをめぐる情勢について

近年、中国やインドをはじめとする新興国を中心に、世界のエネルギー需要が急増しており、2030年には、エネルギー需要が現在の約1.55倍に増加すると予想されている。その増加分中、約74%を途上国が占めており、さらに、中国（約33%）とインド（約12%）だけで増加分の約45%を占めると予測されている。また、地政学上のリスクや金融情勢の影響も引き続き重要な要因となっていくと考えられる。

また、原油価格だけでなく、天然ガス、石炭についても、価格は2003年頃から軒並み上昇トレンドにあり、2007年頃から急騰した。

さらに、エネルギー自給率について見ると、代エネ施策として導入が促進されてきた天然ガスや原子力の燃料となるウランは、ほぼ全量が海外から輸入されているため、2005年のエネルギー自給率はわずか4%にとどまっている。加えて、「準国産エネルギー」として位置付けられている原子力を含めても約19%となっている。これは、他の先進国（アメリカ：61%、イギリス：78%等）と比べても非常に低い水準にある。

## 規制の目的、内容及び必要性等

他方、我が国のエネルギー起源の二酸化炭素排出量は、温室効果ガス全体の約9割を占めているなど、地球温暖化問題への対応のためにも、エネルギー供給構造を変革していくことが重要である。

以上のとおり、我が国のエネルギー供給構造は将来に向けて多くの課題を有しており、エネルギーセキュリティの強化、低炭素社会づくりに向けた対応など中長期的観点からの対応が不可欠である。

### ③今後目指すべきエネルギー需給構造について

エネルギー需給の今後の在り方については、これまでも、様々な提言がなされてきた。特に、2020～30年、あるいは2050年までを視野に入れたエネルギー政策上の目標・見通しとして策定された「エネルギー基本計画」、「新・国家エネルギー戦略」、「長期エネルギー需給見通し」、「低炭素社会づくり行動計画」などは、エネルギー政策の基本的な方向性であり、目指すべき先進的な技術の実用化や需給構造の新たな姿が示されている。

今後、従来どおりの量・質の化石燃料の確保が困難となることが懸念されている中で、我が国は将来にわたって一定程度化石燃料に依存せざるを得ない状況にあり、引き続き我が国のエネルギー供給途絶リスクは存在する。こうした中、このリスクを軽減するためには、

- 1) エネルギーの供給にあたり、非化石エネルギー源から得られたエネルギーを増加させることによって、化石燃料から得られるエネルギーの利用を低減するための対策（非化石エネルギー源の利用）
  - 2) 化石燃料から製造される製品のうち燃焼の用に供されるもの（燃料製品）を製造する場合において、その原料（化石エネルギー原料）を有効に利用することによって、エネルギーとなる製品の生産に際し、必要な化石燃料の利用を低減するための対策（化石エネルギー原料の有効な利用）
- を行っていく必要がある。また、こうした措置は同時に、エネルギー供給事業に係る環境への負荷を低減させることにも資するものである。

### ④法的措置の必要性について

エネルギー関連事業は、投資期間が長い等の理由から、化石燃料の需給逼迫に対応できるような供給構造に転換するという課題は短期間で実現できる課題ではなく、中長期的・計画的な取組が必要不可欠である。

他方、こうした取組を進めることは、事業者の経営戦略に大きな影響を及ぼすものであり、短期的には十分な利益を確保することが必ずしも保証されている訳ではないため、経営判断の局面では先送りされてしまうのが実情である。

このため、今後、中長期的な化石燃料の需給逼迫に対応した供給構造に転換していくためには、エネルギー供給事業者による創意工夫の下に、自主的な取組を行うことを前提としつつも、国として中長期的に目指す方向性を明らかにした上で、事業者がその実現に向け、計画的に取組を行うことを担保するための法的措置を講ずることが必要である。

### ⑤既存政策との関係について

既に、エネルギー供給事業者に対しては、エネルギーの使用・供給段階において、いくつかの法規制を設けている。今般の規制が、その枠組みを超えて新設されなければならない理由は、以下のとおりである。

#### 1) 省エネ法との関係について

省エネ法は、エネルギーの使用の合理化のため、事業者の判断基準を定め、事業者の取組が判断の基準に照らして著しく不十分と認められる場合には、行政が指示、公表、命令できるという体系となっている。「使用の合理化」とは、一定の目的を達成するためのエネルギーの使用に際して、より少ないエネルギーで同一の目的を達成するために徹底的な効率の向上を図ることを意味する概念である。この点において、従来、省エネ（使用の合理化）と代エネ（エネルギー源の転換）とは別の概念で整理されてきていたが、今般の措置についても、同様の考え方により省エネ法によって達成することには限界があると考えられる。

#### 2) RPS法との関係について

RPS法は、電気事業者による新エネルギー等の利用に関して、その基準利用量を定め、その量に達していない場合において正当な理由がない場合は勧告、命令、罰則ができるという体系となっている。非化石エネルギー源の中でも、現状では新エネルギーと原子力や水力との間では発電コストの差異などその特性に相当な違いがあり、同列に扱うことは困難である。したがって、エネルギーの安定供給の確保を図るために中長期的に非化石エネルギー源を利用したエネルギー供給を拡大することを義務付けるための措置を講じたとしても、RPS法によって新エネルギーの導入拡大を図り市場を創出するというスキームは、引き続き重要であると考えられる。

## 規制の目的、内容及び必要性等

### 3)各事業法との関係について

各事業法（電気事業法、ガス事業法）は、それぞれの事業の健全な発達及び使用者の利益の保護等を目的として事業個別に設けられているものであるが、例えば事業をまたがった国全体としての取組に関する義務を規定することは法的に困難である。事業を超えた政策の一体性の確保等の観点からも、新規の法律においてこの取組を措置することが妥当であると考えられる。

### ⑥審議会等での議論について

以上述べてきた対策の実現に当たって、総合資源エネルギー調査会総合部会は、平成21年2月に報告書を取りまとめ、エネルギー供給事業者が創意工夫の下に自主的な取組を行うことを前提としつつも、中長期的に目指す方向性について国が基本方針を策定し、事業者がこの基本方針の実現に向け計画的に取り組むことを担保させるための新たな法的措置を講ずることが必要であるとされた。資源エネルギー庁は、本報告の方針・内容等を受け、今次(2)を内容とする規制を設けることとしたものである。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>《分析対象期間》</b> 分析対象期間としては、新設案は、中期的な目標を提示し、各事業者がこれを目指すようなシナリオを想定することから、本法による効果は目標年度の時点において達成水準に達することを想定した。すなわち、規制導入初年度として仮に2011年度とし、ここから当面の目標年度として設定される2020年度末までとする。</p> <p><b>【遵守費用】</b> ①事務コスト ＜新設案、代替案1及び代替案2における比較＞ 新設案の導入に伴い、事業者には目標年度に非化石エネルギーの導入割合を一定基準に達するため及び化石エネルギー原料の有効利用度を一定の水準に達するための中長期的な計画の作成と経済産業大臣への提出が求められることから、計画策定・提出のための費用が必要となる。 代替案1では、その導入に伴い、事業者には目標年度に非化石エネルギーの導入割合を一定基準に達するため及び化石エネルギー原料の有効利用度を一定の水準に達するための導入計画の策定ならびに導入結果を評価するための指標の算出が求められることから、これらの費用が必要となる。 また、代替案2の導入に伴い、事業者には補助金の申請時ならびに結果の報告等にかかる費用が発生することが想定される。 これらの費用については、いずれも行政庁との間で所要の手続きとして行われるものであり、それぞれの案において大きな差は生じないと考えられる。 以上より、新設案、代替案1あるいは代替案2のいずれにおいても、一定程度の事務コストの発生が想定されるが、それぞれの案の差が明確になる程ではないと考えられる。</p> <p>②非化石エネルギー源の利用設備・運転コスト 1)電気事業 ＜新設案、代替案1及び代替案2における比較＞ エネルギー供給事業者の新エネルギー等電力導入費用について、評価期間（2020年度）までを通じて評価すると以下のとおりである。 新設案の導入に伴い、事業者は、自ら最も合理的と考えられる経路で新エネルギー等電力を導入する。例えば、当初の新エネルギー等電力の導入量は比較的少量に抑えつつ、事業者の経営として無理をせず、発電特性に対する知見を蓄積し、年度が経過するにつれて逡増させることが合理的であった場合、これは、同時に新エネルギー等電力設備の市場価格を見極めながら導入を進めることにもなり、2つの代替案と比較して設備投資額を抑制可能である。</p>	<p><b>《分析対象期間》</b> 本法の目的は中長期的な構造改革であるため、本法による効果は目標年度の時点において達成水準に達することを想定した。すなわち、分析対象期間としては、結果としての2020年の姿であり、2、3年単位でその便益が現れる必要は必ずしも無いものとする。</p> <p><b>【特定エネルギー供給事業者及び特定燃料製品供給事業の便益の分析】</b> ①化石エネルギー原料調達コストの削減 ＜新設案、代替案1及び代替案2における比較＞ 化石エネルギー原料調達コストの削減を3案で評価すると、2020年度にはいずれの案でも、例えば電気事業者が供給する電気に占める非化石エネルギー源による発電の比率、石油製品製造事業者が供給するガソリンに占めるE T B E混入ガソリンの比率及び白油化率といった目標は同じレベルに達することから、化石エネルギー原料調達コストの削減には差が生じないと評価できる。 なお、2020年度より手前の段階では、新設案より代替案1及び代替案2の方が非化石エネルギー源の利用量や化石エネルギー原料の有効利用が一時的に進んでいると想定しているため、化石エネルギー原料調達コストの削減量に差が生じていると考えられるが、その差は短期的なものであると考えられる。 以上より、いずれの案でも2020年度時点の便益が等しいことから、3案は同一の評価とする。 [参考—新設案、代替案1及び代替案2の化石エネルギー原料調達コスト削減評価例—] ○非化石エネルギー電力の導入と白油化</p>	<p>(1)費用 費用についてみると、新設案及び2つの代替案ともに、エネルギー供給事業者に対して非化石エネルギー源の利用と化石エネルギー原料の有効利用のための追加的費用が発生するほか、事業者及び行政機関における追加的な事務コストが発生する。このうち事務コストについては、新設案及び2つの代替案においてきわめて大きな差は発生しないと考えられるが、エネルギー供給事業者における非化石エネルギー源の利用と化石エネルギー原料の有効利用のための追加的総費用については、いずれも代替案1及び2のほうが新設案よりも大きくなると想定される。さらに、代替案2では補助金を拠出することから、事業者における費用は削減される一方で、代替案1と比較してさらに行政機関における費用がかさむと想定される。</p> <p>(2)便益 便益についてみると、新設案及び2つの代替案ともに、その設定条件から、目標年度の時点における達成水準は同一であり、事業者が利用する非化石エネルギー源の数量や化石エネルギー原料の有効利用の数量は同一であるとみなしている。したがって、事業者の化石エネルギー</p>	<p>《代替案》 代替案1：直接規制（段階的目標） ①措置の内容 確実な成果を短期的に積み上げていくことを重視するため規制を課し、国が短期間（ここでは毎年とする）段階的に目標を定め、その達成を求めるという仕組みとする。ただその際、規制当局が事業者個々の経営状況や技術開発状況等を知り得ないという前提に立つと、個別事業者の成長の予測がつかないため、事業者にとって中長期的に最も合理的であると考えられる経路とは異なる経路を法令上強制させることとなりうる。さらに、より実効性を持たせるために一定基準を下回ると直ちに行政措置の対象とすることとする。行政措置の対象となるか否かの判断にあたっては、目標年次における義務の履行状況のみをもって判断する。</p> <p>②想定される事業者の行動（留意点） 目標年次における義務の履行状況のみをもって判断されるため、一定基準を下回った場合の行政措置を回避すべく、事業活動の方針としては長期的な合理性よりも短期的な目標（基準）遵守を優先する</p>	<p>本規制は、以下に引用する法附則にしたがい、必要があると認めるときは、3年ごとに見直しを行うこととなっている。 附則（検討） 第二条政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p>他方、代替案1あるいは代替案2の導入に伴い、事業者は毎年一定の新エネルギー等電力を導入する。よって、費用負担は評価期間全体で均等化され経理面での利点はありうるものの、代替案設定の留意点で述べたように、自らの状況（事業活動、設備投資、技術開発等）を踏まえて合理的と判断される経路とは異なる可能性があり、結果としての導入水準がそれぞれの案で同じであっても、中長期的な視点で見れば、新設案よりも費用面で劣る可能性がある。</p> <p>なお、本試算のように、代替案として目標に対し直線的に導入をすすめるケースを想定すれば、現在価値に換算して評価する場合、初期により多くの費用が必要となることから、トータルとしては費用がかさむことにもなる。</p> <p>なお、代替案1と代替案2の比較では、補助金の存在により、代替案2の方が、総費用（事業者負担+補助金）がかさむとみられるが、本項では事業者の負担のみを考えており、新設案と同等かそれ以上の低費用となると想定される。</p> <p>以上より、新設案は、中長期的に望ましい方向性に投資が進み、代替案1あるいは代替案2と比較して、新エネルギー等電力導入費用が抑制可能と考えられる。また、代替案2は、事業者の費用としては比較的少ない額となると考えられる。</p> <p>【参考—新設案の新エネルギー等電力にかかる費用評価例—】  ○新エネルギー等電力の導入は、2020年度目標（太陽光：350万k1 [154億kWh]、風力：200万k1 [88億kWh]、中小水力：9.2億kWh）に対し、それぞれ年平均15.7%、6.8%及び0.6%の伸びで緩やかに進むと想定（バイオマス発電については導入量の絶対値が減少するため、費用としては計上しない）。一年度あたりの設備投資費用と運転費用をともに計上。  ○評価期間における新エネルギー等電力の導入単価については、導入に必要な設備投資費用を含めた平均的な単価として、評価の考え方に示す数字（【2010年】太陽光：73万k1、風力：101万k1、中小水力：8.7億kWh【2020年】太陽光：350万k1、風力：200万k1、中小水力：9.2億kWh）を適宜線形補間して想定。  ○この結果をもとに、特定エネルギー供給事業の新エネルギー等電力導入費用について、評価期間で合計すると、およそ10,152億円（割引後）という結果となった。</p> <p>2) 石油・ガス事業  &lt;新設案、代替案1及び代替案2における比較&gt;  新設案においては、誘導的規制の下、事業者は長期的に最適な行動を選択することが考えられ、代替案1に比較して技術開発に対し投資を行うインセンティブが高く、製造コストの逓減が進むと想定。また、事業</p>	<p>のための設備増強に伴う化石エネルギー使用量の削減の2つを想定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前者については、導入される新エネルギー等電力と同量の発電量を確保するのに必要な化石エネルギー量の費用を、発電量と発電単価から試算</li> <li>・新エネルギー等電力と同量の発電量を石油、石炭、LNGで賄うとし、それぞれのウエイトは、需給見通しにおける調整電源シェア（2020年度）に基づき、それぞれ12.3%、39.1%、48.6%と想定（各案で共通）</li> <li>・発電単価は、需給見通し等における2010年度、2020年度の価格をベースに、各年度で均等に上昇すると仮定して設定（各案で共通）</li> <li>・後者については、ベースラインで想定される白油と同量の白油を製造するために必要な原油投入量と、白油化を行わなかった場合の原油投入量との差分と原油価格（単価）から試算</li> </ul> <p>○この結果をもとに、特定エネルギー供給事業者及び特定燃料製品供給事業の便益を評価すると、2020年度時点では3案とも共通で約1.3兆円（割引後）となった。</p> <p>②事業者の石油精製のためのコストの削減  &lt;新設案、代替案1及び代替案2における比較&gt;  石油製品の製造のためのコストの削減を3案で評価すると、2020年度にはいずれの案でも、例えば電気事業者における原油使用の削減量、石油製品製造事業者における投入原油量は同じレベルに達することから、石油製品製造コストの削減には差が生じないと評価できる。</p> <p>なお、2020年度より手前の段階では、新設案より代替案1及び代替案2の方が非化石エネルギー源の利用量や化石エネルギー</p>	<p>原料調達コストの節約、事業者の石油製品の製造コストの削減、CO2排出量の削減（社会的効果）については、それぞれで明確な差は見られないとしている。一方、施策の実施可能性の向上や、エネルギーセキュリティの向上については、新設案の方が優れているという結果となった。</p> <p>(3)総合的な評価と結論  以上を踏まえると、様々な設定した仮定の下においては、総合的に見ると新設案が最も望ましいという結果となった。</p> <p>また、実際に代替案1及び代替案2を実施する場面となった際、前者であれば、目の義務を果たすための局所解が重なり中長期的な構造改革には至らないであろうし、後者であれば、単年度主義ゆえの中長期的不確実性及び厳しい国の財政による一定の限界があることは否めない。このように実効性の観点からも、民間の自主性を最大限活かした上での誘導的規制が、最も優れた案であると考えられる。</p> <p>以上を踏まえれば、新設案は、段階的目標による直接規制（代替案1）や補助金による経済的措置（代替案2）と比較すると、費用と便益の両面で見えた場合に総合的に優れたものとなる可能性がより高いと予想されることか</p>	<p>と考えられることから、結果的に、対策の実施（設備投資・運用改善）における中長期観点からみた場合の費用最小経路を通らない可能性が高くなると考えられる。具体的には、以下に示すような状況が生じる可能性がある。</p> <p>1) 非化石エネルギー源の利用の促進  例えば、電気事業における非化石エネルギー源の利用を進めるに当たっては、原子力のみならず、新エネルギーに取り組む必要がある。例えば、新エネルギーは、出力が不安定であるといったデメリットを有しており、一時に大量に導入されると電力系統に影響を与える可能性がある。</p> <p>また、石油事業については、短期的な対応の必要性から、長期的・安定的なバイオ燃料調達に向けた製造設備（製造コスト逓減に向けた）への投資が十分に行われず、中長期的に費用最小化が図られない可能性がある。</p> <p>2) 化石エネルギー原料の有効な利用  化石エネルギー原料の有効な利用を進めるに当たっては、石油事業においては、残渣油等の有効活用</p>	

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p>者は技術開発の動向等の状況変化に応じ柔軟な取組が可能となる。</p> <p>代替案1においては、短期的な目標達成のために、相対的にコストが高いスポットでのバイオエタノールの調達を余儀なくされる可能性が高い等、新設案に比してコストがかかると想定。また、短期的な義務履行を達成するため、食料との競合等の懸念すべき問題について、十分な議論が行えないまま望ましくない事態を生じさせてしまう可能性がある。</p> <p>代替案2においては、補助金による施策は一般的に事業者にとって採算がとれることが条件であるため技術開発の結果まで保証するものではなく、したがって規制である新設案と比較して技術開発の程度は低くなり、また、目標を実現できない可能性もある。(施策の実現可能性については、別途評価。)</p> <p>これまでの仮定に基づく検討の結果、新設案の下では、代替案1と比較したとき、必要となる事業者の費用負担水準が軽くなることが考えられる。</p> <p>また、バイオエタノールの導入が拡大するに伴って生じうる、食料との競合等の問題については、新設案と代替案2において同程度に柔軟な対応を行うことが可能となり、社会的な費用を最小に抑えることができる。</p> <p>【参考—新設案のバイオ燃料導入にかかる費用評価例—】  ○2020年における、フローの導入のコストについて試算する(設備投資等固定費については、2020年に全額必要な投資がなされるものとする)。  ○2020年におけるバイオエタノール導入目標量(仮に、100万klとする)を全量ETBEとして、11=58円(誘導的規制を実施することで、長期的な観点から費用最小化のための行動が実現し、技術革新が進展。製造コストが低下したケース。)で導入した場合、事業者が負担するコストは、  ・223(万kl)×58(円/kl)+9,770(千万円)=22,704(千万円)となる。</p> <p>③化石エネルギー原料の有効利用設備・運転コスト  &lt;新設案、代替案1及び代替案2における比較&gt;  新設案については、次のような対応になると予測される。  ・中期的に定められる2020年度目標に向け、事業者において計画的な投資が進められる。  ・具体的には、短期的な設備投資計画ではなく、効率性に優れた最適な設備規模での投資が推進される(5万バレル/日程度の設備が2020年度までに7基整備されるイメージ)。</p> <p>代替案1については、次のような対応になると予測される。</p>	<p>ギー原料の有効利用が一時的に進んでいると想定しているため、石油製品の製造のためのコストの削減量に差が生じていると考えられるが、その差は短期的なものであると考えられる。</p> <p>以上より、いずれの案でも2020年度時点の便益が等しいことから、3案は同一の評価とする。</p> <p>【行政機関の便益の分析】  &lt;新設案、代替案1及び代替案2における比較&gt;  新設案及び代替案1においては、勧告や罰則を含む規制という施策ツールを用いており、施策で達成すべき結果を担保しているものである。対して代替案2は、あくまで経済的措置として民間企業の取組を金銭的に支援するにとどまるものであり、国の財政状況等の不安定要素がある中、必ずしも結果を保証できるものではないといえる。</p> <p>以上より、新設案及び代替案1は、代替案2と比較して、施策の実現可能性が高くなるといえる。</p> <p>【その他社会的な便益の分析】  ①CO2排出量の削減  &lt;新設案、代替案1及び代替案2における比較&gt;  CO2排出量の削減を3案で評価すると、2020年度にはいずれの案でも、例えば電気事業者における非化石エネルギー源の活用によるCO2排出量の削減、石油製品製造事業者における非化石エネルギー源の活用によるCO2排出量の削減は同じレベルに達することから、CO2排出量の削減には差が生じないと評価できる。</p> <p>なお、2020年度より手前の段階では、新設案より代替案1及び代替案2の方が非化石エネルギー源の利用が一時的に進ん</p>	<p>ら、妥当と判断する。</p>	<p>方策として、これを利用した発電設備導入や白油化利用を推進することが考えられる。また、ガス事業においてはボイルオフガス(BOG)の有効利用への取組が引き続き推進される。例えば、白油化推進においては、事業者は需要動向を見極め、適正に白油化(流動接触分解装置(FCC)の導入等)等による化石エネルギー原料の有効な利用を図ることが求められる。そのためには設備改良等が必要となるが、代替案1によれば毎年の原油有効利用の目標の達成のみを目指すこととなるため、中長期的にみれば経済的に適正となる設備容量よりも小規模での設備投資が行われる可能性がある。</p> <p>代替案2：経済的措置  ①措置の内容  補助金によって、事業者が経済的にインセンティブを与え、望ましい方向に誘導を図る。具体的には、事業者が、国が掲げる目標年度までに目標を達成するのに必要な設備投資等を促すために、新たに必要となる補助金を想定する。</p> <p>※なお、本評価書においては、国の予算が単年度主義であることから補助金に</p>	

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p>・短期的に定められる各年度目標に向け、事業者において短期的な目標達成に向けた設備投資が進められる。</p> <p>・具体的には、必ずしも効率性に優れた最適な設備規模での投資ではなく、各年度の目標達成に主眼を置いた規模での投資が進められ、中長期的にみると結果的に総費用がかさむ要因になる（3万バレル/日程度の設備が2020年度までに11基整備されるイメージ）。</p> <p>代替案2については、次のような供給構造になると予測される。</p> <p>・概ね、代替案1と同様の対応と考えられる。</p> <p>・ただし、かかる経費の50%は補助金により負担される（事業者の費用から除かれる）ため、コスト削減のためのインセンティブが相対的に弱く、代替案1よりも総費用（事業者負担+補助金）はかさむ要因となる。</p> <p>これらの結果、新設案が安価な費用で済むよう対応が最適化され、代替案1、2よりも安価な費用水準となる。また、代替案1と代替案2の比較では、補助金の存在により経済非合理的な生産活動を行ってしまうおそれがあることにより、代替案2の方が費用がかさむとみられる（ただし、事業者単独でみると、費用としては比較的少ない額となる）。</p> <p>[参考—新設案の需要の白油化に対応した供給設備投資費用評価例—]</p> <p>○白油化のために、設備改良等が進むと想定した。上術と同様、改良費は過去の設備投資（新設費）額に比例すると仮定し、ここでは新設の設備投資額（FCC、FCCガソリン脱硫のための水素化脱硫装置ならびにナフサ等を原料とした水素製造装置）にて見積もる。</p> <p>・白油化の進展は、過去トレンドに基づき、2020年度は2010年度と比較してプラス6.2%の白油化率を達成すると想定</p> <p>・これより2007年度の石油精製用原油投入量に基づく原油削減量を推計し、さらに設備利用率や歩留まり率を考慮すると、2020年度に必要な設備容量は34.2万バレル/日と想定</p> <p>・一年度あたりの設備投資費用と運転費用をともに計上</p> <p>・導入量は各年度一定と想定（導入目標量を評価期間で単純に除して設定）</p> <p>○評価期間における設備投資については、以下の想定に基づき試算した。</p> <p>・2020年度までの目標（義務量）を達成するため、適正な設備容量（5万バレル/日）の規模の設備投資が行われると想定（国内製油所別FCC設備能力分布に基づき、比較的大規模なものを5万バレル/日と想定）</p> <p>・結果として2020年度までに5万バレル/日の設備が7基整備されると想定</p> <p>・なお、5万バレル/日規模の設備投資は過去の事例分析等から682億円</p>	<p>でいると想定しているため、CO<sub>2</sub>排出量の削減に差が生じていると考えられるが、その差は短期的なものであると考えられる。</p> <p>以上より、いずれの案でも2020年度時点の便益が等しいことから、3案は同一の評価とする。</p> <p>[参考—新設案、代替案1及び代替案2のCO<sub>2</sub>排出削減評価例—]</p> <p>○導入される非化石エネルギーと同量の発電量を確保するのに必要な化石エネルギー量に相当するCO<sub>2</sub>排出量とCO<sub>2</sub>クレジット単価をもとに試算（出典：EU-E TS 価格動向より）</p> <p>・CO<sub>2</sub>クレジット単価は、3,000円/t-CO<sub>2</sub>と想定（各案で共通）</p> <p>・2020年度における化石エネルギー使用量削減に伴うCO<sub>2</sub>削減量は、13百万t-CO<sub>2</sub>と想定</p> <p>○この結果をもとに、CO<sub>2</sub>排出削減の便益を評価すると、2020年度時点では3案とも共通で約2,800億円（割引後）となった。</p> <p>②エネルギーセキュリティの向上 &lt;新設案&gt;</p> <p>例えば、電気事業者の非化石エネルギーの利用量は、目標年度である2020年時点で目標値を達成するレベルまで導入が進んでいる。このとき、基本的に全ての非化石エネルギー源はエネルギーセキュリティの向上に資すると評価される。ただし、新設案による導入の場合は、発電特性に対する知見を蓄積しつつ年度が経過するにつれて逡増させることと想定しているため、ベース電源と新エネルギー等電力はバランス良く導入されていくと考えられる。</p> <p>また、石油製品製造事業者の非化石エネルギー源の利用量も、目標年度である2020年時点で目標値を達成するレベルまで導</p>		<p>頼りきった中長期的投資計画は設計しづらいこと、また、一連の施策であるため予算額は経年で大きく変化せず目標までの経路はおおよそ直線的であること、の2つを定量評価のため仮定することとする。</p> <p>②想定される事業者の行動（留意点）</p> <p>1) 非化石エネルギー源の利用の促進</p> <p>例えば、電気事業における非化石エネルギー源の利用を進めるに当たっては、太陽光発電の普及状況に従って、その基盤となる系統安定化対策を行う必要もあるため、太陽光発電の導入については計画的に進める必要があるところ、政府の予算は単年度でありそれに応じた事業計画や成果が求められるため、中長期的観点から望ましい経営判断が出来ない可能性がある。</p> <p>また、石油事業については、仮に半額の導入補助を行っても短期的に採算がとれないケースにおいては積極的な投資が行われることが考えづらく、結果的に目標が達成できない可能性もある。また、規制的措置が行われない状況下では、将来におけるバイオエタノール導入に対する期待が形成されない</p>	

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p>／基と想定 ○この結果をもとに、特定燃料製品供給事業の新エネルギー等電力導入費用について、評価期間で合計すると、およそ1,186億円（割引後）という結果となった。</p> <p>④目標未達成による社会的イメージの低下に伴うコスト ＜新設案、代替案1及び代替案2における比較＞ ここでは、災害その他やむを得ない事由により義務の履行が出来なかったときに、仮に罰則が課され、その際にその旨が公表されたとした時の事業者の社会的イメージの低下等のコストを評価することとする。 新設案では、目標年次に目指すべき目標（導入水準等）を示しているが、これを下回った場合であっても直ちに行政措置の対象とするかは他の事情を考慮して総合的に勘案されることとなっている。従って、仮に目標水準を下回った場合であっても直ちに行政措置の対象とならず、行政措置に伴い企業名公表等による企業イメージの低下やこれによる影響（株価への影響、風評被害など）は発生しにくいと考えられる。 他方、代替案1では、段階的な目標を提示しており、これらを達成できなかった場合は直ちに行政措置の対象となることとなっている。従って、新設案と比較すると、行政措置に伴う企業名公表等による企業イメージの低下に伴う影響（謝罪広告の実施、株価への影響、風評被害など）は大きくなるのが想定される。 なお、代替案2では、経済的支援に基づく事業者の自主的な行動を想定しており、新設案や代替案1で想定しているような企業イメージ低下に係る損失は想定されない。 以上より、新設案及び代替案2においては企業イメージの低下は僅かであるか、そもそも想定されないが、代替案1においては企業イメージの低下は相当程度のコストを発生させるものとなると考えられる。</p> <p>【行政費用】 ①事務コスト ＜新設案、代替案1及び代替案2における比較＞ 新設案では、導入計画の策定は義務付けておらず、目標未達成時の行政措置についても直ちに実施するとはしていないが、目標達成に係る「判断基準」の策定や事業者の計画確認等に係る事務コストが発生する。 代替案1では、目標年次における義務の履行状況（目標基準の達成状況）の確認を行う必要がある。また、目標未達成である事業者に対しては、行政措置についても直ちに実施することとなっており、これらのコストが発生すると想定される。 代替案2の導入に伴い、行政機関においては予算執行（補助金申請の受理、審査、実績報告等）に係るコストの発生が想定される。</p>	<p>入が進んでいるとする。現在、輸送用燃料のほぼ全量を石油に依存している中で、バイオ燃料のような非化石エネルギー源の導入を進めることは、輸送用燃料の石油依存度を低下させることになり、この点から言えば、エネルギーセキュリティの向上に寄与する。また、新設案では、既に検討したように、食料との競合等の問題に配慮した上でのバイオ燃料製造のための技術開発がすすみ、長期的により経済的なバイオ燃料の供給が可能となる。</p> <p>＜代替案1及び代替案2＞ 例えば、電気事業者の非化石エネルギー源の利用量は、新設案と同じレベルであるが、新エネルギー等電力について毎年一定の導入が見込まれているため、電気事業者の努力としては、短期的な再生可能エネルギー源に対する導入拡大に向けられ、ベース電源とのバランスが保たれないことが想定され得る。この想定からは、長期的には、新設案の方が、より安定的なエネルギーの供給に寄与することとなると評価される。 また、石油製品製造事業者の非化石エネルギー源の利用量は、代替案1では新設案と同等レベルとなるため、セキュリティの観点で言えば新設案と同等の効果があるといえる。ただし、既に検討したとおり、代替案1では短期的な目標達成に主眼が置かれることで、製造技術開発への投資が鈍る等、経済的に最適な供給体制が確立されない可能性があり、新設案の方がエネルギーセキュリティの向上により寄与するといえる。 一方、代替案2では補助金のインセンティブのみでは、そもそも非化石エネルギー源の導入新設案・代替案1と同程度まで進まない可能性があり、エネルギーセキュリティ上は効果が薄いと考えられる。</p>		<p>め、長期的・安定的なバイオ燃料調達に向けた製造設備への投資が十分に行われず、中長期的に費用最小化が図られない可能性がある。</p> <p>2)化石エネルギー原料の有効な利用 代替案1の直接規制（段階的目標）と同様、化石エネルギー原料の有効な利用を進めるに当たっては、石油事業においては、残渣油等の有効活用方策として、これを利用した発電設備導入や白油化利用を推進することが考えられる。白油化推進策として、事業者は需要動向を見極め、適正に白油化（FCCの導入等）等を行うことが進めば、化石エネルギー原料の有効な利用を図ることが想定される。そのためには設備改良等が必要となるが、代替案2において、例えばこれら設備の初期投資に必要な一定割合の補助金が拠出されると想定した場合、一般論としてコスト削減のためのインセンティブが相対的に弱くなり、代替案1よりも総費用（事業者負担＋補助金）はかさむこととなる可能性がある。</p> <p>＜費用の分析＞ 左記「費用の分析」欄の</p>	

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p>これらの費用については、いずれも行政庁との間で所要の手続きとして行われるものであり、それぞれの案において大きな差は生じないと考えられる。</p> <p>以上より、新設案、代替案1あるいは代替案2のいずれにおいても、一定程度の事務コストの発生が想定されるが、これらの事務コストは既存の業務執行範囲により対応可能と考えられ、それぞれの案の差が明確になる程ではないと考えられる。</p> <p>②補助金  &lt;新設案、代替案1及び代替案2における比較&gt;  設備投資（新エネルギー等電力設備導入、系統安定化対策費用、バイオ燃料導入、白油化のための設備投資）に係る補助金額は、設備投資費用の50%と想定している。この費用に基づいて評価すると、新設案と代替案1は、代替案2と比較して補助金額を大幅に抑制可能と考えられる。</p> <p>以上より、新設案は、代替案1と同じく、代替案2と比較して、補助金額を抑制可能であると考えられる。</p> <p>【その他の社会的費用】  &lt;新設案、代替案1及び代替案2における比較&gt;  新設案、代替案1及び代替案2のいずれの案においても、エネルギー供給事業者の負担する設備・運転コスト及び行政機関の負担となる補助金（財政支出）は、エネルギー料金、エネルギー料金を通じた各種原材料費、あるいは税負担となって最終的には社会的（国民）費用となる。しかし、社会的（国民）費用として計上すると、前述のエネルギー供給事業者及び行政機関の負担と二重計上となるため、ここでは計上せず、社会（国民）に対して直接かかる費用は考慮しないこととする。</p>	<p>これらの想定より、新設案の方が安定的かつ経済的なエネルギーの供給に寄与することとなると評価される。</p> <p>以上より、新設案は、代替案1あるいは代替案2と比較して、長期的観点からのエネルギーセキュリティに寄与する便益は比較的大きいと考えられる。</p>		<p>とおりの。</p> <p>《便益の分析》  左記「便益の分析」欄のとおり。</p> <p>《政策評価の結果》  左記「費用と便益の関係の分析」欄のとおり。</p>	

(注) 1 経済産業省の規制の事前評価書（平成21年3月9日付け平成21・03・09広第1号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

3 「代替案との比較」欄において、「左記『費用の分析』欄のとおり。」、「左記『便益の分析』欄のとおり。」、「左記『費用と便益の関係の分析』欄のとおり。」としているのは、それぞれの欄の記載事項に該当する評価書の記述が同一であることから、「代替案との比較」欄における評価書の記述の引用を省略したものである。

<b>政策の名称</b>	国際的な枠組みにおける合意の国内履行に係る新たな輸出規制	<b>評価の対象とした法令の名称</b>	輸出貿易管理令、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令	<b>府省名</b>	経済産業省
--------------	------------------------------	----------------------	---	------------	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

**(1) 規制の目的**

大量破壊兵器等の不拡散など安全保障の観点から、大量破壊兵器等及び通常兵器の開発等に関連する貨物・技術（以下「安全保障上機微な貨物等」という。）については、国際レジームにおいて各国が協調して輸出管理の対象とすべき品目の範囲を議論し、品目リストを合意している。

我が国では、安全保障上機微な貨物等の輸出に関しては外為法に基づく許可制（以下「輸出規制」という。）を実施しており、国際レジームにおける合意を踏まえ、輸出規制対象品目の範囲を規定している関係法令の見直しを行うこととしている。

今般、2007年11月及び12月の国際レジームにおける合意事項を着実に国内履行するため所要の法令の改正を行い、国際協調の下実施することとしている輸出管理の取組を誠実に履行することを目的とする。

**(2) 規制の内容**

国際レジームにおいて合意された新しい輸出規制対象品目のリストを踏まえ、その品目の範囲の拡大・縮小・明確化を図るべく所要の国内法令（輸出貿易管理令）の改正を行う。具体的には、以下の品目を新たに対象に加える規制強化等の措置を講じる。

①ターボプロップエンジン及びその製造用の装置

大量破壊兵器を運搬する無人航空機等に用いられるおそれのある、高効率の航空機用のエンジン及びその製造用の装置等を追加。

②半導体基板の材料

高性能の半導体の製造に用いることができる素材として、従来の炭化けい素のウエハーに加え、炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムの基板又はインゴット、ブールその他のプリフォームを追加。

③簡易爆発装置の除去のための装置

テロリスト等の用いる簡易爆発装置（IED）の除去、無効化のために用いられる装置を追加。

**(3) 規制の必要性**

今次改正は、国際レジームにおける輸出規制の対象品目の範囲の見直しにかかる合意を適切に履行する措置であり、我が国が国際協調的な輸出管理の抜け穴となることを防ぐために実施する必要がある。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 新たに輸出規制の対象となった品目を輸出しようとする企業等に対しては、以下に示すような規制遵守にかかる費用が生じる。</p> <p>①許可申請手続に係る作業コスト 新たに輸出規制の対象範囲に含まれることとなった品目を輸出しようとする企業等において、許可申請手続に係る作業コスト（書類作成、該当する規制対象品目分類の検索・確認等の作業）が発生。 ※許可申請手続にどの程度のコストがかかるかは、国内のいくつの企業が当該手続を行う必要が生じるかに依存するため、定量的な推計は困難。</p> <p>②組織内の輸出管理体制を変更する作業コスト 新たに輸出規制の対象範囲に含まれることとなった品目を輸出する可能性がある企業等の組織内部において、輸出管理体制を変更する作業コストが発生。 ※どれだけのコストをかけて責任ある輸出管理体制を組織内に整備するかは各企業の判断によるため、定量的な推計は困難。</p> <p>③企業等の販売戦略等への影響 上記コストの発生に加え、輸出する相手国・地域や品目によっては輸出が許可されない事案が想定されることから、外貨獲得の機会の減少や企業の販売戦略自体への影響が生じうるといえる。 ※新たに輸出規制の対象範囲に含まれることとなった品目を輸出しようとする企業等又は輸出する可能性のある企業等が、許可申請手続に係る作業コスト等を理由に、輸出を控えるなど、企業の販売戦略に影響を及ぼす可能性がある。</p> <p><b>【行政費用】</b></p> <p>①審査・検査等事務業務の発生</p> <p>②地方各局への説明会、資料配付、参考書籍購入等に係るコストが発生 ※実際の審査・検査等の業務を行う運用部局等にあつては、新たに輸出規制の対象となった範囲、若しくは新たに輸出規制の対象から外れた範囲について、貨物の構造、技術的要素等を的確に判断するための知見を蓄積する必要がある。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 今回の改正では、国民（消費者）・社会に対しては、特に費用は発生しない。 ※ただし、間接的な影響として、上記「輸出規制の対象となった品目を輸出しようとする者」に係る費用が国内向け製品に価格転嫁される可能性はある。</p>	<p>(1)新たに輸出規制の対象となった品目を輸出しようとする企業等 今回の規制により、新たに輸出規制の対象となった品目を輸出しようとする企業等にとって、便益はないと考えられる。</p> <p>(2)国民（消費者）・社会 国際協調的な輸出管理が確実に実施されることにより、国際社会の平和と安全の維持に資することになり、ひいては我が国国民の身体・生命・財産の安全がより確実に保障される。</p> <p>(3)行政機関 国際協調的な輸出管理の誠実な履行により、我が国が国際協調的な輸出管理の抜け穴となることを防止し、もって国際的な平和及び安全の維持に資するとともに、国際的な信頼を獲得し、また、正常な貿易活動の促進に資する。</p>	<p>改正案を導入した場合、国際的な合意である輸出管理を過不足なく誠実に実施していることにより、①我が国が国際協調的な輸出管理の抜け穴となることを防止し、②もって国際的な平和及び安全の維持に資するとともに、③国際的な信頼が得られる。そして、最終的に、⑥我が国企業等の正常な貿易活動の促進に資するものでもあって安全保障上及び経済上の効果が見込まれるため、本改正案を導入することは妥当であるといえる。</p>	<p>本改正案の契機となった国際レジームでの合意内容は、各国が協調して輸出管理の対象とすべき品目の範囲に係るものに限られており、規制手法等の措置枠組みそのものには及んでいない。本改正案は、これらの内容をそのまま反映させるものであるから、規制の手法等についての代替案は検討しない。</p>	<p>国際レジームにおいて、国際協調的な輸出管理の規制対象品目の見直しにかかる検討は、毎年実施されることとなっている。これに合わせ、我が国でも従来よりほぼ1年に1回のペースで関係法令等の見直しを実施している。今後、国際レジームにおける規制対象品目の拡大・縮減にかかる合意がなされる時期を踏まえ、適切な時期に我が国の輸出規制について検討していく予定。</p> <p>また、随時、我が国の輸出管理のあり方などについて、とりまく安全保障環境の変化等を踏まえ、有識者・業界団体と連携しつつ検討しているところである。</p>

(注) 1 経済産業省の規制の事前評価書（平成21年5月26日付け平成21・05・26広第1号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

政策の名称	事事故例の実態についての分析を踏まえた電気用品の技術基準の改正(① 事故再発防止関係)	評価の対象とした 法令の名称	電気用品の技術上の基準を定める省令	府省名	経済産業省
-------	--	-------------------	-------------------	-----	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### (1) 規制の目的

電気用品の技術基準を定める省令（以下「技術基準」という。）について、消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故等を踏まえた技術基準の安全レベルの底上げ及び実態に即した見直しを行うため、所要の改正を行う。

#### (2) 規制の内容

##### ① プリント基板（印刷回路用積層板）からの発煙・発火事故対策

エアコン（室外機）等の大電力回路を有する製品のプリント基板からの火災事故等が発生しているため、一定電流値を超えるプリント基板について、難燃化を事業者が義務付ける。

##### ② 機器用インレット（電源コネクタの差込口）のはんだ付け部からの発煙・発火事故対策

機器用インレットの基板への機械的固定をはんだ付けに依存していたために電源コードの抜き差しにより当該はんだ付け部に機械的ストレスが加わり、はんだクラックが生じて機器が焼損する事故等が発生しているため、機器用インレットのはんだ付け部に機械的応力が加わらない構造とすることを事業者が義務付ける。

##### ③ 電気ストーブなどの自動首振り機構部の内部配線断線による発火事故対策

電気ストーブの自動首振り部の内部配線の屈曲耐久不足による事故等が発生しているため、折曲げ試験回数を、現行の一律1,000回（往復）から、使用実態に応じた回数へと見直す。  
例：自動首振り機構の場合は50,000回（往復）とし、電子レンジや電気冷蔵庫のような使用時に操作するもの場合は5,000回（往復）とする。

##### ④ 照明器具に使用されている銅鉄式安定器からの発煙・発火事故対策

経年劣化による蛍光灯安定器の巻線表面の絶縁物の絶縁破壊が原因と考えられる照明器具の発煙・発火事故等が発生しているため、照明器具に使用される銅鉄式安定器について、耐火性に関する義務を事業者が課す。

##### ⑤ エアコン、電気洗濯機、電気冷蔵庫に使用されている電気機器用コンデンサからの発煙・発火事故対策

モータ用コンデンサの不良が原因と考えられる発煙・発火事故等が発生しているため、エアコン、電気洗濯機及び電気冷蔵庫について、保安装置内蔵又は保安機構付きの電気機器用コンデンサを使用することを事業者が義務付ける。

##### ⑥ 電気冷蔵庫の電源プラグのトラッキング事故対策

トラッキング現象が原因と考えられる電気冷蔵庫の出火事故等が発生しているため、電気冷蔵庫の電源プラグについて、耐トラッキング性に関する義務を事業者へ課す。

##### ⑦ 電気洗濯機の脱水ブレーキ故障による指切断事故対策

脱水槽のブレーキが故障したまま使用し、脱水槽の回転が完全に停止する前に手を入れたため、指を切断する事故が発生したことを受け、脱水機能を有する電気洗濯機及び電気脱水機について、通電時は蓋がロックする機構とすることを事業者が義務付ける。（現行基準は、脱水容量が5kg以下の電気脱水機についてのみ。）。

##### ⑧ 浴室用電気乾燥機の不適切なより線接続による発火事故対策

単線の屋内配線に手でねじって接続（手より接続）する「より線接続」の工事不良が原因と考えられる浴室用電気乾燥機の電源電線接続部での焼損事故が発生しているため、浴室用電気乾燥機の電源電線との接続を端子の差し込みにより接続できる速結端子等とすることを事業者が義務付ける。また、浴室用乾燥機については、高湿度の環境で使用されることから、絶縁性能試験として、新たに耐湿絶縁試験を事業者が義務付ける。

##### ⑨ 電気ストーブ（ハロゲンヒーター）の電力調整用ダイオードからの発火事故対策

## 規制の目的、内容及び必要性等

並列に接続されたヒーター出力の強弱切替用の整流素子（ダイオード）の不具合が原因と考えられるハロゲンヒーターの後部からの出火事故が発生しているため、電気ストーブで並列に接続された電力調整用ダイオードについて、1つ当たりのダイオードの容量を主回路の定格電流以上とすること、加えて一方のダイオードに電流が集中しても異常に温度が上昇しないようにすること等を事業者に義務付ける。

### ⑩電気ストーブから放散する揮発性有機化合物等の抑制対策

電気ストーブから発生した揮発性有機化合物等（VOC等）により発生した健康被害の事例を分析した結果、赤熱する発熱体を有する構造の電気ストーブについて、使用初期段階にVOC等が最も放散すること及び当該製品の保護枠又は保護網に施された塗装にVOC等の放散の主要因があることが判明した。これを踏まえ、VOC等を多く放散する可能性のある使用初期に換気を行うべき旨の表示を義務化するとともに、塗装又は接着剤を用いて表面加工を施すことを禁止する規定を設ける。

### ⑪床暖房に使用される電熱シートによる床焦げ事故対策

電気床暖房について、保温性の高い布団等を床に置いた状態で長時間使用したため、電熱シートの一部が異常過熱したことが原因と考えられる床面の焼損事故が発生している。現行の基準は電気床暖房を想定したものとはなっていないため、電気床暖房に特化した基準を追加する。具体的には、実際の施工状態で過度の温度上昇が生じないことを確認する試験方法や、電氣的接続部の耐久性等を確認する試験方法等を規定する。

### (3)規制の必要性

平成19年5月14日の改正消費生活用製品安全法の施行により、重大製品事故報告・公表制度の運用が開始された。これを受け、産業構造審議会製品安全小委員会（第12回）にて「平成19年度重大製品事故報告・公表制度の施行状況について」（以下「報告書」という。）をまとめ、平成19年度（ただし平成19年5月14日から平成20年度5月13日まで）の事故情報の集計や分析を行った。それによれば、平成19年度は受付事故件数1,346件のうち675件（51%）が電気製品による事故であった。これを受け、事故全体の削減のためには電気製品の事故の削減が不可欠であること、更には近年の事故に対する安全対策への社会的関心の高まりに十分に答える必要があること、を勘案し、事故件数が多い製品について、事故件数の削減に貢献できると考えられる構造や試験方法を事業者に求めることを内容とする技術基準の改正を行う。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 製造・輸入事業者の負担として、改正技術基準に適合させるための製品開発（製品の設計変更等）、製造設備改修、試験方法変更等に関する費用が発生し得る。また、この場合には、製品価格の引き上げが可能であるなら、消費者に負担が転嫁される可能性がある。</p> <p>また、代替案と比較すると、事故削減効果が高いと考えられるため、事故発生により消費者が被る損害額（費用）を低減する効果も高いと考えられる。</p> <p><b>【行政費用】</b> —</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> —</p>	<p>(i) 発煙・発火等事故対策（規制の内容①～⑥、⑧、⑨及び⑩関係） (a) 例年発生し得る事象に対する対策（①、③、④、⑤、⑥及び⑨関係） 平成19年度から開始した消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故報告・公表制度により経済産業省にて受け付けた、電気用品に関する事故情報は675件あり、そのうち火災によるものは618件であった。また、そのうち、今回技術基準の個別事項の見直しがなされる製品のうち、事故報告件数の多いものは※1の「報告件数」とおり。今回、当該「報告件数」を例年平均的に発生する事故件数とみなすこととし、評価を行う。</p> <p>今回対策を講じる項目①、③、④、⑤、⑥及び⑨のうち、①の項目は、数多くの電気用品が守るべき共通事項であり、③、④、⑤、⑥、⑨が各電気用品の個別事項であることを踏まえ、ここでは、③、④、⑤、⑥、⑨の改正に該当する電気用品であり、かつ、報告書において具体的な事故件数が明確になっている、エアコン（電気用品名は電気冷房機）、電気ストーブ、電気冷蔵庫、照明器具、電気洗濯機（電気洗濯乾燥機を含む。）の5製品を代表例として評価を行うこととする。</p> <p>当該5品目それぞれの火災件数については、便宜上、電気用品全体の報告数（675件）に対する火災件数（618件）の割合が全ての品目について等しいと仮定して試算する（結果は※1のとおり。）。</p> <p>それぞれの対策を講じる前における当該内容を原因とする事故の割合は、①、④、⑤及び⑥をそれぞれ1割、③を0.5割、⑨を2割と推定。</p> <p>また、改正案の事故防止の効果として、事故のうち9割が防止されると仮定する。</p> <p>※1 事故件数 【報告件数】電気用品：675、エアコン：73、電気ストーブ：56、電気冷蔵庫：33、照明器具：30、電気洗濯機（洗濯乾燥機含む。）：33、5品目の計：225 【火災件数】（予測）電気用品：618、エアコン：67、電気ストーブ：51、電気冷蔵庫：30、照明器具：27、電気洗濯機（洗濯乾燥機含む。）：30、5品目の計：206</p> <p>今回、技術基準の改正（法的措置）を行うことによる効果は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エアコン：67件/年→57件/年（10件/年減）</li> <li>・電気ストーブ：51件/年→36件/年（15件/年減）</li> <li>・電気冷蔵庫：30件/年→22件/年（8件/年減）</li> <li>・照明器具：27件/年→24件/年（3件/年減）</li> <li>・電気洗濯機：30件/年→25件/年（5件/年減）</li> </ul> <p>となり、5品目全体で206件/年→165件/年（41件/年減）となる。</p>	<p>安全性の確保（＝規制の便益）の面から、改正案と代替案を比較すると次の通りとなる。改正案は、規制の対象となる電気用品の製造・輸入事業者に対して網羅的に義務を課すため、事業者の自主性に委ねる場合と比べて、事業者の安全性確保に向けた取組が適切に行われることが期待できる。一方、代替案では、業界の自主的な取組として関係工業会や事業者の判断に依拠することとなり、義務でないが故に事業者が何の対策も講じない可能性が生じ得る。また、業界の対応は、事故の未然防止よりも事故が発生した後の対処療法的な対策となることが多い。したがって、改正案の方が、代替案に比べて安全性が確保されることとなる。この一例として、改正案と代替案の事故削減件数を比較し、改正案の方に優位性があることを示したところである。</p> <p>他方、規制の費用の面から、改正案と代替案を比較すると次の通りとなる。改正案、代替案とも、対策を講じる事業者には、製品開発、製造設備改修、試験方法変更等の費用が発生するため、一事業者当たりの費用負担は両案でほぼ変わらないが、代替案は、あくまでも自主的な取組で</p>	<p>《代替案》 民間の自主的な取組（業界自主基準等）により事故再発防止対応。</p> <p>《費用の分析》 業界自主基準等により対策を講じた製造・輸入事業者の負担としては、改正案とほぼ同様の製品開発、製造設備改修、試験方法変更等の費用が発生すると考えられる。他方、あくまで自主的な取組として関係工業会や事業者の判断に依拠することとなり、全ての事業者が対策を講じるとは限らないため、事業者全体での費用負担は、改正案と比べて小さくなる可能性がある。</p> <p>また、改正案と比較すると、事故削減効果が低いと考えられるため、事故発生により消費者が被る損害額（費用）を低減する効果も低いと考えられる。</p> <p>《便益の分析》 (i) 発煙・発火等事故対策（規制の内容①～⑥、⑧、⑨及び⑩関係） (a) 例年起こり得る事象に対する対策 対応の一つとして工業会の自主基準が考えられるが、工業会に属していない事業者は、義務ではないために対応をとらない可能性がある。また、現状は未然防止を講じるよりも事故発生後の改善措置が主流であり、そのような対応となる可能性も考えられる。そのため、効果は改正案の割程度の削減とすると、本項における改善は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エアコン：67件/年→62件/年（5件減）</li> <li>・電気ストーブ：51件/年→44件/年（7件減）</li> <li>・電気冷蔵庫：30件/年→26件/年（4件減）</li> <li>・照明器具：27件/年→26件/年（1件減）</li> <li>・電気洗濯機：30件/年→28件/年（2件減）</li> </ul> <p>となり、5品目全体で206件→187件（19件減）となる。</p> <p>(b) 特定の事例に対する対策 (a)と同様に、対応の一つとして工業会の自主</p>	<p>本省令が施行されてから5年が経過した時期。</p>

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う 時期又は条件
	<p>※なお、①については多くの電気用品に対する共通的な対策であり、更に効果が期待できるものである。</p> <p>(b)特定の事例に対する対策（②、⑧及び⑩関係） 複合機やプロジェクターについて、機器用インレットに機械的強度を持たせたが故に発火・発煙等の事故が起きた事例が平成19年に11件あり、②の対策を遵守させることにより当該事例の発生原因を抑えることができる。</p> <p>特定の浴室用電気乾燥機について、電源電線の不十分なより線接続を行ったが故に火災が起きた事例が平成13年～19年まで25件あり、⑧の対策を遵守させることにより当該事例の発生原因を抑えることができる。</p> <p>ある電気床暖房製品について、床暖房のある床上で布団などを使用し続けた結果、床面が焼損する等の事故が平成16年から70件程度（平成18年11月現在）発生し、他の電気床暖房機器でも同種の事故が発生している。⑩の対策により当該事例の発生原因を抑えることができる。</p> <p>※ なお、②については類似の電気用品に対する共通的な対策であり、更に効果が期待できるものである。</p> <p>(ii)構造上の問題に起因する事故対策（⑦関係） 平成19年度に回転中の脱水槽に手を入れたためけがをした事例が4件（平成19年度）あり、⑦の対策を遵守させることにより当該事例の発生原因を抑えることができる。</p> <p>(iii)電気ストーブから放散するVOC等による健康被害対策（⑩関係） VOC等の放散による健康被害が出ており（NITEに報告事例あり。）、事故情報報告・公表制度では報告されていないものの、メーカーへ臭い等の苦情も寄せられていることから潜在的な被害件数も存在することが予想される。⑩の対策によりVOC等の放散が一定程度以下に抑えられると考えられるという効果が期待できる。</p>	<p>あり、全ての事業者が対策を講ずるとは限らないことから、事業者全体での費用負担が改正案よりも小さくなる可能性がある。</p> <p>仮に、代替案における事業者全体での費用負担が改正案の二分の一程度になると仮定すれば、代替案の事故削減数（＝便益）が改正案の二分の一程度であったことを踏まえれば、費用対便益（便益／費用）は、両案でほぼ等しくなることが分かる。しかし、改正案の方が代替案よりも事故削減の絶対数が大きく、安全性確保の点でも優れていることから、改正案の純便益（便益－費用）が代替案の純便益よりも大きいと考えられる。</p> <p>以上のことから、改正案の方が、代替案に比べて優れていると言える。</p>	<p>基準が考えられるが、工業会に属していない事業者は、義務ではないために対応をとらない可能性がある。また、現状は未然防止を講じるよりも事故発生後の改善措置が主流であり、そのような対応となる可能性も考えられる。そのため、効果は大きく低下する。</p> <p>(ii)構造上の問題に起因する事故対策 対応の一つとして工業会の自主基準が考えられるが、工業会に属していない事業者は、義務ではないために対応をとらない可能性がある。また、現状は未然防止を講じるよりも事故発生後の改善措置が主流であり、そのような対応となる可能性も考えられる。そのため、効果は大きく低下する。</p> <p>(iii)電気ストーブから放散するVOC等による健康被害対策 対応の一つとして工業会の自主基準が考えられるが、工業会に属していない事業者は、義務ではないために対応をとらない可能性がある。また、現状は未然防止を講じるよりも事故発生後の改善措置が主流であり、そのような対応となる可能性も考えられる。そのため、効果は大きく低下する。</p> <p>《政策評価の結果》 左記「費用と便益の関係の分析」欄のとおり。</p>	

(注) 1 経済産業省の規制の事前評価書（平成21年6月15日付け平成21・06・15広第2号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

3 「代替案との比較」欄において、「左記『費用と便益の関係の分析』欄のとおり。」としているのは、それぞれの欄の記載事項に該当する評価書の記述が同一であることから、「代替案との比較」欄における評価書の記述の引用を省略したものである。

政策の名称	事故事例の実態についての分析を踏まえた電気用品の技術基準の改正(② 新技術対応関係)	評価の対象とした 法令の名称	電気用品の技術上の基準を定める省令	府省名	経済産業省
-------	---	-------------------	-------------------	-----	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### (1) 規制の目的

電気用品の技術基準を定める省令（以下「技術基準」という。）について、消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故等を踏まえた技術基準の安全レベルの底上げ及び実態に即した見直しを行うため、所要の改正を行う。

#### (2) 規制の内容

##### ① 屋外カメラハウジング用の凍結又は凝結防止用電熱器具について、使用環境を考慮した試験方法の採用

現行の技術基準は、融雪用パイプ状ヒーターのような水に直接接触するものを想定して策定されたものであるため、ヒーターに、浸水絶縁試験（製品を水中に浸して絶縁性能を確認する試験）に適合することを求めている。他方、防犯用の屋外カメラに取り付けられているヒーターについては、ハウジング内部に取り付けられているため、浸水絶縁試験に適合することを求めることが、その使用実態に合致しているとは言えない。

これを踏まえ、屋外カメラハウジング用のヒーターについては、浸水絶縁試験か、注水絶縁試験（製品の外側から放水した状態での絶縁性能を確認する試験）と耐湿絶縁試験（製品内部を高湿度環境に置いた状態での絶縁性能を確認する試験）を組み合わせた試験のどちらかを選択できるよう規定を整備する。

##### ② 磁石式接続器について、その特性に適した試験方法の採用

現行の技術基準においては、電気湯沸器（電気ポット）等の使用中に電源コードに足などを引っかけた際に、本体の転倒を防止する観点からプラグが簡単に外れるよう、プラグを引き抜くために要する力の上限値と保持するために要する力の下限値を規定している。病院等で使用される配膳車の磁石式接続プラグ（電力供給用）については、当該プラグ及び電源電線が重いため、垂直方向には容易に外れないよう磁力を持たせる必要があるが、そのように設計すると現行技術基準の上限値を上回ってしまう。このため、配膳車の磁石式接続器に特化した基準（プラグを保持するために要する力の下限値と、引き抜くために要する力の上限値）を規定する。

#### (3) 規制の必要性

製品によっては技術の進歩により、制定当初の技術基準が現行製品の特性を反映していないものがあるため、安全を考慮した上で実態に即した基準に改正する。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b>  (a)①について  屋外カメラ用のヒーターは、現行の技術基準が想定している水分に直接浸かるようなものではなく、ハウジングに覆われているため、雨露が直接かかる可能性が低いものである。  これを踏まえ、絶縁性能試験の内容を、現行基準である実際の使用環境より厳しい内容の浸水絶縁試験（製品を水中に浸して絶縁性能を確認する試験）とするか、使用環境に即した内容である注水絶縁試験（製品の外側から放水した状態での絶縁性能を確認する試験）と耐湿絶縁試験（製品内部を高湿度環境に置いた状態での絶縁性能を確認する試験）を組み合わせた試験とするか、どちらかを選択できるよう改正するものである。  したがって、製品の使用実態に即した試験方法を選択できることとなるため、代替案（対応を行わない）と比較した場合、事業者の費用負担はほとんど変わらないか、軽減される可能性がある。また、消費者への価格転嫁への影響も少ないと考えられる。</p> <p>(b)②について  今回の改正は、差し込みプラグを引き抜くために要する力の上限値及び保持するために要する力の下限値を、従来は同一基準で確認していたところ、使用実態を踏まえて磁石式のものとそうでないものに場合分けしたものであり、基準を厳しくしたわけではない（現行基準に適合していれば、何の変更も要さない。）。このため、事業者の費用負担は代替案（対応を行わない）と変わらない。また、消費者への価格転嫁への影響もない。</p> <p><b>【行政費用】</b>  —</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b>  —</p>	<p>(i)①について  屋外カメラハウジング用のヒーターについて、その使用実態を踏まえ、浸水絶縁試験か、注水絶縁試験及び耐湿絶縁試験を組み合わせた試験のどちらかを選択可能とするものであり、どちらの方法で試験したとしても、使用環境から判断して必要とされる製品の安全性を損なうことはない。  したがって、製品の安全性確保という面では、代替案と遜色ない。</p> <p>(ii)②について  現行の基準は、電気湯沸器（電気ポット）など、使用中に電源コードに足などを引っかけた際に簡単に外れ、本体の転倒を防止する観点からプラグを引き抜くために要する力の上限値と保持するために要する力の下限値を規定している。病院等で使用される配膳車の中には、電力供給用の磁石式接続プラグを經由し、食事を保温した状態で配膳できるものがあるが、当該プラグ及び電源電線が重いため、斜め方向には外れやすく、垂直方向には容易に外れないように磁力を持たせる必要がある。このため、配膳車の磁石式接続器に特化したプラグを保持するために要する力の下限値と、引き抜くために要する力の上限値を規定する。  この措置により、危険な場合にプラグが外れやすい構造を保持しながら、プラグの保持力が向上することとなり、代替案と比較した場合に安全性が向上する。</p>	<p>①（屋外カメラハウジング用ヒーター）についてみると、安全性の確保（＝規制の便益）の面においては、改正案、代替案とも変わらない。一方、規制の費用の面においては、改正案は使用実態を踏まえた試験方法を選択できるため、代替案と比較した場合、ほぼ同等か若しくは軽い費用負担となる可能性がある。</p> <p>②（磁石式接続プラグ）についてみると、安全性の確保（＝規制の便益）の面から見ると、改正案の方が使用実態を考慮したプラグの保持力を認めることとなり、安全性が増す。一方、規制の費用の面から見ると、改正案は技術基準の場合分けを行ったものであるため、費用負担は代替案とほとんど変わらない。  したがって、①、②いずれの場合も、改正案の方が優れていると言える。</p>	<p>新技術の対応を行わない（現状のまま。）。  （注3）</p>	<p>本省令が施行されてから5年が経過した時期。</p>

(注) 1 経済産業省の規制の事前評価書（平成21年6月15日付け平成21・06・15広第2号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

3 「代替案との比較」欄について、本審査においては、評価書に代替案として記載されているものは内容的にベースラインに該当すると判断し、「審査結果整理表（規制の事前評価関係）」において「代替案の記述なし」とした。

<b>政策の名称</b>	事件事例の実態についての分析を踏まえた電気用品の技術基準の改正(③最新の J I S 対応関係)	<b>評価の対象とした法令の名称</b>	電気用品の技術上の基準を定める省令	<b>府省名</b>	経済産業省
--------------	--	----------------------	-------------------	------------	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

(1) 規制の目的

電気用品の技術基準を定める省令（以下「技術基準」という。）について、消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故等を踏まえた技術基準の安全レベルの底上げ及び実態に即した見直しを行うため、所要の改正を行う。

(2) 規制の内容

①電線管の材料や強度試験等の規定を、最新の J I S に整合化

電気用品安全法の技術基準と J I S とでは、安全性担保の面での差はないものの、試験方法等が異なることから、製造・輸入事業者は、実態として電気用品安全法の技術基準適合確認と J I S の適合確認との二重の確認試験を行っており、これが大きな負担となっている。また、技術基準の制定当初の古い規定が現在の技術動向にそぐわないものとなっている。このため、可能な範囲で最新 J I S に整合するように技術基準を改正する。

(3) 規制の必要性

電線管類及びその附属品は、電気用品安全法の技術基準と J I S とでは、安全性担保の面での差はないものの、試験方法等が異なることから、製造・輸入事業者は、実態として電気用品安全法の技術基準適合確認と J I S の適合確認との二重の確認試験を行うこととなっており、大きな負担となっている。これを踏まえ、J I S の内容を踏まえた技術基準の改正を行う。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 国内での流通実態として J I S 適合が取引の必須条件となっている電線管類及びその附属品は、適法性担保のため技術基準にも併せて適合する必要がある。このため、事業者は技術基準と J I S の二重の確認試験を行う必要があり、これが負担となっている。</p> <p>したがって、技術基準を J I S に整合させることによって二重確認を解消すれば、その分の事業者の費用負担が軽減される。また、事業者の費用負担が減る分、製品価格が低下する可能性があり、その場合には消費者負担が軽減される可能性がある。</p> <p><b>【行政費用】</b> —</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> —</p>	<p>国内で流通する電線管類及びその附属品は、どのメーカーのものを組み合わせても施工できるよう寸法の共通化等を行うべく、J I S に適合させることが取引の必須条件となっている。一方、適法性担保の観点から技術基準にも適合させる必要があり、J I S と技術基準の二重確認が必要となっている。このため、技術基準を J I S と整合させるよう改正することとしているが、技術基準と J I S は安全性担保の面では同等であるため、安全性は代替案（改正しない）と変わらない。</p>	<p>改正案と代替案を比較すると、安全性の確保（＝規制の便益）の面では、両案ともほぼ同等である。一方、規制の費用の面では、改正案は、J I S と技術基準の二重確認の解消により、費用負担を軽減できる可能性があるが、代替案は現状のまま（J I S と技術基準の二重確認）であるため、改正案の方が好ましい。したがって、改正案を選択することが妥当であると考えられる。</p>	<p>最新の J I S への整合を行わない（現状のまま。）。 （注 3）</p>	<p>本省令が施行されてから 5 年が経過した時期。</p>

(注) 1 経済産業省の規制の事前評価書（平成 21 年 6 月 15 日付け平成 21・06・15 広第 2 号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

3 「代替案との比較」欄について、本審査においては、評価書に代替案として記載されているものは内容的にベースラインに該当すると判断し、「審査結果整理表（規制の事前評価関係）」において「代替案の記述なし」とした。

<b>政策の名称</b>	非化石エネルギー源の利用又は化石エネルギー原料の有効な利用の目標を達成するための計画の提出義務が課せられる事業者の範囲を定める規制	<b>評価の対象とした法令の名称</b>	エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令	<b>府省名</b>	経済産業省
--------------	---	----------------------	--	------------	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### (1) 規制の目的

化石燃料の供給国における資源ナショナリズムの高まりや、世界のエネルギー需要の急増、また地球温暖化問題への対応が課題となる中、我が国のエネルギーの安定的かつ適切な供給を確保することが求められている。こうした状況を踏まえ、平成21年7月に「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（以下「エネルギー供給構造高度化法」という。）が成立し、我が国として化石燃料の一次エネルギー供給に占める割合の低減を図るため、電気事業者・石油事業者・ガス事業者等の国内のエネルギー供給事業者に対し、原子力・太陽光・風力・水力等の非化石エネルギー源の利用を義務付け、化石燃料以外から生み出されるエネルギーの割合を増加させるとともに、化石燃料を原料とする燃料製品を製造する場合において、その原料の有効な利用を義務付けることとなった。

エネルギー供給事業者のうち、義務違反があった場合、命令や罰則の対象となりうるか否かを定める基準、すなわち、非化石エネルギー源の利用に係る計画の提出義務（エネルギー供給構造高度化法第7条第1項）及び化石エネルギー原料の有効な利用に係る計画の提出義務（エネルギー供給構造高度化法第11条第1項）が課せられるか否かを定める基準（以下「裾切り値」という。）については、エネルギー供給構造高度化法において、政令で定めることとされている。これに伴い、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令案（以下「政令案」という。）第7条及び第9条において、エネルギー供給事業者の区分に応じて、前事業年度における供給量あるいは使用量に基づき、「裾切り値」を定めている。

#### (2) 規制の内容

##### ① 概要

エネルギー供給構造高度化法においては、国（経済産業大臣）はエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針を示し、エネルギー供給事業者が計画的に取り組むべき措置等に関する「判断の基準となるべき事項」（以下「判断基準」という。）を定め、そこで示された利用の目標の達成のための中長期的な計画の作成と、国への提出を当該事業者に義務付ける。判断基準は、事業ごとに別途定められることとなる。

エネルギー供給事業者の取組状況について、仮に、非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の状況が、判断基準に照らして著しく不十分である場合には、国から必要な措置をとるべき旨の勧告がなされ、なおその措置をとらなかった場合は、命令、罰則が課されることとなる。

今回の政令案では、エネルギー供給構造高度化法の委任に基づき、各種の定義規定（燃料製品、製造に準ずる行為、化石燃料、再生可能エネルギー源、特定エネルギー供給事業者が行う事業、特定燃料製品供給事業者が行う事業）とともに、特定エネルギー供給事業者、特定燃料製品供給事業者のうち、上述のような計画提出義務が課され、判断基準に照らして取組が著しく不十分な場合には、勧告・命令・罰則も課される事業者の範囲、すなわち、「裾切り値」に係る規定等を定めるものである。

##### ② 政令案における裾切り値の内容

###### i. 裾切り値を算定するに当たって考慮した観点

エネルギーの安定的な供給の確保を図ることが、エネルギー供給構造高度化法の趣旨であるところ、我が国国内で大量のエネルギーを供給する事業者が非化石エネルギー源の利用を行うことが効果的である一方、非化石エネルギー源の導入に伴う投資負担に耐えられないような事業者に対し、これを義務づけることは、これらにかかる投資が相当な規模となること等をかんがみると、過度な負担となり得る。このため、特定エネルギー供給事業者のうち、一定規模以上のものに義務対象者を限定することとする。

以上を踏まえると、政令で定める要件については、以下の観点を軸に検討を進めた上で、その要件設定の妥当性について検証することが適当であると考えた。

<政令案第7条（非化石エネルギー源の利用の目標達成計画提出義務者）の「裾切り値」決定の際に考慮する要素>

特定エネルギー供給事業者のうち、

- A. 大量のエネルギーを供給している事業者であること
- B. 対象となる事業者によるエネルギー供給が、当該事業者によるエネルギー供給の相当程度を占めるものであること
- C. 投資負担に耐えられないような事業者は含めないこと

<政令案第9条（化石エネルギー原料の有効利用の目標達成計画提出義務者）の「裾切り値」決定の際に考慮する要素>

## 規制の目的、内容及び必要性等

特定燃料製品供給事業者のうち、

D. 大量の化石エネルギー原料を使用している事業者であること

E. 対象となる事業者による化石エネルギー原料の使用量が、当該事業による化石エネルギー原料の使用量の相当程度を占めるものであること

F. 投資負担に耐えられないような事業者は含めないこと

### ii. 非化石エネルギー源の利用の目標達成計画提出義務者を定める「裾切り値」

上記のような観点から検討を行い「裾切り値」を決定した。

まず、電気事業者のうち特定エネルギー供給事業者に該当するもの（一般電気事業者及び特定規模電気事業者）については、いずれも相当程度大量のエネルギーを供給しており（Aの観点）、また、既に相当程度、太陽光や風力、水力等の利用が進んでいることから、非化石エネルギー源の利用のための限界費用は比較的安価である（Cの観点）。このため、計画提出については、ほぼ全ての一般電気事業者及び特定規模電気事業者を義務対象者として差し支えないと判断し、「裾切り値」を設定している。

具体的には、年間の販売電力量が5億kWh以上の事業者を対象とすることとしており、これは、我が国全体の電気事業における販売電力量（約1兆kWh）の約0.05%に相当する電力量以上の量を販売している事業者である。

なお、年間の販売電力量が5億kWh以上の事業者の販売電力量を足しあげると、我が国の全販売電力量の約99%がカバーされる電力量となる。（Bの観点）。

次に、ガス事業者の特定エネルギー供給事業者に該当するもの（一般ガス事業者、ガス導管事業者、大口ガス事業者）については、上述の電気事業者や後述の石油事業者に比して、その業界構造上、中小企業が数多く含まれている。具体的に示すと、例えば、特定エネルギー供給事業者について、電気事業者の場合、上位9社のエネルギー供給量が、全体の9割を超えているのに対し、ガス事業者の場合、全体の9割を超えるには、上位28社の供給量が必要となる。さらに、ガス事業者の場合、全体の6割以上を供給する上位3社のみが大手事業者であり、残りの25社は中小企業を含む資力の乏しい者である。そのため、義務対象者を特に大量のエネルギーを供給する大手事業者に限定することとしている（A及びCの観点）。

具体的には、年間の可燃性天然ガス製品の供給熱量が900億MJ以上の事業者を対象とすることとしている。これは、我が国全体のガス事業における可燃性天然ガス製品の供給熱量（約1兆8,000億MJ）の約5%に相当する供給熱量以上を供給している事業者である。

なお、年間の可燃性天然ガス製品の供給熱量が900億MJ以上の事業者の供給熱量を足しあげると、我が国の可燃性天然ガス製品の全供給熱量の約67%程度がカバーされることとなる。これは、上述のAの観点を踏まえれば、ガス供給量の相当程度を占めるということができる。（Bの観点）

次に、石油事業者のうち特定エネルギー供給事業者に該当するものについては、様々な燃料種のうち、相当程度の非化石エネルギー源の導入が唯一可能な揮発油の年間供給量が、60万kl以上の事業者を対象としている。これは、我が国全体の年間の揮発油の供給量（約5,800万kl）の約1%に相当する供給量以上の量を供給している事業者である（A、Cの観点）。加えて、我が国全体の揮発油の供給量の約98%以上がカバーされることになる。（Bの観点）

### iii. 化石エネルギー原料の有効利用の目標達成計画提出義務者を定める「裾切り値」

まず、ガス事業者のうち特定エネルギー供給事業者に該当するものについては、前述したとおり、その業界構造上、中小企業が数多く含まれることから、特に大量のエネルギー原料を使用する大手事業者に限定することとする（Dの観点）。さらに、BOG（ボイルオフガス）の利用等については、それに必要なガス冷却設備や圧縮装置の導入に相当高額な投資が必要となることから、特に大手事業者のみを対象にする必要がある（Fの観点）。

具体的には、年間の可燃性天然ガス製品の原料（液化天然ガス）の使用量が120万トン以上の事業者を対象とすることとしている。これは、我が国全体の年間の原料使用量（約2,400万トン）の約5%に相当する原料の量以上を使用する事業者である。なお、年間の可燃性天然ガス製品の原料使用量が120万トン以上の事業者の使用量を足しあげると、我が国全体の可燃性天然ガス製品の原料使用量の約84%程度がカバーされることとなる。これは、上述のDの観点を踏まえれば、原料使用量の相当程度を占めるものと言うことができる。（Eの観点）

次に、石油事業者のうち特定燃料製品供給事業者に該当するものについては、原油その他の揮発油等の原料の使用量が一定規模以上である事業者を対象とすることとしている。具体的には、年間300万kl以上の原油相当の原料を使用する事業者を対象とすることとしており、これは、我が国全体の年間の原油処理量の約1%に相当する量以上を処理する事業者である（Dの観点）。年間300万kl以上の原油相当の原料を使用する者であれば、常圧蒸留装置のみならず、減圧蒸留装置等の二次装置を有し、燃料製品の得率向上や石油残渣の削減といった原油の有効利用を行う能力を有し得る（Fの観点）。なお、年間300万kl以上の原油相当の原料を使用する事業者の処理量を足しあげると、我が国全体の原油処理量の約98%がカバーされ、Eの要件も満たしているといえる。

### (3) 規制の必要性

規制の必要性については、概ね、以下2点にまとめられる。

※規制の必要性については、エネルギー供給構造高度化法に係る事前評価に当たり想定した内容と同じものであり、新たに発生する項目はない。そのため、詳細については、エネルギー供

### 規制の目的、内容及び必要性等

給事業者に対する非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の義務付けに係る規制の影響の事前評価書を参照。

① 2度のオイルショックを踏まえ、過度の石油依存構造から転換するため、1980年に制定された代エネ法に基づき、我が国では、官民一体となって、石油から石油以外のエネルギーへの転換を目指してきた。この取組の結果、石油依存度は、第一次オイルショック時（1973年度）の76%から、1990年度には54%、2000年度には5割を下回る水準にまで低減したが、一次エネルギー供給に占める化石燃料の割合は、依然8割を超え高水準なままとまっているのが現状である。今後は、単に石油の利用を抑制するだけではなく、様々なエネルギー源の特性を踏まえた上で、エネルギー源の多様化に向けた取組の強化を図る必要がある。また、国際的にも、昨今の原油価格の乱高下や世界のエネルギー需要の急増、地球温暖化問題への対応などエネルギーを巡る情勢は緊迫化しており、世界のエネルギー需給構造の中長期的な変化や地球環境問題にも対応していく必要がある。このため、石油代替エネルギー政策を見直し、中長期的な化石燃料の需給逼迫に対応した供給構造に転換していくことは喫緊の課題である。

② しかし、エネルギー関連事業は、投資期間が長い等の理由から、化石燃料の需給逼迫に対応できるような供給構造に転換するという課題は短期間で実現できる課題ではなく、中長期的・計画的な取組が必要不可欠である。他方、こうした取組を進めることは、事業者の経営戦略に大きな影響を及ぼすものであり、短期的には十分な利益を確保することが必ずしも保証されている訳ではないため、経営判断の局面では先送りされてしまうのが実情である。このため、今後、中長期的な化石燃料の需給逼迫に対応した供給構造に転換していくためには、エネルギー供給事業者による創意工夫の下に、自主的な取組を行うことを前提としつつも、国として中長期的に目指す方向性を明らかにした上で、事業者がその実現に向け、計画的に取組を行うことを担保するための法的措置を講ずることが必要である。

③ 今回の政令の制定においては、以上の趣旨を踏まえ、適切な裾切り値を定めるものである。裾切り値の水準によって、今般導入する規制に係る費用や効果等に影響が生じることから、その影響について今回の事前評価書において評価する。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b></p> <p>①事務コスト</p> <p>エネルギー供給構造高度化法の成立に伴い、一定の条件を満たすエネルギー供給事業者には目標年度に非化石エネルギーの導入割合を一定基準に達するため又は化石エネルギー原料の有効利用を一定程度促進するための中長期的な計画の作成と経済産業大臣への提出が求められることから、計画策定・提出のための費用が必要となる。</p> <p>計画で記載する内容や量は、各事業者の状況によって変化するものではあるものの、事業者は、この目標において、目標年度に非化石エネルギーの導入割合を一定基準に達するため又は化石エネルギー原料の有効利用度を一定の水準に達するための具体的な道筋を十分に記載する必要があり、当然ながら、綿密な分析及び調査に基づいて計画を作成していくこととなり、その事務コストは軽いものではない。</p> <p>政令案では、大量のエネルギーを供給等する事業者を義務対象者とする一方で、効果的な規制を実現すると同時に、投資負担に耐えられないような事業者に対しては義務を課さないこととすることで事業者への過度の負担を避けることもできる。また、義務対象者数が絞り込まれることから、事業者全体の費用負担総額は、代替案と比べて小さくなると考えられる。</p> <p>他方、代替案では、大量のエネルギーを供給等する事業者に限定せず、具体的には、中小規模のガス事業者まで義務対象者とする事となるが、その場合、多くの事務コストが必要である計画の作成と経済産業大臣への提出を行う必要が生じることで、財務・人員等の経営基盤が脆弱で、投資負担に耐えられないような事業者に過度の負担を強いる結果となる。</p> <p>また、義務対象者数が増大することから、事業者全体の費用負担総額は、政令案と比べて大きくなると考えられる。</p> <p>以上を踏まえると、政令案は、代替案と比較して、規制の実効性を確保しつつ、投資負担に耐えられないような事業者に対する過度の費用負担を避けることができ、事業者全体の費用負担総額を低く抑えることができると考えられる。</p> <p>②非化石エネルギー源の利用設備の導入・運転・維持管理コスト、化石エネルギー原料の有効利用設備の導入・運転・維持管理コスト</p> <p>規制対象となる事業者は、上述の計画に基づき、設備投資を含め非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効利用に関する各種の取組を行うことが求められ、これに係る費用が発生する。</p> <p>各事業者において計画に記載する取組は任せられているが、エネルギー供給構造高度化法に基づいて定められる判断基準に照らして著しく不十分であるとされないためには、一定の設備投資が必要となる場合が多いと考えられる。</p> <p>例えば、ガス事業者の場合、非化石エネルギー源として、バイオガスを</p>	<p>①エネルギー供給事業者が享受する便益</p> <p>エネルギー供給構造高度化法の成立及びそれに基づく規制の実施によって、例えば、電気事業者において再生可能エネルギー等の発電設備を導入することにより、非化石エネルギー源の利用が拡大し、原油・石炭・可燃性天然ガス等の化石エネルギー原料の使用量が削減される。また、例えば石油製品製造事業者において需要側のニーズに対応すべく白油の得率を高める設備投資を行うことで、投資を行わなかった場合と比較した原油投入量の削減されることとなる。このように化石エネルギー原料の使用量削減に伴い削減された調達費用は、エネルギー供給事業者の便益と捉えることができる。</p> <p>政令案の場合は、発電設備等への投資を大規模に行う能力を有する大手事業者に義務を課すことで、化石エネルギー原料の使用量削減等を実効的に実現することができる一方、義務対象者数が代替案と比べて少なくなるため、事業者全体の化石エネルギー原料の使用量削減に伴う便益は、相対的に小さくなる可能性がある。</p> <p>他方、代替案の場合は、大手事業者以外の事業者をも義務対象者に加えるため、政令案以上に化石エネルギー原料の使用量削減に伴う事業者全体の便益を増大させ得るが、大手事業者以外の事業者は、発電設備等への投資を大規模に行う能力を有していないことも想定されることから、化石エネルギー原料の使用量削減幅が政令案と大きく変わらない結果となることも考えられる。</p> <p>以上を踏まえると、代替案の方が、政令案に比べ化石エネルギー原料の</p>	<p>今回の政令案は、エネルギー供給構造高度化法の成立に伴い、規制対象となる事業者の範囲を決める「裾切り値」を定めるものである。</p> <p>政令案・代替案では、エネルギー供給構造高度化に係る規制の体系は同じであるが、規制の影響が及ぶ範囲が異なる。国全体として、より少ない負担において一層のエネルギー供給構造高度化施策の効果が上がる案がいずれであるか検討を行った。</p> <p>政令案については、大量のエネルギーを供給等する事業者を義務対象者とする一方で、化石エネルギー原料の使用量の削減に伴う事業者全体の便益を実現する一方、投資負担に耐えられないような事業者に対しては、義務を課さないこととすることで、事業者への過度の負担を避けることもできるため、規制にかかる費用を抑えることができる。</p> <p>他方、代替案では義務対象者を大量のエネルギーを供給等する事業者に限定せず、具体的には、中小規模</p>	<p>《代替案》</p> <p>政令案では、非化石エネルギー源の利用に係る計画の提出義務及び化石エネルギー原料の有効な利用に係る計画の提出義務が課せられるか否かを定める基準たる裾切り値を定めている。</p> <p>エネルギー供給構造高度化法の趣旨は、化石燃料の一次エネルギー供給に占める割合の低減を図るため、国内のエネルギー供給事業者に対し、原子力・太陽光・風力・水力等の非化石エネルギー源の利用を義務付け、化石燃料以外から生み出されるエネルギーの割合を増加させるとともに、化石燃料を原料とする燃料製品を製造する場合において、その原料の有効な利用を義務付けるものであり、当然ながら、義務対象者となる事業者の割合は、化石燃料の一次エネルギー供給に占める割合の低減の規模を大きく左右する要素であるため、本評価書においては、規制対象となる事業者のカバー率に着目し、これを政令案よりも増加させる案を代替案とする。</p> <p>具体的に説明すると、政令案は、特定エネルギー供給事業者のうち、電気事業者（一般電気事業者・特定規模電気事業者）は、年間の販売電力量が5億kWh以上の事業者を対象（カバー率約99%）とし、ガス事業者（一般ガス事業者、ガス導管事業者、大口ガス事業者）は、年間の可燃性天然ガス製品の供給熱量が900億MJ以上の事業者を対象（カバー率約67%）とし、石油事業者は、揮発油の年間供給量が、60万kl以上の事業者</p>	<p>本規制は、以下に引用する法附則にしたがい、必要があると認めるときは、3年ごとに見直しを行うこととなっている。</p> <p>附則 (検討)</p> <p>第二条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、太陽光を変換して得られる電気の買取りに係る価格等の太陽光の利用に係る費用の負担の方法その他の太陽光の円滑な利用の実効の確保に関する取組の状況につ</p>

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p>導入することが考えられるが、バイオガスは、これまで国内での利用実績がほとんどなく利用設備が高額であること、また、バイオガス発生地が地理的に散在・偏在しているため、バイオガス発生地を数多く供給区域内に有する必要があることから、資力が豊富であり、かつ、広範囲な供給区域を有する大手事業者のみが、設備投資に耐えることが可能であり、その他の企業では投資負担に耐えられないのが実情である。</p> <p>政令案では、このような実情を踏まえ、義務対象者を大手事業者に限り、規制の実効性を担保しつつ、投資負担に耐えられないような事業者への過度の負担を避けることとしており、義務対象者を絞り込むことによって事業者全体の費用負担総額を低く抑えることとしている。一方、代替案の場合、規制の実効性が疑問視されるだけでなく、投資負担に耐えられないような事業者に過度の負担を強いることとなり、義務対象者が拡大していることで事業者全体の費用負担総額が政令案に比べて大きくなる。</p> <p>以上を踏まえると、政令案は、代替案と比較して、規制の実効性を担保しつつ、投資負担に耐えられないような事業者に対する過度の費用負担を避けることができ、事業者全体の費用負担総額を低く抑えることができる。</p> <p><b>【行政費用】</b> ○行政機関の費用の分析 エネルギー供給構造高度化法及び政令案に基づく規制は、新設であるため、当然ながら、従来はなかった行政機関の事務コストが発生する。具体的には、目標達成に係る「判断基準」の策定や、事業者の計画の確認、目標年次における義務の履行状況（目標基準の達成状況）の確認及び行政措置の実施等に係るコストが発生する。</p> <p>政令案では、義務対象者を大手事業者に限定しているため、代替案に比べて義務対象者数が少ないこと、法令遵守体制が整った事業者が大半を占めると考えられることから、行政機関の法令施行に係る事務費用も比較的低く抑えることが可能である。一方、代替案の場合、政令案に比べて義務対象者が多くなること、法令遵守体制の整わない事業者も義務対象者に含まれることから、行政機関が法令施行のために行う事務（法令の普及・啓発、義務履行の確認、勧告・命令等）が増大し、事務費用が増大すると考えられる。</p> <p>以上を踏まえると、政令案は、代替案と比較して、行政機関の事務コストを相対的に抑制することができる。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> ○目標未達成による社会的イメージの低下に伴うコスト 裾切り基準以上の事業者については、その非化石エネルギー源の利用の状況等が、エネルギー供給構造高度化法に基づく判断基準よりも著しく不十分であると、場合によっては、罰則が課されるとともにその旨が公表さ</p>	<p>使用量の削減に伴う事業者全体の便益を増大させる可能性があるものの、大手事業者以外の事業者の化石エネルギー原料削減のための取組に限界があることを踏まえると、政令案と代替案で実現できる事業者全体の便益に大きな差は生じないと考えられる。</p> <p>②行政機関が享受する便益 代替案の方が、義務対象者の範囲が広いこと、非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進という施策目的を担保できる効果は、政令案に比べて大きくなり得る。他方、大手事業者以外の事業者は、義務を履行するための設備投資を行う財務的な余力がない場合が多いと想定されるため、代替案による義務が完全に履行されるとは考えられず、施策目的を担保する効果が減じられる可能性がある。</p> <p>以上を踏まえると、代替案の方が、義務対象者の範囲が広いこと、政令案に比べて施策目的を担保できる効果が高い可能性があるが、代替案で義務対象者とされる大手事業者以外の事業者の義務履行能力に限界があることを踏まれば、代替案と政令案とで、施策目的を担保する効果が大きく変わらなくなる可能性がある。</p> <p>③社会（国民）が享受する便益 非化石エネルギー源の利用が進んだ場合、化石エネルギー原料の使用量の削減に伴い二酸化炭素排出量が削減される。また、非化石エネルギー源の利用の進展に伴いエネルギー源の多様化が図られた場合、また、より安定的なエネルギーの供給に寄与する場合（原子力等ベース電源の普及など）、エネルギーセキュリティの向上に繋</p>	<p>のガス事業者まで義務対象者とする事となるため、政令案よりも化石エネルギー原料の使用量の削減に伴う事業者全体の便益を増大させる可能性があるものの、投資負担に耐え得ない事業者における化石エネルギー原料削減のための取組に限界があることを踏まえると、実現できる事業者全体の便益について、政令案に比して大きな差は生じないと考えられる。また、上記の通り、投資負担に耐え得ない義務履行に限界のある事業者が義務対象者となっているため、事業者全体の費用負担、行政機関の事務コストが政令案よりも大きくなる。</p> <p>以上のことから、政令案と代替案とで便益面の大きな差はないものの、費用面では政令案の方が優れていると考えられる。即ち、エネルギー供給構造高度化施策を効果的にしながら、大手事業者以外の事業者への過度の負担を避けることもできる政令案が妥当であると考えられる。</p>	<p>（カバー率約98%）を対象としている。また、特定燃料製品供給事業者のうち、ガス事業者は、年間の可燃性天然ガスの使用量が120万トン以上の事業者を対象（カバー率約84%）とし、石油事業者は、原油その他の揮発油等の原料の使用量が年間300万kL以上の原油相当の原料を使用する事業者を対象（カバー率約98%）としている。</p> <p>一方、これに対する代替案としては、地球温暖化対策をより強力に推し進めること等のため、より広範な事業者を規制対象とする場合が考えられ、電気事業者や石油事業者に比べてカバー率の低いガス事業者につき、そのカバー率を高くするよう、裾切り値を下げる案が考えられる。この場合、ガス業界につき、電気事業者・石油事業者並みの9割近くの事業者をカバーする場合の裾切り値は、70億MJ以上となる（※）。なお、電気事業者や石油事業者については、政令案で定められた裾切り値ですでにカバー率がほぼ100%となっており、これ以上、裾切り値を下げたとしても、著しい効果の上昇は見込まれず、又、投資余力のない事業者に負担を強いることとなり、結果として、負担が増加する場合もあることから代替案とはなり得ない。</p> <p>なお、事業者による本法の義務的に行いながら、大手事業者以外にかかる負担を考慮して、裾切り値を引き上げ、政令案より規制の対象となる事業者のカバー率を低くする案も考えられるが、その場合は、例えば、2020年までに2005年比で温室効果ガスの排</p>	<p>いて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p>れることで、当該事業者の社会的イメージが低下するというコストの発生が想定される。</p> <p>当然ながら、事業者の大小にかかわらず、罰則が課され、その旨が公表されることによる社会的信用の失墜というコストは非常に大きなものであるが、財務・人員等の経営基盤が強固な大手事業者の場合、こうした事態に迅速に対応できる能力を有する場合が多く、社会的な信用回復に要する費用負担にも耐え得ると想定される。しかし、その他の事業者の場合、財務・人員等の経営基盤が脆弱であるため、そもそも非化石エネルギー源の利用や化石エネルギー原料の有効利用に係る義務を課されてもこれを履行できない可能性が高く、また、義務履行できないことにより社会的な信用を失った場合、これを復するための費用負担に耐え得ず、更に、社会的な信用失墜に伴う取引停止などの実損によって倒産の危機を迎える可能性も相対的に高い。事業者が倒産した場合には、エネルギーの供給能力、雇用機会が失われることとなり、この意味においても社会的費用が高まると考えられる。</p> <p>こうした状況を踏まえ、政令案では、義務対象者を社会的信用の回復費用の負担に耐え得る大手事業者に限定し、相対的に社会的費用を抑制することとする一方、代替案では、社会的信用の回復費用の負担に耐えられないような事業者をも義務対象者としており、相対的に社会的費用が増大すると言える。</p> <p>以上を踏まえると、政令案は、代替案と比較して、社会的な信用回復のための費用負担に耐えられないような事業者を義務対象外とすることにより、相対的に社会的費用を抑制できるものと考えられる。</p> <p>○社会（国民）の費用の分析</p> <p>政令案、代替案のいずれの案においても、事業者の負担する設備・運転コスト及び行政機関の負担は、エネルギー料金、エネルギー料金を通じた各種原材料費、あるいは税負担となって最終的には社会（国民）の費用となる。しかし、社会（国民）の費用として計上すると、前述の事業者及び行政機関の負担と二重計上となるため、ここでは計上せず、社会（国民）に対して直接かかる費用は考慮しないこととする。</p>	<p>がると考えられる。</p> <p>代替案の方が、義務対象者の範囲が広いこと、政令案に比べ二酸化炭素削減効果及びエネルギーセキュリティ向上に対する効果は相対的に大きくなり得る。しかし、大手事業者以外の事業者は、非化石エネルギー源の利用や化石エネルギー原料の有効利用に資する設備の導入等の費用負担に耐え得る余力がない場合が多いと考えられ、実現できる化石エネルギー原料の削減量に限りがあるため、政令案と代替案とで実現できる便益に大きな差は生じない可能性がある。</p> <p>以上を踏まえると、代替案の方が、政令案と比較して、二酸化炭素削減効果及びエネルギーセキュリティ向上に対する効果は相対的に大きくなり得るが、代替案で義務対象者に追加される大手事業者以外の事業者の義務履行能力に限界があることを踏まれば、代替案と政令案とで実現できる便益に大きな差が生じない可能性がある。</p>		<p>出量を15%削減するという政府の目標に沿わないことになりかねないことから、代替案にはなり得ない。</p> <p>(※)政令案のカバー率約7割から代替案のカバー率9割の間の中間的なカバー率を実現する裾切り措置を代替案として検討しないのは、次の理由によるもの。</p> <p>(1)政令案で義務対象者となる供給量上位3社とそれ以下の事業者の間には、財務余力の一つの指標である純資産（自己資本）から見て、大きな分水嶺があること。</p> <p>(2)4位の社の都市ガス販売量は全体の約2%であることから、4位以下の社を義務対象者に追加することによる便益の増分が逡減すると考えられる一方、4位以下の社に義務履行を求めるための行政コスト（法令の普及・啓発、義務履行の確認、勧告・命令等）が増加すると考えられるため、上位3位までの社に義務を課す政令案が最善な選択肢となることが予見されること。</p> <p>《費用の分析》 左記「費用の分析」欄のとおり。</p> <p>《便益の分析》 左記「便益の分析」欄のとおり。</p> <p>《政策評価の結果》 左記「費用と便益の関係の分析」欄のとおり。</p>	

(注) 1 経済産業省の規制の事前評価書（平成21年8月14日付け平成21・08・14広第1号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

3 「代替案との比較」欄において、「左記『費用の分析』欄のとおり。」、「左記『便益の分析』欄のとおり。」、「左記『費用と便益の関係の分析』欄のとおり。」としているのは、それぞれの欄の記載事項に該当する評価書の記述が同一であることから、「代替案との比較」欄における評価書の記述の引用を省略したものである。

政策の名称	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）の第一種特定化学物質等に係る所要の措置について	評価の対象とした法令の名称	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令	府省名	経済産業省
-------	---	---------------	--------------------------	-----	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### (1) 規制の目的

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第107号。以下「化審法」という。）については、国民の間で「安全・安心」に対する意識が高まる中、原則としてすべての化学物質を法律に基づく管理の対象とし、環境汚染を通じた人の健康及び動植物の生育への悪影響を未然に防止することが喫緊の課題となっている。

○また、国際的には、平成14年のWS SD（持続可能な開発に関する世界サミット）において、「化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成する」との合意がなされた。

○上記のような、国内外の化学物質管理を巡る変化に対応するため、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第39号。以下「改正法」という。）が、平成21年5月20日に公布された。

○改正法では、「一般化学物質」（一定数量以上製造・輸入されたすべての化学物質）について、製造・輸入量の届出を求めることとした。また、届出の内容や有害性に係る既知見等を踏まえ、優先的に安全性評価を行う必要がある化学物質を「優先評価化学物質」として指定することとした。「優先評価化学物質」についても、一定数量以上製造・輸入された化学物質について、製造・輸入数量の届出を求めることとした。

○また、ストックホルム条約第4回締約国会合（平成21年5月）において、ペルフルオロ（オクタンー1ースルホン酸）（別名PFOS）等の12物質を新たに廃絶・制限の対象物質とすることが決定された。

○以上の動向を踏まえ、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号。以下「施行令」という。）において、①ストックホルム条約において新たに廃絶・制限の対象とされた12物質を第一種特定化学物質に追加指定する（原則、製造・輸入・使用は禁止される）。併せて、本年5月に改正された化審法に基づき、限定的に当該12物質の使用を認める用途を定め、当該物質12物質を含む製品のうち輸入を禁止するものや、表示等の義務を課すものを同令で指定する。②また、第二種特定化学物質を含有する製品についても、取扱いに関する技術上の指針を公表することとしており、当該製品の指定を行う。③届出を求める「一般化学物質」及び「優先評価化学物質」の一定数量の閾値を指定する。

○これらの措置により、当該物質により環境汚染を通じた人又は環境への悪影響を未然に防止する。

なお、第一種特定化学物質の指定、使用を認める用途及び技術上の指針を公表する第二種特定化学物質を含む製品の指定に係る改正規定は平成22年4月1日から施行し、第一種特定化学物質の輸入禁止製品に係る改正規定は平成22年5月1日からの施行を予定している。

また、第一種特定化学物質の基準適合義務・表示義務が課される製品の指定に係る改正規定は平成22年10月1日から施行し、一般化学物質・優先評価化学物質の届出に係る改正規定については、平成23年4月1日からの施行を予定している。

#### (2) 規制の内容

##### ① 第一種特定化学物質関連

##### i) 第一種特定化学物質の追加について

ストックホルム条約第4回締約国会合（本年5月に開催）において、ペルフルオロオクタンー1ースルホン酸（別名PFOS）等の12物質が新たに廃絶・制限の対象物質として決定されたことを受けて、関係審議会の審議結果を踏まえ、当該12物質を第一種特定化学物質に指定する。

##### ii) 第一種特定化学物質の輸入禁止製品の追加について

第一種特定化学物質の指定に伴い、当該第一種特定化学物質が含有されている製品で国内に輸入されるおそれのあるものについては、使用の状況等を考慮して、当該製品について輸入を禁止する。

関係審議会の審議結果を踏まえ、PFOS又はその塩が含有されている10製品、テトラブロモビフェニルエーテル、ペンタブロモビフェニルエーテルが含有されている2製品について、輸入禁止製品として指定を行う。

##### iii) 第一種特定化学物質の使用を認める用途について

第一種特定化学物質の指定に伴い、代替が困難であり、かつ、人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがない用途に限り、引き続き、エッセンシャルユース（代替可能な技術や製品（PFOS代替品、物質含む）がないような用途）としてその使用を認める。

## 規制の目的、内容及び必要性等

関係審議会の審議結果を踏まえ、PFOS又はその塩に関する3用途について、使用を認める用途として指定を行う。

### iv) 第一種特定化学物質の表示義務と基準適合義務を課す製品について

第一種特定化学物質の指定に伴い、第一種特定化学物質及び第一種特定化学物質指定後も使用の継続が予定されている第一種特定化学物質含有製品については、改正化審法に基づき、取扱事業者に対して基準適合義務及び表示義務を課す。

関係審議会の審議結果を踏まえ、PFOS又はその塩が含有されている4製品について、基準適合義務等を課すものとして指定を行う。

### ② 第二種特定化学物質関連

#### i) 第二種特定化学物質の技術上の指針を公表する製品について

改正化審法においては、第二種特定化学物質を含有する製品についても、新たに技術上の指針を公表することとしており、施行令において、当該製品の指定を行う。

関係審議会の審議結果を踏まえ、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びトリブチルスズ化合物の3物質について、11製品について指定を行う。

### ③ 届出を要しない化学物質の閾値

#### i) 一般化学物質の届出閾値について

改正化審法においては、一定量以上製造輸入されるすべての化学物質について製造輸入量の届出を求めることとしており、施行令において、届出を求める閾値を1tと規定する。

#### ii) 優先評価化学物質の届出閾値について

改正化審法において、優先評価化学物質の届出を求める数量を施行令で定めることとしており、一般化学物質と同様に1tと規定する。

### (3) 規制の必要性

○ストックホルム条約第4回締約国会合において、新たに12物質が条約における廃絶・制限の対象物質となった。

○これら12物質においては、関係審議会において、我が国においても、化審法における第一種特定化学物質に指定することが適当との結論を得ている。

○また、関係審議会において、第一種特定化学物質が含有された特定の製品について、使用の形態等がかんがみ輸入の制限をしない場合に環境汚染が生じるおそれがあることから、当該製品の輸入を禁止することが適当との結論を得ている。

○さらに関係審議会において、他の物による代替が困難であり、環境の汚染による人の健康にかかる被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生じるおそれがない特定の用途については、第一種特定化学物質の使用を認めることが適当との結論を得ている。

○加えて、今般の法改正（改正法は平成21年5月に公布）においては、第一種特定化学物質及び第一種特定化学物質を含有している製品の取扱事業者に対して、取扱上の基準適合義務及び表示義務をかけることとしており、関係審議会において、第一種特定化学物質が含有された特定の製品について、当該製品に関する基準適合義務及び表示義務をかけることが適当との結論を得ている。

○併せて、WSSDで合意された国際目標（2020年までに、すべての化学物質による人の健康や環境への影響を最小化）の達成に向けて、化審法を改正し、すべての化学物質について、一定数量以上製造・輸入した事業者に対して、その数量等の届出を求めることとしたため、施行令において一般化学物質及び優先評価化学物質の閾値を定める必要がある。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b></p> <p>①12物質の製造・輸入事業者 12物質の製造・輸入事業者については、12物質が第一種特定化学物質に指定されることにより、その製造・輸入に際して、許可が必要となる。そのため、許可申請のための事務作業、製造設備の改修等のコストが生じる。 また、12物質の取扱上の技術基準に従う義務及び環境汚染を防止する措置等に関する表示の義務が課されるため、この義務履行のためのコストが生じる。 ただし、12物質のうち11物質は今後の製造・輸入の見込みがなく、製造・輸入実績がある1物質については、主に認められた用途による需要の範囲でのみ、製造・輸入の許可が下りることから、上記のコスト発生の影響を被る事業者は限定的であると考えられる。</p> <p>②12物質の使用事業者 政令で認められた用途以外は、代替物質への転換に向けたコストが生じうるが、代替物質への転換は既に一定程度進捗しており、コスト発生の影響は限定的であると考えられる。 他方、政令で認められた用途については、規制対象化学物質が使用された製品について、技術上の基準に適合し当該製品に表示等を行うためのコストが生じるものの、3用途に限られた範囲での影響にとどまることから、限定的な影響と考えることができる。</p> <p>③12物質を含有する製品の輸入事業者 輸入禁止対象製品を輸入している事業者は、製品中における当該化学物質の有無を確認するコストが生じる。ただし、当該化学物質は特定の目的を持って製品に添加されるものであるため、輸入者による製造事業者へ確認に係る事務作業のコストは一定程度にとどめることが可能と考えられる。</p> <p>④貯蔵事業者、運搬事業者等 規制対象化学物質又は当該化学物質を含有する製品について、取扱上の技術基準への適合義務及び環境汚染を防止するための措置等に関する表示の義務を履行するためのコストが生じる。 ただし、規制対象の12物質のうち11物質は今後の製造・輸入の見込みがなく、製造・輸入実績がある1物質</p>	<p>①12物質の製造・輸入事業者 製造設備の基準を満たした設備で製造されるため、当該化学物質の製造が原因で人や環境に悪影響を与えた際の回復費用の支出、信用の失墜を未然に防止できる。</p> <p>②12物質の使用事業者 代替が困難で人や環境への被害を生じるおそれのない用途に関する使用に限られることにより、当該化学物質の使用が原因で人や環境に悪影響を与えた際の回復費用の支出、信用の失墜を未然に防止できる。 より安全な物質への代替に向けた技術革新が進み、製品の安全性が高まることで、消費者の安心感・信頼の獲得につながる。 ※製品の安全性を高めることで社会に与える便益は、その影響が広範かつ多様であることから定量的な推定は困難。</p> <p>③12物質を含有する製品の輸入事業者 製品の輸入が原因で、製品中の当該化学物質が人や環境に甚大な悪影響を与えた際の回復コストの支出、信用の失墜を未然に防止できる。</p> <p>④貯蔵事業者、運搬事業者等 貯蔵事業者、運搬事業者等が規制対象化学物質及び当該化学物質を含有する製品を適切に取り扱うことにより、当該化学物質が人や環境に悪影響を与えた際の回復コストの支出、信用の失墜を未然に防止できる。</p> <p>⑤第二種特定化学物質を含有し、技術上の指針を公表する製品の取扱事業者 取扱事業者が規制対象化学物質を含有する製品を適切に取り扱うことにより、製品中の当該化学物質が人や環境に悪影響を与えた際の回復コストの支出、信用の失墜を未然に防止できる。</p> <p>⑥一般化学物質の届出者 一般化学物質について届出を行い、有害性等について評価がなされるため、すべての化学物質について人又は環境に生じる悪影響を把握することが出来る。 ※化学物質の届出を求めることで社会に与える便益は、その影響が広範かつ多様であることから定量的な推定は困難。 また、製造・輸入量調査の結果（平成19年度）によると、10t以上の物質数は4,563あり、1t～10tの物質数は2,155であ</p>	<p>P F O S等の12物質については、環境中で分解しにくく生体内で蓄積しやすく、かつ、長期毒性を有するなどの性質を持つとの科学的な知見がある。したがって、製造・輸入や使用の状況等によっては、人や環境への被害を及ぼしうる物質である。また、第二種特定化学物質は、蓄積性はないものの、長期毒性を有するなどの性質を持つ物質である。 今回の改正案によって、12物質の製造・輸入事業者や使用事業者等の関連する取扱事業者全般において、許可申請や、製品に関して取扱上の基準に適合し表示を行う等のコストが発生するものの、「費用の分析」に示すように過度な負担とはならないと思われる。 一方、改正案によって、製造・輸入・使用について、制限がかかることにより、化学物質による人や環境への被害を未然に防止できる蓋然性が高まり、被害が生じた後の現状回復のためのコスト支出等を未然に防止し、国民全体がより安全な生活を享受できるという便益が見込まれる。 また、届出を要しない化学物質の閾値については、改正案は代替案に比べ届出事業者の負担は大きい一方、規制の範囲を大きくすることによって一般化学物質の有害性等について正確な評価を</p>	<p>《代替案》 本改正案では、(2)規制の内容①、②について第一種特定化学物質・規制の対象となる使用製品の追加等を行うが、化審法に基づく措置であり、第一種特定物質の選定基準等規制手法等の措置の枠組みそのものは変更していない。また、化学物質や製品の指定は、関係審議会の審議結果を反映させるものである。したがって、規制の手法についての代替案は想定しない。 (2)規制の内容③ 関連については、一般化学物質及び優先評価化学物質の閾値については、代替案として閾値を10tとすることが想定される。</p> <p>《政策評価の結果》 (左記「費用と便益の関係の分析」欄のとおり。)</p>	<p>化学物質の製造、輸入又は使用の動向やモニタリングによる一般環境中での検出状況、新たな有害性情報（発がん性、慢性毒性等）の蓄積、国際的動向、新たな実態の追加的な判明等により、必要に応じて検討を行う。</p>

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p>については、主に認められた用途による需要の範囲でのみ、製造・輸入の許可が下りることから、上記のコスト発生の影響を被る事業者は限定的であると考えられる。</p> <p>⑤第二種特定化学物質を含有し、技術上の指針を公表する製品の取扱事業者</p> <p>取扱いの状況が、技術上の指針に沿っていない場合は、技術上の指針に沿うためのコストが生じうる。ただし、現状において、多くの取扱事業者が自主的に環境に化学物質を排出しないよう取組を行っているため、過度なコストは掛からないと考える。</p> <p>⑥一般化学物質の届出者</p> <p>一般化学物質の届出事項である製造輸入数量・用途情報等の把握を行うコストが生じうる。ただし、一般的に製造輸入事業者は自社の製造輸入数量を把握しているため過度な負担は掛からないと考える。</p> <p>⑦優先評価化学物質の届出者</p> <p>優先評価化学物質の届出事項である製造輸入数量・詳細な用途情報等の把握を行うコストが生じうる。</p> <p>【行政費用】</p> <p>⑧関係行政機関</p> <p>製造・輸入の許可を行うコスト、使用の届出の確認を行うコスト、輸入が禁止された製品であるかの是非について確認するコスト、化学物質の届出を評価するコストが生じる。その他、指定した製品の取扱事業者が表示等の義務を履行しているかについて管理するコストが生じる。</p> <p>【その他の社会的費用】</p> <p>⑨国民・社会</p> <p>特に費用は発生しない。</p>	<p>る。このように1 t～10 tの部分についても相当程度の物質数があるため、環境汚染を通じた人の健康及び動植物の生育への悪影響を未然に防止するためには、10 t以上とするよりも1 t以上を対象とすることが望ましいと考えられる。</p> <p>なお1 t未満の物質については、物質数が多いものの、現行において届出を求めている監視化学物質のデータに基づくと、1社あたり1 t未満の届出物質の総数量は全体量の約0.0002%であり、非常に少量であるため、影響は少ない。</p> <p>また、閾値を1 t以上とすることについては、EUの化学物質規制（REACH）では1 tが閾値、アメリカでは10 tが閾値であり、国際的にも整合性がある。</p> <p>⑦優先評価化学物質の届出者</p> <p>優先評価化学物質について、人又は環境に対する悪影響をより詳細に把握をすることが出来る。</p> <p>加えて、その有害性等に応じて優先評価化学物質を特定化学物質に指定することで有害な化学物質を適切な管理の下に置くことが出来る。</p> <p>また、⑥の理由と同様に、1 t以上を対象とすることが望ましいと考えられる。</p> <p>⑧関係行政機関</p> <p>人や環境に悪影響を与えた際の回復コストの支出を未然に防止できる。</p> <p>⑨国民・社会</p> <p>人や生態系への有害性がある第一種特定化学物質や第二種特定化学物質による被害を未然に防止でき、より安全な生活を営むことが可能となる。</p> <p>また、すべての化学物質のうち、環境汚染を通じた人又は環境への汚染が否定できない化学物質（優先評価化学物質）が適切な管理に置かれることで安全な生活を営むことが可能となる。</p>	<p>行い人又は環境に生じる影響を広範に把握することができるといふ便益を比較考量すれば、1 t以上のすべての化学物質について届出を行うことが適当と考えられる。</p> <p>以上、改正規定によって、化学物質の事業者に対して、届出に伴うコストが発生するものの、改正案によって市場に流通するすべての化学物質の評価を行うことで、有害性の可能性のある化学物質を特定し、化学物質による人や健康への被害を未然に防ぐ蓋然性が高まり、国民全体が安全な生活を享受できるという便益が見込まれる。</p> <p>一般的に、過去の公害等にあるように、環境中で分解しにくく生体内で蓄積しやすく、かつ、長期毒性を有する人や環境への被害については、社会全体が被る回復費用等の事後的なコストは高額となりうることをかんがみれば、上記の費用を勘案しても、今次改正案は、妥当なものであると言える。</p>		

(注) 1 経済産業省の規制の事前評価書（平成21年8月31日付け平成21・08・27広第1号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

3 「代替案との比較」欄において、「左記『費用と便益の関係の分析』欄のとおり。」としているのは、それぞれの欄の記載事項に該当する評価書の記述が同一であることから、「代替案との比較」欄における評価書の記述の引用を省略したものである。

<b>政策の名称</b>	国際的な枠組みにおける合意の国内履行に係る新たな輸出規制	<b>評価の対象とした法令の名称</b>	外国為替令、輸出貿易管理令、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令	<b>府省名</b>	経済産業省
--------------	------------------------------	----------------------	---	------------	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### (1) 規制の目的

大量破壊兵器等の不拡散など安全保障の観点から、大量破壊兵器等及び通常兵器の開発等に関連する貨物・技術（以下「安全保障上機微な貨物等」という。）については、国際レジームにおいて各国が協調して輸出管理の対象とすべき品目の範囲を議論し、品目リストを合意している。

我が国では、安全保障上機微な貨物等の輸出及び取引に関しては外為法に基づく許可制（以下「輸出規制」という。）を実施しており、国際レジームにおける合意を踏まえ、輸出規制対象品目の範囲を規定している関係法令の見直しを行うこととしている。

今般、2008年11月及び12月の国際レジームにおける合意事項を着実に国内履行するため所要の法令の改正を行い、国際協調の下実施することとしている輸出管理の取組を誠実に履行することを目的とする。

#### (2) 規制の内容

国際レジームにおいて合意された新しい輸出規制対象品目のリストを踏まえ、その品目の範囲の拡大・縮小・明確化を図るべく所要の国内法令（貨物の追加については輸出貿易管理令、技術の追加については外国為替令）の改正を行う。具体的には、以下の品目を新たに対象に加える規制強化等の措置を講じる。

##### ① 生物兵器の製造装置等の使用に係る技術

生物兵器の製造に用いることができる発酵槽やクロスフローろ過装置などについて、その使用に係る技術（メンテナンスの技術や動作プログラムなど）を追加（設計又は製造に係る技術は従来より規制対象）。

##### ② 通信用の半導体集積回路の設計技術等

軍用の通信機器用の用いられる高性能なマイクロ波用集積回路及び超電導集積回路につき、その設計又は製造に係る技術を追加。

##### ③ 毒ガス検知装置の部分品

毒ガス検知装置の完成品については従来より規制対象であったところ、その部分品であるセンサーユニット及び関連機器についても新たに規制対象に追加。

##### ④ 電力制御・整流用の半導体デバイス

軍用車両、軍用航空機等に用いられる高耐久性の電力制御・整流用の半導体デバイス（パワーデバイス）を追加。

##### ⑤ 情報通信セキュリティシステム

軍用通信システムに用いられる通信セキュリティシステム（情報や通信にアクセス制限をかけて盗聴や不正アクセスを防ぐための装置）を追加。

##### ⑥ ダイバー妨害用水中音響装置

テロリスト等の敵性ダイバーによって沿岸施設や船舶が破壊活動を受けることを防止するため、水中において妨害音波を発してダイバーの潜水活動を防止することができる装置を追加。

##### ⑦ 爆発物の自動探知装置

爆発性物質に反応し、爆発物の有無やその場所を探知することができる装置を追加。

#### (3) 規制の必要性

今次改正は、国際レジームにおける輸出規制の対象品目の範囲の見直しにかかる合意を適切に履行する措置であり、我が国が国際協調的な輸出管理の抜け穴となることを防ぐために実施する必要がある。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 新たに輸出規制の対象となった品目を輸出しようとする企業等に対しては、以下に示すような規制遵守にかかる費用が生じる。</p> <p>①許可申請手続に係る作業コスト 新たに輸出規制の対象範囲に含まれることとなった品目を輸出又は取引しようとする企業等において、許可申請手続に係る作業コスト（書類作成、該当する規制対象品目分類の検索・確認等の作業）が発生。 ※許可申請手続にどの程度のコストがかかるかは、国内のいくつかの企業が当該手続を行う必要が生じるかに依存するため、定量的な推計は困難。</p> <p>②組織内の輸出管理体制を変更する作業コスト 新たに輸出規制の対象範囲に含まれることとなった品目を輸出する可能性がある企業等の組織内部において、輸出管理体制を変更する作業コストが発生。 ※どれだけのコストをかけて責任ある輸出管理体制を組織内に整備するかは各企業の判断によるため、定量的な推計は困難。</p> <p>③企業等の販売戦略等への影響 上記コストの発生に加え、輸出する相手国・地域や品目によっては輸出が許可されない事案が想定されることから、外貨獲得の機会の減少や企業の販売戦略自体への影響が生じうるといえる。 ※新たに輸出規制の対象範囲に含まれることとなった品目を輸出又は取引しようとする企業等又は輸出又は取引する可能性のある企業等が、許可申請手続に係る作業コスト等を理由に、輸出又は取引を控えるなど、企業の販売戦略に影響を及ぼす可能性がある。</p> <p><b>【行政費用】</b> ①審査・検査等事務業務の発生 ②地方各局への説明会、資料配付、参考書籍購入等に係るコストが発生 ※実際の審査・検査等の業務を行う運用部局等にあつては、新たに輸出規制の対象となった範囲、若しくは新たに輸出規制の対象から外れた範囲について、貨物の構造、技術的要素等を的確に判断するための知見を蓄積する必要がある。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 今回の改正では、国民（消費者）・社会に対しては、特に費用は発生しない。 ※ただし、間接的な影響として、上記「輸出規制の対象となった品目を輸出しようとする者」に係る費用が国内向け製品に価格転嫁される可能性はある。</p>	<p>(1)新たに輸出規制の対象となった品目を輸出しようとする企業等 今回の規制により、新たに輸出規制の対象となった品目又は取引しようとする企業等にとって、便益はないと考えられる。</p> <p>(2)国民（消費者）・社会 国際協調的な輸出管理を誠実に履行することによって、我が国が国際協調的な輸出管理の抜け穴となることを防止し、もって国際的な信頼を獲得するとともに、正常な貿易活動に裨益すると考える。</p> <p>(3)行政機関 国際協調的な輸出管理の誠実な履行により、我が国が国際協調的な輸出管理の抜け穴となることを防止し、もって国際的な平和及び安全の維持に資するとともに、国際的な信頼を獲得し、また、正常な貿易活動の促進に資する。</p>	<p>改正案を導入した場合、国際的な合意である輸出管理を過不足なく誠実に実施していることにより、①我が国が国際協調的な輸出管理の抜け穴となることを防止し、②もって国際的な平和及び安全の維持に資するとともに、③国際的な信頼が得られる。そして、最終的に、④我が国企業等の正常な貿易活動の促進に資するものでもあるといえ、我が国にとって安全保障上及び経済上の効果が見込まれるため、本改正案を導入することは妥当であるといえる。</p>	<p>本改正案の契機となった国際レジームでの合意内容は、各国が協調して輸出管理の対象とすべき品目の範囲に係るものに限られており、規制手法等の措置枠組みそのものには及んでいない。本改正案は、これらの内容をそのまま反映させるものであるから、規制の手法等についての代替案は検討しない。</p>	<p>国際レジームにおいて、国際協調的な輸出管理の規制対象品目の見直しにかかる検討は、毎年実施されることとなっている。これに合わせ、我が国でも従来よりほぼ1年に1回のペースで関係法令等の見直しを実施している。今後、国際レジームにおける規制対象品目の拡大・縮減にかかる合意がなされる時期を踏まえ、適切な時期に我が国の輸出規制について検討していく予定。 また、随時、我が国の輸出管理のあり方などについて、とりまく安全保障環境の変化等を踏まえ、有識者・業界団体と連携しつつ検討しているところである。</p>

(注) 1 経済産業省の規制の事前評価書（平成 21 年 11 月 11 日付け平成 21・11・11 広第 1 号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

<b>政策の名称</b>	高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案(都道府県知事による登録を受けた高齢者円滑入居賃貸住宅の賃貸人に対する報告徴収制度の創設)	<b>評価の対象とした法令の名称</b>	高齢者の居住の安定確保に関する法律	<b>府省名</b>	国土交通省
--------------	---	----------------------	-------------------	------------	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### <施策等の目的>

登録住宅の賃貸人に対し、当該登録住宅の管理の状況について報告を求めることができるようにすることで、登録住宅が登録基準に適合しているかを都道府県知事が常時把握できることとなり、都道府県知事が必要な助言、指導、指示を適切に行えることとなる。

#### <施策等の必要性>

○高齢者円滑入居賃貸住宅を高齢者が安心して利用できるようにするためには、登録住宅が一定の基準を満たした住宅であるとともに、登録内容と運営実態が異なることがないようにする必要がある。そのためには、都道府県知事が適切に助言、指導、指示を行えるよう登録住宅の管理の状況を詳細に把握する必要があるが、管理の状況についての情報が不十分な場合には、都道府県知事による助言、指導、指示の適切な実施が確保されない可能性がある。(=目標と現状のギャップ)

○これは、助言、指導、指示の確実な実施のためには都道府県知事が登録住宅の管理の状況について確実に把握する必要があるところ、現行制度の枠組みでは報告徴収等の現状把握のための手法がないことから、必ずしも都道府県知事が登録住宅の管理の状況を確実に把握することができないためであると考えられる。(=原因分析)

○このため、都道府県知事が登録住宅の管理の状況について確実に把握するための措置を講じる必要がある。(=課題の特定)

○都道府県知事は、登録住宅の賃貸人に対し、当該登録住宅の管理の状況について報告を求めることができることとする。(=施策の具体的内容)

#### (社会的ニーズ)

高齢者円滑入居賃貸住宅は、都道府県知事が登録簿を閲覧に供することにより高齢者に対してその入居を拒否しない賃貸住宅に関する情報提供を行う制度として平成19年度末現在約12万6千戸の登録がなされている。しかし、登録基準がないことから、最低居住水準にも満たない住宅や不当な賃貸の条件を付している住宅等についても登録されており、高齢者が最低限の居住環境をも確保されていないというケースが多く見受けられる。(例えば、最低居住水準に満たない床面積が18㎡未満の登録住宅が、平成19年度末時点で全体の約10%を占めている。)また、登録内容と運営実態が異なる事例があり、高齢者が安心して制度を利用できないという問題が起きている。従って、登録内容と運営実態の相違を解消することにより、基準を満たす登録住宅の適切な供給が求められている。

#### (行政の関与)

基準を満たさない登録住宅の改善、登録内容と運営実態が異なる事例の解消を図るためには、都道府県知事が適切な助言、指導、指示を行う前提としてその管理の状況を把握する必要がある。

#### (国の関与)

登録住宅の管理の状況についての報告徴収制度を創設するためには、法律の制定が必要であるため、国として関与する必要がある。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 本施策は、都道府県知事は、登録住宅の賃貸人に対する報告徴収を行うことができることとするものであり、登録住宅の賃貸人は、報告徴収に応じる負担が必要となるものの、報告すべき事項は当該登録住宅の各戸の床面積や賃貸の条件等の管理の状況についてであって、登録住宅の賃貸人が当然に把握しているべき事柄であり、報告に要する費用は僅少であると考えられる。</p> <p><b>【行政費用】</b> 都道府県においては、登録住宅の賃貸人に対して報告を求め、当該報告を受領する負担が生じるが、登録内容と運営実態の相違が疑わしい登録住宅の賃貸人に対しては、従来から行政指導を実施しているところ、本施策は当該業務に法的根拠付けを持たせるものであるため、新たに著しい業務量の増大をもたらすものではない。よって、当該事務は過大な増員等の特段の体制強化を行う必要はなく対応できるものであり、費用の増加は僅少である。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> —</p>	<p>本施策によって、登録住宅の管理の状況を都道府県知事が確実に把握することができ、高齢者円滑入居賃貸住宅の登録制度が円滑に実施され、基準に適合した登録住宅が適切に供給されることにより、一層の高齢者の居住の安定の確保が図られることとなる。</p>	<p>登録住宅の賃貸人及び都道府県に一定の費用が発生するものの、本案によって得ることができる登録制度の円滑な実施の確保という便益はより一層の高齢者の居住の安定の確保のためには必要不可欠なものであるため、便益が費用を大きく上回る。</p>	<p>《代替案》 代替案として、報告徴収を、法令に基づかない任意の措置として実施する場合を分析する。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> 代替案においては、登録住宅の賃貸人は、任意に報告徴収に応じる場合には、報告徴収に応じる負担が必要となる。</p> <p><b>【行政費用】</b> 都道府県においても、特段の体制強化等を行う必要なく対応できるものであり、費用の増加は僅少である。</p> <p>《便益の分析》 代替案においても、登録住宅の賃貸人が任意に報告徴収に応じる場合には本案と同等の便益が得られるものの、応じない者に対する罰則がないことから、罰則規定（10万円以下の過料）を設ける本案よりも、登録住宅の賃貸人が任意の報告徴収に応じない場合が多く想定され、高齢者円滑入居賃貸住宅の登録制度の円滑な実施が確保されないおそれがある。</p> <p>《政策評価の結果》 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録制度の円滑な実施の確保という便益が確実に得られる点で、本案の方が代替案より便益が大きく、優れている。</p>	<p>附則第8条において、法律の施行後5年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。</p> <p>平成22年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施。</p>

(注) 1 国土交通省の規制の事前評価書（平成21年1月26日付け国政評第45号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

政策の名称	港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案（①航路における一般的な航法の見直し（i 追越しの禁止））	評価の対象とした法令の名称	海上交通安全法	府省名	国土交通省
-------	--	---------------	---------	-----	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### <施策等の目的>

港域や航路等の船舶の交通量が多く、可航水域に限りがある海域においては、無秩序な航行を認めると衝突等の海難が発生する危険が高まる。ひとたび海難が発生すれば、生命・財産・環境等に甚大な被害が生ずることとなり、また、海難発生により他の船舶による2次的な被害を惹起し、漁業等の産業に対する被害や円滑な海上物流の阻害による損失が発生するおそれがある。

このため、船舶交通のふくそうする海域における船舶交通の整理を図ることが特に要請されるため、港域においては港則法により、またそれ以外の海域のうち東京湾、伊勢湾、瀬戸内海という特に海上交通のふくそうが著しい海域においては海上交通安全法により、船舶が秩序正しく航行するよう、これらの海域に適する交通ルールが定められているところである。

しかしながら、過去10年間における海難の発生隻数は減少することなく、特に船舶交通がふくそうする海域においては重大な海難が後を絶たない状況にある。

また、我が国の海域特性等を熟知しない船舶の増加、船舶の大型化などを背景とした海難の発生リスク及び海難が発生した場合の被害拡大のおそれの高まり、リアルタイムで船名や針路等の把握が可能となるAIS（船舶自動識別装置）の搭載義務船舶への搭載の完了等、海上交通に係る環境も近年大きく変化している。

これらを踏まえ、現在の実態に応じた海域特性に応じた適切な安全対策を講ずるため、海上交通ルールの見直しを行うとともに、新たな航行援助・交通整理手法等の導入などの措置を取ることにより、海上交通の安全を図ることを目的とする。

#### <施策等の必要性>

- ・ひとたび海難が発生すれば、生命・財産・環境等に甚大な被害が生ずることとなり、他の船舶による2次的な被害も惹起するおそれがあるため、海域に適した交通ルールを定める必要がある。しかしながら、航路の一定の区間においては、無理な追越しを一因とする海難が発生している。（＝目標と現状のギャップ）
- ・これは、航路の一定の区間においては、可航水域に限りがあるとともに、船舶の交通量が多いだけでなく、航路の形状や潮流の影響を受けるため、船舶交通の安全性を十分確保できないためである。（＝原因分析）
- ・このため、航路全体における安全を確保する観点から、航路ごとの事情を踏まえ、追越しを禁止することが必要である。（＝課題の特定）
- ・そこで、一定の航路の区間をこれに沿って航行している船舶は、他の船舶（著しく遅い速度で航行している船舶を除く。）を追い越してはならないこととする。（＝施策の具体的内容）

#### （社会的ニーズ）

港域や航路等の船舶の交通量が多く、可航水域に限りがある海域においては、無秩序な航行を認めると衝突等の海難が発生する危険が高まる。ひとたび海難が発生すれば、生命・財産・環境等に甚大な被害が生ずることとなり、また、海難発生により他の船舶による2次的な被害を惹起し、漁業等の産業に対する被害や円滑な海上物流の阻害による損失が発生するおそれがある。

このため、近年における海難の発生状況や海上交通に係る環境の変化等に的確に対応し、船舶交通のふくそうする海域における船舶交通の整理を図り、海上交通の安全を確保することが社会的に特に要請される。

#### （行政の関与）

船舶交通のふくそうする海域等における海難の発生の危険を避け、船舶交通の安全を確保するための交通ルールに係るものであり、生命・財産等の保護を図るものであることから、社会秩序の基本に係るものとして、行政の関与が必要である。

#### （国の関与）

船舶交通のふくそうする海域等における海難の発生の危険を避け、船舶交通の安全を確保するための交通ルールに係るものであり、生命・財産等の保護を図るものであることから、社会秩序の基本に係るものとして、国の関与が必要である。なお、平成19年7月に施行となった海洋基本法においても、国として海洋の安全の確保を積極的に推進することが求められているところである。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 本制度の創設により、過去の海難の状況等を踏まえ、潮流の条件や島嶼等による海域の制約など特定の航路の必要な区間に限り、著しく速力が遅い船舶以外の通常の速力を有する船舶を追越すことが禁止される。このため、当該区間の航行に必要な時間等が増加することが想定されるものの、やむを得ない場合には追い越すことも認められることから、自船の安全を確保するために必要な内在する制約として、危険を回避するために必要最小限の規制であり、実質的な負担はほとんど生じない。</p> <p><b>【行政費用】</b> 行政においては、特段の体制強化等を行うことなく当該事務に対応できるものであり、費用の増加は僅少である。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> —</p>	<p>追越しの禁止によって、船舶交通の安全が図られ、海難の発生による生命・財産・環境等に甚大な被害や他の船舶による二次的な被害を回避することができるものであり、その便益は大きいと考えられる。</p>	<p>一定の費用の発生が想定されるものの、船舶交通の安全が確保され海難の発生による被害が回避されるという便益は大きいことから、便益が費用を上回るものと考えられる。</p>	<p>《代替案》 代替案として、任意の措置として、海域の制約等のある航路の一定区間において追越しの禁止を要請する場合について分析する。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> 代替案においては、船舶が任意に追越しの禁止の要請に応じる場合は本案と同様の費用が生じる。</p> <p><b>【行政費用】</b> 行政においては、本案と同様に特段の体制強化等を行うことなく当該事務に対応できるものであるが、本案と同様の便益を得るには、現場における航行指導や安全啓発活動の更なる強化等が必要となり、費用は増加する。</p> <p>《便益の分析》 船舶が任意に追越しの禁止の要請に応じる場合は本案と同様の便益が得られる一方、任意の措置であるため追越しの禁止の要請に応じないことも想定され、この場合、無理な追越しは自船の安全のみならず追い越される船舶等他の船舶の安全をも大きく阻害する場合があります。航路内において無理な追越しを一因とする海難が発生し、生命・財産・環境等に甚大な被害が生ずることとなる。</p> <p>《政策評価の結果》 船舶交通の安全を確保し、海難による生命・財産・環境等の被害を回避される点で、本案の方が代替案より便益が大きく、優れているといえる。</p>	<p>施行後、概ね5年後において事後評価を実施。</p>

(注) 1 国土交通省の規制の事前評価書(平成21年2月9日付け国政評第46号による送付分)を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(規制の事前評価関係)の記載事項」を参照

政策の名称	港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案（①航路における一般的な航法の見直し（ii航路外での待機の指示））	評価の対象とした法令の名称	港則法、海上交通安全法	府省名	国土交通省
-------	--	---------------	-------------	-----	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### <施策等の目的>

港域や航路等の船舶の交通量が多く、可航水域に限りがある海域においては、無秩序な航行を認めると衝突等の海難が発生する危険が高まる。ひとたび海難が発生すれば、生命・財産・環境等に甚大な被害が生ずることとなり、また、海難発生により他の船舶による2次的な被害を惹起し、漁業等の産業に対する被害や円滑な海上物流の阻害による損失が発生するおそれがある。

このため、船舶交通のふくそうする海域における船舶交通の整理を図ることが特に要請されるため、港域においては港則法により、またそれ以外の海域のうち東京湾、伊勢湾、瀬戸内海という特に海上交通のふくそうが著しい海域においては海上交通安全法により、船舶が秩序正しく航行するよう、これらの海域に適する交通ルールが定められているところである。

しかしながら、過去10年間に於ける海難の発生隻数は減少することなく、特に船舶交通がふくそうする海域においては重大な海難が後を絶たない状況にある。

また、我が国の海域特性等を熟知しない船舶の増加、船舶の大型化などを背景とした海難の発生リスク及び海難が発生した場合の被害拡大のおそれの高まり、リアルタイムで船名や針路等の把握が可能となるAIS（船舶自動識別装置）の搭載義務船舶への搭載の完了等、海上交通に係る環境も近年大きく変化している。

これらを踏まえ、現在の実態に応じた海域特性に応じた適切な安全対策を講ずるため、海上交通ルールの見直しを行うとともに、新たな航行援助・交通整理手法等の導入などの措置を取ることにより、海上交通の安全を図ることを目的とする。

#### <施策等の必要性>

- ・ひとたび海難が発生すれば、生命・財産・環境等に甚大な被害が生ずることとなり、他の船舶による2次的な被害も惹起するおそれがあるため、海域に適した交通ルールを定める必要がある。しかしながら、潮流が強い場合や、霧により視界が制限される場合等に、航路において海難が発生している。（＝目標と現状のギャップ）
- ・これは、潮流が強く最低速力が確保できない船舶が発生する場合や霧により視界が制限される場合等においては、可航水域に限りがあると同時に、船舶の交通量が多い航路においては、船舶交通の安全性を十分確保できないためである。（＝原因分析）
- ・このため、このような場合には、航路全体における安全を確保する観点から、船舶の航路への入航を制限する必要がある。（＝課題の特定）
- ・そこで、航路における船舶の航行に危険を生ずるおそれがある場合において、船舶に対し、危険を防止するため必要な間航路外で待機すべき旨を指示することができることとする。（＝施策の具体的内容）

#### （社会的ニーズ）

港域や航路等の船舶の交通量が多く、可航水域に限りがある海域においては、無秩序な航行を認めると衝突等の海難が発生する危険が高まる。ひとたび海難が発生すれば、生命・財産・環境等に甚大な被害が生ずることとなり、また、海難発生により他の船舶による2次的な被害を惹起し、漁業等の産業に対する被害や円滑な海上物流の阻害による損失が発生するおそれがある。

このため、近年における海難の発生状況や海上交通に係る環境の変化等に的確に対応し、船舶交通のふくそうする海域における船舶交通の整理を図り、海上交通の安全を確保することが社会的に特に要請される。

#### （行政の関与）

船舶交通のふくそうする海域等における海難の発生の危険を避け、船舶交通の安全を確保するための交通ルールに係るものであり、生命・財産等の保護を図るものであることから、社会秩序の基本に係るものとして、行政の関与が必要である。

#### （国の関与）

船舶交通のふくそうする海域等における海難の発生の危険を避け、船舶交通の安全を確保するための交通ルールに係るものであり、生命・財産等の保護を図るものであることから、社会秩序の基本に係るものとして、国の関与が必要である。なお、平成19年7月に施行となった海洋基本法においても、国として海洋の安全の確保を積極的に推進することが求められているところである。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 本制度の創設により、過去の海難の状況等を踏まえ、潮流が強く最低速力が確保できない船舶が発生する場合や霧により視界が制限される場合に必要の間航路外に待機することとされる。このため、目的地への到着に必要な時間等が増加することが想定されるものの、危険を回避するため必要な間に限られるものであり、自船の安全を確保するために必要な内在する制約として、危険を回避するために必要最小限の規制であり、実質的な負担はほとんど生じない。</p> <p><b>【行政費用】</b> 行政においては、航路外での待機の指示を実施するための体制の強化等が必要となるが、既に導入されているAISを活用等することにより、費用の増加は最小限に抑えることとしている。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> —</p>	<p>強潮流時や視界制限時において船舶が航路外に待機することによって、船舶交通の安全が図られ、海難の発生による生命・財産・環境等に甚大な被害や他の船舶による2次的な被害を回避することができるものであり、その便益は大きいと考えられる。</p>	<p>一定の費用の発生が想定されるものの、船舶交通の安全が確保され海難の発生による被害が回避されるという便益は大きいことから、便益が費用を上回るものと考えられる。</p>	<p>《代替案》 代替案として、任意の措置として、強潮流時や視界制限時における危険回避のため必要な間航路外において待機することを要請する場合について分析する。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> 代替案においては、船舶が任意に航路外における待機の要請に応じる場合は本案と同様の費用が生じる。</p> <p><b>【行政費用】</b> 行政においては、本案と同様に航路外での待機の指示を実施するための体制の強化等が必要となるが、本案と同様の便益を得るには、現場における航法指導や安全啓発活動の更なる強化等が必要となり、費用は増加する。</p> <p>《便益の分析》 船舶が任意に航路外における待機の要請に応じる場合は本案と同様の便益が得られる一方、任意の措置であるため要請に応じないことも想定され、この場合、潮流が強く最低速力が確保できない船舶が発生し、又は霧により視界が制限されることを一因とする海難が発生し、生命・財産・環境等に甚大な被害が生ずることとなる。</p> <p>《政策評価の結果》 船舶交通の安全を確保し、海難による生命・財産・環境等の被害を回避される点で、本案の方が代替案より便益が大きく、優れているといえる。</p>	<p>施行後、概ね5年後において事後評価を実施。</p>

(注) 1 国土交通省の規制の事前評価書(平成21年2月9日付け国政評第46号による送付分)を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(規制の事前評価関係)の記載事項」を参照

政策の名称	港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案（①航路における一般的な航法の見直し（iii A I Sを活用した進路を知らせるための措置））	評価の対象とした法令の名称	海上交通安全法	府省名	国土交通省
-------	--	---------------	---------	-----	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### <施策等の目的>

港域や航路等の船舶の交通量が多く、可航水域に限りがある海域においては、無秩序な航行を認めると衝突等の海難が発生する危険が高まる。ひとたび海難が発生すれば、生命・財産・環境等に甚大な被害が生ずることとなり、また、海難発生により他の船舶による2次的な被害を惹起し、漁業等の産業に対する被害や円滑な海上物流の阻害による損失が発生するおそれがある。

このため、船舶交通のふくそうする海域における船舶交通の整理を図ることが特に要請されるため、港域においては港則法により、またそれ以外の海域のうち東京湾、伊勢湾、瀬戸内海という特に海上交通のふくそうが著しい海域においては海上交通安全法により、船舶が秩序正しく航行するよう、これらの海域に適する交通ルールが定められているところである。

しかしながら、過去10年間に於ける海難の発生隻数は減少することなく、特に船舶交通がふくそうする海域においては重大な海難が後を絶たない状況にある。

また、我が国の海域特性等を熟知しない船舶の増加、船舶の大型化などを背景とした海難の発生リスク及び海難が発生した場合の被害拡大のおそれの高まり、リアルタイムで船名や針路等の把握が可能となるA I S（船舶自動識別装置）の搭載義務船舶への搭載の完了等、海上交通に係る環境も近年大きく変化している。

これらを踏まえ、現在の実態に応じた海域特性に応じた適切な安全対策を講ずるため、海上交通ルールの見直しを行うとともに、新たな航行援助・交通整理手法等の導入などの措置を取ることにより、海上交通の安全を図ることを目的とする。

#### <施策等の必要性>

- ・航路に出入し、又は横断する際には、自船の行動を事前に周知し、他船との危険な状況の発生を防止するため、船舶は国際信号旗又は音響信号を利用して、行き先を表示することとされている。しかしながら、国際信号機や音響信号は、視程や風等の状況によっては、確認することが難しいことがある。（＝目標と現状のギャップ）
- ・近年、船舶においては、A I Sの搭載によりA I S情報から他の船舶の名称、速力等を確認する機会が多くなっており、これらの確認作業にあわせてA I S情報から行き先の把握を可能とすることにより、ふくそうする航路内における操船者の負担の軽減や運航の一層の安全を図ることが可能となる。（＝原因分析）
- ・このため、これまでの信号の表示に加え、行き先を示す方法として、A I Sによる目的地情報の送受信機能を活用する必要がある。（＝課題の特定）
- ・船舶が航路に入ろうとするとき等は、信号による表示その他進路を他の船舶に知らせるための措置を講じなければならないこととする。（＝施策の具体的内容）

#### （社会的ニーズ）

港域や航路等の船舶の交通量が多く、可航水域に限りがある海域においては、無秩序な航行を認めると衝突等の海難が発生する危険が高まる。ひとたび海難が発生すれば、生命・財産・環境等に甚大な被害が生ずることとなり、また、海難発生により他の船舶による2次的な被害を惹起し、漁業等の産業に対する被害や円滑な海上物流の阻害による損失が発生するおそれがある。

このため、近年における海難の発生状況や海上交通に係る環境の変化等に的確に対応し、船舶交通のふくそうする海域における船舶交通の整理を図り、海上交通の安全を確保することが社会的に特に要請される。

#### （行政の関与）

船舶交通のふくそうする海域等における海難の発生の危険を避け、船舶交通の安全を確保するための交通ルールに係るものであり、生命・財産等の保護を図るものであることから、社会秩序の基本に係るものとして、行政の関与が必要である。

#### （国の関与）

船舶交通のふくそうする海域等における海難の発生の危険を避け、船舶交通の安全を確保するための交通ルールに係るものであり、生命・財産等の保護を図るものであることから、社会秩序の基本に係るものとして、国の関与が必要である。なお、平成19年7月に施行となった海洋基本法においても、国として海洋の安全の確保を積極的に推進することが求められているところである。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 本制度の創設により、船舶においてA I Sによる決められた方法での行き先を表示する負担が生じることとなるが、実態的には何らかの形でA I Sに入力されている進路情報について、入力する方法をわかりやすくルール化するものにすぎないことから、実質的な負担はほとんど生じない。</p> <p><b>【行政費用】</b> 行政においては、特段の体制強化等を行うことなく当該事務に対応できるものであり、費用の増加は僅少である。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> —</p>	<p>国際信号機や音響信号は、視程や風等の状況によって、信号を確認することが難しい場合もあることから、船舶はA I S情報から、他船の名称、速力等を把握する機会が増える中、これらの確認作業にあわせて、A I S情報から他船の行き先の把握を可能とする上で、役立つものであり、進路の決定等を円滑に行うことに資することから、その便益は大きいと考えられる。</p>	<p>一定の費用の発生が想定されるものの、船舶による進路の決定等を円滑に行うことができることとなるという便益は大きいことから、便益が費用を上回るものと考えられる。</p>	<p>《代替案》 代替案として、任意の措置として、船舶においてA I Sによる行き先の表示を要請する場合について分析する。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> 代替案においては、船舶が任意に要請に応じる場合は本案と同様の費用が生じる。</p> <p><b>【行政費用】</b> 行政においては、本案と同様に特段の体制強化等を行うことなく当該事務に対応できるものであるが、本案と同様の便益を得るには、現場における航行指導や安全啓発活動の更なる強化等が必要となり、費用は増加する。</p> <p>《便益の分析》 船舶が任意に航路外における待機の要請に応じる場合は本案と同様の便益が得られる一方、任意の措置であるため要請に応じないことも想定され、この場合、A I Sによる進路等の入力事項は操船者に委ねられることとなり、情報の精粗が生じ、信頼をもってA I Sによる行き先等の情報を活用し円滑な進路の確認等を行うことが困難となる。</p> <p>《政策評価の結果》 船舶による進路の確認等を円滑に行うことができることとなる点で、本案の方が代替案より便益が大きく、優れているといえる。</p>	<p>施行後、概ね5年後において事後評価を実施。</p>

(注) 1 国土交通省の規制の事前評価書(平成21年2月9日付け国政評第46号による送付分)を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(規制の事前評価関係)の記載事項」を参照

政策の名称	港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案(②特定の海域における航法の見直し(来島海峡航路における航法))	評価の対象とした法令の名称	海上交通安全法	府省名	国土交通省
-------	---	---------------	---------	-----	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### <施策等の目的>

港域や航路等の船舶の交通量が多く、可航水域に限りがある海域においては、無秩序な航行を認めると衝突等の海難が発生する危険が高まる。ひとたび海難が発生すれば、生命・財産・環境等に甚大な被害が生ずることとなり、また、海難発生により他の船舶による2次的な被害を惹起し、漁業等の産業に対する被害や円滑な海上物流の阻害による損失が発生するおそれがある。

このため、船舶交通のふくそうする海域における船舶交通の整理を図ることが特に要請されるため、港域においては港則法により、またそれ以外の海域のうち東京湾、伊勢湾、瀬戸内海という特に海上交通のふくそうが著しい海域においては海上交通安全法により、船舶が秩序正しく航行するよう、これらの海域に適する交通ルールが定められているところである。

しかしながら、過去10年間における海難の発生隻数は減少することなく、特に船舶交通がふくそうする海域においては重大な海難が後を絶たない状況にある。

また、我が国の海域特性等を熟知しない船舶の増加、船舶の大型化などを背景とした海難の発生リスク及び海難が発生した場合の被害拡大のおそれの高まり、リアルタイムで船名や針路等の把握が可能となるAIS(船舶自動識別装置)の搭載義務船舶への搭載の完了等、海上交通に係る環境も近年大きく変化している。

これらを踏まえ、現在の実態に応じた海域特性に応じた適切な安全対策を講ずるため、海上交通ルールの見直しを行うとともに、新たな航行援助・交通整理手法等の導入などの措置を取ることにより、海上交通の安全を図ることを目的とする。

#### <施策等の必要性>

- ・来島海峡航路においては、地形や潮流等の自然条件を考慮して、潮流の向きにより航行すべき水道を変更する航法を規定し、当該航行すべき水道の変更時期(航法移行時期)を「転流時」として潮流信号により示すこととしている。しかしながら、潮流信号による一律の航法変更では危険な状態が発生するおそれがあり、また、強潮流により押し流されたことを原因の1つとする乗揚げ海難等が発生している。(=目標と現状のギャップ)
- ・これは、船舶のふくそう度が高い状況では、一律に潮流の向きに従って航法を変更した場合に、かえって船舶交通の安全が阻害される場合があるとともに、潮流に逆らって航行する場合に、対水速力を維持することができず危険な状態に陥った船舶が、更に後続船等の安全な航行を阻害する場合があること等により、船舶交通の安全性を十分確保できないためである。(=原因分析)。
- ・このため、船舶交通の危険を防止するため、船舶のふくそう度に応じて航法を変更することが必要であるとともに、潮流に逆らって航行する船舶が維持すべき潮流の速力を超える一定以上の対水速力を設定することが必要である。(=課題の特定)
- ・そこで、来島海峡航路における航法を見直し、潮流の向きに応じた航法が規定されている来島海峡航路への入航前における通報の義務付けを行う。また、来島海峡航路における最低速力の設定を行う。(=施策の具体的内容)

#### (社会的ニーズ)

港域や航路等の船舶の交通量が多く、可航水域に限りがある海域においては、無秩序な航行を認めると衝突等の海難が発生する危険が高まる。ひとたび海難が発生すれば、生命・財産・環境等に甚大な被害が生ずることとなり、また、海難発生により他の船舶による2次的な被害を惹起し、漁業等の産業に対する被害や円滑な海上物流の阻害による損失が発生するおそれがある。

このため、近年における海難の発生状況や海上交通に係る環境の変化等に的確に対応し、船舶交通のふくそうする海域における船舶交通の整理を図り、海上交通の安全を確保することが社会的に特に要請される。

#### (行政の関与)

船舶交通のふくそうする海域等における海難の発生の危険を避け、船舶交通の安全を確保するための交通ルールに係るものであり、生命・財産等の保護を図るものであることから、社会秩序の基本に係るものとして、行政の関与が必要である。

#### (国の関与)

船舶交通のふくそうする海域等における海難の発生の危険を避け、船舶交通の安全を確保するための交通ルールに係るものであり、生命・財産等の保護を図るものであることから、社会秩序の基本に係るものとして、国の関与が必要である。なお、平成19年7月に施行となった海洋基本法においても、国として海洋の安全の確保を積極的に推進することが求められているところである。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 本制度の創設により、来島海峡航路において最低速力以上の速力で航行すること、来島海峡航路への入航前において通報を行うことにより航行することの負担が生じるが、自船の安全を確保するために必要な内在する制約として、危険を回避するために必要最小限の規制であり、実質的な負担はほとんど生じない。</p> <p><b>【行政費用】</b> 行政においては、既に導入されているAISを活用等することにより、費用の増加は最小限に抑えることとしている。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> —</p>	<p>来島海峡航路において最低速力以上の速力で航行すること、来島海峡航路への入航前において通報を行うことによって、船舶交通の安全が図られ、海難の発生による生命・財産・環境等に甚大な被害や他の船舶による二次的な被害を回避することができるものであり、その便益は大きいと考えられる。</p>	<p>一定の費用の発生が想定されるものの、船舶交通の安全が確保され海難の発生による被害が回避されるという便益は大きいことから、便益が費用を上回るものと考えられる。</p>	<p>《代替案》 代替案として、任意の措置として、来島海峡航路において最低速力以上の速力で航行すること、来島海峡航路への入航前において通報を行うことを要請する場合について分析する。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> 代替案においては、最低速力以上の速力で航行することについては、船舶が任意に航路外における待機の要請に応じる場合は本案と同様の費用が生じる。来島海峡航路への入航前の通報については、任意の要請に応じる場合は本案と同様の費用が生じる。</p> <p><b>【行政費用】</b> 行政においては、本案と同様に体制の強化等が必要となるが、本案と同様の便益を得るには、現場における航行指導や安全啓発活動の更なる強化等が必要となり、費用は増加する。</p> <p>《便益の分析》 船舶が、任意に、最低速力以上の速力での航行、入航前の通報に応じる場合は本案と同様の便益が得られる一方、任意の措置であるため要請に応じないことも想定され、この場合、自船の安全のみならず来島海峡航路を航行する他の船舶の安全をも大きく阻害する場合があります、来島海峡航路内において海難が発生し、生命・財産・環境等に甚大な被害が生ずることとなる。</p> <p>《政策評価の結果》 船舶交通の安全を確保し、海難による生命・財産・環境等の被害を回避される点で、本案の方が代替案より便益が大きく、優れているといえる。</p>	<p>施行後、概ね5年後において事後評価を実施。</p>

(注) 1 国土交通省の規制の事前評価書（平成21年2月9日付け国政評第46号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

政策の名称	港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案(③船舶の安全な航行を援助するための措置(海上保安庁長官等が提供する情報の聴取))	評価の対象とした法令の名称	港則法、海上交通安全法	府省名	国土交通省
-------	--	---------------	-------------	-----	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### <施策等の目的>

港域や航路等の船舶の交通量が多く、可航水域に限りがある海域においては、無秩序な航行を認めると衝突等の海難が発生する危険が高まる。ひとたび海難が発生すれば、生命・財産・環境等に甚大な被害が生ずることとなり、また、海難発生により他の船舶による2次的な被害を惹起し、漁業等の産業に対する被害や円滑な海上物流の阻害による損失が発生するおそれがある。

このため、船舶交通のふくそうする海域における船舶交通の整理を図ることが特に要請されるため、港域においては港則法により、またそれ以外の海域のうち東京湾、伊勢湾、瀬戸内海という特に海上交通のふくそうが著しい海域においては海上交通安全法により、船舶が秩序正しく航行するよう、これらの海域に適する交通ルールが定められているところである。

しかしながら、過去10年間における海難の発生隻数は減少することなく、特に船舶交通がふくそうする海域においては重大な海難が後を絶たない状況にある。

また、我が国の海域特性等を熟知しない船舶の増加、船舶の大型化などを背景とした海難の発生リスク及び海難が発生した場合の被害拡大のおそれの高まり、リアルタイムで船名や針路等の把握が可能となるAIS(船舶自動識別装置)の搭載義務船舶への搭載の完了等、海上交通に係る環境も近年大きく変化している。

これらを踏まえ、現在の実態に応じた海域特性に応じた適切な安全対策を講ずるため、海上交通ルールの見直しを行うとともに、新たな航行援助・交通整理手法等の導入などの措置を取ることにより、海上交通の安全を図ることを目的とする。

#### <施策等の必要性>

- ・ひとたび海難が発生すれば、生命・財産・環境等に甚大な被害が生ずることとなり、他の船舶による2次的な被害も惹起するおそれがある。過去10年間における海難の発生隻数は減少することなくほぼ横ばいで推移しており、特に船舶交通が輻輳する海域においては重大な海難が後を絶たない状況にある。(=目標と現状のギャップ)
- ・これは、海上保安庁長官又は港長が提供する情報が、船舶において有効に活用されておらず、また、外国船舶の増加等も背景に、海域に不慣れな外国船等を始めとした、海域特性や航法等の認識不足が一因である。(=原因分析)
- ・このため、船舶における安全な航行を行う上で必要となる、海上保安庁長官又は港長が提供する船舶の航行に危険を及ぼす情報については、船舶において必ず聴取することが必要である。(=課題の特定)
- ・そこで、海上保安庁長官又は港長は、船舶交通の障害の発生に関する情報等、当該海域を安全に航行するために聴取することが必要と認められる情報を提供することとし、船舶は、当該海域を航行している間は、当該情報を聴取しなければならないこととする。(=施策の具体的内容)

#### (社会的ニーズ)

港域や航路等の船舶の交通量が多く、可航水域に限りがある海域においては、無秩序な航行を認めると衝突等の海難が発生する危険が高まる。ひとたび海難が発生すれば、生命・財産・環境等に甚大な被害が生ずることとなり、また、海難発生により他の船舶による2次的な被害を惹起し、漁業等の産業に対する被害や円滑な海上物流の阻害による損失が発生するおそれがある。

このため、近年における海難の発生状況や海上交通に係る環境の変化等に的確に対応し、船舶交通のふくそうする海域における船舶交通の整理を図り、海上交通の安全を確保することが社会的に特に要請される。

#### (行政の関与)

船舶交通のふくそうする海域等における海難の発生の危険を避け、船舶交通の安全を確保するための交通ルールに係るものであり、生命・財産等の保護を図るものであることから、社会秩序の基本に係るものとして、行政の関与が必要である。

#### (国の関与)

船舶交通のふくそうする海域等における海難の発生の危険を避け、船舶交通の安全を確保するための交通ルールに係るものであり、生命・財産等の保護を図るものであることから、社会秩序の基本に係るものとして、国の関与が必要である。なお、平成19年7月に施行となった海洋基本法においても、国として海洋の安全の確保を積極的に推進することが求められているところである。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 本制度の創設により、海上保安庁長官等が提供する情報を聴取する負担が生じる。一方、海上衝突予防法第7条第1項の規定により、船舶は、他の船舶と衝突するおそれがあるかどうかを判断するため、その時の状況に適したすべての手段を用いなければならないこととされているところである。そのため、情報聴取にあたっては、船舶に既に搭載され利用している機器を通じ行うものであり、また、海上保安庁長官等の提供する情報を聴取することにより、安全な航行のための判断に必要な情報を容易に把握することが可能となることから、自船の安全を確保するために必要な内在する制約として、危険を回避するために必要最小限の規制であり、実質的な負担はほとんど生じない。</p> <p><b>【行政費用】</b> 行政においては、情報提供を実施するための体制の強化等が必要となるが、既に導入されているAISを活用することにより、費用の増加は最小限に抑えることとしている。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> —</p>	<p>海上保安庁長官等の提供する情報が有効に活用されることによって、船舶交通の安全が図られ、海難の発生による生命・財産・環境等に甚大な被害や他の船舶による2次的な被害を回避することができるものであり、その便益は大きいと考えられる。</p>	<p>一定の費用の発生が想定されるものの、船舶交通の安全が確保され海難の発生による被害が回避されるという便益は大きいことから、便益が費用を上回るものと考えられる。</p>	<p>《代替案》 代替案として、任意の措置として、海上保安庁長官等が提供する情報を聴取する場合について分析する。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> 代替案においては、船舶が任意に海上保安庁長官等が提供する情報を聴取する要請に応じる場合は本案と同様の費用が生じる。</p> <p><b>【行政費用】</b> 行政においては、本案と同様に情報提供を実施するための体制の強化等が必要となるが、本案と同様の便益を得るには、現場における航行指導や安全啓発活動の更なる強化等が必要となり、費用は増加する。</p> <p>《便益の分析》 船舶が任意に経路に沿って航行する要請に応じる場合は本案と同様の便益が得られる一方、任意の措置であるため要請に応じないことも想定され、この場合、海上保安庁が提供する情報が船舶において有効に活用されず、海域に不慣れな外国船等を始めとした、海域特性や航法等の認識不足を一因とする海難が発生し、生命・財産・環境等に甚大な被害が生ずることとなる。</p> <p>《政策評価の結果》 船舶交通の安全を確保し、海難による生命・財産・環境等の被害を回避される点で、本案の方が代替案より便益が大きく、優れているといえる。</p>	<p>施行後、概ね5年後において事後評価を実施。</p>

(注) 1 国土交通省の規制の事前評価書(平成21年2月9日付け国政評第46号による送付分)を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(規制の事前評価関係)の記載事項」を参照

政策の名称	港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案（④航路通報・指示対象船舶の拡大）	評価の対象とした法令の名称	海上交通安全法	府省名	国土交通省
-------	--	---------------	---------	-----	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### <施策等の目的>

港域や航路等の船舶の交通量が多く、可航水域に限りがある海域においては、無秩序な航行を認めると衝突等の海難が発生する危険が高まる。ひとたび海難が発生すれば、生命・財産・環境等に甚大な被害が生ずることとなり、また、海難発生により他の船舶による2次的な被害を惹起し、漁業等の産業に対する被害や円滑な海上物流の阻害による損失が発生するおそれがある。

このため、船舶交通のふくそうする海域における船舶交通の整理を図ることが特に要請されるため、港域においては港則法により、またそれ以外の海域のうち東京湾、伊勢湾、瀬戸内海という特に海上交通のふくそうが著しい海域においては海上交通安全法により、船舶が秩序正しく航行するよう、これらの海域に適する交通ルールが定められているところである。

しかしながら、過去10年間における海難の発生隻数は減少することなく、特に船舶交通がふくそうする海域においては重大な海難が後を絶たない状況にある。

また、我が国の海域特性等を熟知しない船舶の増加、船舶の大型化などを背景とした海難の発生リスク及び海難が発生した場合の被害拡大のおそれの高まり、リアルタイムで船名や針路等の把握が可能となるAIS（船舶自動識別装置）の搭載義務船舶への搭載の完了等、海上交通に係る環境も近年大きく変化している。

これらを踏まえ、現在の実態に応じた海域特性に応じた適切な安全対策を講ずるため、海上交通ルールの見直しを行うとともに、新たな航行援助・交通整理手法等の導入などの措置を行うことにより、海上交通の安全を図ることを目的とする。

#### <施策等の必要性>

- ・現行法上、運転が不自由な船舶である巨大船について、航路内の交通量の調整、警戒船の配備等の措置を指示するため、航路航行予定時刻等を通報させることとしている。しかしながら、接近して航行する二船間に働く相互作用、船舶の針路安定性、船位誤差等を考慮すると、現在航路通報を行うこととされている船舶とこのような措置を取る上で把握すべき船舶の対象との間で乖離がみられる。（＝目標と現状のギャップ）
- ・これは、近年の船舶の大型化に伴い、通常航行している船舶の長さも2倍程度大型化することにより、航路幅を勘案し、接近して航行する二船間に働く相互作用、船舶の針路安定性等から、これらの船舶付近を安全に航行できる船舶は、従来に比べ相対的に小規模となることによる。（＝原因分析）
- ・このため、通常航路を航行している船舶の大型化に対応して、航路幅に対し、当該船舶付近を安全に航行できる最大の船舶の長さについても、見直しを行い、動静をあらかじめ把握し、入航時間の調整等の運航に関して必要な指示をする必要がある。（＝課題の特定）
- ・そこで、航路を航行しようとするときにあらかじめ船舶の名称等を通報しなければならない船舶に、航路ごとに定める一定の船舶を追加することとする。（＝施策の具体的内容）

#### （社会的ニーズ）

港域や航路等の船舶の交通量が多く、可航水域に限りがある海域においては、無秩序な航行を認めると衝突等の海難が発生する危険が高まる。ひとたび海難が発生すれば、生命・財産・環境等に甚大な被害が生ずることとなり、また、海難発生により他の船舶による2次的な被害を惹起し、漁業等の産業に対する被害や円滑な海上物流の阻害による損失が発生するおそれがある。

このため、近年における海難の発生状況や海上交通に係る環境の変化等に的確に対応し、船舶交通のふくそうする海域における船舶交通の整理を図り、海上交通の安全を確保することが社会的に特に要請される。

#### （行政の関与）

船舶交通のふくそうする海域等における海難の発生の危険を避け、船舶交通の安全を確保するための交通ルールに係るものであり、生命・財産等の保護を図るものであることから、社会秩序の基本に係るものとして、行政の関与が必要である。

#### （国の関与）

船舶交通のふくそうする海域等における海難の発生の危険を避け、船舶交通の安全を確保するための交通ルールに係るものであり、生命・財産等の保護を図るものであることから、社会秩序の基本に係るものとして、国の関与が必要である。なお、平成19年7月に施行となった海洋基本法においても、国として海洋の安全の確保を積極的に推進することが求められているところである。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 本制度の創設により、航路航行予定時刻等を通報する負担が生じることとなるが、通報すべき事項については船舶の船長において当然に把握しているものであり、通報手段も既存の装置により行うことができることから、その費用は僅少である。</p> <p><b>【行政費用】</b> 行政においては、特段の体制強化等を行うことなく当該事務に対応できるものであり、費用の増加は僅少である。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> —</p>	<p>近年の船舶の大型化等に対応して必要な入航時間の調整等を効率的に行うことにより、航路における危険な行き会い等を防ぎ、船舶交通の安全が図られ、海難の発生による生命・財産・環境等に甚大な被害や他の船舶による2次的な被害を回避することができるものであり、その便益は大きいと考えられる。</p>	<p>一定の費用の発生が想定されるものの、船舶による進路の決定等を円滑に行うことができることとなるという便益は大きいことから、便益が費用を上回るものと考えられる。</p>	<p>《代替案》 代替案として、任意の措置として、航路航行予定時刻等を通報することを要請する場合について分析する。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> 代替案においては、船舶が任意に要請に応じる場合は本案と同様の費用が生じる。</p> <p><b>【行政費用】</b> 行政においては、本案と同様に特段の体制強化等を行うことなく当該事務に対応できるものであるが、本案と同様の便益を得るには、現場における航行指導や安全啓発活動の更なる強化等が必要となり、費用は増加する。</p> <p>《便益の分析》 船舶が任意に通報の要請に応じる場合は本案と同様の便益が得られる一方、任意の措置であるため要請に応じないことも想定され、この場合、船舶の大型化等に的確に対応した入航時間の調整等が困難となり、結果として航路における危険な行き会い等を一因とする海難が発生し、生命・財産・環境等に甚大な被害が生ずることとなる。</p> <p>《政策評価の結果》 船舶による進路の決定等を円滑に行うことができることとなる点で、本案の方が代替案より便益が大きく、優れているといえる。</p>	<p>施行後、概ね5年後において事後評価を実施。</p>

(注) 1 国土交通省の規制の事前評価書(平成21年2月9日付け国政評第46号による送付分)を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(規制の事前評価関係)の記載事項」を参照

政策の名称	港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案(⑤危険防止のための交通制限手続の迅速化)	評価の対象とした法令の名称	海上交通安全法	府省名	国土交通省
-------	--	---------------	---------	-----	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### <施策等の目的>

港域や航路等の船舶の交通量が多く、可航水域に限りがある海域においては、無秩序な航行を認めると衝突等の海難が発生する危険が高まる。ひとたび海難が発生すれば、生命・財産・環境等に甚大な被害が生ずることとなり、また、海難発生により他の船舶による2次的な被害を惹起し、漁業等の産業に対する被害や円滑な海上物流の阻害による損失が発生するおそれがある。

このため、船舶交通のふくそうする海域における船舶交通の整理を図ることが特に要請されるため、港域においては港則法により、またそれ以外の海域のうち東京湾、伊勢湾、瀬戸内海という特に海上交通のふくそうが著しい海域においては海上交通安全法により、船舶が秩序正しく航行するよう、これらの海域に適する交通ルールが定められているところである。

しかしながら、過去10年間における海難の発生隻数は減少することなく、特に船舶交通がふくそうする海域においては重大な海難が後を絶たない状況にある。

また、我が国の海域特性等を熟知しない船舶の増加、船舶の大型化などを背景とした海難の発生リスク及び海難が発生した場合の被害拡大のおそれの高まり、リアルタイムで船名や針路等の把握が可能となるAIS(船舶自動識別装置)の搭載義務船舶への搭載の完了等、海上交通に係る環境も近年大きく変化している。

これらを踏まえ、現在の実態に応じた海域特性に応じた適切な安全対策を講ずるため、海上交通ルールの見直しを行うとともに、新たな航行援助・交通整理手法等の導入などの措置を取ることにより、海上交通の安全を図ることを目的とする。

#### <施策等の必要性>

- ・現行法では、工事・作業等、事前に船舶交通の危険が生ずることが予測される場合を想定し、告示により船舶交通を制限できることとしているが、船舶が火災を起こし炎上中である場合のような、突発的な海難や天災等により船舶交通の危険が生じた場合については、対応が困難となっている。(=目標と現状のギャップ)
- ・これは、船舶交通の制限に必要な告示を行うまでの間に時間がかかることから、迅速な対応が困難であることによる。(=原因分析)
- ・このため、このような突発的な海難や天災等により船舶交通の危険が生じた場合においても海上交通の安全を確保するため、迅速な対策の実施が行えるようにすることが必要である。(=課題の特定)
- ・そこで、海上保安庁長官は、海難等により船舶交通の危険が生じる海域について、緊急の必要がある場合において、告示により定めるいとまがないときは、他の適当な方法により、当該海域を航行することができる船舶又は時間を制限することができることとする。(=施策の具体的内容)

#### (社会的ニーズ)

港域や航路等の船舶の交通量が多く、可航水域に限りがある海域においては、無秩序な航行を認めると衝突等の海難が発生する危険が高まる。ひとたび海難が発生すれば、生命・財産・環境等に甚大な被害が生ずることとなり、また、海難発生により他の船舶による2次的な被害を惹起し、漁業等の産業に対する被害や円滑な海上物流の阻害による損失が発生するおそれがある。

このため、近年における海難の発生状況や海上交通に係る環境の変化等に的確に対応し、船舶交通のふくそうする海域における船舶交通の整理を図り、海上交通の安全を確保することが社会的に特に要請される。

#### (行政の関与)

船舶交通のふくそうする海域等における海難の発生の危険を避け、船舶交通の安全を確保するための交通ルールに係るものであり、生命・財産等の保護を図るものであることから、社会秩序の基本に係るものとして、行政の関与が必要である。

#### (国の関与)

船舶交通のふくそうする海域等における海難の発生の危険を避け、船舶交通の安全を確保するための交通ルールに係るものであり、生命・財産等の保護を図るものであることから、社会秩序の基本に係るものとして、国の関与が必要である。なお、平成19年7月に施行となった海洋基本法においても、国として海洋の安全の確保を積極的に推進することが求められているところである。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 本制度の創設は、従来の海上保安庁長官に求められる手続を簡素化するものであり、船舶に対し、新たに追加的な負担が生ずるものではない。</p> <p><b>【行政費用】</b> 行政においては、特段の体制強化等をおこなうことなく当該事務に対応できるものであり、費用の増加は僅少である。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> —</p>	<p>船舶が火災を起こし炎上中である場合のような、突発的な海難や天災等により船舶交通の危険が生じた場合における緊急な対応が求められる危険への対応が、より迅速に行うことができるようになることから、効果的にこのような海難の発生の危険を避け、船舶交通の安全が図られ、海難の発生による生命・財産・環境等に甚大な被害や他の船舶による2次的な被害を回避することができるものであり、その便益は大きいと考えられる。</p>	<p>一定の費用の発生が想定されるものの、船舶交通の安全が確保され海難の発生による被害が回避されるという便益は大きいことから、便益が費用を上回るものと考えられる。</p>	<p>《代替案》 代替案として、任意の措置として、突発的な海難や天災等による船舶交通の危険に対する対応としての交通制限の指導に従うことを要請する場合について分析する。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> 代替案においては、船舶が任意に交通制限の要請に応じる場合は本案と同様の費用が生じる。</p> <p><b>【行政費用】</b> 行政においては、本案と同様に特段の体制強化等を行うことなく当該事務に対応できるものであるが、本案と同様の便益を得るには、現場における航行指導や安全啓発活動の更なる強化等が必要となり、費用は増加する。</p> <p>《便益の分析》 船舶が任意に航路外における待機の要請に応じる場合は本案と同様の便益が得られる一方、任意の措置であるため要請に応じないことも想定され、この場合、自船の安全のみならず他の船舶の安全をも大きく阻害する場合があります、海難等で混乱している海域において二次的な海難等を誘引し、生命・財産・環境等に甚大な被害が生ずることとなる。</p> <p>《政策評価の結果》 船舶交通の安全を確保し、海難による生命・財産・環境等の被害を回避される点で、本案の方が代替案より便益が大きく、優れているといえる。</p>	<p>施行後、概ね5年後において事後評価を実施。</p>

(注) 1 国土交通省の規制の事前評価書(平成21年2月9日付け国政評第46号による送付分)を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(規制の事前評価関係)の記載事項」を参照

政策の名称	港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案(⑥船舶の長さに応じた効率的な港内交通整理手法の導入のための措置)	評価の対象とした法令の名称	港則法	府省名	国土交通省
-------	--	---------------	-----	-----	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### <施策等の目的>

港域や航路等の船舶の交通量が多く、可航水域に限りがある海域においては、無秩序な航行を認めると衝突等の海難が発生する危険が高まる。ひとたび海難が発生すれば、生命・財産・環境等に甚大な被害が生ずることとなり、また、海難発生により他の船舶による2次的な被害を惹起し、漁業等の産業に対する被害や円滑な海上物流の阻害による損失が発生するおそれがある。

このため、船舶交通のふくそうする海域における船舶交通の整理を図ることが特に要請されるため、港域においては港則法により、またそれ以外の海域のうち東京湾、伊勢湾、瀬戸内海という特に海上交通のふくそうが著しい海域においては海上交通安全法により、船舶が秩序正しく航行するよう、これらの海域に適する交通ルールが定められているところである。

しかしながら、過去10年間における海難の発生隻数は減少することなく、特に船舶交通がふくそうする海域においては重大な海難が後を絶たない状況にある。

また、我が国の海域特性等を熟知しない船舶の増加、船舶の大型化などを背景とした海難の発生リスク及び海難が発生した場合の被害拡大のおそれの高まり、リアルタイムで船名や針路等の把握が可能となるAIS(船舶自動識別装置)の搭載義務船舶への搭載の完了等、海上交通に係る環境も近年大きく変化している。

これらを踏まえ、現在の実態に応じた海域特性に応じた適切な安全対策を講ずるため、海上交通ルールの見直しを行うとともに、新たな航行援助・交通整理手法等の導入などの措置を行うことにより、海上交通の安全を図ることを目的とする。

#### <施策等の必要性>

- ・航路においては、その幅と船舶の大きさの関係から、個々に行会いの危険を判断して、航行の制限を行うことが望ましいが、現在、港長は、一定以上のトン数の船舶(管制船)が管制水路を航行する際に、当該管制船の航行を優先させ、反航する船舶の航行を一律に制限することにより港内の交通整理を行っている。(=目標と現状のギャップ)
- ・これは、管制水路を航行する船舶の動静をリアルタイムに把握することができない現状等によるが、一方で、一定の船舶にAISの搭載が義務化され、船舶の長さを含む動静把握を容易に行える環境が整えられたことから、管制船が管制水路を航行する場合にも、反航する船舶の航行を一律に制限するのではなく、管制船の長さに応じて一定の長さ以下の船舶の航行を認めるという、効率的な港内交通整理が可能となったところである。(=原因分析)
- ・このため、現在、港内交通整理を行うにあたっては、管制計画を作成し、計画的に港内交通整理を行うとともに、管制計画を公表して、港を利用するほかの船舶の利便性向上を図っているところであるが、新しい港内交通整理を行うための管制計画については、現状のトン数基準から長さ基準に変更するとともに、よりきめの細かい効率的な港内交通整理を可能とするために必要となる管制船の長さ等の事項を把握する必要がある。(=課題の特定)
- ・そこで、長さに応じた港内交通整理を行うため、一定のトン数又は長さ以上の船舶は、水路を航行しようとするときは、港長に、船舶の名称、総トン数、長さ等を通報することとする。(=施策の具体的内容)

#### (社会的ニーズ)

港域や航路等の船舶の交通量が多く、可航水域に限りがある海域においては、無秩序な航行を認めると衝突等の海難が発生する危険が高まる。ひとたび海難が発生すれば、生命・財産・環境等に甚大な被害が生ずることとなり、また、海難発生により他の船舶による2次的な被害を惹起し、漁業等の産業に対する被害や円滑な海上物流の阻害による損失が発生するおそれがある。

このため、近年における海難の発生状況や海上交通に係る環境の変化等に的確に対応し、船舶交通のふくそうする海域における船舶交通の整理を図り、海上交通の安全を確保することが社会的に特に要請される。

#### (行政の関与)

船舶交通のふくそうする海域等における海難の発生の危険を避け、船舶交通の安全を確保するための交通ルールに係るものであり、生命・財産等の保護を図るものであることから、社会秩序の基本に係るものとして、行政の関与が必要である。

#### (国の関与)

船舶交通のふくそうする海域等における海難の発生の危険を避け、船舶交通の安全を確保するための交通ルールに係るものであり、生命・財産等の保護を図るものであることから、社会秩序の基本に係るものとして、国の関与が必要である。なお、平成19年7月に施行となった海洋基本法においても、国として海洋の安全の確保を積極的に推進することが求められているところである。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 本制度の創設により、従来より通報していた水路を航行する予定時刻に加え、船舶の名称、総トン数及び長さ等の通報事項が追加される負担が生じることとなるが、いずれも各船舶において容易に把握しているものであり、通報手段も船舶の任意で行うことができることから、その費用は僅少である。</p> <p><b>【行政費用】</b> 行政においては、船舶の長さに応じた効率的な港内交通整理を実施するための体制の強化等が必要となるが、既に導入されているA I Sを活用等することにより、費用の増加は最小限に抑えることとしている。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> —</p>	<p>現状の港内交通整理は、管制船が管制水路を航行する際には、当該管制船の航行を優先させ、反航する船舶の航行を一律に制限することにより行っているが、長さを基準として新たな交通整理手法を導入することで、管制船の規模に応じ、航行可能な反対から航行してくる船舶の航行を認めることができることとなるため、船舶が航行する時間帯を選択する自由度が高まり、これまで時間調整のために失われていた時間便益などが節約されるといった効果が得られることになり、通航する船舶の利便性の向上につながる。</p>	<p>一定の費用の発生が想定されるものの、船舶が航行する時間帯を選択する自由度が高まることに伴う便益は大きいことから、便益が費用を上回るものと考えられる。</p>	<p>《代替案》 代替案として、任意の措置として、水路を航行する予定時刻を通報する際に、あわせて、船舶の名称、総トン数及び長さ等を通報することを要請する場合について分析する。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> 代替案においては、船舶が任意に要請に応じる場合は本案と同様の費用が生じる。</p> <p><b>【行政費用】</b> 行政においては、本案と同様に船舶の長さに応じた効率的な港内交通整理を実施するための体制の強化等が必要となるが、本案と同様の便益を得るには、現場における航行指導や安全啓発活動の更なる強化等が必要となり、費用は増加する。</p> <p>《便益の分析》 船舶が任意に通報の要請に応じる場合は本案と同様の便益が得られる一方、任意の措置であるため要請に応じないことも想定され、この場合、長さを基準として新たな交通整理手法の実施が困難となり、時間調整のために失われていた時間便益などが節約されるといった効果を得ることができないこととなる。また、現在一定トン数以上の船舶に通報を要請しているが、一定の長さ以上の船舶から任意で通報を求めると、任意の要請に応じないことも想定されるとともに、長さ基準では通報を要しない船舶であってトン数基準では通報が必要なものには、不要な通報を求めることとなる。</p> <p>《政策評価の結果》 船舶による進路の決定等を円滑に行うことができることとなる点で、本案の方が代替案より便益が大きく、優れているといえる。</p>	<p>施行後、概ね5年後において事後評価を実施。</p>

(注) 1 国土交通省の規制の事前評価書（平成21年2月9日付け国政評第46号による送付分）を基に本省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

政策の名称	港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案(⑦異常な気象時等における停泊場所の指定等の命令)	評価の対象とした法令の名称	港則法	府省名	国土交通省
-------	--	---------------	-----	-----	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### <施策等の目的>

港域や航路等の船舶の交通量が多く、可航水域に限りがある海域においては、無秩序な航行を認めると衝突等の海難が発生する危険が高まる。ひとたび海難が発生すれば、生命・財産・環境等に甚大な被害が生ずることとなり、また、海難発生により他の船舶による2次的な被害を惹起し、漁業等の産業に対する被害や円滑な海上物流の阻害による損失が発生するおそれがある。

このため、船舶交通のふくそうする海域における船舶交通の整理を図ることが特に要請されるため、港域においては港則法により、またそれ以外の海域のうち東京湾、伊勢湾、瀬戸内海という特に海上交通のふくそうが著しい海域においては海上交通安全法により、船舶が秩序正しく航行するよう、これらの海域に適する交通ルールが定められているところである。

しかしながら、過去10年間における海難の発生隻数は減少することなく、特に船舶交通がふくそうする海域においては重大な海難が後を絶たない状況にある。

また、我が国の海域特性等を熟知しない船舶の増加、船舶の大型化などを背景とした海難の発生リスク及び海難が発生した場合の被害拡大のおそれの高まり、リアルタイムで船名や針路等の把握が可能となるAIS（船舶自動識別装置）の搭載義務船舶への搭載の完了等、海上交通に係る環境も近年大きく変化している。

これらを踏まえ、現在の実態に応じた海域特性に応じた適切な安全対策を講ずるため、海上交通ルールの見直しを行うとともに、新たな航行援助・交通整理手法等の導入などの措置を取ることにより、海上交通の安全を図ることを目的とする。

#### <施策等の必要性>

- ・ひとたび海難が発生すれば、生命・財産・環境等に甚大な被害が生ずることとなり、他の船舶による2次的な被害も惹起するおそれがある。しかしながら、台風や異常な低気圧の来襲時における操縦性能が低い大型船舶の岸壁との接触や港内での漂流による損傷・乗揚げ等の海難が発生している。（＝目標と現状のギャップ）
- ・これは、暴風雨の来襲時等において、港長が求める危険を回避するための措置が、現場において船舶により十分に実施されていないためである。（＝原因分析）
- ・そのため、暴風雨の来襲時等において、危険を緊急に回避するための措置として、操縦性能が低い大型船舶の岸壁との接触や港内での漂流による乗揚げを防止するための、これら船舶の港外への退去、又は避泊してくる船舶による港内の混雑を防止するための停泊場所の指定等を確実に実行することが必要となる。（＝課題の特定）
- ・そこで、異常な気象や海象時における船舶交通の危険を防止するため、船舶に対して、停泊の場所及び航法の指定、港内からの退去等を命ずることができることとする。（＝施策の具体的内容）

#### （社会的ニーズ）

港域や航路等の船舶の交通量が多く、可航水域に限りがある海域においては、無秩序な航行を認めると衝突等の海難が発生する危険が高まる。ひとたび海難が発生すれば、生命・財産・環境等に甚大な被害が生ずることとなり、また、海難発生により他の船舶による2次的な被害を惹起し、漁業等の産業に対する被害や円滑な海上物流の阻害による損失が発生するおそれがある。

このため、近年における海難の発生状況や海上交通に係る環境の変化等に的確に対応し、船舶交通のふくそうする海域における船舶交通の整理を図り、海上交通の安全を確保することが社会的に特に要請される。

#### （行政の関与）

船舶交通のふくそうする海域等における海難の発生の危険を避け、船舶交通の安全を確保するための交通ルールに係るものであり、生命・財産等の保護を図るものであることから、社会秩序の基本に係るものとして、行政の関与が必要である。

#### （国の関与）

船舶交通のふくそうする海域等における海難の発生の危険を避け、船舶交通の安全を確保するための交通ルールに係るものであり、生命・財産等の保護を図るものであることから、社会秩序の基本に係るものとして、国の関与が必要である。なお、平成19年7月に施行となった海洋基本法においても、国として海洋の安全の確保を積極的に推進することが求められているところである。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 本制度の創設により、異常な気象時等において停泊場所が指定され、又は港内からの退去等を行う負担が生じることとなるものの、関係者と連携して過去の海難の実績等を踏まえて、危険を回避するために緊急避難的に海難の危険を生じさせる恐れのある船舶に限り実施されるものであり、自船の安全を確保するために必要な内在する制約として、危険を回避するために必要最小限の規制であり、実質的な負担はほとんど生じない。</p> <p><b>【行政費用】</b> 行政においては、特段の体制強化等を行うことなく当該事務に対応できるものであり、費用の増加は僅少である。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> —</p>	<p>異常な気象時等における停泊場所の指定等によって、船舶交通の安全が図られ、海難の発生による生命・財産・環境等に甚大な被害や他の船舶による二次的な被害を回避することができるものであり、その便益は大きいと考えられる。</p>	<p>一定の費用の発生が想定されるものの、船舶交通の安全が確保され海難の発生による被害が回避されるという便益は大きいことから、便益が費用を上回るものと考えられる。</p>	<p>《代替案》 代替案として、任意の措置として、異常な気象時等において停泊場所が指定され、又は港内からの退去等を行うことを要請する場合について分析する。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> 代替案においては、船舶が任意に航路外における待機の要請に応じる場合は本案と同様の費用が生じる。</p> <p><b>【行政費用】</b> 行政においては、本案と同様に特段の体制強化等を行うことなく当該事務に対応できるものであるが、本案と同様の便益を得るには、現場における航行指導や安全啓発活動の更なる強化等が必要となり、費用は増加する。</p> <p>《便益の分析》 船舶が任意に港外への退去等の要請に応じる場合は本案と同様の便益が得られる一方、任意の措置であるため要請に応じないことも想定され、この場合、操縦性能が低い大型船舶の岸壁との接触や港内での漂流による損傷・乗揚げが発生し、生命・財産・環境等に甚大な被害が生ずることとなる。</p> <p>《政策評価の結果》 船舶交通の安全を確保し、海難による生命・財産・環境等の被害を回避される点で、本案の方が代替案より便益が大きく、優れているといえる。</p>	<p>施行後、概ね5年後において事後評価を実施。</p>

(注) 1 国土交通省の規制の事前評価書（平成21年2月9日付け国政評第46号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

政策の名称	特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案（仮称）（①特定地域における道路運送法の特例）	評価の対象とした法令の名称	特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法	府省名	国土交通省
-------	---	---------------	---	-----	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### <施策等の目的>

特定地域においてタクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できるよう、①特定地域における道路運送法の特例によってタクシー事業の不適正な運営の増加を抑制するとともに、②認定事業者に対する報告徴収制度の創設によって特定事業の適切な実施を確保することにより、特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を推進する。

#### <施策等の必要性>

○供給過剰や不適正な運営等によりタクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できていない状況にある特定地域においては、不適正な運営がこれ以上増加しないように対策を講じる必要があるが、現状は、不適正な運営を行うタクシー事業者であっても何のチェックを受けることもなく増車することができる。（目標と現状のギャップ）

○現行法上、増車については、タクシー事業者が事前に届け出るだけで可能となるためであると考えられる。（原因分析）

○特定地域においては、不適正な運営を行うタクシー事業者が何のチェックを受けることもなく増車することができないよう、増車について事前にチェックすることができるような施策を講じる必要がある。（課題の特定）

○特定地域において、タクシー事業者が増車を行う場合は、国土交通大臣の認可を受けなければならないこととする。（施策の具体的内容）

#### （社会的ニーズ）

特定地域においては、地域公共交通として重要な役割を担っているタクシーが供給過剰や法令違反等の不適正な運営等により地域公共交通としての機能を十分に発揮できていない状況にあり、早急にその改善を図る必要があることから、本施策等によりタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが強く求められている。

#### （行政の関与）

タクシーは地域公共交通として重要な役割を担っていることから、タクシーの地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするための取組については、行政として関与する必要がある。

#### （国の関与）

タクシー事業を監督しているのは国土交通大臣であること、特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を推進するための制度を創設するためには法律の制定が必要であることから、国として関与する必要がある。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p>【遵守費用】 本施策により、特定地域においてタクシー事業者が増車を行う場合には、国土交通大臣の認可を受けるといった負担が生じる。</p> <p>【行政費用】 本施策により、行政においては、事前届出の受理に代えて、新たに認可のための審査をするという負担が生じる。</p> <p>【その他の社会的費用】 —</p>	<p>本施策により、特定地域において、タクシー事業の不適正な運営の増加を抑制することができ、タクシー事業の適正化及び活性化が推進されることによって、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することができるようになる。</p>	<p>本施策については、一定の費用が発生するが、特定地域において、供給過剰や法令違反等の不適正な運営等の状況が改善され、タクシー事業の適正化及び活性化を推進することによって、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することができるようになるという便益を得られることとなり、便益が費用を大きく上回ると判断される。</p>	<p>代替案として、特定地域においてタクシー事業者が行う増車について、事前届出制とする場合（現状維持）について分析する。 （注3）</p>	<p>本法案附則第2項において、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする規定されている。</p>

- (注) 1 国土交通省の規制の事前評価書（平成21年2月9日付け国政評第47号による送付分）を基に当省が作成した。  
2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照  
3 「代替案との比較」欄について、本審査においては、評価書に代替案として記載されているものは内容的にベースラインに該当すると判断し、「審査結果整理表（規制の事前評価関係）」において「代替案の記述なし」とした。

政策の名称	特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案（仮称）（②認定事業者に対する報告徴収制度の創設）	評価の対象とした法令の名称	特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法	府省名	国土交通省
-------	---	---------------	---	-----	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### <施策等の目的>

特定地域においてタクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できるよう、①特定地域における道路運送法の特例によってタクシー事業の不適正な運営の増加を抑制するとともに、②認定事業者に対する報告徴収制度の創設によって特定事業の適切な実施を確保することにより、特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を推進する。

#### <施策等の必要性>

○国土交通大臣の認定を受けた特定事業計画（以下「認定特定事業計画」という。）に定められたタクシー事業の適正化及び活性化に資する特定事業の適切な実施を確保するために、国が特定事業の実施状況を的確に把握する必要があるが、現状は、当該実施状況に関する十分な情報を入手することができないことから、実施勧告等の措置を的確に講じることができないことなどにより、特定事業の適切な実施が確保されない可能性がある。（目標と現状のギャップ）

○現行法上、国が、認定特定事業計画に定められた特定事業の実施状況に関する情報を確実に入手する手段がないためであると考えられる。（原因分析）

○国が、認定特定事業計画に定められた特定事業の実施状況に関する情報を確実に入手することができるような制度を設ける必要がある。（課題の特定）

○国土交通大臣は、認定事業者に対して、特定事業の実施状況について報告を求めることができることとする。（施策の具体的内容）

#### （社会的ニーズ）

特定地域においては、地域公共交通として重要な役割を担っているタクシーが供給過剰や法令違反等の不適正な運営等により地域公共交通としての機能を十分に発揮できていない状況にあり、早急はその改善を図る必要があることから、本施策等によりタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが強く求められている。

#### （行政の関与）

タクシーは地域公共交通として重要な役割を担っていることから、タクシーの地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするための取組については、行政として関与する必要がある。

#### （国の関与）

タクシー事業を監督しているのは国土交通大臣であること、特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を推進するための制度を創設するためには法律の制定が必要であることから、国として関与する必要がある。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 本施策により、認定事業者は報告を求められた場合には特定事業の実施状況について報告するという負担が生じるが、報告が求められる事項は認定事業者自身が実施している特定事業の実施状況であって認定事業者が当然に把握している事項であることから、費用の増加は僅少と考えられる。</p> <p><b>【行政費用】</b> 本施策により、行政においては、認定事業者に対して報告を求めることや、報告を受領するという負担が生じるが、特段の体制強化等を行う必要はなく対応できるものであることから、費用の増加は僅少である。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> —</p>	<p>本施策により、国土交通大臣は、随時必要に応じて特定事業の実施状況について報告の徴収を行うことができることによって特定事業の適切な実施が図られ、特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化が推進されることによって、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することができるようになる。</p>	<p>本施策については、費用がほとんど発生しないのに対し、特定地域においてタクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することができるようになるという便益を得られることとなり、便益が費用を大きく上回ると判断される。</p>	<p>《代替案》 代替案として、報告徴収について法令に基づかない任意の措置として実施する場合について分析する。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> 代替案においては、認定事業者が任意に報告徴収に応じる場合には、本施策と同様の費用が生じると考えられるが、報告徴収に応じない場合には、費用が発生しない。</p> <p><b>【行政費用】</b> 行政においては、本施策と同様に特段の体制強化等を行う必要なく対応できるものであることから、費用の増加は僅少である。</p> <p>《便益の分析》 代替案においても、認定事業者が任意に報告徴収に応じる場合には、本施策と同様の便益が得られるが、任意の措置であるため認定事業者が報告徴収に応じないことも想定され、その場合は特定事業の実施状況に関する十分な情報を入手することができないことから、実施勧告等の措置を的確に講じることができないことなどにより、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することができない。</p> <p>《政策評価の結果》 特定事業の実施状況に関する情報の入手について制度的に担保し、タクシー事業の適性化及び活性化を推進することによって、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することができるようになる点において、本施策の方が代替案より便益が大きく、優れているといえる。</p>	<p>本法案附則第2項において、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする規定されている。</p>

(注) 1 国土交通省の規制の事前評価書(平成21年2月9日付け国政評第47号による送付分)を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(規制の事前評価関係)の記載事項」を参照

<b>政策の名称</b>	成田国際空港株式会社法の一部を改正する法律案（①会社の総株主の議決権の一定割合以上の議決権の取得又は保有の禁止）	<b>評価の対象とした法令の名称</b>	成田国際空港株式会社法	<b>府省名</b>	国土交通省
--------------	--	----------------------	-------------	------------	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### <施策等の目的>

今後、政府が保有する会社の株式について段階的に売却を行っていくことになるが、成田空港は、我が国の経済活動及び国民生活に大きな影響力を有し、独占で代替性のない重要な公共インフラであることから、政府の保有株式の売却後も、成田空港の適切な管理・運営を確保する必要がある。しかしながら、株式の売却後、特定の者によって株式を大量に買い占められた場合、公正・中立な運営が求められる成田空港の事業運営方針について買収者の意向が過度に反映される結果、成田空港の管理・運営が適切に行われなくなるおそれがあり、我が国の経済活動及び国民生活に深刻な影響を与える可能性がある。

このような事態を未然に防止し、成田空港の適正な管理・運営を確保する観点から、政府の保有株式の売却に先立ち、①会社の総株主の議決権の一定割合以上の議決権の取得又は保有の禁止、②会社の総株主の議決権の一定割合を超える議決権の保有者となった場合の届出等所要の措置を講ずるものである。

#### <施策等の必要性>

成田空港は、我が国の経済活動及び国民生活に大きな影響力を有し、独占で代替性のない重要な公共インフラであることから、政府の保有株式の売却後も、成田空港の適切な管理・運営を確保する必要がある。しかしながら、会社の株主構成によっては、必ずしも適切な管理・運営が行われない場合が想定される。（＝目標と現状のギャップ）

これは、特定の者によって株式を大量に買い占められた場合、会社の事業運営方針について買収者の意向が過度に反映される結果、成田空港を利用する者に対して差別的な取扱いや安全やセキュリティ確保に関して不適切な対応が発生したり、または必要な空港整備が着実に実施されなくなるおそれが生じるからである。（＝原因分析）

このため、会社による成田空港の適切な管理・運営を担保するためには、会社の株主構成が過度に偏らないようにする必要がある。（＝課題の特定）

以上を踏まえ、政府以外の者は、原則として、会社の総株主の議決権の20%以上の数の議決権を取得・保有してはならないこととする。なお、議決権の数に増加がない場合等において、総株主の議決権の20%以上の数の議決権を取得・保有することとなった者については、その旨を届出させるとともに、3月以内に20%未満の数の議決権とするための必要な措置をとらなければならないものとする。（＝施策の具体的内容）

#### （社会的ニーズ）

政府が保有する会社株式の売却後も、成田空港の適切な管理・運営の確保が求められている。

#### （行政の関与）

我が国の経済活動及び国民生活に深刻な影響を与えることのないよう、成田空港の適切な管理・運営を確保するため、行政が関与することが必要である。

#### （国の関与）

成田空港は、独占で代替不可能な我が国の重要な公共インフラであるがゆえに、その管理・運営によっては我が国の経済活動及び国民生活に深刻な影響を与えるおそれがあるため、このような事態を未然に防止するため、国が主体的に関与して、成田空港の適切な管理・運営の確保を図る必要がある。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う 時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 株主は、会社の議決権の取得・保有が制限されているが、自らが取得・保有する議決権の数を把握しており、また、今回の改正で併せて規定される法第4条の5に基づき、会社は総株主の議決権の数等を公表することから、自らの議決権の保有割合を容易に把握することができる。</p> <p><b>【行政費用】</b> 行政においては、当該規制の遵守状況について把握するための費用が生じるが、当該事務は特段の体制強化等を行うことなく対応が可能であり、費用の増加は僅少である。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> —</p>	<p>成田空港は、独占で代替不可能な我が国の重要な公共インフラであるがゆえに、実際に空港の管理・運営が適切に行われなくなる事態が生じると、我が国の経済活動及び国民生活に深刻な影響を与えることになるが、会社の議決権の取得・保有制限を導入することにより、特定の者によって大量に株式を買い占められる場合に生じうる、空港の管理・運営が適切に行われない事態を防ぐことができる。</p>	<p>わずかな費用の発生は想定されるものの、これにより成田空港の適切な管理・運営の確保を図ることが可能となることから、その便益は大きいと考えられる。</p>	<p>《代替案》 代替案として、成田空港の適切な管理・運営を、議決権の取得・保有制限を導入せずに、例えば、空港の運用方法についての制限等、会社に対する行為規制のみで担保しようとする場合について分析する。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> 代替案においては、いかなる株主構成の場合であっても空港運営上想定される様々な懸念に対応できるよう行為規制を導入するため、結果として過剰な規制を課す可能性があり、会社は当該規制を遵守するために過剰な費用を要する可能性がある。</p> <p><b>【行政費用】</b> 行政においては、法で定めた行為規制の遵守状況を把握するために一定の費用がかかることが想定される。</p> <p>《便益の分析》 いかなる株主構成の場合であっても空港運営上想定される様々な懸念に対応できるよう行為規制を導入するため、空港の適切な管理・運営の確保を図ることが可能となるが、一方で、会社の自律性の確保といった政府保有株式の売却の趣旨を没却するおそれがある。</p> <p>《政策評価の結果》 本案と代替案を比較すると、空港の適切な管理・運営の確保を図るという便益上の観点からは大きな差はないものと考えられるが、代替案は会社に過大な負担を課し、株式売却の趣旨を没却する可能性がある一方、本案はわずかな費用で済むことから、本案の方が代替案よりもかかる費用が少なく、優れていると言える。</p>	<p>—</p>

(注) 1 国土交通省の規制の事前評価書（平成21年3月2日付け国政評第51号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

政策の名称	成田国際空港株式会社法の一部を改正する法律案（②会社の総株主の議決権の一定割合を超える議決権の保有者となった場合の届出）	評価の対象とした法令の名称	成田国際空港株式会社法	府省名	国土交通省
-------	--	---------------	-------------	-----	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### <施策等の目的>

今後、政府が保有する会社の株式について段階的に売却を行っていくことになるが、成田空港は、我が国の経済活動及び国民生活に大きな影響力を有し、独占で代替性のない重要な公共インフラであることから、政府の保有株式の売却後も、成田空港の適切な管理・運営を確保する必要がある。しかしながら、株式の売却後、特定の者によって株式を大量に買い占められた場合、公正・中立な運営が求められる成田空港の事業運営方針について買収者の意向が過度に反映される結果、成田空港の管理・運営が適切に行われなくなるおそれがあり、我が国の経済活動及び国民生活に深刻な影響を与える可能性がある。

このような事態を未然に防止し、成田空港の適正な管理・運営を確保する観点から、政府の保有株式の売却に先立ち、①会社の総株主の議決権の一定割合以上の議決権の取得又は保有の禁止、②会社の総株主の議決権の一定割合を超える議決権の保有者となった場合の届出等所要の措置を講ずるものである。

#### <施策等の必要性>

「会社の総株主の議決権の一定割合以上の議決権の取得又は保有の禁止」の規制の実効性を担保する観点から、大量の議決権を取得・保有しようとする者の動向を国として把握する必要があるが、現状では、当該情報を的確に入手することができないことから、規制の実効性を十分に担保できない可能性がある。（＝目標と現状のギャップ）

これは、現行法上、大量の議決権を取得・保有しようとする者の情報を的確に入手する手段がないためである。（＝原因分析）

このため、国は、会社の議決権の大量取得・保有に関する情報を的確に入手することができるような制度を設ける必要がある。（＝課題の特定）

以上を踏まえ、会社の総株主の議決権の5%を超える議決権の保有者となった者は、その保有する議決権の割合、保有の目的等を記載した届出書を、遅滞なく、国土交通大臣に提出しなければならないこととする。また、国土交通大臣は、当該届出について虚偽記載等の疑いがあると認めるときは、提出者に対し報告徴収及び検査を行うことができることとする。（なお、当該届出後の株主の保有状況については、金融商品取引法に基づく大量保有報告書制度を活用することにより確認することとする。）（＝施策の具体的内容）

#### （社会的ニーズ）

政府が保有する会社株式の売却後も、成田空港の適切な管理・運営の確保が求められている。

#### （行政の関与）

我が国の経済活動及び国民生活に深刻な影響を与えることのないよう、成田空港の適切な管理・運営を確保するため、行政が関与することが必要である。

#### （国の関与）

成田空港は、独占で代替不可能な我が国の重要な公共インフラであるがゆえに、その管理・運営によっては我が国の経済活動及び国民生活に深刻な影響を与えるおそれがあるため、このような事態を未然に防止するため、国が主体的に関与して、成田空港の適切な管理・運営の確保を図る必要がある。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 株主は、自らが取得・保有する議決権の数を把握しており、また、今回の改正で併せて規定される法第4条の5に基づき、会社は総株主の議決権の数等を公表することから、自らの議決権の保有割合を容易に把握することができることから、届出に要する費用は僅少である。</p> <p><b>【行政費用】</b> 行政においては、当該届出を受理し、その内容を確認する費用が生じるが、当該事務は特段の体制強化等を行うことなく対応できるものであり、費用の増加は僅少である。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> —</p>	<p>この届出義務を課すことにより、大量の議決権を取得・保有しようとする者の動向の端緒をつかむことができる。(なお、当該届出後の株主の保有状況については、金融商品取引法に基づく大量保有報告書制度を活用することにより確認することとしている。) これらの手段により、「会社の総株主の議決権の一定割合以上の議決権の取得又は保有の禁止」の規制の実効性を担保することができる。</p>	<p>僅少な費用により、「会社の総株主の議決権の一定割合以上の議決権の取得又は保有の禁止」の規制の実効性を担保することが可能となる。</p>	<p>《代替案》 代替案として、本案のような届出義務を課さずに、「会社の総株主の議決権の一定割合以上の議決権の取得又は保有の禁止」の規制の実効性を担保しようとする場合について分析する。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> 代替案においては、株主は、届出の手続が不要であることから、費用は発生しない。</p> <p><b>【行政費用】</b> 行政においては、本案のような届出がなされないことから、大量の議決権を取得・保有しようとする者の動向の端緒をつかむことができないことから、金融商品取引法に基づき提出される大量保有報告書によって、議決権を大量に取得した者がいないか、日々確認する必要が生じ、相当の費用が発生することが想定される。</p> <p>《便益の分析》 大量の議決権を取得・保有しようとする者の動向を把握することができるため、「会社の総株主の議決権の一定割合以上の議決権の取得又は保有の禁止」の規制の実効性を担保することは可能である。</p> <p>《政策評価の結果》 本案と代替案を比較すると、大量の議決権を取得・保有しようとする者の動向を把握するという便益上の観点からは大きな差はないものと考えられるが、代替案においては、相当の行政費用を要することが見込まれることから、本案の方が代替案よりもかかる費用が少なく、優れていると言える。</p>	<p>—</p>

(注) 1 国土交通省の規制の事前評価書(平成21年3月2日付け国政評第51号による送付分)を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(規制の事前評価関係)の記載事項」を参照

<b>政策の名称</b>	都市再生特別措置法施行令及び都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部を改正する政令案（宅地建物取引業者が、宅地建物の購入者等に対して、取引主任者をして説明すべき重要事項として、都市再生歩行者経路協定及び都市再生整備歩行者経路協定に係る承継効の規定の追加）	<b>評価の対象とした法令の名称</b>	宅地建物取引業法施行令	<b>府省名</b>	国土交通省
--------------	---	----------------------	-------------	------------	-------

### 規制の目的、内容及び必要性等

<規制の目的>

宅地建物の購入者等が、歩行者ネットワーク協定の承継効に基づく土地に係る義務について、事前に知らない場合に被る不測の損害を回避する。

<規制の内容>

「規制の拡充」

宅地建物取引業者は、宅地建物の購入者等に対して、当該宅地建物に関する重要事項について、契約前に取引主任者に説明させなければならないこととされている（宅地建物取引業法第35条第1項）。

今般、都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律により、歩行者ネットワーク協定が創設されたことに伴い、説明すべき重要事項として同法施行令第3条に列挙されている法令上の制限に、当該協定の承継効に関する規定を追加することとする。

<規制の必要性>

歩行者ネットワーク協定の区域内の土地所有者等は、当該協定に定められた経路の整備又は管理に関する基準にしたがって経路の整備又は管理を行うことが求められ、これらの実質的な費用負担や協定に違反した場合の違約金などが課されることもあり得ることから、これらの土地や建物の購入者等が承継効について事前に知らない場合、不測の損害を被る可能性がある。（＝目標と現状のギャップ）

こうした不測の損害は、歩行者ネットワーク協定の区域内の土地や建物の購入者等が、承継効に基づく当該土地や建物に係る義務を購入時に知らなかったことにより生じるものである。（＝原因分析）

歩行者ネットワーク協定の区域内の土地や建物の購入者等に対して、こうした承継効に基づく義務を事前に知らせることができれば、当該購入者等は不測の損害を被ることを回避することができる。（＝課題の特定）

このため、宅地建物取引業者に対して、歩行者ネットワーク協定の承継効に関する宅地建物の購入者等への事前説明を義務づけることにより、当該購入者等が承継効に係る義務について事前に知ることができるよう措置することが必要である。（＝規制の具体的内容）

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b>  宅地建物取引業者は、宅地建物の売買等に際し、当該宅地建物が歩行者ネットワーク協定の区域内にあるかについて、認可された協定が縦覧されている市町村まで行って確認した上で、当該協定に基づく承継効に係る義務について、宅地建物取引主任者をして購入者等に対して説明させなければならなくなる。  (ただし、宅地建物取引業者は他の説明事項に係る確認のため、いずれにしても市町村に行かなくてはならず、歩行者ネットワーク協定に係る確認をしなくてはならなくなったとしても、大きな負担とはならないと考えられる。)</p> <p><b>【行政費用】</b>  特になし。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b>  特になし。</p>	<p>宅地建物の購入者等が、歩行者ネットワーク協定の承継効に基づく土地に係る義務について、事前に知らない場合に被る不測の損害が回避される。</p>	<p>歩行者ネットワーク協定の承継効に関する説明を宅地建物取引業者に対して義務づけたとしても、もともと宅地建物取引業者は他の説明事項に係る確認のため、市町村に行かなくてはならないことから、特に大きな負担とはならないと考えられる。</p> <p>一方で、宅地建物取引主任者により、当該説明が行われた場合、宅地建物の購入者等が、歩行者ネットワーク協定の承継効に基づく土地に係る義務について、事前に市町村に確認に行く必要がなくなり、かつ、知らない場合に被る不測の損害が回避されることとなる。</p> <p>このため、規制による便益は、規制による費用を大きく上回ると言えることから、当該規制案は、規制をしないという代替案よりも優れていると考えられる。</p>	<p>宅地建物取引業法施行令第3条第1項に、歩行者ネットワーク協定の承継効に係る規定を追加しない。  (注3)</p>	<p>平成23年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施。</p>

- (注) 1 国土交通省の規制の事前評価書(平成21年6月25日付け国政評第10号による送付分)を基に当省が作成した。  
2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(規制の事前評価関係)の記載事項」を参照  
3 「代替案との比較」欄について、本審査においては、評価書に代替案として記載されているものは内容的にベースラインに該当すると判断し、「審査結果整理表(規制の事前評価関係)」において「代替案の記述なし」とした。

<b>政策の名称</b>	温室効果ガス算定排出量の報告対象の拡大	<b>評価の対象とした 法令の名称</b>	地球温暖化対策の推進に関する法律施行令	<b>府省名</b>	環境省
--------------	---------------------	---------------------------	---------------------	------------	-----

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### (目的)

京都議定書の6%削減約束の確実な達成を担保するため、業務部門を中心に国内における排出削減対策の追加措置等を講じることを目的として、平成20年6月に地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）の一部が改正され、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度においては、報告義務の対象を事業者単位・フランチャイズチェーン単位へと拡大するとともに、一定規模以上の事業所については事業所ごとの報告も行うこととされた。これを受け、政令委任事項となっている報告義務の対象者（以下「特定排出者」という。）の範囲及び事業所ごとの報告が必要な事業所（以下「特定事業所」という。）の範囲を定めるもの。

#### (内容)

特定排出者の範囲は、エネルギー起源CO2については、改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「改正省エネ法」という。）に規定する特定事業者及び特定連鎖化事業者とし、それ以外の温室効果ガスについては、事業者全体の排出量が温室効果ガスの種類ごとに年間3,000t-CO2以上である事業者（従業員が21人以上のものに限る。）とする。

また、特定事業所の範囲は、エネルギー起源CO2については、改正省エネ法の第一種エネルギー管理指定工場及び第二種エネルギー管理指定工場とし、それ以外の温室効果ガスについては、事業所の排出量が温室効果ガスの種類ごとに年間3,000t-CO2以上である事業所とする。

#### (必要性)

近年、事業所単位で排出抑制等の対策を実施しつつも、事業者一体となった取組で排出量を削減する動きが出ており、この動きを加速化させる必要がある。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 新たに報告対象となる事業者については温室効果ガス排出量を算定・報告するために必要な事務処理経費等が発生するが、エネルギー起源CO2については改正省エネ法による報告を活用することとしており、また、特定事業所については現行制度と同様の範囲となるため、事業者の負担は小さいと考えられる。それ以外の報告事項についても、算定・報告方法を明らかにし、周知を行うことにより、最小限の費用で報告できると考えられる。</p> <p><b>【行政費用】</b> 報告件数の増加が想定されることから、追加的な事務処理経費が発生するが、報告の単位が事業所単位から事業者単位となることで、報告の集計・公表にかかる行政費用はある程度抑えられると考えられる。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> —</p>	<p>改正により、事業者単位の取組結果が明らかとなる。また、業務部門を中心に、これまで対象でなかった事業者が新たに対象となることで、業務部門の排出量カバー率が現行の13%程度から50%程度へと向上し、事業者の自主的な排出抑制の取組が促進され、京都議定書の目標達成に寄与する。</p>	<p>本改正案により、新たに対象となる事業者には最低限の事務処理作業が発生するが、業務部門を中心としたカバー率の向上により、制度の目的である国民の排出抑制のための気運の醸成、事業者の自主的な排出抑制の取組が促進され、京都議定書の目標達成に寄与すると考えられる。</p>	<p>《代替案》 特定排出者及び特定事業者について、改正案よりも低い裾切り排出量を設定し、より対象範囲が広がるようにする代替案が考えられる。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> エネルギー起源CO2については改正省エネ法の対象者よりも広い範囲が対象となり、温対法のみに対応のために追加の事務処理経費が発生する。また、特定事業所の範囲が現行制度よりも広くなり、これまで事業所単位での温室効果ガス排出量算定・報告を行っていなかった小規模な事業所についても算定・報告のための新たな事務処理経費が発生する。</p> <p><b>【行政費用】</b> 改正案と比較し、相当程度多くの事業者が対象となると考えられ、行政費用が大幅に増加すると考えられる。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> —</p> <p>《便益の分析》 改正案と比べて対象事業者数は大きく増加することとなるが、代替案により対象となる事業者の排出量は小規模であり、事業者の負担、報告件数、行政費用の増加の程度と比して排出量カバー率の向上の程度は小さいことから、改正案との便益の差は小さいと想定される。</p> <p>《政策評価の結果》 改正案と代替案については、代替案の方がより対象事業者数の増加は大きいものの排出量カバー率の向上は小さく、一方、代替案は事業者及び行政にとってより多くのコストを必要とするものであり、費用対効果の面から改正案が有効であると考えられる。</p>	<p>温対法の見直し時期に合わせてレビューを行うこととする。</p>

(注) 1 環境省の規制の事前評価書(平成21年2月23日付け環境政発第0902230002号による送付分)を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(規制の事前評価関係)の記載事項」を参照

政策の名称	有害化学物質による環境汚染を通じた人や動植物への悪影響を未然に防止するための化学物質管理の強化に係る政策	評価の対象とした法令の名称	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	府省名	環境省
-------	--	---------------	-----------------------	-----	-----

### 規制の目的、内容及び必要性等

#### (目的)

「持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）」における2020年目標（「化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で、使用、生産されることを2020年までに達成する」）を達成し、化学物質による環境汚染を通じた人や動植物への悪影響を未然に防止するために、化学物質のリスク評価（※）を一層加速するとともに、現行の化学物質に係る規制（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化学物質審査規制法」という。））をより高度化する。

（※「リスク評価」とは、化学物質が、その製造・使用の過程において環境に排出された後に、人の健康や動植物に悪影響を及ぼす可能性を評価すること、を指す。リスク評価は、①化学物質に固有の有害性の評価と②ばく露（環境への排出量）の評価、の双方を勘案して行われる。）

#### (内容)

今般の制度改正は、2つの柱からなり、①WSSDで合意された2020年目標の達成に向けて、環境汚染防止のための化学物質管理政策を総合的に見直すことにより、すべての既存化学物質を化学物質審査規制法に基づくリスク評価の対象とし、その結果必要な場合にはリスクが高い化学物質又は当該物質が使用された製品について、リスクに応じた規制措置の対象とするとともに、②規制の設置ではないが、化学物質管理の国際的動向を踏まえて審査・規制体系の合理化のための措置を講じる。

#### (必要性)

現行法においては、既存化学物質については、国が性状（分解性、蓄積性、人毒性などの化学物質の性質）をすべて収集するには至っておらず、約2万あるとされる既存化学物質のうち、これまでに分解性・蓄積性等の有害性情報の収集（安全性点検）が国によりなされた実績（平成19年度まで）は約1,600物質程度となっている。したがって、現在のように国が自ら安全性点検を行う制度では、予算や人的制約の観点で2020年までに点検を終了させることは現実的に不可能であると言わざるを得ない。

また、一定の性状が明らかになることで現行法に規定する監視化学物質に指定されない限りは、国が製造・輸入数量等を正確に把握できる制度も存在しない。そのため、リスク評価がなされていない化学物質による人又は動植物への悪影響を防止するため、性状が明らかでない物質についても、製造・輸入数量等の情報を収集できる制度を整備する必要がある。

さらに、WSSDの2020年目標達成に向けてリスク評価の内容を精緻化するとともに、評価の結果、人又は動植物に対する悪影響が懸念される物質については、当該物質及び当該物質が使用された製品について適切なリスク管理措置を講じることができるよう、必要な対応が求められる。

他方、ストックホルム条約規制対象物質の追加によって、日常生活に必要不可欠な物質の供給が我が国においてのみ制限されることがないように、本年春の同条約締約国会合にあわせて、条約上例外的に認められている用途に関する制度を整備する必要性も出てきたところ。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b>  (1) 化学産業側への費用  事業者への欧州の新化学品規制”REACH”への対応に関するヒアリングを実施した際の情報を参考に、リスク評価にあたって対象物質当たりの試験・申請等に要する費用（有害性調査指示に基づく長期毒性試験の実施等は除く）を概ね500万円程度と仮定し、それを産業全体での対応必要物質数（リスク懸念があるとして絞り込まれた約1,000程度）に乗じて計算することで費用を算出した結果、総額約40億円。  ※現在価値換算した後の数字（社会的割引率として、わが国の政策評価で使われる一般的な割引率4%を設定）。</p> <p>(2) ユーザー産業（自動車・電気電子等）側への費用  段階的なリスク評価の過程で、国は、ユーザー産業に対して用途情報の提出を求めたり、製造輸入者に対して有害性情報の提出を求めたりすることができることとなっており、これにより得られた情報をもとに、国が代替案（「網羅型」）と同程度のリスク評価を行うことが可能であるため、ユーザー産業において固有の試験費用等は基本的に生じない。</p> <p><b>【行政費用】</b>  登録される既存化学物質の対象が増加することから、それらに係るリスク評価等の業務に係る負担は現行体制よりも増大すると想定される。しかしながら、事業者から届出が行われるすべての化学物</p>	<p>・人健康及び動植物への影響  2020年時点におけるWSSD目標の達成という結果が期待できる。</p> <p>・国民（消費者）の信頼感及び安心感  より迅速にリスクの懸念がある物質を抽出することが可能であり、それに対しリスク管理措置が講じられる。</p> <p>・技術革新・競争力への影響  事業者による有害性情報等の獲得のための負担の増大、研究開発やマネジメント等の便益面での負の効果が代替案に比べて低減され、便益面での正の効果もあり得ると考えられる。なお、企業がいち早く市場に安全性が明らかな物質を販売することが可能になるメリットもあるとの指摘もあり得る。</p>	<p><b>【費用面】</b>  両案（当省注：本案及び代替案）の費用を評価したところ、追加的な費用は本改正案の方が代替案よりも少なく、優れている結果となった。</p> <p><b>【便益面】</b>  両案の便益を評価したところ、追加的な便益に大きな差は認められないと判断される。</p> <p><b>【結論】</b>  改正案を選択することが妥当と評価される。</p>	<p>《代替案》</p> <p>・「網羅型」  一定数量以上製造・輸入されるすべての化学物質について、製造・輸入事業者（及び一定の場合には成形品等の使用事業者）に有害性情報の収集及びリスク評価を求めるとともに、国がすべての事業者によるリスク評価の事後評価を行い、リスクに応じた規制措置を講じるもの。  この代替案については、化学物質に関する安全性を担保する観点からは、欧州のREACH規制のように、すべての化学物質について、一定数量以上製造・輸入する事業者に対して、有害性情報の収集及びリスク評価の実施を義務づけるとともに、製造・輸入事業者が想定する用途以外の用途で使用される化学物質については、使用事業者にもリスク評価等を求める。また、国は、そのリスク評価結果について、対象を絞り込むことなくすべての結果についてレビュー（再現試験や詳細なリスク評価等の事後評価）を行い、規制対象物質の決定等を行う内容とする。</p> <p>《費用の分析》</p> <p><b>【遵守費用】</b>  (1) 化学産業側への費用  左記と同様に、リスク評価にあたって対象物質当たりの試験・申請等に要する費用を概ね500万円程度と仮定し、それを産業全体での対応必要物質数（すべての化学物質約5,000程度）に乗じて計算することで費用を算出した結果、総額約200億円。  ※現在価値換算した後の数字（社会的割引率として、我が国の政策評価で使われる一般的な割引率4%を設定）。</p> <p>(2) ユーザー産業（自動車・電気電子等）側への費用  リスク評価にあたって対象物質当たりの申請・試験等の費用が必要（上記化学物質と同様に1物質当たり500万円前後）となり、それに物質数（既存の調査文献を基に3,800程度と想定。ただし、そのうち半数程度は川上産業からの情報伝達により追加的費用の発現はないと見込んでいる）を乗じて計算することでコストを算出した。その結果、総額約80億円の追加的費用が発生。</p> <p><b>【行政費用】</b>  登録される既存化学物質の対象が増加することから、それらに係るリスク評価等の業務に係る負担は現行体制よりも増大すると想定される。事業者がそれぞれの関わる物流経路ごとに各物質のリスク評価を行うが、そのリスク評価結果について、対象を絞り込むことなくすべて（す</p>	<p>施行後5年後（平成27年頃）を予定。</p>

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う 時期又は条件
<p>質の製造・輸入数量等の情報を基に簡易なリスク評価を行い、その結果を踏まえて、詳細なリスク評価を行うべき物質（リスクの懸念がある約1,000物質）をあらかじめ、行政が絞り込むことが可能となる。</p> <p>【その他の社会的費用】 特に発生しない。</p>			<p>すべての化学物質約5000物質）についてレビュー・再現試験やそれに基づく詳細なリスク評価・規制対象物質の決定等を行政が行う必要がある。</p> <p>【その他の社会的費用】 特に発生しない。</p> <p>《便益の分析》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人健康及び動植物への影響 2020年時点におけるWSSD目標の達成という結果が期待できる。</li> <li>・国民（消費者）の信頼感及び安心感 一定数量以上のすべての化学物質についての有害性情報等が集まるが、リスクの懸念がある物質を抽出することに対する迅速性については劣る。</li> <li>・技術革新・競争力への影響 事業者による有害性情報等の獲得のための負担が増大する結果、コスト面での影響から、最終的に研究開発やマネジメント等の便益面での負の効果も存在し得ると考えられる。なお、企業がいち早く市場に安全性が明らかな物質を販売することが可能になるメリットもあるとの指摘もあり得る。</li> </ul> <p>《政策評価の結果》</p> <p>【費用面】 両案（当省注：本案及び代替案）の費用を評価したところ、追加的な費用は本改正案の方が代替案よりも少なく、優れている結果となった。</p> <p>【便益面】 両案の便益を評価したところ、追加的な便益に大きな差は認められないと判断される。</p> <p>【結論】 改正案を選択することが妥当と評価される。</p>	

(注) 1 環境省の規制の事前評価書（平成21年2月24日付け環境政発第090224002号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

<b>政策の名称</b>	公園事業の執行に関する規定の整備	<b>評価の対象とした 法令の名称</b>	自然公園法	<b>府省名</b>	環境省
--------------	------------------	---------------------------	-------	------------	-----

**規制の目的、内容及び必要性等**

(目的)

公園事業者の事業放棄等により施設が廃屋化すること等を防止し、公園事業の適正な執行を担保する。

(内容)

現行の自然公園法施行令に規定されている公園事業の執行に係る監督規定（報告徴収、立入検査、改善命令、認可の失効及び取消、原状回復命令等）について、規定ぶりの整理を行った上で自然公園法に規定するとともに、必要な罰則を設ける。

(必要性)

公園事業者の事業放棄等により施設が廃屋化すること等を防止し、公園事業の適正な執行を担保するため、公園事業の執行に係る監督規定について、自然公園法に規定するとともに、必要な罰則を設ける。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う 時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b>            現行の自然公園法施行令の規定を自然公園法に規定し、必要な罰則を設けるものであり、新たな遵守費用は生じない。</p> <p><b>【行政費用】</b>            現行の自然公園法施行令の規定を自然公園法に規定し、必要な罰則を設けるものであり、新たな行政費用は生じない。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b>            なし。</p>	<p>公園事業の適正な執行を担保し、施設の廃屋化等を防止することができる。</p>	<p>代替案として、行政指導及び普及啓発等により、公園事業者に事業を適正に執行し、施設の廃屋化等を生じないよう促すことが考えられるが、この場合、事業者による事業の適正な執行を担保することができないことから、十分な効果を得ることは困難である。また、規制に伴う遵守費用等は新たに生じないことから、本措置が過度な負担であるとは言えない。</p>	<p>《代替案》            行政指導及び普及啓発等により、公園事業者に事業を適正に執行し、施設の廃屋化等を生じないよう促す。</p> <p>《費用の分析》  <b>【遵守費用】</b>            なし。  <b>【行政費用】</b>            なし。  <b>【その他の費用】</b>            なし。</p> <p>《便益の分析》            行政指導及び普及啓発等では事業の適正な執行を担保することができないため、効果は限られる。</p> <p>《政策評価の結果》            代替案として、行政指導及び普及啓発等により、公園事業者に事業を適正に執行し、施設の廃屋化等を生じないよう促すことが考えられるが、この場合、事業者による事業の適正な執行を担保することができないことから、十分な効果を得ることは困難である。また、規制に伴う遵守費用等は新たに生じないことから、本措置が過度な負担であるとは言えない。</p>	<p>平成26年3月末までに行う。</p>

(注) 1 環境省の規制の事前評価書（平成 21 年 3 月 2 日付け環境政発第 090302002 号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

<b>政策の名称</b>	特別保護地区及び特別地域内の行為規制の項目の拡充	<b>評価の対象とした 法令の名称</b>	自然公園法	<b>府省名</b>	環境省
--------------	--------------------------	---------------------------	-------	------------	-----

**規制の目的、内容及び必要性等**

(目的)  
特別保護地区内及び特別地域内での動植物の放出、木竹の損傷等を防止し、優れた景観及び風致の維持を図る。

(内容)  
特別保護地区内において、動物を放ち、植物を植栽すること、又は特別地域内において、環境大臣が指定する区域内で、当該区域が本来の生息地等でない動植物で環境大臣が指定するものを放ち、若しくは植栽すること、若しくは環境大臣が指定する区域内で、木竹を損傷することについて、許可を要する行為に追加する。

(必要性)  
動植物の放出、木竹の損傷等により優れた景観及び風致の維持に影響を及ぼす事案が生じ、大きな問題となっていることから、これらの行為についてあらかじめ環境大臣等の許可を受けなければしてはならないこととする必要がある。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b>            新たな要許可行為の許可申請に係る費用の負担が想定される。            ※特別保護地区においては、動植物の放出等は既に施行令で規制されており、新たな費用は生じない。</p> <p><b>【行政費用】</b>            新たな要許可行為に係る許可事務の増加が見込まれるが、現行の体制で処理することとしており、職員の増員等は想定していない。            ※特別保護地区においては、動植物の放出等はすでに施行令で規制されており、新たな費用は生じない。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b>            なし。</p>	<p>特別保護地区内及び特別地域内での動植物の放出、木竹の損傷等を防止し、優れた景観及び風致の維持を図ることができる。</p>	<p>代替案として、行政指導及び普及啓発等により、特別保護地区内及び特別地域内での動植物の放出、木竹の損傷等を行わないよう促すことが考えられるが、この場合、要許可行為を行わないことを担保することができないことから、十分な効果を得ることは困難である。また、規制に伴い許可申請に係る遵守費用等の負担が生じるものの、特別保護地区に係るものは既に施行令で規制されており、新たな負担が生じるものではなく、また特別地域に係る費用についても少額に止まるものであることから、本措置が過度な負担とまでは言えない。</p>	<p>《代替案》            行政指導及び普及啓発等により、特別保護地区内及び特別地域内での動植物の放出、木竹の損傷等を行わないよう促す。</p> <p>《費用の分析》  <b>【遵守費用】</b>            なし。  <b>【行政費用】</b>            なし。  <b>【その他の社会的費用】</b>            なし。</p> <p>《便益の分析》            行政指導及び普及啓発等では、要許可行為を行わないことを担保することはできないため、効果は限られる。</p> <p>《政策評価の結果》            代替案として、行政指導及び普及啓発等により、特別保護地区内及び特別地域内での動植物の放出、木竹の損傷等を行わないよう促すことが考えられるが、この場合、要許可行為を行わないことを担保することができないことから、十分な効果を得ることは困難である。また、規制に伴い許可申請に係る遵守費用等の負担が生じるものの、特別保護地区に係るものは既に施行令で規制されており、新たな負担が生じるものではなく、また特別地域に係る費用についても少額に止まるものであることから、本措置が過度な負担とまでは言えない。</p>	<p>平成26年3月末までに行う。</p>

(注) 1 環境省の規制の事前評価書（平成21年3月2日付け環境政発第090302002号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

政策の名称	海中公園地区の海域公園地区への変更及び海域公園地区内の行為規制の項目の拡充	評価の対象とした法令の名称	自然公園法	府省名	環境省
-------	---------------------------------------	---------------	-------	-----	-----

**規制の目的、内容及び必要性等**

(目的)

海中の景観に加え、岩礁等を含む海域の景観を維持し、適切に保護と利用を図る。海域公園地区内における動力船の使用を防止し、優れた海域の景観を保護する。

(内容)

海中の景観を維持するための海中公園地区を、岩礁等を含む海域の景観を維持するための海域公園地区に改めるとともに、海域公園地区内において、環境大臣が指定する区域及び期間内における動力船の使用等について、許可を要する行為に追加する。

(必要性)

熱帯魚、さんご、海藻等によって構成される海中の景観に加え、干潮時に海上に干出する岩礁等の特徴的な地形、海鳥、海獣等の動物等によって構成される海上の景観についても不適切な人為的影響を排しつつ、優れた自然体験の場として適切に保護と利用を図っていくため、現行の海中公園地区を、岩礁等を含む海域の景観の維持をその目的とする海域公園地区に改める必要がある。また、野生動物の繁殖地への過度の接近等により野生動物の採餌や繁殖への影響が生じていることから、野生動物への影響を排除し優れた海域の景観を保護するため、海域公園地区内における動力船の使用等について、環境大臣等の許可を受けなければしてはならないこととする必要がある。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p>【遵守費用】 新たな要許可行為の許可申請に係る費用の負担が想定される。</p> <p>【行政費用】 新たな要許可行為に係る許可事務の増加が見込まれるが、現行の体制で処理することとしており、職員の増員等は想定していない。</p> <p>【その他の社会的費用】 なし。</p>	<p>海中の景観に加え、岩礁等を含む海域の景観を維持し、適切に保護と利用を図っていくことができる。また、海域公園地区内における動力船の使用を防止し、優れた海域の景観を保護することができる。</p>	<p>代替案として、行政指導及び普及啓発等により、海上を含む海域で、現行の海中公園地区内における要許可行為を行わないよう促すとともに、環境大臣が指定する区域及び期間内で動力船を使用しないよう促すことが考えられるが、この場合、要許可行為を行わないことを担保することができないことから、十分な効果を得ることは困難である。また、規制に伴い許可申請に係る遵守費用等の負担が生じるものの、その費用は少額に止まるものであることから、本措置が過度な負担とまでは言えない。</p>	<p>《代替案》 行政指導及び普及啓発等により、海上を含む海域で、現行の海中公園地区内における要許可行為を行わないよう促すとともに、環境大臣が指定する区域及び期間内で動力船を使用しないよう促す。</p> <p>《費用の分析》 【遵守費用】 なし。 【行政費用】 なし。 【その他の社会的費用】 なし。</p> <p>《便益の分析》 行政指導及び普及啓発等では、要許可行為を行わないことを担保することができないため、効果は限られる。</p> <p>《政策評価の結果》 代替案として、行政指導及び普及啓発等により、海上を含む海域で、現行の海中公園地区内における要許可行為を行わないよう促すとともに、環境大臣が指定する区域及び期間内で動力船を使用しないよう促すことが考えられるが、この場合、要許可行為を行わないことを担保することができないことから、十分な効果を得ることは困難である。また、規制に伴い許可申請に係る遵守費用等の負担が生じるものの、その費用は少額に止まるものであることから、本措置が過度な負担とまでは言えない。</p>	<p>平成26年3月末までに行う。</p>

(注) 1 環境省の規制の事前評価書（平成21年3月2日付け環境政発第090302002号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

<b>政策の名称</b>	海域における利用調整地区制度の創設	<b>評価の対象とした 法令の名称</b>	自然公園法	<b>府省名</b>	環境省
--------------	-------------------	---------------------------	-------	------------	-----

**規制の目的、内容及び必要性等**

(目的)  
 海城公園地区の風致又は景観の維持とその適正な利用を図る。

(内容)  
 公園利用の立入人数等を調整できる利用調整地区を、海城公園地区内においても指定することができることとする。

(必要性)  
 海域におけるレクリエーションの多様化、利用者の集中等により優れた海域の風景地の保護に係る支障が生じていることから、海城公園地区の風致又は景観の維持とその適正な利用を図るため、海城公園地区内についても利用調整地区を指定することができることとする必要がある。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p>【遵守費用】 利用調整地区に立ち入る場合の認定の申請に係る費用の負担が想定される。</p> <p>【行政費用】 認定事務の増加が見込まれるが、現行の体制で処理することとしており、職員の増員等は想定していない。</p> <p>【その他の社会的費用】 なし。</p>	<p>海城公園地区内の利用調整地区について、風致又は景観の維持とその適正な利用を図ることができる。</p>	<p>代替案として、行政指導及び普及啓発等により、利用調整地区に立ち入らないよう促すことが考えられるが、この場合、利用調整地区への立入制限を担保することができないことから、十分な効果を得ることは困難である。また、規制に伴い認定申請に係る遵守費用等の負担が生じるものの、その費用は少額に止まるものであることから、本措置が過度な負担とまでは言えない。</p>	<p>《代替案》 行政指導及び普及啓発等により、利用調整地区に立ち入らないよう促す。</p> <p>《費用の分析》 【遵守費用】 なし。 【行政費用】 なし。 【その他の社会的費用】 なし。</p> <p>《便益の分析》 行政指導及び普及啓発等では、利用調整地区への立入制限を担保することができないため、効果は限られる。</p> <p>《政策評価の結果》 代替案として、行政指導及び普及啓発等により、利用調整地区に立ち入らないよう促すことが考えられるが、この場合、利用調整地区への立入制限を担保することができないことから、十分な効果を得ることは困難である。また、規制に伴い認定申請に係る遵守費用等の負担が生じるものの、その費用は少額に止まるものであることから、本措置が過度な負担とまでは言えない。</p>	<p>平成26年3月末までに行う。</p>

(注) 1 環境省の規制の事前評価書(平成21年3月2日付け環境政発第090302002号による送付分)を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(規制の事前評価関係)の記載事項」を参照

<b>政策の名称</b>	生態系維持回復事業の創設	<b>評価の対象とした 法令の名称</b>	自然公園法	<b>府省名</b>	環境省
--------------	--------------	---------------------------	-------	------------	-----

**規制の目的、内容及び必要性等**

(目的)  
 国立公園等の生態系の維持又は回復を図るための事業を適正かつ効果的に実施する。

(内容)  
 環境大臣等による確認又は認可を受けて、国立公園等の生態系の維持又は回復を図るための事業を実施することができることとする。

(必要性)  
 国立公園等において、生態系に係る支障が生じ、優れた自然の風景地の保護が十分に図られていない状況が生じていることから、国立公園等の生態系の維持又は回復を図るための事業を実施する必要があるが、その事業が適正かつ効果的に実施されるよう、環境大臣等による確認又は認定を受ける必要がある。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 生態系維持回復事業を行う場合の確認又は認定の申請に係る費用の負担が想定される。</p> <p><b>【行政費用】</b> 認定事務の増加が見込まれるが、現行の体制で処理することとしており、職員の増員等は想定していない。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> なし。</p>	<p>環境大臣等の確認又は認定を受けることにより、個別の行為ごとに環境大臣等の許可を受けることなく、生態系維持回復事業を適正かつ効果的に実施することができる。</p>	<p>代替案として、環境大臣等の確認又は認可を受けることなく、生態系維持回復事業を実施することができることが考えられるが、この場合、生態系維持回復事業が無秩序に行われることにより、生態系の維持又は回復を図ることが困難となるおそれがあり、適当でない。また、確認又は認定の申請に係る遵守費用等の負担が生じるものの、その費用は少額に止まるものであることから、本措置が過度な負担であるとは言えない。</p>	<p>《代替案》 環境大臣等の確認又は認可を受けることなく、生態系維持回復事業を実施することができることとする。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> なし。 <b>【行政費用】</b> なし。 <b>【その他の社会的費用】</b> なし。</p> <p>《便益の分析》 生態系維持回復事業を行う際の環境大臣等の確認又は認可が不要となるが、生態系維持回復事業が無秩序に行われることにより、生態系の維持又は回復を図ることができなくなるおそれがある。</p> <p>《政策評価の結果》 代替案として、環境大臣等の確認又は認可を受けることなく、生態系維持回復事業を実施することができることが考えられるが、この場合、生態系維持回復事業が無秩序に行われることにより、生態系の維持又は回復を図ることが困難となるおそれがあり、適当でない。また、確認又は認定の申請に係る遵守費用等の負担が生じるものの、その費用は少額に止まるものであることから、本措置が過度な負担であるとは言えない。</p>	<p>平成26年3月末に行う。</p>

(注) 1 環境省の規制の事前評価書(平成21年3月2日付け環境政発第090302002号による送付分)を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(規制の事前評価関係)の記載事項」を参照

<b>政策の名称</b>	原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の特別地域内の行為規制の項目の拡充	<b>評価の対象とした法令の名称</b>	自然環境保全法	<b>府省名</b>	環境省
--------------	---------------------------------------	----------------------	---------	------------	-----

**規制の目的、内容及び必要性等**

(目的)  
 原生自然環境保全地域内及び自然環境保全地域の特別地区内での動植物の放出、木竹の損傷等を防止し、優れた自然環境の保全を図る。

(内容)  
 原生自然環境保全地域内において、動物を放ち、植物を植栽すること、若しくは廃棄物を捨て、若しくは放置すること、又は自然環境保全地域の特別地区内において、環境大臣が指定する区域内で、当該区域が本来の生息地等でない動植物で環境大臣が指定するものを放ち、若しくは植栽すること、若しくは環境大臣が指定する区域内で、木竹を損傷することについて、許可を要する行為に追加する。

(必要性)  
 動植物の放出、木竹の損傷等により優れた自然環境の保全に影響を及ぼす事案が生じ、大きな問題となっていることから、これらの行為についてあらかじめ環境大臣等の許可を受けなければしてはならないこととする必要がある。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う 時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 新たな要許可行為の許可申請に係る費用の負担が想定される。 ※原生自然環境保全地域においては、動植物の放出等はすでに施行令で規制されており、新たな費用は生じない。</p> <p><b>【行政費用】</b> 新たな要許可行為に係る許可事務の増加が見込まれるが、現行の体制で処理することとしており、職員の増員等は想定していない。 ※原生自然環境保全地域においては、動植物の放出等はすでに施行令で規制されており、新たな費用は生じない。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> なし。</p>	<p>原生自然環境保全地域内及び自然環境保全地域の特別地区内での動植物の放出、木竹の損傷等を防止し、優れた自然環境の維持を図ることができる。</p>	<p>代替案として、行政指導及び普及啓発等により、原生自然環境保全地域内及び自然環境保全地域の特別地区内での動植物の放出、木竹の損傷等を行わないよう促すことが考えられるが、この場合、要許可行為を行わないことを担保することができないことから、十分な効果を得ることは困難である。また、規制に伴い許可申請に係る遵守費用等の負担が生じるものの、原生自然環境保全地域に係るものは既に施行令で規制されており、新たな負担が生じるものではなく、また自然環境保全地域の特別地区に係る費用についても少額に止まるものであることから、本措置が過度な負担とまでは言えない。</p>	<p>《代替案》 行政指導及び普及啓発等により、原生自然環境保全地域内及び自然環境保全地域の特別地区内での動植物の放出、木竹の損傷等を行わないよう促す。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> なし。 <b>【行政費用】</b> なし。 <b>【その他の社会的費用】</b> なし。</p> <p>《便益の分析》 行政指導及び普及啓発等では、要許可行為を行わないことを担保することはできないため、効果は限られる。</p> <p>《政策評価の結果》 代替案として、行政指導及び普及啓発等により、原生自然環境保全地域内及び自然環境保全地域の特別地区内での動植物の放出、木竹の損傷等を行わないよう促すことが考えられるが、この場合、要許可行為を行わないことを担保することができないことから、十分な効果を得ることは困難である。また、規制に伴い許可申請に係る遵守費用等の負担が生じるものの、原生自然環境保全地域に係るものは既に施行令で規制されており、新たな負担が生じるものではなく、また自然環境保全地域の特別地区に係る費用についても少額に止まるものであることから、本措置が過度な負担とまでは言えない。</p>	<p>平成26年3月末までに行う。</p>

(注) 1 環境省の規制の事前評価書（平成21年3月2日付け環境政発第090302002号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

<b>政策の名称</b>	海中特別地区の海域特別地区への変更及び海域特別地区内の行為規制の項目の拡充	<b>評価の対象とした法令の名称</b>	自然環境保全法	<b>府省名</b>	環境省
--------------	---------------------------------------	----------------------	---------	------------	-----

**規制の目的、内容及び必要性等**

(目的)  
海中の動植物に加え、海上に生息する海鳥、海獣等の多様な動植物を含めた海域の自然環境の適切な保全を図る。海域特別地区内における動力船の使用を防止し、優れた海域の自然環境を保全する。

(内容)  
海中の自然環境を保全するための海中特別地区を、海上に生息する海鳥、海獣等の多様な動植物を含めた海域の自然環境を保全するための海域特別地区に改めるとともに、海域特別地区内において、環境大臣が指定する区域及び期間内における動力船の使用等について、許可を要する行為に追加する。

(必要性)  
熱帯魚、さんご、海藻等によって構成される海中の自然環境に加え、海上に生息する海鳥、海獣等の多様な動植物を含めた海域の自然環境についても、不適切な人為的影響を排しつつ、適切な保全を図っていくため、海中の優れた自然環境の保全を目的とする海中特別地区を、海中の自然環境だけではなく、海域全体の自然環境の保全を目的とする海域特別地区に改める必要がある。また、野生動物の繁殖地への過度の接近等により野生動物の採餌や繁殖への影響が生じていることから、野生動物への影響を排除し優れた海域の自然環境を保全するため、海域特別地区内における動力船の使用等について、環境大臣等の許可を受けなければしてはならないこととする必要がある。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 新たな要許可行為の許可申請に係る費用の負担が想定される。</p> <p><b>【行政費用】</b> 新たな要許可行為に係る許可事務の増加が見込まれるが、現行の体制で処理することとしており、職員の増員等は想定していない。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> なし。</p>	<p>海中の動植物に加え、海上に生息する海鳥、海獣等の多様な動植物を含めた海域の自然環境の保全を図っていくことができる。また、海域特別地区内における動力船の使用を防止し、優れた海域の自然環境を保全することができる。</p>	<p>代替案として、行政指導及び普及啓発等により、海上を含む海域で、現行の海中特別地区内における要許可行為を行わないよう促すとともに、環境大臣が指定する区域及び期間内で動力船を使用しないよう促すことが考えられるが、この場合、要許可行為を行わないことを担保することができないことから、十分な効果を得ることは困難である。また、規制に伴い許可申請に係る遵守費用等の負担が生じるものの、その費用は少額に止まるものであることから、本措置が過度な負担とまでは言えない。</p>	<p>《代替案》 行政指導及び普及啓発等により、海上を含む海域で、現行の海中特別地区内における要許可行為を行わないよう促すとともに、環境大臣が指定する区域及び期間内で動力船を使用しないよう促す。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> なし。 <b>【行政費用】</b> なし。 <b>【その他の社会的費用】</b> なし。</p> <p>《便益の分析》 行政指導及び普及啓発等では、要許可行為を行わないことを担保することができないため、効果は限られる。</p> <p>《政策評価の結果》 代替案として、行政指導及び普及啓発等により、海上を含む海域で、現行の海中特別地区内における要許可行為を行わないよう促すとともに、環境大臣が指定する区域及び期間内で動力船を使用しないよう促すことが考えられるが、この場合、要許可行為を行わないことを担保することができないことから、十分な効果を得ることは困難である。また、規制に伴い許可申請に係る遵守費用等の負担が生じるものの、その費用は少額に止まるものであることから、本措置が過度な負担とまでは言えない。</p>	<p>平成26年3月末までに行う。</p>

(注) 1 環境省の規制の事前評価書（平成 21 年 3 月 2 日付け環境政発第 090302002 号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

<b>政策の名称</b>	生態系維持回復事業の創設	<b>評価の対象とした 法令の名称</b>	自然環境保全法	<b>府省名</b>	環境省
--------------	--------------	---------------------------	---------	------------	-----

**規制の目的、内容及び必要性等**

(目的)  
自然環境保全地域の生態系の維持又は回復を図るための事業を適正かつ効果的に実施する。

(内容)  
環境大臣による確認又は認可を受けて、自然環境保全地域の生態系の維持又は回復を図るための事業を実施することができることとする。

(必要性)  
自然環境保全地域において、生態系に係る支障が生じ、優れた自然環境の保全が十分に図られていない状況が生じていることから、自然環境保全地域の生態系の維持又は回復を図るための事業を実施する必要があるが、その事業が適正かつ効果的に実施されるよう、環境大臣による確認又は認定を受ける必要がある。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 生態系維持回復事業を行う場合の確認又は認定の申請に係る費用の負担が想定される。</p> <p><b>【行政費用】</b> 認定事務の増加が見込まれるが、現行の体制で処理することとしており、職員の増員等は想定していない。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> なし。</p>	<p>環境大臣の確認又は認定を受けることにより、個別の行為ごとに環境大臣の許可を受けることなく、生態系維持回復事業を適正かつ効果的に実施することができる。</p>	<p>代替案として、環境大臣の確認又は認可を受けることなく、生態系維持回復事業を実施することができることを考えるが、この場合、生態系維持回復事業が無秩序に行われることにより、生態系の維持又は回復を図ることが困難となるおそれがあり、適当でない。また、確認又は認定の申請に係る遵守費用等の負担が生じるものの、その費用は少額に止まるものであることから、本措置が過度な負担であるとは言えない。</p>	<p>《代替案》 環境大臣等の確認又は認可を受けることなく、生態系維持回復事業を実施することができることとする。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> なし。 <b>【行政費用】</b> なし。 <b>【その他の社会的費用】</b> なし。</p> <p>《便益の分析》 生態系維持回復事業を行う際の環境大臣の確認又は認可が不要となるが、生態系維持回復事業が無秩序に行われることにより、生態系の維持又は回復を図ることができなくなるおそれがある。</p> <p>《政策評価の結果》 代替案として、環境大臣の確認又は認可を受けることなく、生態系維持回復事業を実施することができることを考えるが、この場合、生態系維持回復事業が無秩序に行われることにより、生態系の維持又は回復を図ることが困難となるおそれがあり、適当でない。また、確認又は認定の申請に係る遵守費用等の負担が生じるものの、その費用は少額に止まるものであることから、本措置が過度な負担であるとは言えない。</p>	<p>平成26年3月末までに行う。</p>

(注) 1 環境省の規制の事前評価書(平成21年3月2日付け環境政発第090302002号による送付分)を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(規制の事前評価関係)の記載事項」を参照

<b>政策の名称</b>	土地の形質の変更に関する届出制の新設	<b>評価の対象とした 法令の名称</b>	土壤汚染対策法	<b>府省名</b>	環境省
--------------	--------------------	---------------------------	---------	------------	-----

**規制の目的、内容及び必要性等**

- (目的)  
土地の形質の変更に伴う、汚染土壌拡散を防止する。
- (内容)  
一定規模以上の土地の形質変更時に都道府県知事への届出を義務付け、当該届出を受けた土地について土壤汚染のおそれがある場合には、都道府県知事が土壤汚染の調査を命じる。
- (必要性)  
汚染土壌がある土地の形質が変更される場合、土壌の特定有害物質の地下水への浸透、汚染土壌の搬出による汚染の拡散のおそれがあることから、土地の形質の変更時に土壤汚染の調査を行うこととする。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 環境省令で定める届出書（A4版1枚程度）に必要事項を記載し、これに形質変更の場所を示した図面（地図の写し）を添付する程度の軽微な負担が発生する。</p> <p><b>【行政費用】</b> 上記届出書を受領した都道府県知事は、当該土地が環境省令に定める土地（土壤汚染のおそれのある土地）に該当するか否かを確認する程度の軽微な事務的負担が発生する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> なし。</p>	<p>建物が建ってから土壤汚染が判明した場合には、その調査及び対策について、建物を解体するなど不要な経費が必要となることを防止できる。</p>	<p>近年、マンションや宅地の敷地内で土壤汚染が発見され、その調査及び対策のため、建物を撤去せざるを得なくなるといった事案が発生しているが、本制度を新設することにより、建物を建てる前の土地の形質変更（基礎工事）段階で土壤汚染の有無を確認できることとなり、当該調査及び対策に係る費用が削減可能となる。</p>	<p>《代替案》 土地の形質変更を行う者に対する行政指導により、一定規模以上の土地の形質変更時においては、土地の形質変更を行う者が土壤汚染のおそれの有無を確認し、おそれがある場合には、土壤汚染状況調査を実施するよう促す。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> 行政指導に基づき、土地の形質変更を行う者が、土壤汚染のおそれの有無を自ら確認しなければならないことになるため、左記よりも多くの負担が発生する。</p> <p><b>【行政費用】</b> 都道府県知事が、土地の形質変更者に対し、個別に指導を行わなければならない、また一定規模以上の土地の形質変更の契機を把握する必要があるため、左記よりも多くの行政負担が発生する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> なし。</p> <p>《便益の分析》 行政指導では、一定規模以上の土地の形質変更の契機を確実に把握することができず、確実に土壤汚染状況調査の実施を担保することができない。</p>	<p>附則の規定に基づき、この法律の施行5年後（平成27年頃）を予定。</p>

(注) 1 環境省の規制の事前評価書（平成21年3月3日付け環境政発第090303001号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

<b>政策の名称</b>	規制区域の汚染土壌の搬出に関する届出制の新設	<b>評価の対象とした 法令の名称</b>	土壌汚染対策法	<b>府省名</b>	環境省
--------------	------------------------	---------------------------	---------	------------	-----

**規制の目的、内容及び必要性等**

(目的)  
措置実施区域又は形質変更届出区域（以下「規制区域」という。）内の土地の土壌を搬出する行為について、規制を新設し、汚染土壌の適正な処理を図る。

(内容)  
規制区域内の土地の土壌を搬出する場合には、事前に都道府県知事に届け出なければならないこととし、その処理が許可業者でない場合又は運搬方法が環境省令で定める方法でない場合には、その方法の変更を命令することができることとする。  
また、搬出する場合には、その運搬及び処理を行う者に対して管理票の交付、保管、送付の義務を課す。

(必要性)  
規制区域から搬出された汚染土壌が不法投棄等されることによる汚染の拡散を防止する必要がある。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 環境省令で定める届出書（A 4 版 1 枚程度）に必要事項を記載し、これに運搬又は処理の委託を行った契約書等既存の資料の写しを添付する程度の負担が発生する。ただし、現行法においても、法第 9 条第 1 項本文の環境省令で定める事項として、汚染土壌の搬出先等を届け出ることとしているため、実質的な負担は、それほど変わらないものと考えられる。また、管理票についても、現行法における環境省告示の規定により、搬出する汚染土壌の処分に係る確認を行っているため、実質的な負担は、それほど変わらない。</p> <p><b>【行政費用】</b> 上記届出書を受領した都道府県知事は、当該汚染土壌の運搬及び処理の方法が適切なものかを確認する負担が発生するが、現行法においても、上記のとおり、現行法第 9 条において同様の義務を行っており、その事務的負担は、それほど変わらない。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> なし。</p>	<p>汚染土壌が不適切な方法により運搬又は処理された場合には、当該汚染土壌の除去の他、投棄等された場所の浄化処理の費用も要することとなることから、事前の届出及び管理票による管理を行うことにより、こうした汚染土壌の除去や浄化処理に要する費用の発生を未然に防止することが可能となる。</p>	<p>近年、残土処分場や埋立地において土壌汚染が発見され、その原因者の特定と土壌汚染の状況調査及び撤去のため相当の費用が必要となっている。本制度を新設することにより、こうした汚染土壌の不適正な処理を防止することが可能となる。また、管理票の導入により、原因者の特定も容易となる。管理票及び搬出の届出に必要な事務は、簡易なものであり、汚染土壌の不適正な処理が行われてしまった場合に必要の処理費用に比べ、遙かに少ない費用で対処できるものである。</p>	<p>《代替案》 規制区域から搬出された汚染土壌が不法投棄等されることを防止するため、行政指導により、汚染土壌の適正な処理を実施するよう促す。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> 行政指導により、運搬基準の遵守や管理票の運用を行うことになるため、上記と同程度の負担が発生することになる。</p> <p><b>【行政費用】</b> 対象者に対し、個別に指導を行わなければならないため、上記よりも多くの行政負担が発生する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> なし。</p> <p>《便益の分析》 行政指導に従わない場合は、汚染土壌の適正な処理を実施させることが困難であり、汚染土壌による汚染の拡散を防止するための措置の実施を担保することができない。</p>	<p>附則の規定に基づき、この法律の施行 5 年後（平成 27 年頃）を予定。</p>

(注) 1 環境省の規制の事前評価書（平成 21 年 3 月 3 日付け環境政発第 090303001 号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

<b>政策の名称</b>	汚染土壌処理業に関する許可制の新設	<b>評価の対象とした 法令の名称</b>	土壌汚染対策法	<b>府省名</b>	環境省
--------------	-------------------	---------------------------	---------	------------	-----

**規制の目的、内容及び必要性等**

(目的)

汚染土壌の処理に関して一定の能力を有する者のみが汚染土壌の処理業を行えることとし、汚染土壌の適正な処理を図る。

(内容)

一定の汚染土壌の処理の能力を有する者が施設を設置して、汚染土壌の処理の業務を行おうとする場合には、都道府県知事の許可が必要なこととする。

(必要性)

汚染土壌の不適正な処理を行う者を排除し、汚染土壌の適正な処理を図る必要がある。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 環境省令で定める届出書（A4版1枚程度）に必要事項を記載し、これに処理施設の構造に関する書類等既存の資料の写しを添付する程度の負担が発生する。ただし、現行法においても、環境省告示において、汚染土壌処理施設を設置する場合は、必要な書類を提出し都道府県知事の認定を受けることとしているため、実質的な事務的負担は、それほど変わらない。</p> <p><b>【行政費用】</b> 上記申請書を受領した都道府県知事は、当該汚染土壌処理を行う者が法第22条第3項の許可基準に適合しているかを確認し、適合している場合には、許可を行うこととなるが、上記同様、現行法と同程度の事務的負担となる。（都道府県知事は、条例により手数料を徴収することも可能）</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> なし。</p>	<p>汚染土壌が不適正な方法により処理された場合には、当該汚染土壌の除去の他、投棄等された場所の浄化処理の費用も要することとなることから、許可業者による汚染土壌の適正な処理を行うことにより、こうした汚染土壌の除去や浄化処理に要する費用の発生を防止することが可能となる。</p>	<p>近年、残土処分場や埋立地において土壌汚染が発見され、その原因者の特定と土壌汚染の状況調査及び撤去のため相当の費用が必要となっている。本制度を新設することにより、無許可業者による不適正な処理及び不法投棄行為を防止することが可能となる。</p>	<p>《代替案》 汚染土壌を処理する施設を設置しようとする場合には、都道府県知事に届出を行うこととする。</p> <p>《費用の分析》 <b>【遵守費用】</b> 届出制とした場合でも、上記の許可制とした場合と同程度の申請内容を確認する必要があるため、同程度の事務的負担が発生する。</p> <p><b>【行政費用】</b> 届出制とした場合、届出内容を確認するために人件費が必要となるが、届出制となることで、手続きに関する手数料を徴収することができなく、結果的に上記と比較しより多くの行政負担が発生する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> なし。</p> <p>《便益の分析》 許可制とした場合、事前措置として不適格な事業者を排除することができるが、届出制とした場合は、事後の対応となり排除ができないため、汚染土壌の不適正な処理を未然に防止することができず、結果的に汚染が拡散してしまうおそれがある。</p>	<p>附則の規定に基づき、この法律の施行5年後（平成27年頃）を予定。</p>

(注) 1 環境省の規制の事前評価書（平成21年3月3日付け環境政発第090303001号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

<b>政策の名称</b>	指定調査機関の指定に関する更新制等の新設	<b>評価の対象とした 法令の名称</b>	土壤汚染対策法	<b>府省名</b>	環境省
--------------	----------------------	---------------------------	---------	------------	-----

**規制の目的、内容及び必要性等**

(目的)

土壤汚染状況調査を行う指定調査機関の技術的能力の確保を図る。

(内容)

指定調査機関について、5年ごとに指定の更新を受ける義務、技術管理者の設置義務、記録の作成及び保管義務を新設する。

(必要性)

指定調査機関の土壤汚染状況調査に必要な技術力の確保を図り、適正な土壤汚染状況調査の実施を図る必要がある。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b>  指定の更新については、環境省令で定める届出書（A4版1枚程度）に必要事項を記載し、これに既存の書類の写しを添付する程度の負担が発生する（現在約1,600機関が指定）。記録の保管については、通常、企業として行っている業務日誌、契約書の保管程度であり、特段の費用は生じない。また、技術管理者についても、指定調査機関に所属している技術者自身になることも可能であり、通常の調査機関であれば、特段の費用は生じない。</p> <p><b>【行政費用】</b>  申請書を受領した環境省は、指定の基準に適合しているか等を確認し、適合している場合には、指定の更新を行うこととなり、この手続きに伴う事務的負担が発生する。  （手数料を徴収することも可能）</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b>  なし。</p>	<p>指定調査機関による調査の制度を一定に保つことが可能となり、不適切な調査が行われた場合の再調査に必要な費用を削減できる。また、立入調査の際にも適切な土壌汚染状況調査が実施されているかを容易に確認することが可能となり、行政の費用を軽減できることとなる。</p>	<p>近年、指定調査機関に対する技術能力不足を指摘する声があることから、この制度を新設することにより、指定調査機関の技術的能力の確保が図ることができることとなる。指定技術調査機関の技術能力が欠如していた場合、同機関に調査を依頼する土地の所有者等が被害を被ることから、指定調査機関の技術力を一定以上に保つ必要がある。</p>	<p>《代替案》  行政指導により、指定調査機関の土壌汚染状況調査に必要な技術力の確保を図る。</p> <p>《費用の分析》  <b>【遵守費用】</b>  行政指導により、記録の保管や技術管理者の設置を行うことになるため、上記と同程度の負担が発生することになる。</p> <p><b>【行政費用】</b>  指導が必要な指定調査機関を探し、その技術力を審査・確認し、必要な指導を行わなければならないことから、上記よりも多くの行政負担が発生する。</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b>  なし。</p> <p>《便益の分析》  行政指導では、これに従わない場合の担保措置がなく、指定調査機関の技術力を確保することができない。</p>	<p>附則の規定に基づき、この法律の施行5年後（平成27年頃）を予定。</p>

(注) 1 環境省の規制の事前評価書（平成21年3月3日付け環境政発第090303001号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

政策の名称	製造、使用、輸出入を制限する残留性有機汚染物質の指定に関する措置の新設・拡大	評価の対象とした法令の名称	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令	府省名	環境省
-------	--	---------------	--------------------------	-----	-----

### 規制の目的、内容及び必要性等

(目的)

有害な化学物質の製造輸入に制限を設けるとともに、全ての化学物質の評価を行うことを通じて、環境汚染を通じた人体又は環境への悪影響を未然に防止する。

(内容)

○ストックホルム条約の決定に基づき、下記の措置を行う。

- ①新たに条約の対象となる12物質を第一種特定化学物質に追加指定
- ②当該物質を含む製品のうち、輸入禁止製品を追加指定
- ③当該物質の使用を認める用途の指定
- ④当該物質を含む製品のうち、表示義務・基準適合義務が課せられる製品を指定

○化学物質審査規制法の改正に伴い、下記の措置を行う。

- ①第二種特定化学物質を含有する製品のうち、取扱いに関する技術上の指針を公表する製品を指定
- ②届出を求める「一般化学物質」及び「優先評価化学物質」の閾値を指定

(必要性)

○ストックホルム条約第4回締約国会合において、新たに12物質が条約における廃絶・制限の対象物質となったことを受けて、化審法で担保する必要がある。

○WSSDで合意された国際目標（2020年までに、すべての化学物質による人の健康や環境への影響を最小化）の達成に向けて、化審法において一般化学物質及び優先評価化学物質の閾値を定める必要がある。

費用の分析	便益の分析	費用と便益の関係の分析	代替案との比較	レビューを行う時期又は条件
<p><b>【遵守費用】</b> 新たに指定された第一種特定化学物質及びその含有製品の取扱事業者及び届出者に対して、下記のコストが生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可に係る事務作業等のコスト</li> <li>・代替物質への転換に向けたコスト</li> <li>・製品中における物質の有無を確認するコスト</li> <li>・基準適合義務と表示義務を遵守するコスト</li> <li>・技術上の指針を遵守するコスト</li> <li>・届出を行うコスト</li> </ul> <p><b>【行政費用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可を行うコスト</li> <li>・使用届出の確認を行うコスト</li> <li>・輸入が禁止された製品であるかの是非について確認するコスト</li> <li>・化学物質の届出を評価するコスト</li> </ul> <p><b>【その他の社会的費用】</b> 特に発生しない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人や環境への悪影響の未然防止及び当該影響の回復に要する費用の低減</li> <li>・消費者の安心感・信頼の獲得</li> <li>・化学物質の適切な管理</li> </ul>	<p>今回の改正案に関して、12物質の製造・輸入事業者や使用事業者等の関連する取扱事業者全般において、許可申請や、製品に関して取扱上の基準に適合し表示を行う等のコストが発生するものの、既述の12物質の製造・輸入実態から考えると過度な負担とはならないと思われる。</p> <p>一方、改正案によって、有害な化学物質の製造・輸入・使用について制限がかかることにより、国民全体がより安全な生活を享受できるという便益が見込まれる。</p> <p>届出を要しない化学物質の閾値については、一般化学物質の有害性等については正確な評価を行い、人体又は環境に生じる影響を広範に把握することができるという便益を比較考量すれば、1トン以上の全ての化学物質について届出を行うことが適当と考えられる。</p> <p>一般的に、過去の公害等にあるように、環境中で分解しにくく生体内で蓄積しやすく、かつ、長期毒性を有する人や環境への被害については、社会全体が被る回復費用等の事後的なコストは高額となりうることを鑑みれば、上記の費用を勘案しても、今次改正案は、妥当なものである。</p>	<p>《代替案》</p> <p>本改正案では、第一種特定化学物質・規制の対象となる含有製品の追加等を行うが、化審法に基づく措置であり、第一種特定物質の選定基準等規制手法等の措置の枠組みそのものは変更していない。また、化学物質の指定や製品の指定は、関係審議会の審議の結果を反映させるものである。したがって、規制の手法についての代替案は想定しない。</p> <p>一般化学物質及び優先評価化学物質の閾値については、代替案として閾値を10トンとすることが想定される。</p> <p>《費用の分析》</p> <p><b>【遵守費用】</b> —</p> <p><b>【行政費用】</b> —</p> <p><b>【その他の社会的費用】</b> —</p> <p>《便益の分析》 —</p>	<p>化学物質の製造、輸入又は使用の動向やモニタリングによる一般環境中での検出状況、新たな有害性情報（発がん性、慢性毒性等）の蓄積、国際的動向、新たな実態の追加的な判明等により、必要に応じて検討を行う。</p>

(注) 1 環境省の規制の事前評価書（平成 21 年 8 月 31 日付け環境政発第 090831002 号による送付分）を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項」を参照

政策評価審査表（規制の事前評価関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「政策の名称」欄	評価書に記載されている規制の新設又は改廃を目的とする政策の名称を記入した。
「評価の対象とした法令の名称」欄	評価の対象とした法令の名称を記入した。
「府省名」欄	評価を実施した府省の名称を記入した。
「規制の目的、内容及び必要性等」欄	評価書に記載されている規制の目的、内容及び必要性等を記入した。
「費用の分析」欄	規制の新設又は改廃によって、発生又は増減することが見込まれる具体的な費用の要素について、その分析の内容を「遵守費用」、「行政費用」及び「その他の社会的費用」の区分ごとに、それぞれ記入した。費用の要素についての説明が評価書に記載されていない場合は、「－」を記入した。 費用の要素の分析の対象とする期間が評価書に記載されている場合は、その内容を記入した。
「便益の分析」欄	規制の新設又は改廃によって、発生又は増減することが見込まれる具体的な便益の要素について、その分析の内容を記入した。便益の要素についての説明が評価書に記載されていない場合は、「－」を記入した。 便益の要素の分析の対象とする期間が評価書に記載されている場合は、その内容を記入した。
「費用と便益の関係の分析」欄	費用と便益の関係の分析（規制によって得られる便益が、当該規制がもたらす費用を正当化できるかどうか）について、その内容を記入した。費用と便益の関係の分析についての説明が評価書に記載されていない場合は、「－」を記入した。
「代替案との比較」欄	ベースライン以外の代替案を設定し、当該案と代替案の比較考量の結果を評価書に記載している場合は、その内容を記入した。代替案についての説明が評価書に記載されていない場合は、「－」を記入した。また、ベースラインを代替案として設定し、当該案との比較考量の結果を評価書に記載している場合も、「－」を記入した。
「レビューを行う時期又は条件」欄	当該規制（新設又は改正）が社会経済情勢に照らしてなお適切であるか否かの判断（レビュー）を行う時期・条件が評価書に記載されている場合は、その内容を記入した。レビューを行う時期又は条件が評価書に記載されていない場合は、「－」を記入した。